

令和3年提案における
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての
関係府省からの第1次回答及び提案団体からの見解等
一覧（160件）

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
1	紫波町、川越市 【重点22】	農地での埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可の不要化	教育委員会等が文化財保護法に基づいて行う、埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、土地の一部を掘削して地下の状況を確認するものにすぎず、短期間で元の原状復旧がされるものであることから、農地法に基づく一時転用許可を不要とすることを求める。	周知の埋蔵文化財包蔵地で開発行為(土木・建設工事等)が行われる場合、早期に教育委員会が試掘調査を実施し、記録保存調査や開発行為の工法等の見直しの可否を確認する必要がある。また、周知の埋蔵文化財包蔵地でなくとも、文化財が埋蔵している可能性がある土地でも開発計画が増加傾向にあり、埋蔵文化財包蔵地の的確な把握のため、教育委員会が試掘調査を行っている。その他、開発行為は伴わないが土地の鑑定評価や学術調査・分布調査等のため、事前に試掘調査を実施しなければならない事例もある。しかし、農地で試掘調査を実施するためには、農地法に基づく一時転用許可が必要であるが、農業委員会等での手続きのため、許可までに1～2ヶ月程度要し、その後の記録保存調査の実施や開発行為等も後ろ倒しとなっている。記録保存調査は、遺跡等の現状保存が不可能な場合に現地を発掘し、痕跡を資料化するものであるが、特に冬季は雪等の影響により実施できないことがあるため、試掘調査の依頼が秋頃にされたとしても、記録保存調査が春以降となり、住宅の建設等が遅れてしまっている事例もある。以上を踏まえ、試掘調査は地方公共団体が行う一時的なものであり、文化財保護制度の中で実施するものであることから、その後無断で別の目的に転用されることも想定されないことを考慮し、農地法上の一時転用許可の取得を不要とすることを求める。 令和2年度における試掘調査の件数: 13件	迅速な試掘調査の実施により、一層の文化財保護が図られることに加え、土地の有効活用促進につながる。また、土木・建設工事等の期間短縮により地域経済の活性化が見込まれる。	文部科学省、農林水産省	盛岡市、須賀川市、佐倉市、柏市、小田原市、長野県、田原市、枚方市、羽曳野市、広島市、山口県、大村市、熊本市	-
2	富山市	ファイナンスリース方式等のPPP手法による事業に対する国の補助金等の適用	農林水産省が所管する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」及び文部科学省が所管する「公立学校施設費国庫負担金」、「学校施設環境改善交付金」について、地方公共団体が資産を保有しないファイナンスリース方式等のPPP手法による事業に対する適用を求める。	我が国においては、厳しい財政状況の中、今後、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化することが予想されており、長期的な視点を持って、統廃合・再配置などを効率的・計画的に行うことが求められている。このような状況の中、地方公共団体が地域の実情に合わせ、公共施設を最後まで保有することなく公共サービスを提供する「公共施設の非保有手法」は、将来的な維持の負担も含め、有効な手法の一つであると考えられる。当市では、このたび、卸売市場の整備に際し、市有地を民間に事業用定期借地として貸付け、そこに民間が市場を建設し、それを市にリースする方式をとることにした。また、今後、公立学校施設の整備にあっても、同方式を活用する事業を検討中である。しかしながら、これらの施設についてファイナンスリース方式等の公共施設の非保有手法による施設整備にあたっては、市が施設を保有する場合と異なり、設計や整備に係る補助金等が適用されないものが大半であるため、イニシャルコストの増大につながり、当該手法の検討が進まない。近年推奨されている公共施設マネジメントの観点からも、人口減少が止まらず、公共施設への需要が変化し得る中で、多様な施設整備手法を促す補助金制度となることが望ましいと考えている。	地域の実情に合わせ、次の点など、ヒト・モノ・カネの最適化・最大活用が図られるようになると考える。 ・ファイナンスリースの場合、地方公共団体等が施設を直接所有しないため、事業期間終了時に施設が不要となった場合は、手放すことが容易となる。(人口増等による一時的な需要の増加に弾力的に対応することが可能) ・施設を民間事業者が保有するため、固定資産税等の税収を見込むことが可能となる。 ・維持管理等の窓口がリース事業者に集約されるため、契約業務の事務負担の軽減が期待できる。	内閣府、文部科学省、農林水産省	伊勢崎市、柏市、川崎市、富山県、豊田市、西尾市、熊本市、宮崎県	○学校空調PFI事業は市保有方式を採用している。 ○当市においては、ランニングコストを含む費用負担の軽減や平準化、維持管理事務の軽減、緊急時の柔軟な対応などの観点から、市有施設整備の一部にリース方式を導入している。 当市における支障事例として、教室不足が予測される学校において、児童生徒数の増加に対応するためにリース校舎を増設したが、「公立学校施設費国庫負担金」を活用できなかった事例や、中学校体育館の空調設備導入の際、リース方式を採用したため、「学校施設環境改善交付金」を活用できなかった事例がある。 ファイナンスリース方式での施設整備も補助制度の対象とすることで、市有施設における整備手法の選択肢が広がる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>農地で埋蔵文化財包蔵地把握のための試掘を行う場合であっても、当該農地の周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れがないかや、試掘後に当該農地が確実に原状復旧されることが担保されているかどうか等については、あらかじめ確認をしておく必要があると考えている。</p> <p>ただし、これら必要事項の確認が、農地の一時転用許可手続きではなく他の代替措置により行うことが可能かどうかについては、今後検討してまいりたい。</p>	<p>埋蔵文化財の試掘調査については一時転用許可を不要とするという理解でよいか。その場合、速やかに措置することとし、その時期について御教示いただきたい。</p> <p>また「他の代替措置」とは、具体的にどのようなものを想定しているか御教示いただきたい。</p> <p>本提案の主旨は公共的かつ短期間で原状復旧される試掘調査実施の迅速化であり、当該手続きの簡素化と期間短縮が必須であることをお含み置きたいといううえで検討願いたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体等の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金は、いずれも、財政法第4条ただし書に基づく建設公債の発行対象経費である。公債は、将来の国民が納める税金により償還されることから、公債の発行により調達した資金を投入したことによる成果は、将来の国民も享受できるものであるべきとの考えに基づき、建設公債の発行対象経費は「公の資産」の形成に資する事業に要する費用に限定されている。</p> <p>リース方式により施設を整備した場合、地方公共団体は当該施設の所有権を有さず、リース期間が終了すれば当該施設を使用する権原を失うことになるとともに、リース方式による施設整備に係る費用は、その性質が維持管理費や手数料等の経費も含む賃借料であって、「公の資産」の形成に資するとは言えない。</p> <p>従って、リース方式による卸売市場の整備及び公立学校施設の整備に要する費用を、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の対象とすることは困難である。</p>	<p>リース方式による施設整備に要する費用が、「公の資産」の形成に資することにはならないため、当該負担金及び交付金の対象としていないとのことであるが、国庫補助については、年々、PPP事業まで対象範囲を広げるものが増加している中、単に補助対象のメニューに追加するのではなく、今回の提案のように、PPP事業の特性に即した内容に見直しが必要とされていることが課題であると考え。公共施設の運営方法が非保有手法など時代のニーズにより多様化する中で、地域の実情に即した公共施設の運営を支援するため、PPPの事業スキームに対応した補助金とするよう、補助対象の見直しに向けて前向きに御検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
3	吉川市、郡山市	特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る公定価格の減算調整措置の見直し	特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る公定価格の減算調整措置について、意図的な受入調整による措置適用の回避を防止し、適正な利用定員の設定及び施設型給付費等の適正化を促すため、指導監督してきたにもかかわらず、利用定員の変更申請等が行われなかった場合には、公定価格を減算調整できることとするなど、一定期間の経過を待たずに減算措置を講ずることができるように仕組みを見直す。	当市には、利用定員を恒常的に超え児童を受け入れているが、定員変更の市の求めに応じず、変更申請を行わない保育所がある。その理由は、公定価格の区分において、高い単価が維持された常態で費用が支給されるためである。恒常的に利用定員を超える特定教育・保育施設等に対しては、公定価格の減算調整措置が講じられているが、当該減算調整措置の適用に当たっては、①直前の連続する5年度間(幼稚園及び認定こども園(1号認定)にあつては2年間)常に利用定員を超え、かつ、②各年度の年間平均在園率が120%以上であることが要件となる。当該保育所は、直近4年は平均在園率が120%を超えていた。令和3年度(5年目)についても、定員を超え利用申込があつたため、市の受入人数の増枠要請にもかかわらず、120%未満となるように意図的に調整を行った。この行為は5年目の平均在園率を120%未満とし、翌年度の減算調整措置の適用を意図的に回避したものと推察でき、子ども・子育て支援法における利用調整の協力義務や国の通知(保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日付け児保第3号))にも反する。また、確認に係る指導監督において利用定員の変更を促しているが、本提案に対する効果的な防止策とならないことから、当該減算調整措置の見直しを求めるものである。	現行制度では、特定教育・保育施設等の利用定員の変更は、当該施設等からの申請によることとされており、市町村が当該申請に関与することは困難である。公定価格上の減算調整措置は、恒常的に定員を超える場合に、施設型給付費等を減算することで、特定教育・保育施設等が利用定員の変更申請を適切に行うよう促す目的で講じられたものと考えられるが、適用要件が厳しく、また、一度要件から外れると期間のカウントもリセットされるため、実効性に乏しい。利用定員の見直しが必要であるにもかかわらず、適切に変更申請を行わない場合や、保育ニーズがあるにもかかわらず、意図的に受入調整を行い、市町村の利用調整に応じない場合についても、当該減算調整措置を適用することが可能となれば、特定教育・保育施設等による恣意的な受入人数の調整を防止し、住民の保育利用ニーズを満たすことにつながるほか、利用定員の変更申請も促しやすくなり、過大に支給されている施設型給付費等の適正化も図れる。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、滋賀県、守口市、高松市、宮崎県、宮崎市、延岡市	○当市においても類似の事例があり、該当の認定こども園は市の定員変更の求めに応じず、令和元年度に減算調整措置の適用を受けたが、その後、わずかな定員変更(変更後も平均所在率が120%未満になるとは思えない程度のもの)を行うことにより、減算調整措置の適用を意図的に回避したものと思われる。○複数年にわたり利用定員を超える児童が入所している施設が県内でも散見され、今後も恒常的に超えることが見込まれる場合は利用定員の見直しを行うよう行政指導監督で市町に対して口頭指摘しているが、本提案で挙げられている背景とおそらく同じ考えのもとに適切な対応がなされず、本来あるべき状態と比較して過大に給付費を支給しているケースがある。
4	宮崎市	マイナンバーカード交付時における暗証番号の設定方法の見直し	交付時来庁方式において、カード交付申請時にあわせて暗証番号を設定依頼する手続きを追加するなどして、マイナンバーカード交付の際に行われる暗証番号の設定について、市町村における事前の設定を可能とすること。また、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領及び公的個人認証サービス事務処理要領等に定める暗証番号の設定手続きに関して、統合端末の操作が困難な利用者に対しては市区町村職員が代行して統合端末の操作を行うことが可能である旨明文化すること。	現在、マイナンバーカードの暗証番号はカード交付時に交付申請者またはその法定代理人が設定することになっているが、統合端末での操作が必須となり、操作困難による窓口の滞留等から住民の待ち時間を増加させている。現状、上記のような支障が月に6,000件程度あり、職員の対応が月に1,000時間程度必要になっている。	申請時来庁方式と同様、カードの交付前設定時に市区町村職員が事前に暗証番号を設定して、手交する運用となれば、住民はもとより、市区町村窓口職員の負担軽減(窓口時間の大幅短縮)につながると考えられる。求める措置の実現により、交付時間が1件に当たり5分程度短縮され、一月当たりの交付枚数が1,500枚程度増加すると見込まれる。 ※1,500枚の根拠…@5分×6,000件=30,000分(削減時間)…① カード交付にかかる時間(全体)…約20分…② ①÷②=1,500枚(新たに交付可能) ※例えば、家族4人(両親、子供2人等)でカード交付に来庁した場合、家族一人ずつ統合端末を使って対応することになるが、1人が暗証番号を設定している時間、残りの3人は何もしないで待つ時間が発生するため、本人確認後にすぐカード手交の流れにすれば住民の待ち時間を大きく改善できる。	総務省	旭川市、秋田市、郡山市、つくば市、東海村、桐生市、横浜市、相模原市、横須賀市、山梨県、長野県、高山市、田原市、枚方市、山陽小野田市、吉野川市、高知県、大牟田市、志免町、大村市、宮崎県、延岡市、鹿児島市	○高齢者等が暗証番号を登録する際に同様の事象が見られる。また交付時来庁方式は交付対象者1名に対し機器1台を占有する交付方法であるため対面することのメリットはあるが対応時間により1日の交付枚数は必然的に決まる。しかし今後現在の資産(機器、人員等)でより多くの交付を期待する場合は今回の提案が有効と考える。事務処理方法を検討した上で取り入れることが必要と考える。 ○マイナンバーカードの暗証番号はカード交付時に交付申請者が、統合端末での操作が必須であり、暗証番号の文字数・機器の操作説明、コロナ感染予防で交付終了後の機器の消毒作業があり、住民の待ち時間や職員の対応時間を増加させている。 ○当市においても、カード交付時の暗証番号設定に係る時間短縮が課題と考えており、あらかじめ暗証番号がJ-LISで初期設定されているものをお渡しし、市民が自宅等から再設定できるような制度をご検討いただきたい。 ○高齢者や子供連れ家族の交付の際は、操作の手間取りや1つの窓口で複数人のカード交付を行うことなどにより、窓口での交付作業が非効率になる場合が多く、特に家族連れが多く来庁する休日開庁の際は、窓口が混雑する状況もあることから、窓口滞留時間短縮のため、提案の手続き追加が必要と考える。なお、実現にあたっては、暗証番号をJ-LISで事前設定するなど、市町村の事務負担を軽減する方策も併せてご検討いただきたい。
7	越谷市	保育所等における転園元と転園先の施設間同士の情報提供に係る規定の見直し	保育所及び地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)において、利用児童が他施設に転園した場合、転園元の保育所等の設置者が、転園先の施設に保育所児童保育要録を送付することを規定する。(任意規定ではなく、保育所保育指針等において義務として規定する。)	就学前の子どもが利用する施設のうち、幼稚園は学校教育法施行規則第24条第3項、幼保連携型認定こども園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第30条第3項に基づき、それぞれ「指導要録の写しを転園元から転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない」こととされている。一方、保育所等については、保育所保育指針において、就学時に保育所等から小学校に保育所児童保育要録を送付することが規定されているのみであり、転園に伴う児童保育要録の共有については規定されていない。そのため、保育所等から別の施設に転園したようなケースにおいて、転園先で転園前の様子が分からなかったり、伝えたい子どもの状況が伝えられなかったりするといった支障が生じている。保育所等についても、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期にその生活時間の大半を過ごす場であり、施設間の引継ぎを円滑に行う必要がある。また、地域型保育事業所の大幅な増加により、地域型保育事業所を利用する機会も増えているため、今後さらに施設間同士の情報提供の仕組みが重要となると考える。	転園先で転園前の様子を把握することで、他の保育所等から転園してきた子どもが新しい施設で円滑に生活をスタートさせることができる。また、アレルギー等に関する配慮事項について具体的な引継ぎがなされ、アナフィラキシーをはじめとする事故防止を図ることができる。これらは、全ての保育所等において取り組まれることにより十分効果を発揮するものであると考えられることから、任意規定ではなく義務規定とすることが望ましいと考えている。また、幼稚園及び幼保連携型認定こども園では従前から義務規定として定められているため、保育所等においても義務規定として定めることにより、就学前の子どもが利用する施設間での整合が取れるものと考えている。	内閣府、厚生労働省	宮城県、富津市、中野市、豊橋市、たつ市の市、和歌山市、香川県、高松市、宇和島市、熊本市、宮崎県	○改定された保育所保育指針には保育所が教育施設であることが記された。要録送付が義務づけられている幼稚園、認定こども園同様、保育所も義務づけられることで、すべての子どもの転園時が円滑に図られるものと考えている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>保育所等においては、利用定員の範囲内で子どもを受け入れることを原則としているが、年度の途中で保育の実施が必要な子どもが生じた場合の対応や待機児童の解消のため、設備運営基準を満たした上で、利用定員を超えた子どもの受入れも可能としている。</p> <p>公定価格では、この場合において、必要な職員体制の確保や、子どもの受入れのインセンティブといった観点から、利用定員の定員区分に基づき適用される単価により施設型給付費等を支給し、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合には減算する仕組みを設けている。</p> <p>※一方で、この仕組みは、減算が行われるまで定員変更を行うことを妨げるものではなく、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であることを踏まえ、市町村において当該期間の期限が到来する前に利用定員の変更を促すことは可能である。</p> <p>なお、市町村は、児童福祉法に基づき、保育ニーズに対応した受け皿の整備を行うこととされており、定員超過が続く場合においては、保育の受け皿整備等により、その解消を図ることが考えられる。</p>	<p>当市におきましても、ご回答のとおり利用定員の超過が継続している保育施設に対して、度々、利用定員の変更を要請しておりますが、当該保育施設が応諾しない状況にあります。</p> <p>当該保育施設は、子ども・子育て支援法における協力義務や国通知「保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日付け児保第3号)」に反する状況を理解しておりますが、減算措置が適用されないように、5年目に意図的に受入人数を調整しております。</p> <p>ご回答のとおり、子どもの受入れに対するインセンティブの意図は理解できるものの、このような行為が継続することは、適正な給付費の支給と利用調整に支障をきたすものであるため、提案のとおり、一定期間の経過を待たずに減算措置を講ずることができるように仕組みを見直すようお願いするものです。</p> <p>また、保育ニーズに対応した受け皿づくりについては、待機児童数が低水準で推移していること、特定園に申込が偏ること、今後の児童人口の推移を踏まえた場合に、直ちに新設する状況になく、現行制度の枠組みにより市として適切に対応しているものの、解決に至らない状況にあるための提案であることをご理解いただくようお願いいたします。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、都市自治体がこれまでから行っている待機児童解消を目的とした弾力的運用については利用調整を行っていることから、待機児童解消を目的として行う弾力運用については考慮する必要があるとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>
<p>マイナンバーカードの暗証番号は、カードの所持と併せて確実な本人確認を行うための重要な要素であることから、交付時来庁方式におけるカード交付申請時に暗証番号を届け出ることについては、暗証番号の意義を損ねることとなるため、適当ではない。</p> <p>また、カードの暗証番号の設定については、原則として交付申請者又はその法定代理人が自ら行うこととされているが、昨年12月に個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平成27年9月29日総行中第137号総務省自治行政局長通知)を改正し、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、市町村職員が必要な補助を行うこととして差し支えないことを示しているところ。</p> <p>電子証明書に係る暗証番号の設定は、個人番号カードにかかる暗証番号の設定と同様、申請者にタッチパネルを操作させることとしているが、例えば、暗証番号の変更であれば、公的個人認証サービス事務処理要領(平成16年1月5日総行自治行政局長通知)に「暗証番号変更が困難な利用者に対してはタッチパネルの操作を支援し、やむを得ない場合は代行する。」と規定しているところであり、電子証明書の発行時の暗証番号の設定においても同様の運用を認めることは差し支えないと考えている。</p>	<p>交付時来庁方式において、仮に事前に暗証番号を設定したとしてもカード交付時には、交付通知書及び官公署が発行した身分証明書等(原本)で本人確認を行うとともに、顔認証システムにより個人番号カードに添付された写真と交付申請者との同一性を画一的に確認(類似度を数値で画面表示)し、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいた厳格な確認により交付の可否判断をしており、「確実な本人確認」という点では問題ないと思われるため、交付時来庁方式において、カード交付申請時の暗証番号の届出及び市町村における事前の暗証番号設定を可能としていただきたい。なお、カードを所持するためには必ず最低1度は来庁して市区町村職員が窓口で本人確認をしているにもかかわらず、本人以外がカードを所持する想定をしている理由をご教示いただきたい。</p> <p>また、暗証番号の意義とは何かをご説明いただきたい。暗証番号の意義の話をされるのであれば、まずはパスワードポリシーを策定すべきではないかと考えるがいかがか。</p> <p>加えて、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平成27年9月29日総行中第137号総務省自治行政局長通知)に示されている「市区町村職員の必要な補助を行うこととして差し支えない」ことについては、「暗証番号の設定を代行して操作する」ことを可能とし、その旨を明文化していただきたい。</p> <p>さらに、電子証明書に係る暗証番号の新規設定の場合も、「暗証番号設定が困難な利用者に対してはタッチパネルの操作を支援し、やむを得ない場合は代行する。」と明文化していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、事務の煩雑化が懸念されるため、事前に十分な周知を図っていただきたいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>
<p>御指摘の保育所児童保育要録については、「最終年度の子どもについて作成すること。」としており、幼稚園や幼保連携型認定こども園における指導要録とは異なり、毎年度作成することを求めている。(「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」(平成30年3月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長通知))</p> <p>御提案のように、転園の際、転園先に保育所児童保育要録等の送付を求める場合、新たに毎年度の保育所児童保育要録の作成を行うこと、又は現に保育所において作成している保育の過程と子どもの育ちに関する記録等を施設間で共有する事が必要となる。このため、保育士の業務負担の増大等につながるものであり、慎重な検討が必要である。</p>	<p>本提案の目的は、転園時における施設間の円滑な情報共有の仕組みの構築であり、必ずしも新たに毎年度の保育所児童保育要録の作成等を求めるものではない。</p> <p>当市では、令和2年から、保護者同意のもと保育所等の設置者が転園先に情報提供を行う取組を開始した。実施に当たっては、保育要録の様式を簡素化したものを転園時用に用意するとともに、伝えたい内容の記載がある書類の写しを添付する形でも構わないこととするなど、事務負担の増大につながらないよう配慮している。この取組について、現場の保育所等からは、「伝えたいことに絞って記入すればよい」ため記入側の煩雑さは感じていない。」「お子さんが1日の大半を過ごす保育所等が変わる場面で、次の環境にしっかり引き継ぐことができる意義を感じる。」との意見をいただいている。このように、例えば既存の児童票の写しを送り合うだけにすると各市区町村の実情にあわせて方法によれば、保育士の業務負担の増大にはつながらないものと考えられる。</p> <p>転園時の引継ぎは、幼稚園や認定こども園では既に行われている取組であり、全ての保育所等が行うことで、市区町村や県をまたぐ場合等を含めた転園時の円滑な引継ぎが可能となることから、全国統一的に仕組みを整備する必要があると考える。また、地方独自の取組においては、児童の情報共有にあたり保護者の同意を得ることは避けられないが、支援・引継ぎが必要な児童ほど同意を得にくいという実情があることから、義務規定化することで、幼稚園や認定こども園では既に行われている取組と同様、保護者の同意なく引継ぎが可能となるようお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
9	福井市	森林の土地の所有者届出制度に係る申請方法の見直し	「森林の土地の所有者となった旨の届出」の市町村への提出について、Excel等の電子データによる提出を可能な限り早期に可能としてほしい。また、届出の様式を林地台帳へ転記しやすいものとしてほしい。	森林の土地の所有者となった旨の届出が書面により提出されることにより、市町村における事務負担が大きい。具体的には、申請書の修正を依頼した際に、書面では再提出までに時間がかかってしまうことや、林地台帳への転記を手入力で行うことによる事務負担が生じている。(当市の令和2年度届出実績:125件2,150筆、届出人への対応、確認及び転記作業に1件あたり約3時間の事務が発生)林野庁通知「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて」(平成24年10月16日付け24林整計第123号)では、「証明書類の書面が必要」「郵送による提出」「記名押印(自署の場合は省略可)」などの記載があり、書面での提出を想定した取扱いとなっている。令和3年5月に公表された行政手続等の棚卸(令和2年度調査)では、「令和4年末まで」に「eメールでの提出を認める」とされているところであるが、市町村の事務負担を考慮し、できる限り早期に実現するとともに、届出の記載内容を林地台帳に転記しやすいように、届出様式を林地台帳の様式と合わせ、そのファイル形式をExcelとしてほしい。	森林の土地の所有者となった旨の届出の電子データ化により、市町村職員の事務的負担が軽減され、行政事務の効率化が図られる。	農林水産省	盛岡市、千葉市、川崎市、新潟県、長野県、豊橋市、京都市、兵庫県、高松市、宮崎県	○当市では、多い月で10件ほど届出があり、一定の事務負担が生じている。 ○当県内においても届出数が多い市では年間180件ほど受け付けており、林地台帳の修正が転記により容易になるのは林地台帳の精度を高めるためにも重要である
10	福井市	子ども・子育て支援交付金実績報告に係る手続の簡素化及び市町村から都道府県に対する実績報告書の提出期限の見直し	子ども・子育て支援交付金について、実績報告に使用されているソフトウェア(Access)の様式の見直し及び市町村から都道府県に対する実績報告書の提出期限の見直しを求める。具体的には、実績報告で使用するソフトウェア(Access)について、データのインポートを容易にする等、入力をサポートする機能の追加を求める。また、市町村から都道府県への実績報告書の提出期限について、国における経費の精算期限である4月30日までの範囲内で、例えば1週間後の4月17日とするなど、提出期限の延長を求める。	子ども・子育て支援交付金交付要綱第10条において、市町村から都道府県への実績報告書の提出期限は「4月10日まで」と規定されており、事業完了から実績報告書の提出期限までの日数が10日間と短いため、委託事業者に対して短期間での書類提出を求めざるを得ない状況である。なかには委託事業者が複数の施設を運営している場合もあり、短期間に複数施設の書類提出が必要となることから、委託事業者に過度な負担が生じている。実績報告書作成に係るソフトウェアについて、国の様式はAccess、都道府県の様式はExcelとなっており、当市においては、同様の内容を2種類のソフトウェア用に2度入力することとなっている。また、国で使用されているソフトウェア(Access)においては、実際の入力作業にそぐわない様式の制限が設定されており、通常の入力作業を行った場合でもエラー表示が出るなど、入力作業の妨げになっている。特に、今年度のコロナ特例措置に係る入力作業においては、様式上の行挿入作業が制限されており、1つの項目を修正するために、最大数千回クリックする必要があるなど操作性に難があった。さらに、放課後児童クラブごとの金額を確認することもできないため、その都度、電卓で確認するか、エクスポートして集計する必要もあり、非常に使いにくい状況である。以上のことより、事業者及び市町村の双方において、短期間での実績報告に係る過度な事務負担が生じているため、実績報告に係る事務の簡素化及び提出期限の見直しをあわせて検討いただきたい。	市町村から都道府県への実績報告書の提出期限が延長することにより、委託事業者に対し短期間での関係書類の提出を求める必要がなくなり、実績報告書に必要な書類の提出漏れや不備等が減少する。また、あわせて実績報告に係るソフトウェア(Access)の様式が見直されることで、市町村における事務負担が軽減され、実績報告書の不備等が減少するとともに、職員の時間外勤務も縮減されると考える。	内閣府	旭川市、岩手県、いわき市、高崎市、川崎市、長野県、浜松市、豊橋市、豊田市、知多市、枚方市、三原市、熊本市、宮崎市	○令和2年度の実績報告では、期限内に提出したにも関わらず、提出後にAccessのバージョンアップがあり、数回の再提出を余儀なくされた。また、バージョンアップによる更新も、実際に更新された事業を再入力することで反映されるものであったため、入力に時間をかける必要があった。これらのことから提出期限の延長または、Accessの利用を再検討していただきたい。 ○提案が実現されれば、当市においても、現状業務の改善、事務量軽減につながる事が期待されると考える。 ○実績報告書の提出期限については、提案自治体と同じように、事業者及び市町村の双方において、短期間での実績報告に係る過度な事務負担が生じている。 ○事業完了から実績報告書の提出期限までの日数が短く、実績額を早期に確定するため、事業者等に短期間で報告を求めるなど関係者の負担がおおきいことから、福井市と同様に提出期限の延長を求める。 また、実績報告書作成に係るソフトウェアについて、国と県それぞれの様式に同じ内容を入力する作業が生じており、職員の事務負担軽減及び重複作業に伴う入力ミス等を防ぐためにも、事務負担の軽減や簡素化を求める。 ○事業者、市町村及び県において、短期間での実績報告に係る過度な事務負担が生じている。 ○子ども・子育て支援交付金の実績報告については、国・都道府県へほぼ同一の報告をするにもかかわらず、国と都道府県の実績報告書作成に係るソフトウェアに違いがあり2種類のソフトウェアに2度入力することとなり、入力作業・確認作業にかなりの時間を要している。 Accessにおいて「内閣総理大臣あて」「都道府県知事あて」2種の申請書・実績報告書を出力できないか。もしくは、国交付要綱に読み替え規定もしくはみなし規定を追加し、国あての申請書・実績報告書の鏡文のみを差替え、そのまま都道府県あての申請書・実績報告書とみなせないか。 ○データの集計を行う際に、エクスポートを行う必要があることがあるが、エクスポートしたエクセルファイルが見つらく、集計にも一工夫が必要な状態である。 ○提出期限が実績年度終了から間がなく、短期間で事務処理する必要があるため、作成書類の確認が十分にできないことから、記載漏れや誤りが発生し、報告後に報告内容の訂正等が生じるなど、同様の支障事例が生じている。 ○実績報告書の期限が短期間で、事業者、市において事務負担が大きく、誤りの恐れがある。また、EXCELとACCESSの様式があることも事務負担の要因であるため、見直しに賛同する。 ○当市においても国及び県で報告様式を作成するソフトウェアが異なっていることで、事務が煩雑になっていることに加えて、実績報告までの期限が短いことにより、年度当初の事務が多忙を極める状況になっている。実績報告の様式、提出方法についても、抜本的な改善を要求したい。 ○民間児童育成クラブの中には保護者会が運営しているクラブもあり、会計の方も就労をしている中、会計書類の提出を短期間で行わなければならないと過度の負担が生じている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>森林の土地の所有者届出については、現時点においても、関係法令（「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）、「農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」（平成15年農林水産省令第21号））に基づき、情報通信技術を利用できることとなっており、書面によらずとも電子データで受け取ることが可能である。</p> <p>このため、eメールでの提出が可能であることについて、「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて」（平成24年10月16日付け24林整計第123号林野庁計画課長通知）を令和3年10月までに改正し記載する予定。</p> <p>また、森林の土地の所有者届出の様式はエクセルの形式によるものでも構わない。</p>	<p>意見なし</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>お問い合わせの実績報告に使用されているソフトウェア（Access）の様式の見直しについては、毎年度のソフトウェア更新にあわせて利用者マニュアルの見直しをしているところだが、本ソフトウェアが市町村の方にとって使いやすく、入力作業を迅速に行うことができるよう、同マニュアルの見直しにいつそう取り組んで参りたい。</p> <p>市町村から都道府県への実績報告提出期限の見直しについては、関係省庁に相談しながら、他の事業の交付要綱状況を見て検討して参りたい。</p>	<p>実績報告の提出期限については、事業者の負担という視点も踏まえた上で、国への報告期限までの中で、可能な限り本交付金の実績報告にかかる関係各所の事務負担が軽減されるよう、期限の延長について実現していただきたい。</p> <p>加えて、利用者マニュアルの見直しだけでは、事務負担軽減の効果は限定的であるため、実際に入力作業にそぐわない現在の様式自体の見直しを検討されたい。その上で、利用者マニュアル見直しとあわせ、その他の添付書類作成に必要な数値を実績報告様式から算出できるようなツールを整備するなど、事務作業負担軽減に資する支援をお願いしたい。また、国と都道府県で用いているソフトウェアの違いからか、同様の内容をAccessとExcelの2種類のソフトウェアにより入力することを求められており、負担が大きいため、国と都道府県間でAccessないしExcelいずれかに報告様式の統一を図られたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 様式の見直しについては、提案団体の提案に沿って、自治体の事務負担を軽減するような方法に見直しを行うこと。 なお、提出期限の延長については、都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
11	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、長野県 【重点36】	住民基本台帳法別表に関する省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令に「公営住宅の家賃等を徴収する場合の氏名又は住所の変更の事実の確認」を追加するなどの改正を行い、公営住宅家賃の徴収事務で現住所を把握する必要がある際に住基ネットを活用できるようにすること。	地方自治法第240条第2項において「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに關し必要な措置をとらなければならない」と規定されている。公営住宅の家賃については、地方自治法第240条で規定するところの「債権」であり、未納が発生した場合は同条第2項及び地方自治法施行令第171条及び第171条の2の規定により必要な措置をとる必要がある。債務者が納入に応じない場合は、訴訟手続きにより履行を請求することとされているが、訴訟を提起する際は債務者の氏名や現住所などを把握する必要がある。また、地方自治法施行令第171条の5による徴収停止を行う場合や、回収が困難な債権について地方自治法第96条第1項第10号の規定により権利の放棄を行う場合も債務者の氏名や現住所を確認する必要がある。(徴収停止の場合は、現住所を確認し、不動産等の財産の所有状況の確認を行う必要がある。権利の放棄の場合は、議決を経るための議案に債務者の氏名・住所を記載する必要がある。)現在、訴訟、徴収停止、権利の放棄を行う場合は、県で把握している住所を頼りに1件ずつ住民票の公用請求を行って対応しているが、債務者がすでに引越しをしている場合などで債務者の現住所の把握がスムーズに行えない実態がある(把握している住所から住所変更をしている場合、変更先の市町村へ再度公用請求を行う必要があり、非常に手間がかかる)。なお、現行制度でも住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定により、条例で規定することにより都道府県知事保存本人確認情報を利用することは可能であるが、債務者が県外に移住してしまった場合は、改めて移住先の市町村へ対し公用請求を行う必要が生じるため、全国照会を容易に行うため省令に規定することが必要である。	求める措置の実現が図られた場合、公用請求を行わずとも、住民基本台帳ネットワークを介した現住所の確認が可能となる。この改正により債権管理に係る事務負担の軽減が図れるとともに、ペーパーレス、公用請求のための通信費等の削減等、事務の効率化が期待できる。	総務省、国土交通省	ひたちなか市、京都府、兵庫県、防府市、山陽小野田市、熊本市、大分県、沖縄県	○当市においても、公営住宅退去者の所在調査については相当期間を有するケースが多い。滞納整理事務負担の軽減のため、省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加が必要である。 ○当県において県営住宅の家賃滞納者等に係る明渡し請求訴訟の提起や債権を放棄するに当たっては、債務者の氏名や現住所(債権放棄の場合は行方不明であること)を確認する必要があるが、県営住宅の名義人(又は元名義人)が既に住民票を県外に異動させている場合があり、その場合は、住民基本台帳ネットワークシステムによる調査をすることができない。この場合は県外の該当市町村長あてその都度住民票を公用請求しなければならず、時間と経費、手間がかかるだけでなく、当該市町村職員の事務の負担増となっていると考えられる。 ○公営住宅の家賃等の未納について、訴訟を提起する際、入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実を把握する上での照会が容易になる。 ○当県において、県営住宅等を退去した家賃滞納者については、滞納指導を行う管理代行者・指定管理者の求めにより県が住民票の公用請求を行っている。令和元年以前に作成された住民票の保管期限は5年とされており、期限切れにより請求できないケースがある。その場合は、実質的に住所調査の手立てがなく、それ以上納付指導を行うことが困難である。求める措置の実現が図られた場合、事務負担の軽減だけでなく、債権回収の実効性の向上が期待できる。 ○住民基本台帳担当部署においては、住民票の公用請求が多く、人件費等の費用もかかることから住基ネットによる照会は効果的であると考えられる。
13	茨木市	地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱及び地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱における補助要件の緩和	国の「地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金」及び「地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金」については、交付の対象を直営で市町村が行う事業としているが、指定管理者制度を導入した市町村についても交付対象とされた。	隣保館の運営のあり方については、現在の市直営だけでなく、地域課題の解決に向けて、地域の関係団体等が担っていくことも検討されていく必要があるが、補助対象が市町村直営に限られているため、指定管理者制度の導入検討にあたっての障壁になっている。現行の制度では、指定管理者移行後は、隣保館運営補助金の適用が受けられないため、市の財政負担が増えることになる。厳しい財政状況の中、市の財政的なデメリットが前提となるため、検討にあたっては大きなマイナス材料となっている。指定管理者制度の導入を可能としている地方自治法の趣旨からしても、交付対象を広げるべきと考えられる。	市が指定管理者制度を導入しても、財源が確保される制度とすることで、施設の運営方法について選択肢が増えるとともに、その受け皿づくりとしての組織の育成について働きかけていくことができ、より柔軟な施設の運営について検討できる。また、地域団体が館の運営を行うことで、より地域課題に密着した事業ニーズへのアプローチが可能になることや、地域事情に精通した人材確保につながり、ニーズと課題に応じた、より柔軟な事業展開が可能となると考えられる。加えて、民間事業者のノウハウを活用した効果的・効率的な運営が期待できる。	厚生労働省	長野県、尼崎市、奈良市、鳥取県、熊本市	○当市の中学校区のまちづくり構想にて、人権文化センター(分館含む)が青少年センターと統合し、複合施設として整備されることが決定している。当該施設の運営方法に指定管理者制度が導入された場合、隣保館に基づく事業を実施するにも関わらず運営補助金の対象外となり、市の財政負担が増えることになる。 ○厚生労働省課長補佐通知によると、「館長が非公務員の場合は、行政が関与できる余地がないため、公設公営には当たらず、設置運営要綱に定める隣保館とは認められないことから、運営費補助金、整備費補助金ともに交付対象外とする」とされているが、指定管理者制度の性質はあくまで委託に準じたものであること、また協定書等において管理・運営の仕様を定めていることから、「行政が関与できる余地がない」との指摘は当たらず、このような理由で指定管理者制度を導入した隣保館を国庫補助対象外とする、隣保館への指定管理者制度導入の妨げとなる。 ○当団体では、令和2年度に他の要望で、隣保館が地域に開かれたコミュニティセンターとして各種の相談事業等を実施するにあたり、各市町が地域の実情に即した対応を行うための体制整備や運営方式(指定管理者制度導入施設における非公務員館長の場合及び役所本庁と隣保館館長の兼務についても補助対象とすること等を含め)を柔軟に選択できる制度見直しを講じられるよう、提案した。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>公営住宅法に基づく公営住宅の家賃等の徴収事務に関して、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとすることについては、その対象となる事務の範囲を含め、必要な対応を検討することとした。</p>	<p>制度改正に向けて、スピード感を持った前向きな対応をいただきたい。併せて、今後の検討及び制度改正のスケジュールについてお示しいただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>隣保館は、平成8年の地域改善対策協議会意見具申の趣旨を踏まえ、行政が主体となって取り組んでいるものであり、各地域における地域住民の身近な相談機関として、地域住民の理解と信頼関係を踏まえた支援を行うことが求められている。</p> <p>このため、隣保館設置運営要綱において、運営方針として「地域住民の理解と信頼関係を得つつ地域社会に密着」することとしており、これまでの地域における継続した活動を通じて、地域住民の理解を得て信頼関係も構築している市町村が、今後も直接責任をもって対応すべきであると考えているところであり、今後も現行の国庫補助の方針の下で、施策の推進を図ることが適切であると考えている。</p>	<p>地域住民の理解と信頼関係を踏まえた支援、また地域社会に密着するという隣保館の取組は、行政だけではなく、指定管理者制度を導入しても、これまで地域において歴史的経過を踏まえて活動してきた団体等において実施が可能であると考え。</p> <p>その際、市は公の施設の設置者として、管理・監督責任を適切に果たすために、指定管理者に対して随時モニタリングを実施し、適正な施設運営とサービス水準の維持向上がなされるよう努めていくことから、責任をもって対応できると考える。</p> <p>また、民営という施設の管理方法であっても、大規模な修繕などハード整備は設置者である市が経費を負担し行うケースが多いことから、施設の管理方法に関わる指定管理者制度とは切り離して考えるべきであり、「地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金」まで、施設の管理が直営であることを要件とすることは、適切ではないと考える。</p> <p>そもそも、地方自治法上、公の施設の管理に対して指定管理者制度の導入は認められているにもかかわらず、隣保館設置運営要綱で実質的にそれが認められていないことは、地方自治の観点からは不適切であると考え。</p>	<p>【尼崎市】 「これまでの地域における継続した活動を通じて、地域住民の理解を得て信頼関係も構築している市町村が、今後も直接責任をもって対応すべき」とあるが、指定管理者制度を導入したとしても、市町村が責任をもって対応していることには変わりなく、指定管理者制度を導入したことをもって国庫補助の対象外とすることは、指定管理者制度の趣旨・意義からして不適切であると考え。</p> <p>なお、厚生労働省の他部局を含む他府省の所管事項において、「指定管理者制度を導入すると市町村が運営に関与できなくなる」と整理されたものはない。また、厚生労働省の他部局を含む他府省の指定管理者制度に係る地方団体向け通知には、「総務省と協議済み」とあるが、本件に係る課長補佐通知にはそれがない。本件について、指定管理者制度や地方財政を所管する総務省とは協議がなされているのか。もし未協議なら、これを機に、総務省の見解もお伺いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
14	茨木市	社会福祉法人及び社会福祉施設等への指導監査等の実地を伴わない手法の検討	社会福祉法人及び社会福祉施設等(保育所・幼保連携型認定こども園・地域密着型特別養護老人ホーム、認可外保育施設・有料老人ホーム、指定障害福祉サービス事業所、指定介護保険サービス事業所等)に対する指導監査・立入調査・実地指導等の実施は、実地による実施が原則とされている。そこで、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、実地によらずとも監査等の実施ができるよう、書面やリモート等による方法も可能としていただきたい。	社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査・立入調査は実地を伴っての実施が原則とされているが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、現地への立入を控えている。昨年度は、法人・施設側からの要望もあり、現地には赴かず、調査票や自主点検表などの書面提出と電話等での聞き取りにより、運営状況の把握を行ったが、監査方法を定めた法令や要綱には、監査方法を実地に限定するものや、実地によらない弾力的な監査も可能である旨を記載していないものが多く、これらに拠ると法定の監査を行えていない状況である。現状も感染収束の気配が見えず、再開できる見通しも立たないため、今後もしばらく実地での監査の未実施が続く可能性が高い。そのため、今般のコロナ禍のような状況下においても法定の指導監査が実施できるよう、現地を伴わずリモート等による実施について検討をお願いしたい。	施設職員や施設利用者等との接触機会を削減でき、感染リスクを大きく軽減できる。また、感染拡大防止の観点に限らず、現地への立入が困難な状況下においても滞りなく監査等を実施できる。さらに、当日の移動時間が省略でき、実施効率が上がると考えられる。	内閣府、厚生労働省	札幌市、郡山市、川口市、富津市、川崎市、福井市、佐久市、関市、浜松市、滋賀県、草津市、八尾市、羽曳野市、府中町、山陽小野田市、徳島県、香川県、高松市、鹿児島市	<p>○令和2年度における本市による指導監査においても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により実地による指導を自粛した事例があった。</p> <p>○新型コロナウイルスの問題により実地による指導監査ができない状況が長期化しており、適切な事業運営が行われているかの確認ができていない、また監査等周期が守られていない状況にあり、監督庁として責任が果たせていないだけでなく法人や事業者も不安に感じている。国としても、現状において有効な指導方法について例示してもらいたい。</p> <p>○当該社会福祉法人は、特別養護老人ホームを経営しており、令和2年度に法人指導監査の対象であったが、老人ホームが医療施設に隣接する形で経営されていたことから、新型コロナウイルス感染症拡大予防を理由として、指導監査の対応を拒否された。厚生労働省が指導監査においては柔軟な対応を求めるとの通知を发出していたことから、令和2年度は当該法人における指導監査を中止し、令和3年度に延期という対応にしたが、今年度においても引き続き指導監査を拒否される可能性が高い。したがって、このような法人への柔軟な対応が可能になることから、リモート監査又は書面監査などの現地への立入を伴わない指導監査が認められることは非常に有意であると考えられる。</p> <p>○提案団体と同様、高齢者施設におけるクラスター発生防止の観点から、家族等であっても入所者との面会を不可とされていた施設もあり、こうした施設側での感染対策が徹底されているなか、必ずしも実地による指導を要するかどうかについては、柔軟な対応とされたい。</p> <p>○特定教育・保育施設、認可外保育施設について、当市でも感染拡大防止の観点により一部施設は現地への立ち入りは行わず、書面提出等で実施を行っており、今後のことも考えると書面・リモートでの実施も可能としていただきたい。</p> <p>○当団体においても、実地での指導監査に制限がかかる中、質問票や自己点検表、備付書類の提出、電話によるヒアリング等によって、施設の運営状況の確認を行ったところであるが、制度上、これらは監査とみなすことができない状況となっている。また、当団体では、島しょ地域などの遠隔地にある施設や法人に対する指導監査を行っているが、コロナ禍において実施を見送った。特に医療資源が乏しい地域において感染拡大防止の観点からリモートでの実施が可能になれば、指導監査を円滑に実施することができる。</p> <p>○介護保険事業所等に対する指導について、令和2年度以降においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、高齢者虐待や不正請求等の重大な法令違反が疑われるものを除き、原則として、事業所の訪問ではなく、来庁による報告等により行わざるを得ない状況が生じている。しかしながら、介護保険法第23条等においては、文書の提出、報告や質問の方法や場所について定めはないものの、国の要綱上、「事業所において行う」ことを念頭においており、来庁による指導や書面指導等、事業所の訪問によらない指導方法については位置付けられていない。新型コロナウイルス感染症が終息した場合であっても、年々増加傾向にある介護保険事業所等に対する指導を着実に行うためには、指導項目の効率化のみならず、指導方法そのものの見直し・検討が必要であり、確認内容によっては、必ずしも事業所の訪問によらない指導でも確認を行うことは可能であることから、実効性が担保されるのであれば、事業所の訪問によらない指導方法についても、要綱上の位置づけがされるべきと考えられる。</p> <p>○監査方法を定めた法令や要綱では、監査方法を実地に限定しているため、これらによると法定の監査を行えない状況である。そのため、今般のコロナ禍のような状況下においても法定の指導監査が実施できるよう、現地を伴わず書面やリモート等による実施情報についても検討をお願いしたい。それにより、実地監査に比べて感染拡大による実施時期の変動リスクを少なくでき、滞りなく効率的に監査等を実施できる。また、感染症拡大時においても接触機会を減らすことができ、感染者発生等の施設運営上のリスクも軽減できる。</p> <p>○当団体においても高齢者施設を中心としたクラスター発生により、現地に向向法人・施設の指導監査の実施が困難な状況になっている。このままの状況が継続した場合、法人における運営状況の確認ができないため、書面やリモートを活用した法人・施設監査について検討するも、現地に向向した監査でない場合は、監査実績としてカウントされない旨、国から見解が示されている。コロナ等の状況下においても、地域の実情に応じた法人等への適切な指導助言の取組みが促進されるよう現地に向向指導・監査の実施に代わる、監査の実施方法について国において検討をお願いしたい。</p> <p>○提案団体と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、現地への立入を控えており、ワクチン接種が進んできているとはいえ、今後しばらくは、実地での監査ができない見込みである。このような状況を鑑み、平時の指導監査方法に加えて今般のコロナ禍のような状況下における指導監査方法について、事務的・財政的な負担にも配慮してお示しいただきたい。</p> <p>○本市においても同様に新型コロナウイルス感染症の影響により実地指導を行えていない状況があるが、書面やリモート等による指導の有効な方法については課題があり、慎重な検討を要すると思われる。</p> <p>○内部通報等による現地確認の必要性が高いと判断される案件については、感染防止対策をした上で行っている。実地指導については、代替手段として、書面による検査と電話確認で行っているが、いわゆる実地指導としてカウントできないのは厚生労働省に確認して承知している。コロナ禍においては、事業所の運営の質を確保するためには書面による検査も有効と考えられるため、実地指導に相当するものとして認めてもらえるとありがたい。</p> <p>○通常時に関しても、例えば過去3年間指導事項等がなく、適正な運営を行っている施設等についても、実地調査を書面やリモートで実施することにより、施設等と行政の事務効率化が図られる。</p> <p>○今般の新型コロナ禍の中、社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査等について、当県は令和2年度において、書面が認められていないもの(社会福祉法人、社会福祉施設のうち児童福祉施設等)について、未実施若しくは例外的に書面により行った。令和3年度は、書面及び施設外での指導監査等を実施している状況。</p> <p>○本市では、実地指導は毎年10件程度実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度の実施件数は1件のみでした。</p> <p>○本市も提案団体と同様の状況にあり、実地指導等の実施を見合わせた場合、サービスの質の確保及び保険請求の適正化について指導をする機会が失われることになると考え、前年度から書面指導という手法で従来の事前提出書類に加え、一連のケアマネジメントプロセスに関する書類も提出していただき(メール可)、電話によるヒアリング及び書類に基づく指導を実施し、場合によってはメールで参考資料を送付するなど、懇切丁寧な指導に努めている。実地で行えない場合を考慮していただき、非常時における柔軟な手法を用いた指導のあり方の検討をお願いしたい。※上記は、定期的な指導を行う場合の事例であり、監査や必要時の現地確認は除く。</p> <p>○令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本市が指定する介護サービス事業者の実地指導を行えていない状況である。</p> <p>○新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、緊急を要する実地指導・指導監査を除いては事業所への立ち入りを中止している。そのため、事業所の運営状況を確認できない状況が継続している。事業所に対する適正な運営指導を行う上で、実地指導が行えない状況下での指導体制の構築について検討をお願いしたい。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【社会福祉法人】 今般の新型コロナウイルス感染症を踏まえて、感染症のまん延を防止する必要性が高く、実地による監査が困難と国が判断する場合には、当該年度において、社会福祉法第56条に規定する社会福祉法人に対する指導監査のうち「一般監査」について、実地による監査に限定しなくても支障がないと所轄庁が判断した法人を対象に、指導監査ガイドラインに沿った監査内容の実効性を確保した上で、書面やりモート方式のみによる監査も可能とする特例的な枠組みの創設を検討することとした。</p> <p>【老人福祉施設等】 老人福祉施設の監査について、定期的に実施する監査は、原則毎年1回、実地での実施を求めているが、前回監査の結果によっては書面による監査を認めている。 介護保険施設等の指導について、コロナ禍の対応として、実地指導は柔軟な対応とすることや、集団指導はオンライン等を活用した方法について検討し実施を求めている。 有料老人ホームの指導について、集団指導はオンライン等を活用した方法を示している。 提案を踏まえ、オンライン等が可能なものは、オンライン等を活用した実施も差し支えないとする旨の通知の発出等を含め、改めて検討する。</p> <p>【児童福祉施設等】 児童福祉施設に対しては、現状、児童福祉法施行令により、都道府県知事が1年に1回以上の実施検査を行うこととしているが、今般の新型コロナウイルス感染症の流行の状況をふまえ、感染拡大防止対策と両立した指導監査の在り方等について検討を行うこととしている。</p> <p>認可外保育施設、及び幼保連携型認定こども園についても、上記児童福祉施設の指導監査の在り方等も踏まえ、必要に応じて検討を行ってまいりたい。</p> <p>【障害福祉施設】 指定障害福祉サービス事業者等に対しては、指定又は施設基準の基本的事項を確認することにより、原則、定期的に実地で指導を行っており、当該指導については、特に利用者等に対するサービス提供状況及び給付費の請求事務が適正に行われているかの確認が重要であり、現地での確認を伴わないリモート等の方法で適切な指導が可能かどうか、慎重な検討が必要であると考えているが、一方で、感染拡大防止の観点も重要であるため、感染拡大防止と両立した指導監査の在り方等について検討を行っていききたい。 (別紙あり)</p>	<p>【社会福祉法人】 概ねお示しのとおり、検討願いたい。 また、書面やりモート方式のみによる指導監査を実施するにあたって、ガイドラインに沿った監査内容の実効性が確保されるための手法についても具体にお示し願いたい。</p> <p>【老人福祉施設等】 一部施設類型においては、条件によっては書面等を活用した監査が既に認められているが、前回監査の結果が不相当であった施設や、新規施設については依然として書面等による監査の対象とできないため、それらも含めて網羅的に取り扱えるように検討願いたい。なお、監査時期の延期は、監査を行うことが困難な事由が長期化した場合の抜本的な解決策とはなり得ないことから、こういった状況下においても適切に監査が実施できるよう書面等による監査を実施できるような取扱いを検討いただきたい。</p> <p>【児童福祉施設等】 概ねお示しのとおり、検討願いたい。 認可外保育施設及び幼保連携型認定こども園についても、児童福祉施設との均衡に留意し実施されるべきと考えるため、同様の頻度・手法で実施できるよう検討願いたい。</p> <p>【障害福祉施設等】 首都圏や関西圏においては昨年より断続的に緊急事態宣言措置、まん延防止等重点措置の対象となり、感染状況が落ち着くことがなく、特に不正が疑われるような事業所への指導をどのように行うべきか苦慮している。今後もしばらく感染収束する見込みも見えないため、次善の策としてリモート等による指導が行えるよう特例的な措置を早急に検討願いたい。</p>	<p>【八尾市】【社会福祉法人】 「一般監査」について実地による監査について、実地による監査に限定しなくても支障がないと所轄庁が判断した法人を対象に(中略)書面やりモート方式のみによる監査も可能とする(後略)とあるが、社会福祉法人の指導監査事務が法定受託事務であることを考えると、『支障がないと判断』することについても、判断するための指標はお示しいただく必要があると考える。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、指導監査等の方法について、有効な具体的方法を示していただきたいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
15	茨木市	保育事業等に関する類似基準に係る省令改正の施行時期の統一	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」において、類似する内容の基準改正を行う場合は、当該基準に係る省令改正の施行時期を統一することを求める。	市町村が「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」を条例で定める場合には、国が定める上記基準に従い又は参酌し定めることとされている。しかしながら、両基準において、共に類似する内容の改正であるにもかかわらず、省令改正の施行時期が異なるため、市町村における条例改正についても別々の時期に行わなければならない状況が生じており、条例改正に係る事務負担が増大することに加え、条例改正に当たり類似した内容にもかかわらず改正時期が異なる理由についての説明を求められるなど、議会での説明に窮している。条例改正の時期については、各自治体の裁量によるところであるが、当該省令には従うべき基準や参酌すべき基準が含まれていることから、各々の省令改正の施行時期にあわせて速やかに条例改正を行う必要がある。	条例改正を同時期に行うことができるため、条例改正に伴う事務及び説明等の効率化が見込める。	内閣府、厚生労働省	旭川市、いわき市、水戸市、前橋市、千葉市、横浜市、川崎市、中野市、大阪府、枚方市、広島市、三原市、松山市、宇和島市、高知県、熊本県、熊本市、宮崎市、鹿児島市	○「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」において、類似する内容の基準改正を行う場合が多いにも関わらず、詳細な内容が公開される時期がそれぞれ異なるため、事務処理や議会対応の中で、事務が煩雑化している現状がある。 ○令和3年3月23日付で厚生労働省が児童福祉法施行規則、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を含む厚生労働省令に関し、電磁的記録等を認める旨の改正を行い、令和3年7月1日施行とされているところである。当市においても関係条例を改正する手続きを行っていますが、内閣府においても、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則について、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正を行う方向で検討を進めており、改正時期が統一されていないことで、条例改正のタイミングがずれ支障が生じている。 ○当市でもそれぞれ条例にて定めており、改正の際は同一の内容であるにもかかわらず、省令改正の施行時期が異なるため、類似した内容を議会へそれぞれ説明しなければならない。事務としても煩雑であるため施行時期の統一について当市としても希望する。 ○当市において、今般、電磁的記録に係る基準省令の改正が行われているが、府令の改正は行われておらず、施行時期は統一することが予定されているものの、公布の時期が異なっており、結果的に条例改正の手続きが間に合わないというケースもある。
17	松山市、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町	児童福祉施設等の衛生管理に係る大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく記録事務等の簡素化	児童福祉施設及び認可外保育施設の衛生管理に係る参考資料である「大量調理施設衛生管理マニュアル」について、衛生管理に関しての点検及び記録の必要性や記録簿等の様式及び保管期間等について、マニュアル策定時点からの食材の保存、運搬技術等の向上も踏まえた上で検討し、可能な限り簡素化することを求める。	児童福祉施設等の衛生管理について、「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生予防について(平成9年6月30日付け通知)」に基づき、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等を用いて衛生管理を行うよう各施設に対して指導監査を行っている。当該マニュアルには、衛生管理に関する調理や保管に係る点検項目や手順が示されていることに加え、点検時にあわせて記録及び記録簿の保管が必要な項目が多数設定されており、例えば、調理従事者の健康状態や食材の温度管理等に関する記録を行う必要があるが、「記録を必要とするものが多すぎる」という現場からの指摘や簡素化の要望を多く受けている。特に、原材料の取扱い等点検表による検収の記録簿の品目ごとの温度の記録や、毎日実施する従事者等の衛生管理点検表、調理器具等及び使用水、調理等における点検表、食品保管時の記録簿、食品の加熱加工の記録簿、検査保管管理マニュアル等、記録事務の負担が大きいことに加え、各記録簿等の書類の保管もままならない状態である。マニュアルが策定された平成9年時点から何度か改正が行われているものの、点検手順や記録項目を追加する方向の検討しか行われておらず、項目を削減するための検討は行われていない。策定時点から考えれば、食材の保存技術なども向上していることから、必要のない又は実態と合わない記載内容もあるのではないかと考えられる。具体的な例としては、生鮮果実・野菜の保存温度について、特に根菜類は基本的に常温で保存されているが、マニュアルに基づき納品時には10℃前後まで温度を下げる必要があり、実態と乖離した管理項目となっている。また、前述のような管理項目の削減とあわせて、記録簿等様式の統合や押印の省略等を含めた様式の簡素化や保管期間の短縮についても検討いただきたい。当該マニュアルはあくまで参考であり、市町村において独自に管理・記録項目を簡素化することを妨げるものではないとの指摘も想定されるが、児童の生命・身体の安全に係る重要なものであるため、各市町村において独自に国の示すマニュアルを変更することは事実上困難であることから、国において必要な見直しを行っていただきたい。	現場の実態等を踏まえて衛生管理マニュアルを簡素化することで、衛生管理に関する事務作業及び保管の負担が軽減され、児童福祉施設等における衛生管理をさらに推し進めることができる。	厚生労働省	旭川市、横浜市、川崎市、和歌山市、香川県、宮崎市	○大量調理施設衛生管理マニュアル標準作業書のすべての工程が必ず必要か再検討していただきたい。例えば、調理台の水洗いは3回以上行うことが記載されているが、本マニュアルのⅡ5(1)⑩に記載があるドライシステムと調理台の水洗いを3回以上行うことは両立が難しく、工程の簡素化と現状に合わせた工程の検討をいただきたい。 ○平成9年度以降、保育・教育施設等では大量調理施設衛生管理マニュアルに準じて衛生管理を行っていますが、令和3年6月施行の食品衛生法の一部改正によりHACCPに沿った衛生管理が義務付けられました。HACCP導入に伴い、従前以上に調理工程ごとの温度の測定や記録が求められ、その対象項目も増えています。調理の現場では、限られた調理従事者が限られた時間の中で離乳食、乳・幼児食、おやつを作る必要があり、この状況下では現場の負担が非常に大きくなります。また、検査(検査用保存食)は、50g程度保存できない乾物等も1食分の保存を求めている(園児の乾物の1食分は0.1～5g程度)など、現場の実態に即していない状況もあります。そのため、現場の実態に合った取扱いにしていきたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>御指摘の「家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準」など、今後類似する内容の改正を行う場合には、各基準省令の所管省庁間で、改正内容や時期について情報共有等を行うなど、緊密に連携を図りつつ、適切に対応してまいりたい。</p>	<p>条例改正を行うにあたっては、議会上程に係る事務や準備に費やす時間が負担になっていることを理解いただいた上で、回答のとおり今後類似する内容の改正を行う場合には、各基準省令の所管省庁間で、改正内容や時期について情報共有等を行うなど、緊密に連携を図りつつ、適切な対応をお願いしたい。</p> <p>また、基準省令の改正の公布から施行までに十分な期間を設け、市町村が条例改正を行うにあたり、十分な準備期間が持てるよう検討をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)が令和3年6月1日に完全施行され、HACCP(ハザップ)に沿った衛生管理が、営業以外の場合で継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設(以下「集団給食施設」という。)においても実施することが求められるようになりました。</p> <p>集団給食施設におけるHACCPに沿った衛生管理については、令和2年8月5日付け事務連絡「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて(情報提供)」にて示すとおり、中小規模等の集団給食施設(同一メニューを300食以上又は一日750食以上提供する調理施設以外の施設)においては、大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添 最終改正:平成29年6月16日付け生食発0616第1号)によらず、関係業界団体等が作成し厚生労働省が内容を確認した手引書(小規模な一般飲食店向け、旅館・ホテル向けの手引書等)を参考にし簡略化した方法により、衛生管理を実施することが可能となっています。こうした運用に沿って、中小規模等の児童福祉施設等においても、大量調理施設衛生管理マニュアルではなく、当該手引書を参考に簡略化した方法による衛生管理を実施いただけます。</p> <p>例えば、大量調理施設衛生管理マニュアルにおいては、衛生管理の実施記録は9つの様式で示しておりますが、「小規模な一般飲食店向け」の手引書においては、「一般的衛生管理(検収の記録や従業員の健康管理など、どの食品についても行うべき共通事項)の記録」と「重要管理(食品の調理方法にあわせて行うべき事項)の実施記録」の2つに集約されました。記録を求めている各事項についても、「良・否」のいずれかに丸印を記載することにより、記録できるようにするなど簡略化が図られております。</p> <p>これら手引書については、どなたでも自由に活用いただけるよう厚生労働省のホームページ上で公開しているほか、児童福祉施設の給食関係者等を対象とした研修等で周知しています。(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」(小規模な一般飲食店向け) https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000479903.pdf ・「旅館・ホテルにおけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理手引書」 https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000489843.pdf <p>なお、従来通知している大量調理施設衛生管理マニュアルに従って衛生管理を実施している場合は、当該マニュアルがHACCPの概念に基づき策定されていることから、新たな対応は生じません。</p>	<p>当該手引書について、回答いただいたとおり簡略化した方法による衛生管理が示されているため、内容についてよく確認し、事業者の負担を軽減できるよう簡素化できる内容を検討していきたい。</p> <p>一方で、具体的な支障事例として示した生鮮果実・野菜の保存温度については触れられておらず、手引書(1)配達された食材のチェックの中で「決められた保存温度で保管されているかなどを確認します」との表現に留まる。そのため、結局は温度管理の方法として、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいて実施する必要があり、実態と乖離した管理項目となっている。</p> <p>このことから、少なくとも前述の生鮮果実・野菜の保存温度管理の項目については、現場の実態に合うよう手引書又は同マニュアルの見直しを検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
18	階上町、八王子市	国税徴収法又は地方税法に基づく徴収職員等への日本郵便株式会社が保有する郵便転送情報の提供を可能とすること	滞納者等の所在をより円滑に把握するため、国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11に基づく、徴収職員又は徴税吏員(以下「徴収職員等」という。)から日本郵便株式会社への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」で明確化すること。	【支障事例】 当町では、町税等の滞納者が住民票を移動させずに転出している場合があり、電話連絡や住所地の訪問、戸籍等の利用をもってしてもなおその所在を特定することが困難になっている事例が存在する。当該事例において、ある滞納者の住所地へ特定記録により書類を郵送したところ、住所地以外へ転送された形跡があったため、所管郵便局に対して、私書箱使用の有無及び転居届の記載内容を照会したが、個人情報保護法及び郵便法の規定による守秘義務の関係から回答不可とされた。 【制度改正の必要性】 上記事例にあつては、後日、滞納者から当町へ転出届が提出されたため所在を特定することができたが、所在特定までおよそ7か月を要することとなった。 【懸念の解消策】 国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11に基づく、徴収職員等から日本郵便株式会社への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便事業分野における個人情報に関するガイドラインの解説」で明確化する。	滞納者等が住民票を移動させずに転出している場合であっても、実生活に必要な高い郵便物については転居届の手続を行っている可能性が高く、郵便の転送情報の提供を受けることにより滞納者等の所在をより円滑に把握することができ、該当者と速やかに接触できるようになるため、滞納整理事務の効率化と直接交渉による納税の履行につながる。	個人情報保護委員会、総務省、財務省	盛岡市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、栃木県、前橋市、高崎市、福井市、山梨県、長野県、上田市、三島市、御殿場市、半田市、豊田市、名張市、宇陀市、山陽小野田市、香川県、高松市、長崎市、山鹿市	○当市においても、住民票を移動させず、市内別住所へ転居又は市外へ転出していると思われるケースが存在する。居住実態がないのに郵便物は返戻とならないため、郵便局へ転送先照会依頼を実施しても個人情報のため回答不可とされる。捜索や訪問等により、本人の現状確認や、滞納税の徴収の可能性も捨てきれないことから、郵便の転送情報の提供を受けることにより、該当者との接触可能性を高め、今後の方針を早期に立てることにより、事務の効率化と納税の履行につながる。と考える。 ○当県においても同様の事例があるため、郵便の転送情報の提供を受けることにより、滞納整理事務の効率化等につながると思込まれる。 ○当市でも同様の事例がある。所管郵便局に対し転送先の住(居)所の照会をしたが、「郵便法第8条の規定により回答不可」とされた。また「転居届の有無及びその記載内容について、届出人(代理人を含む)からの照会には可能な範囲で回答するが、その余は法定に基づく照会であっても、回答は差し控えることとしている」と申し添えがされた。本人に何らかの事情がある、又は意図的に住民票の異動届をせず、郵便局へのみ届出している場合、郵便は届くが滞納解消には至らないことがある。住民票の異動をすることなく、本人確認が必要な手続きや、財産形成等を継続することができる状態となっている。生活の実態がある住(居)所を把握することは、滞納者との接触や、調査、処分に欠かすことができない。転送届の有無、転送先情報は、滞納整理事務に重要な情報であり、事務の効率化につながる。 ○追跡調査の可能性が広がることにより、速やかに交渉を進めることが可能になることから、有効であると考ええる。
19	安城市、福島県、福井市、長野県、静岡県 【重点21】	農業委員会委員の過半数を認定農業者等としなければならないとする法定要件の緩和	認定農業者等が農業委員会の委員の「過半数」を占めなければならないという要件を引き下げることで、または、例外的に委員の過半数を占めることを要しない「認定農業者が少ない場合」の基準を緩和することを求める。	農業委員会等に関する法律第8条第5項は、原則として、認定農業者等が農業委員会の委員の過半数を占めなければならないという要件を定めている。ただし、「区域内における認定農業者の数が、委員の定数に八を乗じて得た数を下回る場合」は、「認定農業者が少ない場合」として、例外的に当該要件を満たさないことができるが、当市の場合はこれに該当しない。 このため、当市では農業委員会の定数14人中8人を認定農業者としなければならないが、8人の認定農業者を選定し、任命することに苦慮している。 任命に苦慮する原因は、現役の認定農業者は、地域の農用地利用改善組合の組合長など、地域の農業団体の役職を務めている者が多く、常日頃本業で忙しいことにある。特に、農繁期の農業委員会業務は負担が大きいため、委員に立候補する認定農業者はほとんどおらず、任命を打診しても多忙を理由に断られることがある。現在は、地元農協や管理組合等からの推薦により、やむを得ず了承し就任してもらっているのが実態である。 一方、経営移譲をした認定農業者の親である元認定農業者は、認定農業者よりも地域の農政に対する知見が豊富である場合が多く、実際に認定農業者等からは、「認定農業者の親であれば支障なく農業委員としての業務ができる」という意見が多い。 こうした元認定農業者や認定農業者の配偶者等は比較的時間的な余裕もあるので、委員に就任しやすく、農業委員会の活動にも専念することが可能と考えられるが、これらの者は同法第8条第5項各号の者ではないため、委員に就任いただくことができない。委員の過半数に認定農業者を任命することとされている趣旨は「農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見を農業委員会の運営に的確に反映させること」であるが、元認定農業者や認定農業者の家族が委員になった場合でも、その趣旨を十分に全うすることは可能であると考ええる。 なお、平成27年の法令改正時から、当市では、認定農業者等の過半数要件を満たすことに苦慮しており、当該改正の5年後見直しにあたり令和3年5月に全国農業会議所から行われたアンケートでも、当市としては、経営が多忙等のため認定農業者に就任を断られると考えられるため、「過半数」の要件が厳しいと回答しているところである。 また、一般的に、世帯主である男性が農業経営改善計画の認定を受けるが、その家族である配偶者等についても、農業に関与している場合が多い。さらに現行制度では女性の意見が農業委員会の運営に反映させにくいという問題もあると考えている。	各市町村の農業事情に応じて委員を選任できる可能性が広がるため、地域によっては、農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見を農業委員会の運営に的確に反映させることが一層できるようになる。また、女性の登用が進みややすくなることにより、女性の視点からの意見が農政に反映される。	農林水産省	札幌市、旭川市、上山市、須賀川市、川崎市、下呂市、田原市、滋賀県、広島市、鹿児島市	○当市は令和2年7月の改選においては、農業委員の過半数以上が認定農業者となり、現状は要件を満たしている。 しかしながら、認定農業者の多くは現役で農業に取り組んでおり本業が忙しい上に、農業関係の役員等を兼務している。多忙を理由に断られ、任命には大変苦慮しているのが実態である。 ○認定農業者の配偶者まで要件を緩和するなど、女性農業委員の登用にに向けて推薦範囲が広がられるよう制度的に緩和することが望まれる。 ○当市では、地域からの推薦により選出される委員がほとんどであり、その方々が認定農業者とは限らないため、過半の要件を満たさなくなる可能性がある。その場合に煩雑な事務手続きが必要となるため。 ○当農業委員会では令和5年度に農業委員の改選の予定がある中、委員定数が削減となることがほぼ確実である。 一方、女性農業委員の割合の増加(目標30%)について常に求められているところ、提案内容にあるとおり認定農業者は男性が登録され、その配偶者である妻は認定農業者でないケースが多く見られる。 本提案が実現すれば、女性委員の登用が進みややすくなることが想定されるため、追加共同提案団体として参画したい。 ※当市の現状 女性農業委員は5名おり、そのうち3名が農業者であるが認定農業者ではない。(残り2名は中立委員) ○当市では、農業委員の任命の際は主に地区会等から推薦をいただいているが、応募段階では認定農業者過半数要件を満たさず、基準を満たす農業者から農業経営改善計画の認定を受けてもらい、なんとか認定農業者過半数要件を満たしている状況である。 国の第5次男女共同参画基本計画では、女性農業委員の登用率を2025年までに20%とする目標が定められており、当市において女性登用率20%を満たすためには定数16人のうち女性委員4人とする必要がある。一般的に世帯主である男性が認定農業者となる場合が多いため女性の認定農業者は非常に少数であり、女性委員4人と中立委員1人が認定農業者でないとする、その他11人中9人が認定農業者である必要があり、現状においては認定農業者過半数要件と女性委員登用率20%の両立は非常に困難である。 ○地区によって認定農業者の人数に差があるため、地区割で委員の選定を行う際に苦慮している。 ○当市においても、現在の農業委員の平均年齢は68歳と高齢であることから、今後の農業委員選任時に提案市と同様の支障が生じることが予想される。また、制度改正による効果の欄に記載がある農業委員の「女性の登用が進みややすくなる」という効果も期待できると考える。 ○当市では、農業委員の定数17名に対して認定農業者は1名しかいないため、認定農業者が過半数を占めなければならないという要件はあてはまらないが総じて認定農業者は多忙であることから任命には苦慮する一面がある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第167号)第13条第10項においては、「事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならない。」と規定しています。</p> <p>これに関し、同ガイドラインの解説(令和2年3月1日総務省)において「法律上の照会権限を有する者からの照会がなされた場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる」としており、御提案の滞納者等の所在把握のための郵便の転送情報の提供については、慎重に対応すべきと考えています。</p>	<p>国税徴収法第146条の2及び地方税法第20条の11の規定に基づく協力要請は、適正な税務行政の運営確保に不可欠な役割を担っており、行政目的を阻害せず、業務上支障がないものについては、守秘義務を理由に協力を拒否することはできないであろうとの考えから、要請を受けた官公署等からの資料提供等の協力を得られることが期待されているものである。</p> <p>転居届に係る照会については、平成29年6月30日、名古屋高等裁判所の判決(差戻審)において、個々の郵便物の内容についての情報ではなく、住居に関する情報であって、憲法21条2項後段の「通信の秘密」や郵便法8条1項の「信書の秘密」に基づく守秘義務の対象となるものではないとの判断がなされている。</p> <p>また、平成28年10月28日第三小法廷判決において、転居届に係る情報は郵便法8条2項にいう「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当するとあるが、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説において、「信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる。」とあり、続けて、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく郵便の転送情報の照会が例として挙げられている。</p> <p>憲法により国民に義務付けられている納税義務を果たし、公平性を確保するためにも肝要であることをご理解いただき、空家等対策と同様の取扱いとなるよう前向きにご検討いただきたい。</p>	<p>【豊田市】 地方税は地方自治体の財政の根幹を成し、地方税の賦課徴収業務は、日本国憲法が保障する地方自治の本旨並びに納税の義務を担保する極めて公益性の高い業務である。</p> <p>地方税の賦課徴収に関する書類(以下「書類」という。)は、納税者に送達することが義務付けられている。これは、書類の送達によって賦課徴収の効果が生じ、同時に、納税者は内容を了知し、不服申し立ての機会を得ることとなるからである。</p> <p>通常、書類は住民登録地に送付するが、明らかに住民票登録地に居住していないことを把握しても、郵便の返戻がされない場合がある。郵便の転居届の利用が推定されるが、現状は回答されないため確認することができない。</p> <p>税の公平性確保の観点から、税の賦課徴収において生活の実態がある住(居)所を把握することは欠かすことができない。回答が得られれば、本人との接触機会の確保や、生活状況の把握、滞納処分が可能となる。</p> <p>また、郵便法8条により守秘義務を負っているとするが、地方税の賦課徴収業務に携わる職員も、地方税法22条により地方公務員法に加重した守秘義務を別で負っている。照会により得た情報は厳重に扱われることとなる。双方が守秘義務を負っており、守秘義務を理由に一律拒否するのではなく、照会事項の秘匿性の程度や、国民の権利救済の実現のための必要性の程度等を踏まえた比較衡量によって、拒否することが正当であるか判断をお願いしたい。租税の賦課徴収という極めて公益性の高い業務に係る照会については、一律拒否ではなく、回答できる方法を検討しその手段を提示していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>
<p>農業委員会法においては、担い手の意見が農業委員会の運営に的確に反映されるようにするため、原則として、農業委員会の委員定数の過半を認定農業者が占めなければならないとしている。</p> <p>一方、農業委員会の区域内の認定農業者が少ない場合には、認定農業者の親族を認定農業者に準ずる者として加えることができる等の例外措置を講じている。</p> <p>現行制度については、上記のような弾力的な措置を講じているところであるが、関係者の意見等を踏まえ、例外措置の在り方を検討してまいりたい。</p>	<p>農業委員の任命にあたっては、原則である「認定農業者等が農業委員の定数の過半を占めること」を満たすために、当市に限らず、共同提案団体など多くの農業委員会が任命に苦慮している状況であります。</p> <p>現行制度においても、一定の要件を満たした「認定農業者が少ない場合」の例外措置があることは承知していますが、以下の理由から、要件の緩和にあたっては、原則である法律改正による抜本的な見直しを求めます。</p> <p>①全国農業会議所が令和2年10月に全国の農業委員会を対象に実施したアンケート結果では、多くの農業委員会が過半数要件の緩和(1,701委員会中993委員会(58%))や認定農業者とみなす者の本則化(1,701委員会中547委員会(32%))を求めていること</p> <p>②元認定農業者、認定農業者の家族や、国・地方の計画に位置付けられた農業者、指導農業者、基本構想水準到達者等については、例外での実績も踏まえれば、原則の場合でも、地域の農業に知見を有するという観点からは、委員資格を有することとしても特段問題ないと考えられること</p> <p>③食料・農業・農村基本計画(令和2年3月閣議決定)において、担い手は、認定農業者、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者となることが見込まれる集落営農、市町村基本構想の水準到達者とされているほか、日本再興戦略に掲げられているKPI(「今後10年間(2023年まで)で全農地面積の8割が担い手によって利用される」)の担い手は、認定農業者、市町村基本構想の水準到達者、集落営農とされていること</p> <p>④認定農業者の多数が男性(当市の場合、認定農業者145名中、男性142名、女性3名)であることから、原則である法第8条第5項の規定は女性委員の登用が進まない一因となっていると考えられること</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 農業委員会委員の過半数を認定農業者等とする要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止もしくは条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
21	東京都	指定給水装置工事事業者の指定に関する手続の見直し	指定給水装置工事事業者の指定に関する手続に当たり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。	【現行制度】指定給水装置工事事業者の指定の申請、更新及び一部の変更の届出に当たっては、水道法施行規則第18条第2項第2号並びに第34条第2項第1号及び第2号により、法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えなければならないと規定されている。 【支障事例】現行制度下では、申請又は届出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、指定給水装置工事事業者の指定の申請等の手続について、インターネットを介した手続の導入可能性の検討に当たり、登記事項証明書及び住民票の写しの添付が必要となるため、それらについて電子的な確認ができるようにしてほしい。	指定給水装置工事事業者の新規指定や更新、一部の変更の届出に当たって、添付書類が少なくなるほか、指定事業者による証明書類の取得作業がなくなるなど、電子化により指定事業者・水道事業者双方の効率化が図られる。	デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省	北海道、旭川市、ひたちなか市、桐生市、千葉県、神奈川県、川崎市、堺市、鳥取県、広島市	○指定給水装置工事事業者の手続きについて、電子化を検討しているが、申請又は届出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを書面を提出する必要があるため、電子化の障害となっている。水道法で定められている諸手続について、国で統一したシステムを開発・導入してほしい。 ○電子化により添付書類の確認等が省略でき、事務の効率化が図られることから、インターネットを介した手続きの導入を求め、導入の際には当市でも活用を検討する。 ○当市においても電子申請システムの導入を検討しているが、法令により、確認書類の原本(法人・登記事項証明書や個人：住民票の写し)が求められている。 【対応】電子申請を導入しても、確認書類の原本が必要なため、別途、事業者に対し、郵送や持参などで提出を求めることになる。これでは事業者や上下水道局にとって、電子申請の導入メリットを享受することができず、効率化を図ることも困難だと考えている。法令改正により電子確認が可能ルール創設を検討していただきたい。
22	東京都	給水装置工事主任技術者免状の交付番号等の確認環境整備	水道法に基づく、給水装置工事主任技術者免状の交付番号等について、水道事業者が、データベース等のオンライン上で確認できるよう、必要な措置を講じること。	【現行制度】指定給水装置工事事業者の指定の申請、更新及び新たな給水装置工事主任技術者の選任等に当たっては、選任等する給水装置工事主任技術者の免状の交付番号等を確認するため、実態として、免状又は給水装置工事主任技術者証の原本の提示又は写しの提出を求めている。 【支障事例】指定給水装置工事事業者の指定の申請等の手続については、免状の交付番号等についても紙面により確認しているが、インターネットを介した手続の導入可能性の検討に当たり、免状の交付番号等については電子的に確認することができないため、電子的な確認ができるようにしてほしい。また、指定の有効期間満了までに行う必要がある更新手続の際、免状の書換え交付手続中の場合等、有効期間満了までに書換え交付等を受けられない場合がある。さらに、免状の返納命令を受けている者をリアルタイムで把握するためにも、免状情報をオンラインで確認することは有効と考える。	指定給水装置工事事業者の新規指定や更新、新たな給水装置工事主任技術者の選任等に当たり、紙面によらずに交付番号等を確認することができ、申請者の利便性が高まる。	厚生労働省	北海道、旭川市、ひたちなか市、桐生市、千葉県、神奈川県、川崎市、名古屋市、稲沢市、堺市、鳥取県、倉敷市、広島市、宇和島市、糸島市	○【現行制度】指定給水装置工事事業者の指定の申請、更新、新たに選任する給水装置工事主任技術者に当たっては、選任する給水装置工事主任技術者の免状の写しの提出を求めている。 【支障事例】現行制度において、選任する給水装置工事主任技術者の免状の写しを紙面により確認しているが、水道事業者が免状の交付番号をオンラインにて確認出来ることで、リアルタイムに免許情報(免許の返納命令を受けているもの等)を確認することは有効であると考え。 ○指定更新手続の際、免状の写しを紛失しているケースがあり、再交付までに更新手続きを受けられない場合がある。 免状の返納命令を受けている者をリアルタイムで把握するためにも、免状情報をオンラインで確認することは有効と考える。 水道法で定められている諸手続について、国で統一したシステムを開発・導入してほしい。 ○電子化により添付書類の確認等が省略でき、事務の効率化が図られることから、インターネットを介した手続きの導入を求め、導入の際には当市でも活用を検討する。 ○当市においても電子申請システムの導入を検討しているが、法令により、確認書類の原本(免状の写し)提出が求められている。 【対応】電子申請を導入する際は、確認書類の(免状の写し)が必要なため、電子データとしてアップロードを事業者にしていただくことになる。 電子申請の趣旨のひとつには、事業者が簡易に手続きを行うことであると考えているので、法令改正により交付番号で確認できるような制度構築を検討していただきたい。
24	福島県、茨城県、群馬県、新潟県	農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きの簡素化	補正予算等で措置された農業農村整備事業(翌債)に係る事故繰越しの事務手続きについて、簡素化を求める。	令和2年度も大型の第3次補正予算が成立したが、予算の成立時期が遅いため、当県としては当該年度及び翌年度で執行(翌債)できることを見込んだ上で予算編成を行っているものの、入札不調などにより工期が確保できず、事故繰越しせざるを得ないケースがある。特に当県の場合、農業農村整備事業に関して、土質や湧き水など当初想定しえない現場条件が着手後明らかになり工事期間に不測の日数を要するケースや、予算編成後に広域的に被害をもたらす突発的な災害(豪雨など)が発生し、建設業者が災害復旧事業を受注した結果、建設業者の確保が困難となり、工期が遅延するケースなどが生じている。こうしたケースでは、当県に帰責事由があるとはいえないにもかかわらず、特に補正予算の成立時期が遅い場合には、執行が間に合わず、事故繰越しが発生してしまう。令和元年度分の事故繰越額としては、予算額の約4分の1を占めており、令和2年度分については、予算額の約半分が事故繰越しせざるを得ない可能性があると思込んでいる。事故繰越しの承認を受けるにあたっては、財務局から13種類の書類の提出が求められており、特に「事故が避け難いことを疎明する資料」や「工程表」等の作成に労力を要し、事務量が膨大となることから、添付書類の省略など簡略化を望む。なお、翌債承認に加え、災害復旧・復興事業の事故繰越しについては簡略化されているところであり、年度末の補正予算による補助事業のように事故繰越しの可能性が高いものについても、災害復旧・復興事業と同様の事故繰越し手続の簡略化を求めるものである。	時間のかかる書類作成や整理を減らすことができれば、行政の負担軽減も見込まれるとともに、事業の円滑な進行により、農業農村地域の基盤整備に資する。	財務省、農林水産省	四日市市、滋賀県、大阪府、大分県、宮崎県、延岡市	○令和2年度の国の3次補正予算は2月県議会で補正を計上したが、成立時期からほとんどを未契約による繰越せざるを得ない状況である。契約後に生じる自然災害等による不可抗力等により、令和3年度末までの繰越後期の延期(事故繰越)を余儀なくされるケースが想定される。地域のニーズにこたえるための農業農村整備事業の円滑な執行のためには、事故繰越は必要であるが、事務手続きが膨大であり、当県においても同様の支障が生じている。 近年の状況は下記のとおりであるが、令和2年度予算については、予断を許さない状況である。 事故繰越発生状況 令和元年度予算:1件 平成30年度予算:1件 ○国では経済対策に伴う補正予算は令和3年度当初予算と併せて15か月予算として打ち出しているが、現場着手後、想定外の出来事により工事期間に不測の日数を要するケースが多く繰越せざるを得ない場合もある。しかしながら、事故繰越の手続きは書類の数も多く事務量が膨大となっていることから、添付書類の簡略化を望む。 ○当県の農業農村整備事業も、令和3年度の実質予算の約5割を補正予算が占める状況である。近年、幸いにも事故繰越が発生した事例はないものの、提案県と同様、不調不落が増加傾向にあり、また想定し得ない案件が発生する可能性も否めないことから事故繰越が発生する可能性が否定できない。 ○当県では、災害や公共工事の集中を起因とした入札不調等の避けがたい事由による事故繰越が例年発生しており、今年度は大型補正と災害復旧工事の本格稼働により、例年以上の事故繰越の発生が想定される。災害復旧以外の事故繰越の承認申請にあたっては、原則事故繰越する地区ごとに、繰越調書、理由書、工程表、経緯書その他財務局が指定する書類を作成する必要があるが、これらの書類の作成に労力を要し、事務量が膨大となるほか、膨大な資料を審査する財務局の審査事務も負担となると思われるため、提出書類の省略などの事故繰越手続きの簡略化を希望する。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>指定給水装置工事事業者の指定に関する水道事業者の手続においては、令和3年3月の水道法施行規則改正により、申請様式における押印を廃止し、電子文書による作成を可能としたところであるが、申請にあたって申請者が法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写しを求めている状況。</p> <p>なお登記事項証明書については申請書に記載された法人の商号(名称)、本店(主たる事務所)及び代表者の氏名を、住民票の写しについては申請書に記載された氏名及び住所を、それぞれ確認することで本人確認を行うことを目的としている。</p> <p>登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続については、令和2年10月26日に運用を開始した国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定である。</p> <p>また、住民票の写し等の添付が必要とされている行政手続等については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条の規定により、手続を受ける行政機関等が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条に定める電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置により、確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、その添付を要しないものとされている。</p> <p>以上を踏まえ、ご要望に応えるべく必要な検討を行う。</p>	<p>指定給水装置工事事業者の指定については、法人又は個人が申請し、指定を受けることが可能である。また、申請者の住所(法人にあっては本店所在地)についても、都内外を問わず指定を受けることが可能である。したがって、登記事項証明書及び住民票の写しについては、法人・個人の別や申請者の住所地により、取扱いが大きく異なることが望ましい。情報連携の仕組みの検討に当たっては、この点を踏まえた上で検討いただきたい。</p> <p>この点、住民票の写しの提出について、マイナポータル又は住基ネットを活用する方法が主に考えられるが、マイナポータルを活用するためにはマイナポータルに対応した専用の申請システムが必要となり、法人と個人とで申請システムが分かれることとなる。こうした点や申請者間でのマイナンバーカードの普及率という点を鑑みると、現時点では、住基ネットを活用した手続のほうが申請者・水道事業者の双方にとって適応しやすいものであると想定されるため、法的な整備を含め早期の連携実現を検討いただきたい。</p>	—	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>給水装置工事主任技術者の免状に記載されている氏名や免状番号については、それらが個人情報に該当することから、原則、免状を取得した本人が厚生労働省に照会することで、メール等で回答することとしている。また、免状の返納命令がなされた場合、その事実と免状に記載されている情報について、厚生労働省から各水道事業者に対し都度情報提供を行っているところ。</p> <p>その上で、いただいた御要望を踏まえ、やむを得ない事情等により、水道事業者が速やかに免状番号等を確認する必要がある場合については、当該水道事業者が給水装置工事主任技術者と思われる本人の合意を得ていることを前提に、水道事業者から厚生労働省にメール等で直接照会して確認することができるようにする等、対応をしまいたい。</p>	<p>給水装置工事主任技術者免状の交付番号については、免状又は給水装置工事主任技術者証により確認しているが、インターネットを介した手続の導入可能性の検討に当たり、現状では電子的な確認手続が存在しないため、電子的な方法による効率的な確認手続の構築が本提案の趣旨である。</p> <p>インターネットを介した指定の申請等の全件について各水道事業者から厚生労働省へメール等により照会することは現実的ではない。現行の仕組みの下で可能な確認方法としては、申請者がスキャナーで読み取った免状の電子データを送信する等の方法が考えられるが、申請者側の設備次第では必ずしも対応可能であるとは限らない。申請者の利便性を高めるためにも、データベース構築に限らずとも、例えば必要な情報が入力されたExcel等に水道事業者がアクセスできるようにする等、確認方法につき再考いただきたい。</p> <p>なお、やむを得ない事情等により水道事業者が速やかに免状番号等を確認する必要がある場合については、御提案のとおり、水道事業者から厚生労働省にメール等で直接照会して確認することができるようにする等の対応についても併せて検討を要望する。</p>	—	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>農業農村整備事業においては、営農に支障をきたさぬよう、かんがい期(一般的に4月～9月)をはずして事業を実施しなければならないこと、また、近年の異常気象(豪雨、台風、地震など)により予算繰越しの件数が増加傾向にあることから、今回の要望を踏まえ、関係省と調整し、必要な対応を検討してまいりたい。</p>	<p>農業農村整備事業の特色をご理解いただき、事業執行を円滑に進めるためにも、関係省間での調整・検討を早急に行い、重複する内容の書類の省略を認めるなど、事故繰越し手続の簡素化について、令和2年度補正にかかる事故繰越し手続から導入していただきたい。</p>	—	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
25	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化(補助申請時の計画書の記載を市町村等の事業主体単位とするとともに、個別地区は一覧表として申請書類に添付すること等)を求める。	農地等災害復旧事業については、補助金交付を受けようとする都道府県は、災害査定時に農林水産大臣に対し、「災害復旧事業計画概要書」及び「災害復旧事業補助計画概要書」(以下「計画概要書」)を地区ごとに提出して事業内容及び事業費の承認を受けており、また、工事発注時の単価変更等により事業費が変更する場合にも、その都度、変更承認を受けている。 その上で、毎年度、補助金の申請を行う際には、改めて「災害復旧事業計画書」及び「災害復旧事業補助計画書」(以下「補助計画書」という)を作成し添付する必要があるが、これらにも「地区単位」ごとに事業費等を記載する必要があるため、特に大災害の発生した際は、地区数に応じて膨大な量の記載が求められている。また、補助金交付内示から交付申請の締切までの期間が数日程度しかなく、県及び市町村等の事業主体は、極めて短期間に膨大な事務手続を行っており、対応に苦慮している。 なお、当県においては、令和元年東日本台風により被災した農地・農業用施設に係る補助金の申請について、令和2年度の場合は、「補助計画書」に約1,300地区分を地区ごとに記載する必要があった。事業主体の数は46であったため、事業主体ごとに「補助計画書」に記載すればよいこととなった場合は、大幅に負担が軽減される。 このため、事前に地区ごとの「計画概要書」を提出し、変更がある場合には変更承認を受けていることを踏まえ、補助金申請時に提出する「補助計画書」の記載を地区単位から事業主体単位に変更し、地区ごとの記載を省略することを求めたい。なお、必要があれば、個別地区ごとの申請年度の要求事業費の一覧等を添付することとしたい。 また、「補助計画書」に「前年度までの配分事業費」、「当該年の要求事業費」及び「翌年度以降の残事業費」を全て記載することは大変負担であるため、「前年度までの配分事業費」欄の削除など、幅広く様式の簡素化を求めたい。	「補助計画書」の記載を地区単位から事業主体単位とすること等により、申請事務に係る負担が軽減され、事務の効率化に繋がる。	農林水産省	前橋市、富山県、佐久市、四日市市、京都市、京都府、大阪府、大分県、延岡市	○当県においても、平成20年災害の際に、該当市の1市に502箇所分記載する事例があるなど、大規模な災害が発生した際には記載する地区数が膨大となる事例はある。 ○補助金交付申請事務の簡素化を求めるとともに、大規模災害が発生した際には、膨大な地区数に対して、複数年に分けて予算配分を受けることから、事業実施主体の市町村において確実な予算管理、進捗管理が可能となるシステム構築を求める。
26	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する都道府県知事指定講習の指定範囲・方法の明確化等	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する宅地建物取引士証の交付及び更新の際に受講が義務付けられている法定講習(都道府県知事が指定する講習)について、登録都道府県知事が個別に講習を指定する以外にも、各都道府県知事が指定する講習を登録都道府県知事において法定講習として包括的に指定できることを法令等において明確化することを求める。	宅地建物取引士証の交付及び更新を希望する宅地建物取引士が、登録都道府県以外において実施される法定講習の受講を希望する場合、法令等において明確なルール等が示されていないため、各都道府県知事が指定する講習を登録都道府県知事における法定講習として(申請者からの承認申請手続きを経た後)講習ごとに指定をしている場合があり、登録都道府県以外での法定講習を希望する宅地建物取引士及び登録都道府県の双方に負担が生じている。 なお、当県の場合、令和2年度にはこのような指定が58件あり、1件当たり45分(計43.5時間)程度、事務処理に時間を要した。	法定講習は、国土交通大臣が定める講習の実施要領に従って実施されるため、全都道府県で必要な水準が確保されていることから、登録都道府県知事以外が指定する法定講習を登録都道府県知事の指定する法定講習として包括的に指定することが可能であることを明確化等することで、その都度、個人が行っていた承認申請及び各都道府県が行っていた承認事務の負担がなくなり、事務の削減、及び住民サービスの向上が見込まれる。	国土交通省	青森県、山梨県、長野県、鳥取県、鹿児島県	○当県においても、登録都道府県以外での法定講習を希望する宅地建物取引士及び登録都道府県の双方に負担が生じており、令和2年度に8件指定している。 ○過去に当県で受験し、その後県外へ移転した者が、現在の居住地で法定講習受講を希望するケースが多いが、県外受講の手続がルール化されていないため、その都度、受講希望者、講習実施機関との間で打ち合わせを行っており、それぞれに事務負担が生じている。法定講習を包括的に指定することが可能であれば、事務負担の削減と共に、住民サービスの向上となる。 ○当県においては他都道府県での法定講習受講を認めており、申請があれば全て承認している。他都道府県知事が指定する法定講習を包括的に指定することができれば、個人の承認申請及び当県の承認事務の負担がなくなり、事務の削減及び住民サービスの向上が見込まれる。 ○当県の場合、令和元年度38件指定しており、30時間程度事務処理に時間を要した。 ○当県においては年度間10～20件の申請がある。当県においても同程度の処理時間を要しており、事務負担の軽減が期待できる。また、当県では、県外における法定講習受講許可申請は、当該受講希望者があらかじめ法定講習実施団体と受講日を調整したうえで申請することとしており、申請のあった都道府県及び日程以外での受講は不可としていることから、取引士証交付希望者にとっても、日程等制限を受けることなく取引士証交付を受けることができ取引士個人の負担軽減も図られる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>近年、災害が激甚化していることなどを踏まえ、事業実施主体である地方公共団体等の事務負担軽減を図ることが必要であると認識している。</p> <p>災害復旧事業の国庫補助を行う上では、各地区の事業管理や予算配分において、年度ごとに適正な交付額となっているかを確認する必要があり、「事業費」や「前年度までの配分事業費」などの記載内容を省略することはできないと考えているが、事務負担が軽減されるよう記載の方法などについて検討してまいりたい。</p>	<p>補助金申請書類の簡素化について、検討いただけることに感謝する。</p> <p>その上で、当県としても年度ごとに適正な交付額となっているかを確認する必要があることは理解しているが、確認方法については「補助計画書」によらず、個別地区については別途一覧表を添付するなど、事務の簡素化につながる代替方法はないものか。</p> <p>また、具体的に事務負担が軽減されるような記載方法や事務負担軽減の方策が示される時期について御教示いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>宅地建物取引業法第22条の2第2項及び宅地建物取引業法施行規則14条の17の規定に基づく講習の指定は都道府県の自治事務であり、宅地建物取引士の登録を行う都道府県が、地域の実情や当該講習の実施内容等を踏まえて、その都道府県において適切と判断される講習を指定するものと承知している。</p> <p>要望のあった措置については、現行法令上でも可能と認識しており、既に一部の都道府県では、講習を実施する団体を指定すること等により、予め当該都道府県以外で実施される講習を指定している例も存在するところであるが、他に具体的な支障となっている点があれば明らかにされたい。</p> <p>なお、具体的な支障事例の欄において、「申請者からの承認申請手続を経て講習ごとに指定をする」とあるが、これは、法令上定めのあるものではないため、各都道府県において承認事務の内容について見直すことが可能であると考えます。</p>	<p>第1次回答のとおり、他都道府県で実施される宅地建物取引業法第22条の2第2項及び宅地建物取引業法施行規則14条の17の規定に基づく講習(以下、「講習」という。)をあらかじめ法令に基づき指定すれば、支障事例への対応が可能であることは承知しているが、現実的には全国に存在する当県登録の宅建士が受講する各都道府県の講習をあらかじめ全て把握し指定することは非合理的で、その情報の維持・更新にも膨大な労力が必要となることから、個別に申請者からの承認申請を受け、対象となる講習を指定している。</p> <p>本提案では、講習が国土交通大臣の定める講習の実施要領に従って行われるため、全都道府県で必要な水準が確保されているという背景を踏まえ、現実的な改善策として登録都道府県知事以外が指定する講習を宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する講習とすること、または、登録都道府県の最小限の事務で、登録都道府県知事以外が指定する講習を包括的に登録都道府県知事が指定した講習として扱える仕組みの周知などを求める。</p> <p>現状、各都道府県が都道府県外講習の指定について区々の対応をしているところ、受講希望者及び都道府県の負担を軽減するといった観点及び都道府県を超えての調整が必要であることを踏まえ、法を所管する国土交通省から、講習の指定に関する合理的な仕組みの構築や指定方法についての見解等を示していただくことなどを再度御検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
27	福島県	森林経営計画制度と保安林制度の整合性の確保	市町村が認定した森林経営計画と保安林における皆伐による立木伐採の都道府県許可との間で整合性を制度的に確保することを求める。具体的には、市町村が認定した森林経営計画に記載された保安林での皆伐による立木の伐採については、都道府県知事の許可を不要とする仕組みや、都道府県知事が許可すべき皆伐面積の限度の算出に反映させる仕組みの構築などを求めるもの。	平成24年に森林経営計画制度が開始されたが、保安林での皆伐による伐採の許可の基準との整合性をとる仕組みが構築されていない。このため、市町村長の認定を受けた森林経営計画に基づく保安林での皆伐にもかかわらず、皆伐限度面積が支障となり、都道府県知事が伐採の許可を行うことができないという事態が発生している。具体的には、市町村の認定を受けた5年間の森林経営計画では、ある年度に10haの保安林の皆伐が計画されていたが、森林法施行令に基づき算定されるその年度の当該年度の皆伐限度面積が8haとなったこと、また既に他者から4haの申請がなされていたことから、結果的に4haしか許可ができないという事例があった。森林経営計画では年度毎に伐採面積等を決定し、伐採計画を策定しているが、計画的な伐採を行えなくなることは森林経営計画の認定を受けた所有者等の経営に支障をきたすことになる。森林経営計画内での伐採量の流用ルールは認められているものの森林経営計画の認定を受けた所有者等から、森林経営計画制度と保安林制度との整合性がとれていないことや経営への影響を指摘された場合、市町村や都道府県の関係者が当該所有者等から理解を得ることは困難である。また、市町村の認定を受けているにもかかわらず、保安林での伐採について、その都度改めて都道府県知事の許可が必要となることから、都道府県及び森林所有者等の負担となっている。森林経営計画制度は、長期的な観点から森林を計画的に管理し、効率的な施業と保護を通じ、森林法の目的にある森林の保続培養と国土の保全を両立させる、森林の持つ多面的機能を十分に発揮することを目的とした制度であり、皆伐限度面積による計画の中断を防ぎ、本来の制度の趣旨を十分に発揮するためにも、保安林制度との整合性を早期に図ることが必要である。	森林経営計画により認定された保安林での皆伐による伐採について、その都度伐採許可を要しなくなれば、都道府県の事務負担軽減及び森林所有者等の負担軽減に資する。また、戦後造林された人工林の6割が利用期を迎え、持続可能な開発目標(SDGs)への関心も高まりをみせる中、保安林においても林業の持続的かつ健全な発展と適切な更新が実施されることは、保安林機能の効果を高めることにもつながるものとなる。	農林水産省	栃木県、川崎市、高松市、熊本市	○現在、当市で森林経営計画を作成し、森林整備を行っているのは、当市が自ら作成した計画1件のみであるが、今後、森林経営管理制度等による民有林管理を進めるにあたり、同様の問題が生じる恐れがある。
28	宮城県、三重県、広島県	職業能力開発校における留学生の受入及び修了後における当該留学生の在留資格について「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること	日本での就職を希望する留学生の地方の中小企業への就職を促進するため、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の留学の項の下欄における「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」として、職業能力開発校を追加するとともに、留学生が職業能力開発校の職業訓練を修了した場合には、同法別表第1の2に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること。	【支障事例】 職業能力開発促進法においては、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の表の留学の在留資格をもって在留する者が、公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練又は高度職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)及び公共職業訓練に準ずる訓練を受けることについて制限する規定はない。一方、出入国管理及び難民認定法においては、公共職業訓練又は公共職業訓練に準ずる訓練を受けることを目的とした留学の在留資格を制限する規定が存在する。具体的には、公共職業能力開発施設のうち、職業能力開発大学校と職業能力開発短期大学校については、同法別表第1の4の留学の項の下欄に掲げる活動に規定される学校に準ずる機関であることから、留学の在留資格の取得が許可されているが、当県の高等技術専門校のような職業能力開発校は、当該機関ではないことから、留学の在留資格の取得が許可されていない。 以上のとおり、職業能力開発校においては、留学生の受入が実際にはできない状況となっている。また、仮に留学生が職業能力開発校に入校し、建築、自動車整備、IT等の分野の職業訓練を修了した場合においても、現行上は、出入国管理及び難民認定法別表第1の2に規定される在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更ができない。 【制度改正の必要性】 職業能力開発校と、留学の在留資格の取得が許可されている専修学校専門課程とで、同じ内容の学科・訓練科を開設している場合、習得できる技術・知識、取得できる資格は同等であると考えられる。また、地方の中小企業は人手不足にあり、解決手段の一つとして、職業能力開発校で、日本での就職を希望するものづくり等の技能を有する留学生を対象とした人材育成は有効と考える。	留学生が技術・知識を習得できる機関・機会が増え、選択の幅が広がる。また、留学生が習得した技術・知識を活かした職に就くことで、活躍の機会も増加する。特に、人材獲得力が弱く絶対的人手不足に悩む地方の建築、自動車整備、IT等の分野の中小企業への留学生の就職の支援につながり、地域経済の活力維持・向上が期待できる。	法務省、文部科学省、厚生労働省	旭川市、富山県、山梨県、長野県、京都府、高知県、延岡市	○当県においても、外国籍の高校生等から入校の可否について問い合わせがある中、①の支障事例(前段)に記載の状況と同様であり、当県の高等技術専門校のような職業能力開発校に入校を希望するものにも「留学」の在留資格を与えていただくよう働きかけることについては、参画の意向あり。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>保安林制度は、水源かん養や災害防備等の公共目的の達成に必要な森林を、保安林として指定する制度であり、伐採年度毎に皆伐できる限度面積等を受益の対象が同一である保安林又はその集団を単位として定め、その単位は一市町村を越えた広域にわたっている。一方、森林経営計画は、面的なまとまりを持って効率的かつ持続的な経営管理を実現し、森林の有する多面的機能を十全に発揮することを目的としており、森林所有者等がその所有森林等を単位として策定し、市町村森林整備計画との適合や森林資源の保続のための主伐伐採量の上限等を認定要件として、市町村長の認定を受けるものである。</p> <p>このように、両制度の目的や基準が異なるため、森林経営計画の内容に保安林の伐採制限を合わせることは適当ではなく、また、保安林では都道府県知事により、一市町村を越えた単位での伐採総量の調整等を行う必要があり、都度の申請及び許可を要することについて御理解いただきたい。</p> <p>なお、保安林では森林所有者に一定の制限を課す代わりに、各種優遇措置を設けて森林を整備・保全しており、当該措置との関係も考慮して、森林経営計画の内容について検討いただくことが適当と考える。</p>	<p>両制度の目的や基準が異なることは理解しており、本提案は、森林経営計画に基づく伐採において、保安林制度の皆伐限度面積を超える伐採可能量の確保を求めるもの、また、森林経営計画の認定要件である主伐伐採量の上限と保安林の限度面積を一致させることを求めるものでもありません。</p> <p>予め認定されていた森林経営計画に基づく伐採が、その他の伐採の先行許可により保安林の皆伐限度面積を超えため、計画通りに実施できなかったことから、特に計画に基づく伐採を優先的に確保し整合を図る点について運用の改善を引き続き求めます。</p> <p>人工林の6割が利用期を迎える中、同様に保安林においても適期の対象年齢級が増加しており、質的・構造的に改善を図るためにも集約化を図り森林所有者による主伐、再造林などの森林整備を計画的に進めていく状況にあり、令和3年6月、閣議決定された新たな森林・林業基本計画においても「森林資源の適正な管理及び利用」の中で、人工林資源の循環利用を進めるため、林業適地では適正な伐採と再造林の確保を図ると方針が示されており、保安林内の人工林においても森林所有者による施業を促すため、森林経営計画に基づく保育、伐採、再造林を計画的に促進していくことが今後、重要と考えています。</p> <p>このため、運用改善の1例として、経営計画の伐採計画の前年度又は当該年度初め等に、申請に基づき保安林の伐採許可を行い、森林経営計画に基づく伐採計画を予め、一定期間、優先的に保安林の皆伐限度面積内で確保することを可能とすることで、両制度の計画的な伐採、保安林の皆伐制限の確保の調整が一定の範囲内ながらも可能ではないかと考えます。</p> <p>保安林内においても森林計画制度に基づく林業の持続的かつ健全な発展と適切な更新が実施されるよう、前向きに検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を踏まえ、森林所有者等の負担を軽減するための措置を検討すること。</p> <p>なお、自治事務となっている森林法第25条第1項4号～11号までの民有保安林に係る指定施業要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。</p>
<p>「留学」の在留資格で行うことができる「教育を受ける活動」は、その性質上、教育機関において行うものであるが、職業能力開発校については、設備及び編制等において出入国管理及び難民認定法別表第一の四に掲げる教育機関と同等とは認めないことから、同校入校者に「留学」を付与することは困難である。</p> <p>なお、職業能力開発短期大学校等については、高度職業訓練等を行うための施設であって、設備及び編制等において大学と同等と認められるため、大学に準ずる機関として判断したものである。</p> <p>「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動は、自然科学又は人文科学に属する技術・知識を必要とする業務のほか、外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事する活動であるところ、自然科学又は人文科学に属する技術・知識を必要とする業務は、学術上の素養を背景とするものであり、大学等において修得した一定水準以上の専門的知識を必要とするものでなければならない。また、外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務とは、外国の特有の文化に根ざす一般の日本人が有しない思考方法等を必要とする業務である。</p> <p>大学や専修学校については、教育課程等から学術上の素養の向上を目的にしているといえることから、それらを卒業した者は、学術上の素養があると認めているところ、職業能力開発校は、公共職業能力開発施設であることから、大学及び専修学校とは異なり、学術上の素養を向上させることを目的とした機関ではない。</p> <p>よって、職業能力開発校を卒業した者について、大学等を卒業した者と同等に評価することはできない上、外国の特有の文化に根ざす思考方法が培われたものとも認められないため、御提案を受け入れることは困難である。</p>	<p>職業能力開発校と専修学校は、ともに職業に必要な能力・技能・知識を学ぶ場とされており、設備及び編制等については、それぞれ職業能力開発促進法施行規則、専修学校設置基準等で定められているが、授業あたりの生徒数や定員に対する教員数などの編制等については、職業能力開発校は、専修学校相当であるため、職業能力開発校入校者に「留学」を付与していただきたい。</p> <p>現在、職業能力開発校において、外国人が公共職業訓練を受けることについて制限する規定はないが、「留学」の在留資格を得られないことにより留学生として受け入れることができず、職業能力開発校を設置する地方公共団体に対する実質的な規制となっている。本提案は、当該規制の緩和により、職業能力開発校において、留学生を対象とした人材育成を可能とすることを求めるものである。また、職業訓練の修了後、習得した技術・知識を活かした職に就くことが可能になれば、地方の中小企業における人手不足解消の一助となり、地域経済の活力維持・向上につながる。</p> <p>また、県の職業能力開発校においては、一定水準以上の専門的知識を習得していることに加え、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格が認められている職業能力開発短期大学校と同様に、技能に関する知識のほか、幅広い知識・教養の習得を図る科目を実施しており、修了者は、その知識を必要とする業務に従事している。職業能力開発校と専修学校では、修了者の取得可能な資格が同等の場合が多く、習得する専門的知識も同程度と考えられることから職業能力開発校修了者について、専修学校修了者と同等に評価し「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を付与していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
30	豊川市	間接補助金の交付完了日の見直し	間接補助金として補助を行う事業の場合、年度末までに補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末までに間接補助事業者等が事業を行う必要がある場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できず、補助制度の目的の達成及び期待する効果を上げることの妨げとなっていることから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める。	本提案は、平成30年管理番号65と同一内容であり、支障事例も同様であるものの、当該提案は、「地方創生推進交付金において支障が発生している」という整理で提案されていたため、当該交付金を管轄する内閣府からの回答として、「国の補助金に係る統一的なルールに基づくものであり、当事務局のみの判断でこれを変更することはできない。」となっている。この点について、個別の補助制度についてご判断いただくものでなく、統一的なルールの変更を判断する立場である所管省庁へ、「間接補助金」全般についてご判断いただきたく提案するものである。ただし、新たな支障事例は発生しており、あくまでも一例だが、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、目的にある「地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ること(一部抜粋)」に基づき、当市では、子育て世代の経済支援を目的に、保育園の給食費無償化事業を行い、市内民間保育園及び市外保育園に通う子どもの保護者を対象に、民間保育園が徴収しなかった又は保護者が負担した給食費に対する補助事業を検討したところ、給食は3月31日まで実施されるため、民間保育園及び保護者からは、最速でも3月31日にしか実績報告を徴収することができず、支払行為は銀行振込のため年度内中にできず、仮にこれを回避しようとするならば、2月分までの給食費を対象とするとといったことが考えられたが、それでは政策目的である「住民生活の支援」の一部を欠くものとなるため、当該交付金の活用を断念して実施した。このように、コロナ対策といった、国全体で緊急かつきめ細やかに行う必要のある事業についても、当該支障によって地方単独費で行わざるを得ない又は国庫補助を活用できないがために事業実施を断念する判断がされる等の事例が解消されていない現状である。	間接補助金の交付完了日の解釈が柔軟に変更又は定義されることにより、地方単独費では実施できない補助事業を、地方自治体において国庫補助金を活用して幅広く検討・実行できるようになる。また、国庫補助制度の活用が促進され、国の政策目的の達成に一層資するものになる。	財務省	秋田県、いわき市、館林市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟県、筑北村、岐南町、半田市、兵庫県、高松市、宇和島市、高知県、大分県、宮崎県、宮崎県、延岡市、鹿児島県	<p>○地方創生交付金は複数年にわたって交付がなされるものであり、また一定の要件を満たせば人件費や事務所賃料、光熱水費等に充てることも可能であるが、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならず、年度末の3月分の経費に充てるのが事実上できなくなり、事業実施(目的の達成)に支障が生じている。また、地方創生推進交付金交付要綱第15条第2項において概算払いの規定(現在の運用では財務省主計局の指導があることを考慮し原則交付決定額の90%を上限)があり、仮に交付決定額的全額概算払いが可能となっても、間接補助金の交付完了日の考え方が見直されなければ、切れ目ない支援ができない。</p> <p>○行政ニーズが多様化・高度化するなか、適切な行財政運営を確保するためには、国による補助事業の活用は必要不可欠である。また、コロナ禍において、切れ目のない支援を行う必要性が様々な事業において顕在化しているところ。他方、例示されている「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」においては、「新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取組を全力で支援する」とこととされているが、間接補助と捉えられるゆえに、切れ目のない支援を行うことができず、かえって制度趣旨にも沿わない(地方創生臨時交付金を活用することができない)事態が発生しているところ。今一度、間接補助の考え方や運用を見直していただくとともに、関係府省統一した見解のもと、地方に対する補助事業を実施していただきたい。</p> <p>○推進交付金を活用し間接補助事業を行う場合、3月末までに補助金の交付を完了させるため、事業期間を短くせざるを得ない等の支障が生じている。</p> <p>○臨時交付金の対象事業について、支払い完了を年度末までに行うことが困難なため、県内市町においても間接補助事業について臨時交付金充当事業の対象としない事例もあった。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等について、年度末までの補助金の交付を完了させるために審査・会計処理期間等を考慮すると、年度末までの事業期間を確保できないなど、当県においても同様の支障事例が生じている。</p> <p>○「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、地方単独事業や国庫補助事業の地方負担分に充当する間接補助金について、交付完了日を起因とする事務の混乱が生じた。特に、介護保険事業費補助金や障害者総合支援事業費補助金の地方負担分について、新型コロナウイルス感染症の発生日を起算日としてクラスター等が収束した日までの経費に対して補助を行うものであったが、感染症の発生及び収束は予測できないものであり、年度内に補助金交付事業を完了することが困難な状況になった。(更に、補助金交付完了の考え方については、各省庁で取扱いが異なる事例が見られた。)今後も新型コロナウイルス感染症対策のような切れ目ない支援を必要とする場合に、3月31日までに間接補助金の交付完了が求められることにより、補助の空白期間が発生し、本来の事業目的を遂行できない事例が生じる可能性が十分に懸念される。</p> <p>○当市においても、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に係る国の手続きルールにより、令和2年度において交付金を十分に活用できなかった事例が発生した。令和2年度地方創生臨時交付金の翌債・繰越額に係る事務手続きにおいて、令和2年度の活用額及び令和3年度への繰越額について、決算が確定していない2月中の申請が求められたため、国費返還を回避しつつ、令和2年度で最大限の活用を図るよう金額を決定することが非常に困難であった。結果として、当市では、令和2年度において約4億円程度の市負担が発生した。国庫補助を有効に活用できるよう、翌債・繰越額等の手続きを決算額がかたまる3月末とするなど、自治体側の現場事務に即した補助金交付等手続きへの見直しを求める。</p>
31	高岡市 【重点6】	介護保険負担限度額認定証の認定期間の見直し	介護保険負担限度額認定証の認定期間を1年から2年以上とするなど期間を延長することで申請手続及び介護保険負担限度額認定証の交付事務の簡略化を図り、申請者の課税要件については、引き続き年度ごとに確認ができるよう制度の見直しを図ること。併せて、期間中に預貯金等の資産に大幅な変化があり、対象でなくなった場合等の申し出の必須化及び明確化するよう見直しを図ること。	<p>【現状】</p> <p>介護保険負担限度額認定証の期間が1年間となっていることから、当市においては、毎年介護保険負担限度額認定申請書及び要介護被保険者及びその者の配偶者の預貯金等を確認するため、預貯金等のわかるものの写し(以下「添付書類」という。)を提出いただいている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>更新時期が一律で同時期(8月1日から7月31日まで)であるため、6月の市民税の確定から短期間で約1,600件の更新に係る事務処理を行う必要があり、毎年度多大な事務負担が生じている。</p> <p>介護認定を受けており、施設に入所している要介護被保険者及びその家族に更新時期が来るたびに添付書類を提出いただくことは、要介護被保険者が認知症である場合など、口座の有無や通帳等がどこにあるかが不明であるケースも多く、申請の際の支障となり、大きな負担となっている。</p> <p>添付書類がない場合は、同意書を提出いただき、金融機関に預貯金等の調査を依頼しているが、どの金融機関に預貯金を有しているか不明な場合も多々あり、この場合においては、多くの金融機関に調査を依頼し、金融機関からの回答を待つ必要があり、認定まで時間を有する。</p> <p>更新申請の際に対象外と判定されるのは、市町村民税が課税者となる場合がほとんどであり、預貯金等の変動で、対象外となる件数は年間を通して、ごく少数である。</p> <p>市町村民税の要件については、市町村民税確定後に職権で毎年度確認できるよう制度改正を行うことで、所得が増加した者の審査を行うことは可能である。</p>	<p>【住民】</p> <p>施設入所をしている高齢者、その家族及び介護職員の負担の軽減を図ることができる。</p> <p>毎年の介護保険負担限度額認定証の更新申請が不要となり、手続きモレによって認定期間が超過し、申請者において本制度の適用外になることに伴う費用負担が発生することを防ぐことができる。</p> <p>【市】</p> <p>当市においては、介護保険負担限度額認定証を約1,600件交付しており、市民税の確定から限られた時間で、認定期間に切れ目がないように認定・発送する必要があり、事務負担が大きいため、その事務負担の軽減を図ることができる。</p>	厚生労働省	苫小牧市、陸前高田市、須賀川市、所沢市、佐久市、関市、大阪市、寝屋川市、生駒市、広島市、三原市、府中市、松山市	<p>○当市でも限度額認定更新にかかる事務処理は大きな負担となっており、提案自治体の約2倍(3,000件以上)の件数を毎年処理している。資産状況の申告を義務付けることは困難だと思われること、資産形態も多様化していることなどから、本提案に合わせて資産要件の抜本的な見直しを検討していただきたい。</p> <p>○介護保険負担限度額認定証の認定期間は8月1日から7月31日までの1年間となっていることから、6月の市民税の確定から短期間で約1,100件の更新に係る事務処理を行う必要があり、毎年度多大な事務負担が生じている。また、要介護認定を受け施設に入所している被保険者及びその家族にとっても、本人及びその配偶者の預貯金等を確認するため、更新時期が来るたびに預貯金等のわかるものの写しを提出いただくことは、口座の有無や通帳等がどこにあるかが不明な場合もあり、大きな負担となっている。</p> <p>○介護保険では、負担限度額認定証の更新のほか、負担割合の判定及び証の交付、保険料の本算定など時期が重なる業務が多い。特に負担限度額認定証の更新は、市民税確定後の短期間に1,000件弱の審査を行う必要があるが、口座の有無や通帳等がどこにあるかが不明のケースも多く、その審査には時間を要するため、事務負担が大きくなっている。</p> <p>○当市においては、介護保険負担限度額認定更新に当たり、年間約1,600件の更新について、住所地への申請勧奨通知の発送、申請書類の受付及びチェック(不備・不足があった場合は申請者等への連絡等)、システムへの入力及び認定証等の出力などの事務処理を行っており、毎年度多大な事務負担が発生している。特に、申請漏れや申請書の不備、預貯金額を証明するための添付書類の提出漏れ等が多く、これらのチェックや再提出等に多くの手間がかかっている状況にある。負担限度額の認定期間が複数年とすることができれば、申請者としても毎年度の申請が不要となるため、申請者側・行政側の双方にとって負担軽減を図ることができるものと考えられる。</p> <p>○全ての預貯金等の提出を依頼しているが、全ての預貯金等かどうかについては確認ができないため、却って受給者にとって不公平である。当市では、システムの税情報と非課税年金額が通帳の入金と合っているかどうかを調べることで、その他に通帳がないかを調べている。また、毎年2,500件以上の申請があるが、今年度は制度改正のため、システム改修のリリースが7月に入ってからになる。帳票委託にデータを提供するのが、7月20日のため、リリース後、審査及び入力となり期間がほとんどない。システムの情報のみで自動更新ができるような内容であれば、受給者及び行政双方の事務負担が軽減する。</p> <p>○多大な事務負担が生じている点では当市も同様であり、見直しについては賛同する。具体的な手法として、通帳の写しの提出対象者を絞り、申請手続きを要するものについても絞り込みをすればよいのではないかと考える。課税状況や資産状況に大きな変動が見込まれない大半の者については継続して認定できるよう、法改正を望むものである。</p> <p>○当市でも同じく更新時期に短期間で大量に事務処理を行う必要があり、毎年度事務負担は生じている。事務負担を改善するため、認定期間を見直すこと、毎年の課税要件調査を行うことには賛同する。</p> <p>○当市でも、更新に係る事務処理については毎年度多大な事務負担が生じている。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>間接補助事業等については、あくまで補助事業者等による間接補助金等を交付する事業に対して、国が補助金等を支出する関係にあることから、間接補助事業等が完了し、かつ間接補助事業者等に対して間接補助金等が交付されなければ、補助事業等が完了したとは言えず、精算額とし、国に対して補助金等の交付を請求することができないものとしている。</p> <p>仮に、間接補助金等の交付が完了していないにも関わらず、実績報告書を提出し、これに基づき補助金等を交付することとすると、補助金等の交付後に、間接補助事業等の事業内容が変わり、補助金等の減額を必要とする事態が生じたときに、実績報告書の修正が必要となり、補助金等の返還に速やかに対応できなくなるおそれがある。そのため、間接補助金等の事業完了の取扱いについて見直しは困難であると考えている。</p> <p>一方で、事業期間を確保するために、交付行政庁において、補助金等を速やかに交付したり、実績報告書の審査期間等を踏まえて提出期限を設定したりすることは可能と考えるため、交付行政庁とよくご相談いただきたい。</p>	<p>ご回答第一段落目にある「・・・国に対して補助金等の交付を請求することができないものとしている。」の根拠が、提案時に根拠法令等として示した「実績に基いて補助金等を交付した場合における精算額の解釈について」(以下「事務連絡」という。)であれば、多くの支障事例があることから、これを見直していただきたいというのが本提案の主旨である。具体的には、事務連絡別紙二第二号中「・・・支出義務額が確定したとしても間接補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえないので・・・」の点について、補助金の支払事務には口座振込等一定の期間が必要であり、3月31日まで実施が必要な事業に補助金等を充当することができなくなることから、同第一号と同様、支出義務額が確定した時点(3月31日での補助対象事業者からの実績報告提出及び同日付での地方公共団体からの額確定通知済)で補助金等の交付の対象としていただきたいとするものである。間接補助金等の交付前であっても支出額が確定している場合には、ご回答第二段落目にある、補助金等の交付後に、間接補助事業等の事業内容が変わるような事態は生じないのではないか。「間接補助金等が交付されなければ、・・・国に対して補助金等の交付を請求することができない」とする合理的な理由をお示しいただきたい。</p> <p>また、ご回答第三段落目についても、3月31日まで実施が必要な事業に対し、事前に3月中途までの実績報告書を提出いただき審査期間を確保するなどの工夫は行っているものの、上述のとおり、補助金の支払事務には口座振込等一定の期間が必要であり、工夫で対処できない事項であるため、ご再考願いたい。</p>	<p>【秋田県】 1次回答は、間接補助金等の交付が完了していないで提出した実績報告書に基づき補助金等を交付した後に間接補助金等の事業内容が変わる可能性を例に、見直しが困難としているが、完成検査等により間接補助金の支出義務が確定しさえすれば、間接補助金等の交付が完了していなくとも事業内容(＝精算額)が変わることは想定されないことから、事実誤認がある。</p> <p>また、本提案は、補助金等の交付時期や実績報告書の提出時期の見直しを求めているものでなく、交付行政庁の運用によって解決できるものでないことから、この点においても論点が違っている。</p> <p>以上を踏まえ、再度見直しの検討をお願いする。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>介護保険の特定入所者介護サービス費(いわゆる補足給付)においては、低所得者向けの福祉的な給付として、基本的な受給要件について、市町村民税世帯非課税であることや預貯金等の額が一定以下であることを定めている。このうち、市町村民税非課税に該当するか否かの判定は年に1度行われることから、適正な給付事務の執行の観点から、「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」(令和3年7月5日付け老介発0705第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)において、負担限度額認定証の有効期限は1年としている。</p> <p>また、預貯金等要件の判定にあたっては、同通知において、 ・預金通帳の写し等の提出については、施設への継続入所中の場合には必ずしも毎年の添付まで求めなくてよいこと ・金融機関に対する預貯金額の照会については、全件実施ではなく、個別に疑義がある場合などに実施すること など、申請者及び保険者における負担軽減に係る取扱いをお示しているところである。</p> <p>その上で、同通知は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることも踏まえ、預貯金等の変動により給付の対象外となるケースの実態や負担限度額認定証の有効期限を延長した場合の過誤調整事務の発生見込み等について把握しつつ、国としての更なる対応の要否について検討してまいりたい。</p>	<p>「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」(令和3年7月5日付け老介発0705第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知。以下「通知」という。)において預金通帳の添付省略など事務の一部の省略についてお示しいただいているところではあるが、根本的な事務負担である負担限度額認定申請等に関する事務処理自体は省略できていないため、負担限度額認定証の有効期限を1年から2年に延長する方向で検討していただきたい。</p> <p>市町村民税が非課税に該当するかは被保険者からの申請によらずとも把握可能であり、市区町村が年度毎に課税要件を確認すれば、負担限度額認定証の有効期限を2年に延長しても差し支えないと考える。</p> <p>本制度は、認定を受けている被保険者が認定更新の申請を行う際、対象外となるのは課税所得条件による場合が多く、預貯金等の資産条件により対象外となるのは少数であるため、預貯金額の変動により対象者から外れる場合には、認定証の返還義務(省令に規定)の遵守や過誤調整を行うこと等を条件に、市区町村の判断により、認定期間を2年に延長できると考える。</p> <p>併せて、通知には、具体的にどのような場合において預金通帳の写し等の提出を省略してよいか等が明確に示されておらず、保険者において省略という判断を行うことが困難となっていることから、円滑に制度運用ができるよう更に具体的に示していただくなど、通知の記載内容についても検討していただきたい。</p>	<p>【苫小牧市】 負担限度額の認定において、更新申請である場合、預貯金額の変動により該当から非該当に変更となるケースは極めて少ないが、毎年、申請者は預貯金額が確認できる書類を添付して申請を行うとともに、市においては全件の預貯金額を確認している状況にある(金融機関に対する預貯金額の照会については、個別に疑義があるケースにのみ実施している。)。市民税課税状況による区分変更等については、毎年、市において職権により課税状況を確認し、変更がある場合に限り対応することで足りるものと考えられ、申請者の収入申告漏れ等がなければ過誤調整事務が発生する可能性は低い。</p> <p>このことから、負担限度額認定期間の延長について検討いただきたい。</p> <p>【所沢市】 介護保険のいわゆる補足給付は、低所得者でも施設入所サービスを受けるために必要な支援であることは理解しております。しかしながら、預金通帳等の写しの添付を省略することについては、公平性を失うおそれを払拭できないため、技術的助言に基づく保険者判断というのではなく、法令上明確化することを望みます。また、金融機関に対する照会については、既に必要最小限の範囲にとどめていますが、それでも全体の事務処理の一部に過ぎず、負担軽減としての解決策とはなり得ないものと考えます。なお、今年度当市から照会を実施したある金融機関については、行政機関からの照会件数の激増により対応に苦慮している旨の手紙が添えられていたことを申し添えます。</p> <p>令和3年8月以降、補足給付の制度は大きな見直しがありました。特にボーダーラインで認定を受けられない方や段階が変わって負担増となる方については、年間を通じた負担が大きく変わることがあり、ボーダーあたりの認定者而非認定者の負担のあり方は強く疑問が残ります。(資料1)</p> <p>保有する資産を勘案する仕組みについても、資産は流動的で変動しやすく、容易に移転してしまうため、公平な基準を作るためのツールとして利用するには適さないのではないかという点も非常に疑問が残ります。(資料2)</p> <p>収入に基づく負担の逆転現象を生じさせず、資産要件も利用しない、公平な新たな仕組みづくりを求めます。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、申請者の課税要件の確認について、申請者や自治体担当者の負担が増加することを懸念する意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p> <p>【全国町村会】 事務負担の軽減に向け、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
32	延岡市 【重点19】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の医師の届出における経由先の追加	保健所設置市等以外の市町村が設置した検査施設において、医師が同法第12条第1項第1号に掲げる者を診断した場合は、施設を設置した市町村長を経由して最寄りの保健所長に届け出ることが可能となるよう法改正を求める。	当市は、県の検査機関との距離が遠いこともあり、新型コロナウイルス感染症の検体検査施設を整備し、令和2年8月17日より検査を実施している。 現行の法制度では、当市が整備した検査施設において、医師が診断した検査結果を、市には報告を受ける権限がなく、新型コロナウイルス感染症の市内での感染状況を迅速に把握するために市が費用を拠出して検査施設を整備したにもかかわらず、その結果の報告を受けることができない。 市民の生命を守るため、市が検査施設の整備を行ったことは、当然、市民に対して広報を行っているが、市が整備したのに、その結果を市が知ることができないというのは、市民の理解が得られにくく、「行政が感染情報を隠しているのではないか」などといった、不安や不満の要因になっているとともに、風評や憶測といった根拠のない情報が蔓延する原因となることも懸念される。 また、県による検査結果の判定及び発表は、全県下から集まってくる検体の検査結果をまとめた上で行うため、1～2日以上遅れることも多いが、その間に感染が拡大したり、風評や憶測が広がるなど、県が一括して行うことによるデメリットが顕在化している。	市としても、県との密接な連携のもと、濃厚接触者の調査等も一緒に行いたいと考えており、検査結果の報告を市が受けられるようになった上で県・市が連携して感染防止に取り組む「地方分権型感染防止体制」を今後構築できればと考えている。 そのためにも、まず市が感染状況を迅速に把握し、感染者やその家族等の人権にも十分に配慮しながら、地域の実情に応じた適切な情報発信や迅速な感染防止策の実施を市として行うことで、市民の不安の軽減や風評・憶測といった根拠のない情報の蔓延の防止にもつなげることができる。 また、ひとり親家庭や要介護者がいる家庭など、特にケアが必要な者への市の迅速な対応も可能となる。	厚生労働省	-	-
34	石川県、福島県	自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金制度の運用改善	複数年の事業については、「国庫債務負担行為」もしくは「全体設計制度」(2年度以上にわたる工事等については、その工事等の全体設計を国が事前に把握し、2年目以降の工事等に対し、優先的に補助金を配分する制度(国交省において運用))などの方法により、2年目以降の補助金を優先的に確保・交付する。	大規模な工事や山岳地などの工期が限られる特殊な工事については、単年度で工事が完了しないため、複数年工期での契約となる場合がある。しかし、現行の自然環境整備交付金等の制度では、複数年度に及ぶ工期を前提とした契約を行わないよう、交付手続きに関するQ&Aに定められていることから、複数年事業であっても毎年、補助金の申請を行い、単年度ごとに交付額が決定されている状況であり、2年目以降の交付決定額が申請額を大幅に下回った場合、適正な事業の執行に支障が生じることとなる。 当県では、令和3年度の自然環境整備交付金(国立公園整備事業)を申請したところ、交付額は申請額の約6割に留まったことから、事業費をねん出するため、今年度に予定していた県有施設の修繕計画の見直しを余儀なくされた。	工事の全体計画に基づき、計画的な事業の執行を確保することができる。	環境省	秋田県、茨城県、長野県、岡山県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県	○当県でも同様に事業最終年度の箇所に要望額が満額付けられないことがあった(令和3年度)。不足額は県費で充当し当初のとおり事業は執行する予定であるが、財源のない自治体であれば計画を見直したり、他の事業を削減する等の影響が出てくる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>感染症対策においては、感染症の発生状況等の情報を収集し、それを迅速に分析し、その結果を基に必要な措置を講じていくことがまん延防止及び感染症の発生予防のため重要である。このため、感染症法(以下「法」という。)においては、法第12条等に基づく医師等からの届出と、当該届出等を基にした法第15条に基づく積極的疫学調査による感染症の発生動向等の把握により情報収集を行う仕組みとなっている。法上、こうした仕組みによる情報を基に、患者への適切な医療提供や就業制限等の感染拡大防止策を講じることとしている。これらは広域的・専門的な対応が必要であり、都道府県に加え保健所設置市・特別区も都道府県と同様の立場に立って権限を行使することとなっている。</p> <p>本提案により市町村が患者情報の把握から公表まで行うために医師の届出を受けることとした場合、市町村において、通例都道府県が行っている広域的・専門的な対応に類する対応を患者等に対して行う責任を負う必要があるところ、保健所を有しない全国の市町村に対してこれを一律に課すことは困難である。</p> <p>また、医師の届出先が診断場所によって市町村長である場合と最寄りの保健所である場合に分かれることとなること、経由機関を増やすことは、対応の着手が遅れるリスクがあること等から、新型コロナ対策の渦中において、こうした届出の在り方を変更した場合、現場への混乱が生じ対策に支障が出る蓋然性が高い。</p> <p>加えて、患者情報は、都道府県との連携・協力のもと、必要な情報共有と住民への情報提供が期待されている上、感染防止・プライバシーの観点の両面から慎重な取扱いが求められるところ、必ずしも全ての市町村が十分な広域的・専門的体制を持たない中で、情報を共有する市町村を増やすことは適当ではない。</p> <p>これらを踏まえると、迅速性・広域性・専門性が求められる感染症対策において、御提案のような市町村経由事務の新設は困難であるが、保健所を有しない市町村と都道府県との間の情報共有については様々な方法が考えられ、御提案の実現により想定する対応については、例えば、患者からの同意取得や、委託契約の改定等により検査機関から結果報告を受けることや、県が保有・整理した情報を共有頂くことで達成可能であると考えられる。従って、県との連携を密にし、県に必要な情報提供の頻度を上げることを依頼する等により対応可能であると考えている。</p>	<p>市町村は、子育て支援や要介護世帯支援、義務教育、未就学児教育などを総合的に担っており、感染者の家族の支援や国民への行政サービスの安定的な提供の確保等を考えると、市町村が迅速に対応することが極めて重要です。</p> <p>また、風評被害への対応も、普段から地域住民との間で「顔の見える関係」である市町村が関係者に直接説明することが最も効果的です。そのため、第一報が市町村に入ることは非常に有意義なことです。</p> <p>さて、本提案は都道府県の全ての業務権限移譲を求めるものではなく、医師の届出を市町村経由とし、感染者やその家族へのケア、感染者の勤務先等での風評拡大防止など、普段から住民との距離が近い市町村ならではの業務に迅速に着手することを想定したものです。</p> <p>提案実現の際は、市町村と都道府県それぞれの強みを活かした役割分担を行うこととなりますが、「広域的・専門的な対応が必要」な業務は、これまでどおり都道府県が担うことが適当であると考えています。</p> <p>なお、貴省ご提案の「本人の同意取得や、委託契約改定等により検査機関から結果報告を受ける」ことについては、すでに昨年県及び延岡市医師会に同様の提案を行いました。感染症法第12条第1項の規定を理由に断られています。したがって、国におきましては法改正を行っていただく必要があると考えています。</p> <p>なお、改正内容については、市が設置した施設か否かに関わらず、当該市町村内の医療機関を対象として、「都道府県と市町村の協議により合意が得られた場合は、医師の届出を市町村経由でできる」といった地域の実情に応じて情報共有及び感染拡大防止対策等強化のための体系を柔軟に形成できる内容がよいと考えています。</p>	—	<p>【全国知事会】 都道府県の行う感染症対策に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。</p>
<p>本交付金は公共事業としては予算規模が極めて小さいことから(1都道府県あたり配分できる国費は現状で35百万円に満たない状況)、仮にご提案の仕組みを制度化した場合、災害復旧等の機動的予算執行に影響が生じるおそれがあり、また、一部の都道府県に予算配分が集中することへの不公平感が生じるおそれもあります。さらには、それが故に、複数年計画で整備する事業をかえって採択しにくい状況が生まれることも懸念されることから、求められた措置を講じることは困難と考えます。</p>	<p>自然環境整備交付金等を活用して実施される事業について、当県のように、事業箇所が山岳地である場合は、資材や建設機械等の運搬にはヘリコプターが必ず必要であり、大きな経費が必要となる。また、建設機械の性能は格段に向上しているが、ヘリコプターで空輸する必要があるため、性能を優先することはできず、分解・組立が可能な機械や小型の機械に限定されるなど、平地での工事と比べ、制約が多い。</p> <p>他省庁(農林水産省・国土交通省)などと比較すると、予算規模は極めて小さいかもしれないが、整備計画の協議段階で、都道府県との協議回数を増やし、上記のような現状や計画している内容(圃地・登山道・建物)、施工方法を担当者から聞き取るなど、実情を十分ご理解いただいたうえで、自治体の求めに応じ、予算確保に努めていただきたい。</p> <p>また、「災害復旧等の機動的予算執行に影響が生じるおそれがあること」については、近年の災害の頻発化、大規模化は理解しているが、災害復旧等で予算に不足が生じた場合は補正予算等で対応するものと認識している。</p> <p>さらに、「一部の都道府県に予算配分が集中することへの不公平感が生じるおそれがあること」、「複数年計画で整備する事業をかえって採択しにくい状況が生まれることも懸念される」、との回答については、貴省の制度運用を工夫することで対応できると考えており、地域の実情を十分ご理解いただき、前向きな制度改正を検討いただきたい。</p>	—	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
35	石川県 【重点30】	流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和	<p>2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流総計画」)を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を不要とすること。</p> <p>※上記措置が不可能な場合、以下の措置を求める。</p> <p>・計画変更が不要な場合の拡大(下水道整備では水質環境基準の達成が困難な場合(例えば当県では、河口付近の湖沼については下水道施設によっては対処できない汚染原因により、仮に計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがない)を類型化し、当該場合には、計画変更を不要とすることなど)</p> <p>・地方整備局への河川関係検討を含む事前協議の迅速化・提出書類の簡素化</p>	<p>2つ以上の都府県にまたがる流総計画の変更については、国土交通大臣への協議等を行わなければならないが、地方整備局等の河川部局との協議に多大な時間を要しており、特に、地方整備局との河川関係検討を含む事前協議に時間を要している(1年～2年程度)。2つ以上の都府県にまたがらない場合は国土交通大臣との協議等が必要ない一方、2つ以上の都府県にまたがる場合は国土交通大臣との協議等が必要であるが、これまでの流総計画の策定・変更においても、隣接する県との調整が困難となったことはなく、国に協議をする実質的意義がないと考えている。</p> <p>また、下水道施設整備はほぼ完了し下水道施設整備のみでは水質環境基準の達成が難しい状況になっている場合でも、現行、計画変更が必要であることから、中期整備事項の更新時期を迎えるたびに流域の水質に関する現況調査を行った上で、計画変更手続を行っており、人員面・財政面ともに大きな負担となっている(現況調査及び計画案・添付資料の作成には2年間で約1千万円程度の負担がある)。</p>	策定に係る業務負担の軽減、人員・予算の削減を図ることができる。	国土交通省、環境省	茨城県、鳥取県、徳島県、宮崎県	<p>○地方整備局等の河川関係検討を含む事前協議については、多大な期間を要することから、手続きの迅速化や提出書類の簡素化について検討いただきたい。</p> <p>○当県においても、河川関係検討を含む事前協議に時間を要した事例が過去にある。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>都府県が2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等が、環境基本法に基づく水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要であるため、下水道法第2条の2第7項において、国との協議を行うこととされている。</p> <p>そのため、下水道法第2条の2第7項の協議では、当該観点から、都府県間の汚濁負荷量の配分等について確認していることから、都府県間の合意があるか否かに関わらず、当該協議の実施が必要である。</p> <p>なお、ご指摘の具体的な支障事例として掲げられている河川関係検討については、下水道法第2条の2第7項の規定にもとづく国土交通大臣への協議には当たらないが、手続きの迅速化等については、実態を踏まえ、関係部局と調整の上、検討して参りたい。</p>	<p>当県においては、隣県にまたがる海域を含め、湖沼以外の河川や海域については、下水道整備により将来的に水質基準は達成できる見込みであり、これまで隣県との協議が難航したことはないため、国による利害調整は不要であり、実際に直近の協議で2県間に対して何らかの指示や調整がされたことはなかった。また、国から計画の内容について大きく修正されたことはなく、実質的には確認にとどまっていることから、大臣協議を不要としていただきたい。</p> <p>上記の対応が困難な場合でも、2つ以上の都府県にまたがる流総計画について、隣県にまたがる部分における水質基準が達成できる見込みであれば、計画変更を不要とするなど、柔軟な対応を検討いただきたい。なお、仮に隣県にまたがらない水域・海域が協議の対象とならないのであれば、その旨を明確にお示しいただきたい。</p> <p>また、当県においては、国との協議が不要となる2つ以上の都府県にまたがらない流総計画の場合は、変更計画の策定まで5年程度である反面、2つ以上の都府県にまたがる流総計画の策定の際は、国との協議に10年以上かかり、直近では策定まで13年を要しており、すぐに次回の更新手続きに入る必要がある。河川関係検討の場合、国に限っても、その相手方である北陸地方整備局、近畿地方整備局及び国土交通省にそれぞれ説明が求められ、その協議のたびに資料修正がある。また、相当の時間がかかるため途中で当県や関係機関も担当者が変わってしまい、説明を一からやり直すなど手戻りが生じている。第1次回答で示された河川関係検討等の手続きの迅速化等については、速やかに対応いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>流域別下水道整備総合計画の策定・変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
36	茅ヶ崎市	民生委員の職務範囲の明確化	民生委員の職務について、ガイドラインの策定等により、民生委員法に照らして本来行うべき職務の範囲を明確化する。	定年後の人や専業主婦のボランティアが多かった民生委員制度であるが、定年延長、女性の社会進出等、社会情勢の変化に伴い、成り手不足が深刻化している。民生委員の職務は、第十四条に明記されているが、個人の裁量により大きく変わってしまい民生委員の役割を超えた対応を求められる傾向にある。民生委員に対する期待値が高く、地域の「なんでも屋」のようなイメージが浸透してしまっていることが担い手不足の大きな要因の一つとなっている。民生委員の役割をさらに明確化し、行政機関へつなぐ協力体制の構築と受け手側である行政の体制強化をしなければ、地域のボランティアから成り立っている民生委員制度は、いずれ破綻すると考えられる。	民生委員の職務範囲をガイドライン等により具体的に示すことで、個人の裁量に委ねられていた職務内容を明確にする。このことで、活動の範囲が統一化され、「どこまでやれば良いかわからない。」という理由からの成り手不足の解消、「なんでも屋」のイメージも払拭できる。さらに、民生委員が個別ケースばかりに注力することなく、これまで対応しきれなかったケースへの対応を行うことができ、また、それらのケースを行政機関につなぐことで、全国的な福祉の向上につながる。社会情勢の変化によるボランティアの高齢化の改善にはつながらないかもしれないが、職務がイメージしやすくなることで、高齢者や仕事を持つ地域の人も引き受けやすくなると考えられる。	厚生労働省	北海道、川崎市、横須賀市、福井市、長野県、佐久市、豊橋市、稲沢市、京都市、枚方市、寝屋川市、高松市、大牟田市、宮若市、熊本市、大分県、小林市	<p>○定年延長や成り手不足の影響から、職についている方が民生委員となっているケースがある。時間の制約があるなか、個人の裁量による活動が多くなっており、個々の負担が大きくなっていることが考えられる。職務の範囲を明確化することで、負担軽減につながり、成り手不足の解消にも繋がると思われる。</p> <p>○社会情勢が変わり、アパート単身世帯が増える中で民生委員でも世帯の実態を把握できていないケースが増えているにもかかわらず、各種証明行為を求められることが多く民生委員の負担となっている。また、民生委員の業務の範囲が示されていないため場合によっては各種業者との契約行為の立会人や保証人となることまで期待されてしまい困られているケースが散見される。一定のガイドラインを設けていただき、こういった事例に対処できるようにすることがひいては民生委員の負担軽減につながり、未来の成り手の民生委員忌避意識を減少させることにつながると思われる。</p> <p>○少子高齢化の進行や人間関係の希薄化、地域住民の価値観や生活様式の多様化などに伴って、人々が直面する生活課題・福祉課題も多様化、深刻化している中、民生委員の活動に期待される役割は一層大きなものとなっている。そうした中、民生委員から、職務範囲や役割の明確化を希望する声があがっている。成り手不足を解消するためにも、民生委員の職務範囲の明確化をするべきである。</p> <p>○民生委員の役割として、災害時の安否確認や複合・複雑化した困難事例の対応等、以前より民生委員に対する役割や期待は大きさを増している。民生委員の新しい役割・あり方については、今後地域共生社会の実現を目指す中で、再考する必要があると考えられる。一方で、ガイドライン等の作成にあたっては、民生委員が無償ボランティアであることを踏まえ、民生委員個人の裁量に委ねる部分も残していただきたい。</p> <p>○昨年度、管内民生委員を対象に実施したアンケート調査結果において、委員活動継続のために最も希望することが「活動の範囲や役割の明確化」であった。当自治体としても、民生委員の活動が、個人の裁量に委ねられていることが多く、役割を超えた対応を求められている状況であり各種証明事務の負担軽減など民生委員の担い手不足対策が課題となっている。</p> <p>○民生委員に対して、本来の活動の範囲外の対応を求める市民の声もあり、そのような要望に対して適切な返答を行うためにも職務範囲を示すガイドラインは必要と考える。さらに、民生委員自身が、日々の活動において判断に迷う事象が生じた場合、参考に活用することも想定される。また、民生委員のなり手不足による欠員は慢性的に生じており、ガイドラインを策定することにより、職務が明確化され、活動へのハードルが下がることが期待される。</p> <p>○当市においても民生委員の担い手不足は深刻な問題となっている。その一因となっている職務の不透明さ、多様な要求を少しでも解消するためにガイドライン等の制定は必要と考えられる。</p> <p>○本来行うべき職務範囲を示すガイドラインがあれば、民生委員の適切な負担に寄与することができる。民生委員に興味を持ってきている方や、民生委員になろうと考えている方にとっては、活動範囲を示すことでイメージがしやすくなる。</p> <p>○当県においても、民生委員の担い手不足解消のため、市町村から負担軽減策や活動指針の提示を求める声が上がっている。令和2年度に市町村及び地区民児協会長を対象に実施したアンケート調査や民生委員へのヒアリングの結果、1/4以上の委員が就任前に「活動の内容がわからない」という不安を抱えていたことがわかった。就任後も「どこまでやればよいかわからない」という悩みを抱えながら活動している委員が多くおり、明確な職務範囲が明示されず、個人の裁量任せの活動になっていることが負担感の要因となっている。また、民生委員・児童委員の負担を軽減し、活動しやすい環境を整備するために有効な取組みとして、多くの市町村や民生委員が「活動内容の整理・明確化」を挙げている。職務の範囲を明確に示すことによって民生委員の業務量や精神的な負担が軽減され、候補者もまた引き受けやすくなると考える。</p> <p>○当市においても、市内の民生委員より「民生委員は地域の専門機関への『つなぎ役』だということは分かるが、どこまで自分が介入していいものかわからない。」という意見が何度も挙げられている。また、地域の小学校教諭からも、「民生委員・児童委員が守秘義務があるとはいえ、免許などが必要な専門職ではない『地域のボランティア』である以上、情報共有の程度に迷う。自校の不登校の児童の情報などを、担当地区の民生委員にどこまで伝えていいのかわからない。民生委員から地域での心配な児童の情報を受け取るが、その後その児童がどうなったか民生委員に尋ねられた場合、学校側から情報提供するのには難しい。」といった意見があった。個人情報共有の程度は、個々の相談ケースごとに対応を変化させる必要がある。基準を設けることは難しいかもしれないが、ガイドライン等である程度民生委員・児童委員の職務範囲を具体的に示すことで、民生委員の地域での立ち位置が明確化し、より活動しやすくなると考えられる。</p> <p>○当市においても、民生委員に対する期待度は高く、大きな役割を担っていただいている状況である。ガイドラインができることで、本来の役割を明確化し、地域団体や住民への周知もできる。ただし、同時にこれまで民生委員が対応してきた個別案件を民生委員の代わりにフォローする体制づくりも整えていく必要がある。</p> <p>○民生委員の証明事務の必要性と合理性について、民生委員という個人ボランティアが、機関同様に証明能力を有することが適当かどうか再検証し、民生委員による証明に依存しないよう対策を講じるべきと考える。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>現在、全国に約23万人の民生委員が地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役として、誰もが安心して生活できる地域づくりのために、訪問、地域福祉活動、相談・支援等の活動を行っている。その職務については、民生委員法第14条に規定されているが、地域福祉分野を専門領域とする大学教授や全国民生委員児童委員連合会長、自治体の地域福祉担当者等を構成員とした「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告書において、民生委員が地域住民の身近な相談窓口としての役割を期待されている以上、職務の範囲は非常に横断的かつ幅広とならざるを得ない旨言及されている上、職務の内容も地域の実情に応じて様々であることから、個別具体的に定めることは困難である。また、民生委員の役割を超えた対応が求められている事案については、関係省庁等の調整の上で是正し、厚生労働省が主催する会議（社会・援護局関係主管課長会議）で周知する取組を引き続き実施していくことが重要であると考えている。</p>	<p>地域住民の身近な相談窓口として、職務の範囲は非常に横断的かつ幅広とならざるを得ない旨が検討会報告書で言及されているとあるが、それこそがまさに民生委員・児童委員活動における課題であり、職務範囲を不明確にする要因となっていると考えている。この報告書では、日常的な支援等民生委員・児童委員の活動範囲を超えていると思われる活動についても言及されているため、ガイドライン等により職務内容を明確にすることで、多方面からの民生委員・児童委員に対する過度な協力依頼などを抑制し、民生委員・児童委員の精神的な部分を含めた負担軽減につながると考えている。民生委員の役割を超えた対応が求められている事案については、関係省庁等の調整の上で是正し、厚生労働省主催の会議等で周知する取組を是非とも継続していただきたいが、社会・援護局関係主管課長会議での周知は、情報の伝達として行政への事務的周知になる傾向が強く、民生委員・児童委員への効果的周知としては不十分であり、地方公共団体が能動的に個別事案の判断をするためには、ガイドライン等も必要であると考えている。社会福祉法改正に伴い、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制構築に向けた取組が進んでいる中で、属性を超えた多機関が連携し、福祉課題を共有して課題解決していくためには、地域住民の身近な相談窓口である民生委員・児童委員が担う役割も大きい。地域と行政関係機関をつなぐ民生委員・児童委員が、専門職と連携していく上で、役割を分担し対応していくためには、職務範囲を明確にしておくことが必要であると考え、活動範囲をガイドライン等で具体的に示す必要があると考えている。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、職務範囲を明確化することにより、民生委員の負担増加や、逆に、活動を制限し必要な支援に応えられない状況が起こりうることを懸念する意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
38	茅ヶ崎市 【重点15】	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る支援等の拡充	・技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等 ・温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示 ・国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定	当市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条により、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画)を策定することとされている。地方公共団体実行計画(区域施策編)策定のために必要となる区域の温室効果ガス排出量の算定方法について、環境省から「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.1)」(令和3年3月)が技術的な助言として示されているものの、内容が専門的で非常に分かりづらく、職員のみでは対応が出来ない。国の地球温暖化対策実行計画に掲げられた温室効果ガス削減目標の達成に向けた対策・施策の効果による削減量の内訳などが「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.1)」(令和3年3月)に掲載されていないため、削減目標を設定する際に国の対策・施策の効果による削減量を考慮することができない。温暖化対策に必要な対策を検討するために必要な正確な温室効果ガス排出量を市で算定・推計ができない。	温室効果ガス算定・推計にかかる職員の負担・業務効率化につながり、地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応等に注力できる。国の温室効果ガス削減の考え方を削減目標を設定する際に考慮することができ、住民などに説明がしやすくなる。	環境省	札幌市、岩見沢市、苫小牧市、盛岡市、八王子市、平塚市、魚沼市、長野県、中野市、草津市、八幡市、出雲市、宇和島市、大牟田市、佐賀市、宮崎市、延岡市、鹿児島市	<p>○当市においても、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定にあたっては、市域の温室効果ガス排出量の算定及び、中長期目標の数値設定について、実質職員のみでの算出は不可能であった。このため、策定支援業務にあたる委託契約を締結した。受託者には、温室効果ガス排出量算定システムの構築を依頼し、計画改定後は毎年度、排出量推計を市職員が自ら行えるようにしている。ただし、排出量算定方法は、各統計値から按分する方法をとっているため、実績値としてはおよその値となっている。本提案のとおり、求める措置の具体的内容がなされれば、算定業務に従事している職員の負担軽減は大いに認められ、脱炭素化社会の実現に向けた数値根拠もこれまで以上に信憑性のあるものとなる。</p> <p>○温室効果ガスの排出量の推計は、統計資料に基づいて計算されるが、都道府県単位で提供されるデータは、人口で按分するなどして計算するため、実態に即しているとは言えず、このような方法で算出している限り、市単位の排出量の推計は意味がない。</p> <p>○当市では、地域の実情を踏まえた計画の策定が必要であると考えており、現在、令和3年度末の改定に向けて作業を進めている。一部専門的分野については、市職員での対応は難しく、コンサルタント会社に委託する必要があるため、財政支援が必要な状況である。改定作業を進めるにあたり、各省庁からの的確・迅速な情報提供が必要のため、温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示していただきたい。</p> <p>○当県では、毎年県内における温室効果ガス排出量を算定しているが、地方公共団体実行計画については、精度の高い温室効果ガス排出量を把握することが困難であることから、容易に算出ができるような計算システムがあると望ましいと考える。各都道府県において、独自に温室効果ガス排出量を算出しているかと思われるが、計算システムがあれば、統一的な算出方法により、値を算出できるかと思う。また、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、さらに多岐に渡り、かつ専門的な知識が必要になることが想定されることから、当市としても、専門知識をもった人材の派遣、対策によるCO₂削減量(あるいは森林吸収量)の具体的な数値、国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定をぜひお願いしたい。</p> <p>○温室効果ガス排出量の算定について、自治体によって算定方法が異なり、単純に比較ができない。多くの自治体が国の統計を用いて温室効果ガス排出量を算定しているが、統計の公表後の算定となるため、算定までにタイムラグがあり、スピード感をもって施策に反映させることが難しい。</p> <p>○地方公共団体実行計画について、事務事業編を策定することで手一杯で、その先の区域施策編の策定までは追いつかない。国及び都道府県の主導による区域施策編の策定をすることで、広域的な対策も含めた項目も策定でき、効率的な計画となる。</p> <p>○当市では、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)Ver1.1」(令和3年3月)に基づき、脱炭素に向けた取り組みを進めているが、その根拠となる「正確な温室効果ガス排出量」の算定・推計に難儀している。現状のままでは各市町村が各々に推定した温室効果ガス排出量に対する脱炭素シナリオを策定する事となり、シナリオ通りに進んだとしても脱炭素が達成できたと言えるのか疑問が残る状態である。国で、「正確な温室効果ガス排出量の算定」に関する統一的な見解・手法を定めるべきではないか。</p> <p>○「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)Ver.1.1」(令和3年3月)では、部門別、排出源別に推計手法が示されているが、各都道府県・市町村が取得可能なデータ及び統計資料により、どの手法を選択するか決めることになっており、自治体毎に温室効果ガス排出量等の推計値の精度に差が生じる。また、すでに議論されている電気事業者のデータ等、事業者からのデータの提供可能範囲が変更されたことに伴う推計方法の変更による過年度との比較に不都合が生じることがある。</p> <p>○電力・ガス小売完全自由化以降、市町村単位の電力購入量の把握が困難となっている。</p> <p>○提案のように、環境省マニュアルは内容が専門的で職員では対応できないため、当市では温室効果ガスの算定を業務委託で対応しており、財政負担が生じている。</p> <p>○計画の策定・改定にあたっては、技術的・財政的な困難があることから、支援の拡充をしていただきたい。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>令和3年6月に決定した「地域脱炭素ロードマップ」において、地方自治体の地球温暖化対策に対する人材支援、技術的支援等が盛り込まれたところであり、実現に向けた具体的な検討を進めていく。なお、現在、環境省では、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算における「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能なレジリエントな地域社会実現支援事業」において、地方自治体の計画策定や地域の合意形成、地域人材の育成などの取組を支援しているところ。</p> <p>また、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定のための技術的助言として、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を策定、周知している。「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年6月公布）の施行、地球温暖化対策計画の改定、地域脱炭素ロードマップの策定等を踏まえ、本マニュアルを令和3年中に改訂する。その際、都道府県や市町村における目標・施策の検討に資するよう、その具体的な方法等について、参考となる考え方を丁寧を示していく。</p> <p>さらに、地方自治体における現状把握や計画策定に役立てていた大きくツールとして、統計データ等を活用しつつ、全ての都道府県・市区町村ごとに区域のCO₂排出量や再エネの導入量などを示した「自治体排出量カルテ」を策定・公表している。</p> <p>環境省としては、引き続き、自治体排出量カルテを含め、地方自治体の温室効果ガスの排出状況の把握等に役立つ情報基盤の整備を進め、広く周知を図っていくとともに、計画策定や人材育成に対する支援を行うことにより、実行計画の策定に係る地方自治体の負担軽減を図っていく。</p>	<p>まず、毎年度、環境省が実施されている施行状況調査では、温室効果ガス排出量の算定方法について、専門的で分からないとの回答が多いにも関わらず、依然として「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」が改善されていない。第1次回答において「本マニュアルを令和3年中に改訂する。その際、都道府県や市町村における目標・施策の検討に資するよう、その具体的な方法等について、参考となる考え方を丁寧に示していく」とされているが、これらの対応の際には、地方の声を十分にくみ取っていただきたい。</p> <p>一方で、そもそも、追加共同提案団体から支障事例が多く示されていることから、マニュアルの改訂だけでは、算定業務の負担軽減につながらないと考える。そのため、全国知事会の地方分権改革推進WTの提案にあるような温室効果ガス排出量等の算定システムを構築していただくなど、求める措置に記載のとおり国の主導による市町村の温室効果ガスの算定についてご検討いただきたい。その際には、各種統計データから排出量を算定した過程が分かるようにするなど、現場の負担を軽減できるような措置をお願いしたい。また、自治体の財政負担がかからない手法として、専門知識のある人材をアドバイザーのような形で派遣することを検討していただきたい。</p> <p>また、地方公共団体実行計画の削減目標設定に反映させるため、求める措置に記載のとおり、国の地球温暖化対策計画に掲げられた対策・施策による排出削減量を通知・計画等で明示していただきたい。本提案の求める措置の内容について、第2次回答においてはぜひ前向きかつ具体的にご回答いただきたい。</p>	<p>【苫小牧市】</p> <p>①自治体排出量カルテ、②「要因分解法」により各自自治体が独自に算定、③「簡易法」により各自自治体独自に算定、の大きく分けて3つの手法で排出量を算定できます。このうちどれを正式な排出量の推定方法にするのかお示しいただかないと、各自自治体が勝手に算出した排出量に対する脱炭素を目指し、結果として脱炭素に至らない結果とならないでしょうか。（全自治体の排出量を合算しても、温対法上の排出量等の数値と合致しなくなる）。</p> <p>「支援を行う事」も非常にありがたいものの、「排出量の推定方法」を、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」改定時に具体的にお示しいただきたいと考えます。「自治体排出量」カルテの数値を正とするのであれば、各自自治体で改めて現況を推計する必要はなくなります。</p> <p>【平塚市】</p> <p>当市は、必要な統計データがすべて公表された直後から、二酸化炭素排出量の推計値の算定に取組み、公表を行っているが、「自治体排出量カルテ」で公表された排出量と一致しないため（部門によって近い数値もあるが、大きく乖離している部門もある）、カルテを活用できない。当市の算定方法は、コンサルタントに依頼し作成した算定方法ではあるが、具体的でわかりやすく統一された算定方法をマニュアルの中で、明示していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>地域における地球温暖化対策の取組を促進するため、地球温暖化対策推進法で規定された地方公共団体実行計画の策定について、国において技術的援助の強化を図ること。</p> <p>なお、環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
39	茅ヶ崎市 【重点15】	地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみとする こと等の見直し	・都道府県単位での計画の策定のみとする ・単独策定する場合には、技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等	当市は、令和3年4月に策定した環境基本計画を気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画として位置付けた。しかし、気候変動の影響が大きいと考えられる防災分野や健康分野、農業分野などについては、気候変動適応法が施行される前から既に類似の個別計画を策定しているため、新たに計画を策定することは自治体にとって過大な負担となる。 気候変動適応計画では、気候変動影響評価を行うことが示されているが、市で影響評価や影響予測することは困難であり、国や県の影響評価・影響予測の結果を活用するしかないことから、市町村単位で単独で実施する意義は乏しい。 気候変動適応計画に掲げる適応策の目標設定や適応策の効果を評価することが困難である。	気候変動影響評価について、国や県で行う結果と重複するため自治体単独で実施する意義は乏しい。そのため、気候変動適応計画については、都道府県単位で策定することにより、職員の負担軽減・業務の効率化につながる。 単独で策定する場合には、技術的な助言や専門知識のある人材の派遣等があることで、職員の負担軽減・業務の効率化につながる。	環境省	盛岡市、ひたちなか市、八王子市、平塚市、魚沼市、宇和島市、佐賀市、宮崎市、延岡市	○一部専門的分野については、市職員での対応は難しく、コンサルタント会社に委託する必要があるため、財政支援が必要である。 ○提案事例のとおり、市町村が個別に影響評価や影響予測をすることは困難であり、当市では県のデータ等を活用している。気候変動対策を住民に近い基礎自治体が担うことは、ニーズ把握や声を聞きやすく、住民と連携した取り組みの検討も有効であると考えられるが、自治体別に解決を図ることは困難な問題であり、広域的な連携で対策を行うことが必要と考えられる。都道府県等が主導して、連携地域を創設することや一体的な対策を行うなどの事業化が必要と考える。
40	神奈川県、福島県	地方消費者行政強化交付金に関する事業計画の提出に係る事務の効率化	地方消費者行政強化交付金の強化事業に関する事業計画を各市町村が提出する際、都道府県でとりまとめをすることなく直接消費者庁へ提出するなど、効率的な運用を行うよう改善を求める。	各市町村が強化事業を実施する場合、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領に基づき、市町村は事業計画を当県へ提出し、当県は、管内市町村の事業計画を取りまとめた上で、消費者庁へ提出している。また、消費者庁における審査過程で疑義や修正依頼がある場合、消費者庁からまとめて当県に送られ、それを当県が仕分けた上で市町村へ照会し、集まった回答を再度取りまとめ、消費者庁へ回答している。 しかし、事業計画の審査事務の所管及び承認権限は消費者庁にあることから、上記の当県が行っている事務は、消費者庁からの照会と市町村の回答の中継に過ぎないものである。また、これらの事務を年度末に、短期間で行うことを求められることから、他業務への圧迫となっている。 さらに、地方消費者行政強化交付金のうち「推進事業」は順次、活用年限を迎えている。その代替措置として、市町村に対して「強化事業」の活用を消費者庁及び当県は働きかけていることから、今後、強化事業の申請件数は増えることが見込まれ、取りまとめを行う当県の事務負担が更に増す可能性が高い。	消費者庁の「地方消費者行政強化作戦 2020」の中では「消費者庁は地方消費者行政が自治事務であることを踏まえ、地方公共団体の自主性・自立性が十分に発揮されることに留意する」と定められており、各市町村が消費者庁と直接やり取りすることで、事業に対する考え方や意向がより明確に伝わり、結果として各市町村の自主性や自立性が尊重され、消費者にとって、より効果的な施策の展開が期待できる。	消費者庁	北海道、茨城県、長野県、兵庫県、奈良県	○管内において強化事業を実施する市町村が多いことから、事務が輻輳する年度末に本事業の事務を行うことは、他業務への著しい圧迫となっている。 ○各市町村の強化事業計画書を県が経由することで県の事務負担及び各市町村における短期間の事務処理が強いられ、他業務への圧迫となっているため、計画書審査については、消費者庁と各市町村が直接事務手続きを行うよう要領の改正を求める。 ○事業計画様式の簡素化や作業期間の十分な確保等により都道府県の事務負担軽減を図ることは可能と考えられることから業務改善の観点での検討をお願いしたい。 ○毎年2月以降、強化事業の事業計画書の事前提出、修正及び最終提出といった手続きについて、当該交付金の他事業の手続きと錯綜しながら、年度末まで対応しており、当県においても相当過重な業務となっている。 ○当初予算における強化事業の事業計画の審査が年度末である上、消費者庁からの照会期限が短いにも関わらず、各市町村の取りまとめをし、消費者庁へ回答するやりとりが複数回に渡るため、通常業務と並行するのが難しく、業務負担が大きい。強化事業の審査を年度末から年内に移行する等、負担を軽減する工夫が必要と思われる。 ○消費者庁における審査過程で疑義や修正依頼がある場合の当県から市町村への照会及び回答の取りまとめ、消費者庁への報告の一連の事務については、短期間で複数回のやりとりを求められており、提案団体の主張のとおり、他業務への圧迫となっている。そのため、例えば余裕をもった照会期間を設定するなど、事務効率化に向けては改善の余地があるのではないかと考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>気候変動適応に関する防災分野や健康分野、農業分野等の施策において、市町村は気候変動影響が顕在化する現場において適時適切な適応策を実施する上で重要な役割を担っていると考えられるため、都道府県だけでなく、市町村も計画策定主体として位置づけられている。今回のご指摘を踏まえ、市町村が計画を策定することにした場合における負担をできるだけ軽減し、また業務効率化を図るため、環境省として以下の支援をまいりたい。</p> <p>○地域気候変動適応計画策定マニュアル(計画のひな形を含む。)について、市町村の負担軽減・業務効率化の観点も踏まえ、令和4年度中に改訂を行う。</p> <p>○国立環境研究所による専門家派遣について、対面のみならずオンラインでの対応も可能となるようにする。なお、令和2年度実績は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師派遣(滋賀県、茨城県、富山県、愛媛県、福岡県、白井市、印西市、栃木県等) ・検討委員派遣(北海道、新潟県、栃木県、茨城県、神奈川県、富山県、滋賀県、愛媛県、福岡県、長崎県、川崎市、船橋市、八千代市、千代田区、葛飾区等) ・地域気候変動適応センターとの意見交換会(計25センターと実施。) <p>○地方環境事務所による都道府県、市町村関係者に対する情報交換、優良事例の紹介について、引き続き積極的に実施していく。</p> <p>市町村が、知見や体制の不足などにより単独で計画を策定することが困難となる場合、複数の市町村や都道府県と共同して地域計画を策定することが可能となっている。また、例えば防災分野、健康分野、農業分野など市町村として優先的に適応策を実施する必要がある分野に特化した適応計画を策定することが可能である。さらに、関連する計画に、市町村の状況に応じた気候変動適応施策が盛り込まれている場合には、当該計画の一部を地域気候変動適応計画として位置付けるといった対応も可能である。これらのことを、上記地域気候変動適応計画策定マニュアルの改訂版においても強調するとともに、広域協議会や自治体向け研修などの機会ですっかりと周知徹底していきたい。</p> <p>(参考)気候変動適応法(抄)</p> <p>第12条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を立案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。)を策定するよう努めるものとする。</p>	<p>第1次回答において、市町村は気候変動適応に関する分野において重要な役割を担っていることから計画策定主体として位置づけているとのことだが、その専門性の高さや予算不足等から現在の策定団体数が非常に少ないこと、また、都道府県の計画を参照し、事業の実施をするなどの方法により市町村の責務を果たすことはできると考えるため、再考願いたい。</p> <p>そのうえで計画策定規定の廃止が困難な場合、計画を策定する際に必要となる気候変動影響評価については、専門性や人員・予算の観点から困難であること等を鑑み、一定のエリア別の気候変動影響評価を国が行うことで、市町村の計画策定の後押しとなるような真に効果的な支援をお願いしたい。また、技術的支援である気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)について、気候変動影響が顕在化する現場(自治体)では「全く活用していない」(52.8%)「存在を知らない」(31.2%)と回答している状況で、国は気候変動適応法に定められた役割を果たしているといえないのではないか。自治体の職員向けに適応に関する関連データを整理し、「地域気候変動適応計画策定マニュアル」と整合がとれた分かりやすいホームページとしていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>地域における適応の取組を促進するため、気候変動適応法で規定された地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定や実行について、国において技術的援助の強化を図ること。</p> <p>なお、環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p>
<p>地方消費者行政強化交付金は、都道府県及び管内市区町村等の消費者行政の強化及び推進のために必要な経費を都道府県知事からの申請に基づいて交付を行い、管内市町村への配分は、その実情を良く知る都道府県に委ねることとしている。</p> <p>消費者安全法(第8条)においても、都道府県は、市町村の事務の実施に関し、「市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する助言、協力、情報の提供その他の援助を行う」とされているなど、都道府県内全体の消費者行政の推進役が期待されている。そのため、都道府県においては、消費者庁と管内市区町村等の単なる中継ぎではなく、交付金が適正にかつ、当該都道府県域の消費者行政の強化に効果的に活用されるために管内市区町村からの申請が、真に消費者行政の強化及び推進のために必要な経費かどうかを審査いただきたいと考えている。また、全国の1,700を超える自治体と消費者庁が直接やりとりすることは、かえって交付事務の停滞につながると考えている。</p> <p>一方で、申請手続きについては、事業計画書の簡略化や、効率的な確認方法の検討など、都道府県の事務負担の軽減が図れるよう、運用面での見直しを行うことで、都道府県の事務負担の軽減に努めてまいりたい。</p>	<p>第1次回答において、「都道府県においては、(中略)真に消費者行政の強化及び推進のために必要な経費かどうかを審査いただきたいと考えている。」とされているが、都道府県が審査する法的根拠を明確にしていきたい(本交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項及び第3項に基づく法定受託事務ではないと認識している。また、消費者安全法第8条第1項第1号で都道府県が行う事務は「市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行うこと」とされており、審査は求められていないと認識している)。</p> <p>なお、各都道府県は消費者庁へ、事業計画提出以前に、翌年度の管内分の地方消費者行政強化交付金の要望をしている。仮に審査に法的根拠があるとしても、要望に際しては、各市町村の要望額、希望する事業が真に必要な経費か審査した上で行っており、事業計画が各都道府県を経由しないと、必要な審査は行われていると考える。</p> <p>また、「全国の1,700を超える自治体と消費者庁が直接やりとりすることは、かえって交付事務の停滞につながると考えている。」とされているが、消費者庁は現行制度においても全自治体から提出された事業計画の審査を行っており、事務量が大きく変わることはなく、交付事務の停滞につながることはないと考えている。</p> <p>毎年度、強化事業分の市町村要望件数は増加していることから、都道府県事務負担は増す一方であり、他業務に支障が生じている。来年度事業計画提出時から、都道府県における事務負担が軽減されるよう、必要な見直しを行うことを求める。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
41	神奈川県 【重点13】	都道府県障害者計画、都道府県障害福祉計画等における計画期間の見直し及び計画内容の簡素化	都道府県障害者計画(以下「障害者計画」という。)&都道府県障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)等の統合等を促進するため、障害福祉計画を障害者基本計画と同じく5か年計画とすることを求める。または、障害者基本計画を6か年計画とすることを求める。障害者計画と障害福祉計画等計画内容の簡素化を求める。	障がい福祉に関し、都道府県には、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画等の策定が求められている。障害福祉計画は、障害者計画の一部であり、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画としての位置付けであるため、例えば、地域生活移行者数や障害福祉サービス見込量等の成果目標や、目標達成のための方策等について、内容が重複している。しかし、両計画とも策定義務があるため、それぞれの計画策定について、実態把握調査の実施、住民意見の反映等の作業に加え、学識者や障がい当事者等で構成された審議会で複数回審議するというプロセスが必要となり、大きな負担となっている。また、障害福祉計画が3か年計画であるため、次期計画の策定に向けた現行計画の効果等の検証を、2か年の取組実績により行うことになるが、2か年という期間は検証には短く、次期計画に現行計画の反省点等を十分に反映できない。さらに、名称及び内容の近い計画が複数存在することは、住民の分かりにくさにもつながっているため、両計画を統合し、1つの計画にできれば、業務負担の軽減及び住民の分かりやすさ向上を図ることができるが、両計画の計画期間が異なることが統合の妨げとなっている。障害福祉計画は、法に基づく基本指針において、3か年の計画と定められている一方、障害者計画は、計画期間の定めはないものの、法において国の障害者基本計画(5か年計画)に基づいて策定することとされており、5か年計画としている地方公共団体が多い。これを踏まえ、国の基本指針により定められる障害福祉計画の期間と、国の障害者基本計画の期間が同一、又は、例えば、3年間と6年間など、中間見直ししやすい期間になっていれば、両計画の統合や策定作業の一本化による負担軽減等が図られやすくなるものと考え、提案するものである。また、更なる業務負担の軽減に向けて、両計画の内容の簡素化についても、併せて提案する。	障害福祉計画等を障害者基本計画と同じく5か年の計画とした場合には、障害福祉計画等と障害者計画を統合しやすくなり、計画本数の減少による策定作業の負担軽減が図られる。名称及び内容の近い計画が1本化することで、住民の分かりやすさの向上にもつながる。計画内容が簡素化された場合についても、内容面での重複が解消されることにより、計画策定に係る負担軽減が図られる。	内閣府、厚生労働省	北海道、茨城県、前橋市、千葉県、小平市、長野県、豊田市、西尾市、京都市、浜田市、高知県、五島市、大分県	○両計画とも策定義務があり、それぞれ、実態把握調査の実施、住民意見の反映、審議会の複数開催が必要となり、負担が大きい。根拠法はそれぞれ異なるものの、名称や内容が類似する計画が存在することで、住民をはじめ、審議会委員であっても分かりにくい状況である。当市は、障害福祉計画・障害児福祉計画を一体で策定、障害者基本計画については5か年計画で別に策定している状況であるが、3本の計画の統合により、分かりやすさとともに、事務の負担が大きく軽減される。また、障害福祉計画については、計画期間が3か年と定められており、検証するには2か年の実績を基に検証することとなり、十分な検証ができていないとは言い難い。
42	神奈川県	教育支援体制整備事業費補助金の交付スケジュールの迅速化	教育支援体制整備事業費補助金について、3月末に行われている内示に先立ち、予算が成立した際の見込みであることを前提に、予算額の目安について情報提供を求める。	当該補助金については、内示により初めて予算額が示されることにより、短期間で人材を探さなければならないなどの事務負担が非常に大きい。 【内示状況】 (事業年度) (内示日) 令和3年度 令和3年3月25日 令和2年度 令和2年3月31日 令和元年度 平成31年3月29日 平成30年度 平成30年3月30日 平成29年度 平成29年3月29日	経験豊富で生徒の学力向上に資する地域人材等を確保することが可能となる。学校や地域の実情に応じた、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの勤務割振りを検討するための十分な時間の確保が可能となる。	文部科学省	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、島根県、山口県、熊本市	○OSC・SSWが会計年度任用職員となったことから、勤務条件通知書等の作成業務のため、事業補助額の内示を3月上旬までに実施頂きたい。 ○教育支援体制整備事業補助金の内示が3月末に示されるため、短期間で人材確保をしなければならず、各教育事務所や各市町村教育委員会の負担が大きい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【内閣府】 「障害者基本法(平成25年法律第65号)」に基づく都道府県及び市町村における障害者計画(以下「障害者計画」)の策定については、障害者基本法第11条第2項及び第3項において、障害者基本計画を基本とする旨定められている。 障害者計画に規定すべき具体的な内容、計画の策定期間や期間については、地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じて決定することができる。また、地方公共団体の判断により、障害者計画と障害福祉計画等を一体のものとして策定することも可能である。</p> <p>【厚生労働省】 障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国において基本指針を定め、この指針を元に各地方自治体が約1年間で計画を作成し、新たな計画期間を迎えることとなっている。また、国においては3年毎にサービス提供の在り方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていること等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画については、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。</p> <p>他方で、実質2年間の実績を踏まえた短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないという指摘については真摯に受け止める必要がある。</p> <p>以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくためにどの長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととしたい。</p> <p>なお、障害福祉計画の簡素化については、令和2年地方分権改革提案(管理番号210②)により一定の整理を得たものと考えている。</p>	<p>【内閣府】 障害福祉計画の期間は国の基本指針で3か年と定められていることから、障害者計画と障害福祉計画等を一体的に策定する地方公共団体においては、3か年の計画、あるいは6か年の計画として3か年目に障害福祉計画に関する内容を改訂している場合が多い。現在、障害者基本計画は5か年の計画であることから、国と地方公共団体で計画策定年が大きくずれていくこととなり、障害者基本計画の内容を適切に反映できない。</p> <p>地方公共団体が、住民への分かりやすさや負担軽減を目的に障害者計画と障害福祉計画等を一体のものとして策定することが前提になりつつあることを認識していただき、厚生労働省と連携を図ることで、地方公共団体の負担軽減に努めていただきたい。</p> <p>【厚生労働省】 報酬改定の内容が示されるのは、毎回2月上旬であり、実質的に、報酬改定を踏まえて計画を策定できるタイミングとはなっていない。また、報酬改定により直接の影響を受けるのは、サービス見込量が主であり、それをもって成果目標等の項目全てを3年間で見直す理由にはならないと考える。なお、サービス見込量については、計画の一部見直し等で対応が可能である。</p> <p>また、簡素化については、一部の項目を努力義務としたことで整理済みとしているが、例えば、努力義務とされた「サービス見込量確保のための方策」について、住民への説明責任の観点から、見込量の確保策を記載せざるを得ないなど、努力義務とされたものでも、実質的に義務付けに近い項目が多い。</p> <p>このため、例えば、活動指標は国の基本指針で細かく定めずに、地方公共団体の判断とするなど、地方公共団体の自主性を反映できる方向での実質的な簡素化が必要と考える。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 都道府県障害者計画の策定の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止又は「できる」規定化若しくは努力義務化すべきである。 なお、「できる」規定等とした場合でも、計画の策定を補助金交付の要件とするなど、計画を策定せざるを得ないことにならないよう留意すること。</p> <p>都道府県障害福祉計画の内容の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告で存置が許容されていないものは、規定そのものの廃止、規定の例示化又は目的程度の内容へ大枠化すべきである。</p> <p>また、計画期間については、地方自治体が地域の実情に応じた設定が可能となるよう、計画の根拠となる基本指針の見直しを求める。</p>
<p>教育支援体制整備事業補助金スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業については、可能な限り早期の情報提供に努めてまいりたい。</p> <p>教育支援体制整備費事業補助金(補習等のための指導員等派遣事業)については、仮申請を受け付け、内示を行っているところです。この手続きの日程には法令上の規定はないため、昨年度までよりもなるべく早い時期に仮申請の依頼及び申請締め切り日を設定し、可能な限り速やかに内示を行ってまいります。なお、申請締切までに適切な申請をしていたくことで内示を早めることができますので、各教育委員会には御協力いただきますようお願いいたします。</p>	<p>＜スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業＞ 「可能な限り早期の情報提供に努めてまいりたい。」とあるが、具体的に、どのような内容の情報が、いつ頃示される見込みかを明示していただきたい。特に、各自治体への予算の見込み額が、いつ頃示されるのかを明示していただきたい。</p> <p>＜補習等のための指導員等派遣事業＞ 令和3年度教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)の仮申請締切日は、令和3年2月26日であり、同年3月25日に内示があったところであるが、これを概ね1か月程度前倒しすることにより、年度当初の円滑な事業実施に向けて適時に人員を確保することができることも、スクールキャリアカウンセラー等会計年度任用職員の4月1日付け任用に向けた準備を円滑に進めることもできるので、ご配慮をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
43	瀬戸内市	農地を地域づくり活動に利用する場合の農地転用許可の考え方の明確化等	農用地区域内にある農地を含む農地について、農業体験等の地域振興イベント開催に利用する場合における農地転用許可の考え方(特に、同許可が不要な場合の考え方)を『農地法の運用について』(平成21年12月11日農林水産省経営局長、農村振興局長通知)の中で明確化するとともに、参考となる事例の周知等を求める。	農地法第4条第6項第1号イに掲げる農用地区域内にある農地については、農地を農地以外のものにするいわゆる農地転用は、原則として認められていない。離島地域では、人口減少・高齢化に伴って農業従事者が著しく減少し、農用地区域内にある農地で耕作放棄地となっているものが増加しているが、他の地域に比べ資源に限られている中で、こうした耕作放棄地は交流人口の増加など地域を好転させる資源にもなり得る。住民主体の地域づくり団体やNPO団体から、地域の人口や新規就農者を誘致するための移住促進や賑わいづくりのため、耕作放棄地で農業体験等の地域振興イベントを開催することについて相談があり、農業体験等のイベント開催の場合は農地転用に当たらないとも考えられるが、どのような場合に農地転用をすることなく耕作放棄地の活用ができるか考え方がわからないことから、取組を断念してしまうことがある。その結果、耕作放棄地を有効活用できず、住民団体等の地域づくりへのモチベーションを下げてしまっている。	離島地域では、農業従事者の減少等が深刻な状況にある。農地を確保しつつ耕作放棄地の活用を促進することにより、離島など人口減少や高齢化の著しい地域の特性を踏まえた地域振興策を着実に推進することができる。また、農地は地域の景観や魅力の形成に大きく寄与しているため、こうした取組みにより地域が活性化することで、農業従事者の耕作意欲の向上や従事者の確保による農用地区域内にある農地の再生に繋がることが期待される。	農林水産省	須賀川市、川崎市、下呂市、京都市、高松市	○中山間地等の耕作放棄地においては、不整形田も多く、農地としての活用による復帰は難しい田も多い。田としての復元以外の活用が可能であれば地域振興に大きな役割を果たしうる。
44	春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市 【重点9】	70歳以上の国民健康保険の一部負担金の割合に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止	70歳以上の国民健康保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しないと負担割合が2割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。	【事務内容】定期的に該当の被保険者の収入状況を調べ、該当者に対し申請についての案内を送り、申請を待って負担区分を変更した高齢受給者証を再作成し送付している。案内の送付事務と申請の催促事務、高齢受給者証の差し替え事務などが発生する。 【支障事例】国民健康保険法施行規則第24条の3において国民健康保険法施行令第27条の2で規定される負担割合の適用を受けようとするものは申請書を提出しなければいけないこととなっている。申請があつてから負担割合の変更を行うため、被保険者の申請が遅れる、または申請忘れにより、高い負担割合で診療を受ける月が発生する可能性があり、不利益を生じさせている。 (共同提案団体の支障事例) ・8月の年度切替に際しては対象者が非常に多く、対象者の抽出、申請の案内、申請の受理及び高齢受給者証の差し替え業務により事務の負担感が大きい。 ・基準収入額申請の案内はパンフレットやホームページ等でも実施しているが、これまで被保険者が自主的に申請したケースはなく、複雑な制度ゆえ勸奨ありきの制度となっている。 ・勸奨を受けた被保険者からの申請は、月中旬以降が多く、それに伴い高齢受給者証の差し替えは頻繁に発生している。 ・月をまたいでの申請のリスクは常にあり、申請勸奨後、月の下旬には電話等で再勸奨を実施しており事務の負担になっている。	申請案内、申請の処理事務がなくなることで事務が低減される。 申請忘れ、申請遅れによる被保険者の不利益を回避できる。 (共同提案団体) ・市町村を越えて住所異動があつた際も申請不要で負担割合を適用できるようになれば、新たに居住するようになった市町村で再度申請する必要がなくなり、加入者の利便性の向上に繋がると考える。 ・申請不要とした場合であっても大きな不利益は考えられない。	厚生労働省	北海道、盛岡市、白鷹町、須賀川市、ひたちなか市、東海村、伊勢崎市、入間市、荒川区、東村山市、神奈川県、川崎市、相模原市、海老名市、長野県、中野市、三島市、半田市、津川市、知多市、京都市、大阪市、枚方市、鳥取県、米吉市、倉吉市、浜田市、広島市、高松市、宇和島市、久留米市、長崎市、大村市、荒尾市、宮崎市、延岡市、小林市、那覇市	○申請しないと負担割合の変更ができないため、申請案内の通知や高齢受給者証の作り替え業務等の事務負担が発生している。また、申請しない・申請が遅れることにより、被保険者が高い負担割合で受診しなければならなくなっている。 ○一定以上の所得がある方は令和4年度後半に自己負担割合が2割になる。この所得の確認についても同様に申請が必要となる場合は更に対象が増えるため、申請不要としていただきたい。 ○当市では8月の年度切り替え時や一部負担金の割合変更時に基準収入額申請の案内チラシを同封しているが、制度が複雑であるため、問い合わせへの対応や高齢受給者証の差し替え等の事務負担が大きい。また、被保険者からは、役所で収入額を把握しているにもかかわらず、申請をしなければ不利益を被るのはおかしい、とお叱りを受けることがある。 ○申請があつてから負担割合の変更を行うため、被保険者の申請遅れや申請忘れにより、高い負担割合で診療を受ける月が発生する可能性があり、被保険者に不利益を生じさせている。 ○8月の年度切替に際しては対象者が非常に多く、対象者の抽出、申請の案内、申請の受理及び高齢受給者証の差し替え業務により事務の負担感が大きい。 ○当市においても、共同提案団体と同様に、被保険者の申請忘れや申請遅れが生じていることから被保険者に不利益が生じている。加えて、年度切り替えに際しての課税所得の確認作業に多くの時間を費やし、事務負担感が大きいことから、制度改正の必要があると考える。 ○月をまたいでの申請があつた際のリスクが常にあり、被保険者からの問い合わせが発生している。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>農地転用許可を得ることなく農用地区域内にある農地を活用できる場合の明確な考え方や参考事例については、今後、通知の発出等により、周知してまいりたい。</p> <p>なお、イベント会場として農用地区域内の農地を使用する場合、そのイベントが短期間(1日だけ等)で、農地の区画形質を変更することなく、イベント終了後直ちに耕作可能な状態となることが明白な場合については、農地転用に当たらないと考える。他方、短期間のイベントを繰り返し行うために農地に容易に撤去できない構築物を設置する場合や、イベントの常態化の影響で将来的に耕作ができなくなるような場合は、農地転用に当たり、農用地区域内農地においては、一時転用による場合を除き、認められないケースであると考ええる。</p>	<p>耕作放棄地の解消、農業従事者の確保及び住民団体等のモチベーション低下防止の観点からも、早期に農地を活用できる場合の考え方や参考事例を明確化・周知することが重要であると認識している。そのため、具体的な通知の発出時期や周知方法を御教示いただきたい。</p> <p>また、定期的又は反復的なイベントによる活用事案についての見解が示されているが、住民団体が地域づくりの一環として、滞在休憩地や写真撮影地のように、構築物の設置や形質変更することなく、一定期間、観光客等の利用に供する場所として活用する場合についての農地転用許可の可否についても見解を示されたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>患者負担割合に係る現役並み所得者(3割負担)の判定は、原則、課税所得を基準として行っているが、税法上の控除により、給与収入・年金収入ともに有するモデル世帯に比べ、実際の収入額が少ないにもかかわらず課税所得が基準を超えるケースが存在する。このようなケースを救済するため、収入が一定額未満である場合にはその旨申請すれば一般所得者(2割負担)とする基準収入額適用申請の仕組みを設けている。</p> <p>基準収入を公簿等だけで確認することができるのは、居住する市町村の税務システムで、地方税では本来必要のない収入情報を独自に管理している場合に限られる。国としては、こうした独自の仕様を前提とせず、被保険者からの申請に基づいて基準収入の把握を行うこととしている。</p> <p>この取扱いを見直すに当たっては、各保険者において法令で含めることとしている収入金額をシステム等により把握できるのかを確認する必要があると考えており、当該確認結果を踏まえて、必要な対応を検討してまいりたい。</p>	<p>この制度自体が広く知られておらず、さらに複雑な判定方法であることから被保険者自身で適切な時期に申請を行うことは、ほぼ不可能と考える。申請を単に待つことは行政の在り方として問題があり、該当者に勧奨を行うことは必須の事務と考え、当市では勧奨を行っている。該当者を特定するのに必要な収入情報は住民税担当課からの情報や1月1日時点の住所地へのマイナンバー照会、保険税(料)用の申告書等により全て把握している。本人からの申請がなくても市で判定ができるにもかかわらず、申請を必要とすることは事務の無駄であり、また高齢者に申請を行わせることそのものや、申請の遅れ等により一般所得の自己負担割合が適用されないといった被保険者への不利益を生む原因となっている。一方で、市区町村によっては収入情報を基に該当者の把握を行っていない場合も考えられるため、このような市区町村においては従来通りの申請での収入把握とし、収入を把握しており勧奨を行っている団体では既に得られている収入情報によって適用を可能とするような改正も考えられる。今後も高齢者人口の増加に伴う事務量の増加が見込まれるため事務の効率化は喫緊の課題であり、令和4年度当初からの導入に向けて早急な対応をお願いしたい。</p>	<p>【海老名市】 各保険者において法令で含めることとしている収入金額をシステム等により把握できるのか否かが異なることは承知しているが、先行して、把握できる市町村において、申請を必須としないような改正を行っていただければ、負担割合の変更の方法は各市町村の事情に合わせた運用に変更することができると考えます。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
45	春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、横須市、三原市	後期高齢者医療保険の一部負担金に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止	後期高齢者医療保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しないと負担割合が1割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。	【事務内容】定期的に該当の被保険者の収入状況を調べ、該当者に対し申請についての案内を送り、申請を待って負担区分を変更した被保険者証を送付している。案内の送付事務と申請の催促事務、被保険者証の差し替え事務などが発生する。 【支障事例】高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第32条において高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条で規定される負担割合の適用を受けようとするものは申請書を提出しなければならないこととなっている。申請があつてから負担割合の変更を行うため、被保険者の申請が遅れる、または申請忘れにより、高い負担割合で診療を受ける月が発生する可能性があり、不利益を生じさせている。(共同提案団体の支障事例) ・新しい被保険者証を送付する際には、当市では10,000人以上の確認を1週間程度で行う必要があり、迅速かつ正確な対応を維持することが既に困難になっている。今後団塊の世代が後期高齢者となり、対象者が増加することにより事務負担も増加することが予想され、このままでは申請勧奨の遺漏や誤りにより被保険者に対して不利益を生じる可能性があり、それを回避するためにも、事務負担の低減は喫緊の課題と考える。 ・被保険者は高齢であり、申請行為の負担が相対的に大きい。後期高齢者医療制度において申請行為を不要としている他の業務と比較し、被保険者にとって大きな負担となっている。 ・申請勧奨を行っても申請がない場合は複数回の連絡事務も発生し、申請漏れがないようにするための事務量も多くなっている。 ・基準収入額申請の案内はパンフレットやホームページ等でも実施しているが、これまで被保険者が自主的に申請したケースはなく、複雑な制度ゆえ勧奨ありきの制度となっている。	申請案内、申請の処理事務がなくなることで事務が低減される。 申請忘れ、申請遅れによる被保険者の不利益を回避できる。 (共同提案団体) ・限られた期間で申請案内、申請の処理事務がなくなることで事務が低減されるとともに、事務処理誤りにより被保険者に対して不利益を生じさせる可能性を無くす。 ・申請による被保険者の負担が軽減される。	厚生労働省	北海道、千歳市、盛岡市、白鷹町、須賀川市、ひたちなか市、東海村、伊勢崎市、入間市、渋谷区、東村山市、神奈川県、横須賀市、海老名市、長野県、中野市、佐久市、三島市、半田市、豊田市、知多市、大阪市、枚方市、鳥取県、米子市、倉吉市、松江市、高松市、宇和島市、久留米市、春日市、長崎市、大村市、荒尾市、中津市、宮崎市、延岡市、那覇市	○高齢者を対象とした保険制度であるにも拘らず、申請によらなければ窓口負担割合が3割から1割にならない「基準収入額適用申請制度」は被保険者に対する配慮を著しく欠いた手続きである。この制度に該当するかどうかは被保険者は分からないため、当市においても候補者全員について手作業で「収入認定」を行い勧奨している。勧奨通知を受け取った被保険者からは、「窓口負担は1割より3割が良いなどと言う人がどこにいる。」「該当するかどうか本人は分からないし、該当となっても申請しなければ1割負担にならないとはどういうことか。」「保険料を完納しているのに申請し忘れて窓口負担が高くなるのは誰のための保険制度なのか。」という苦情が絶えない。窓口負担2割が近々導入されることも踏まえ、市民感情に配慮した改善が必要である。 ○当市でも被保険者の認知機能の低下、また同居家族の長期入院中のため、前年度まで行えた申請ができず、入院費が高額となり、年度切り替えの数か月後、遠方に住む親族とトラブルとなった事例があり、過去に県後期高齢者医療広域連合に対し、提案を行ったことがある。 ○当市においても、定期的に被保険者やその同世帯の70歳以上の人について収入状況を調べ、該当者に対し申請について案内を送り、申請を待って負担区分を変更した被保険者証を送付しているが、後期高齢者医療制度の被保険者にとっては、申請行為の負担が大きいと、申請が遅れたり、申請をしないままになり、高い負担割合で診療を受ける事例が発生している。また被保険者証の年次更新時には、数日で1,000件程度の収入状況を数人で確認しなければならない状況にあり、今後、団塊の世代が後期高齢者になり対象者が増加すれば、正確かつ迅速な対応が困難になると予想され、制度改革の必要性を強く感じている。 ○当市では、県後期高齢者医療広域連合から定期的に該当の被保険者一覧が送付され収入状況を調べ提供し、広域連合が該当者に対し申請書等を送っている。当市は、被保険者から申請書を受け付けて、広域連合へ送付し、広域連合が負担区分を決定し変更した被保険者証を送付している。収入の確認から申請書を送付し、申請があつてから負担割合の変更を行い被保険者証を送るため、被保険者が申請を忘れたり、申請書の提出が遅れたりすると、高い負担割合で診療を受ける月が発生する可能性があり、不利益を生じさせている。また、申請のない者へ催促事務などが発生する。 ○当市では、8/1の年度切り替えの繁忙期に、収入状況の調査、対象者の抽出、申請案内ハガキの発送を行うほか、毎月、75歳到達者や修正申告、世帯変更のあるものなど、随時、確認作業やその対応など作業が煩雑である。また、制度が複雑なうえ、被保険者の申請があつてから負担割合の変更を行うため、申請が漏れクレームに繋がるケースもあり、職員の仕事負担及び被保険者の不利益を生じさせている。 ○被保険者証定期判定時における基準収入額適用申請勧奨事務について、当市では約2,000人の勧奨候補者の収入金額を調査し、勧奨対象となる被保険者に勧奨通知を送付している。現状では、勧奨候補者の抽出から発送までを約一週間で行う必要があり、迅速かつ正確な対応を維持することが困難になっている。今後、対象者が増加することにより事務負担も増加することが予想され、このままでは勧奨事務の遺漏や誤りにより被保険者に対して不利益を生じる可能性があり、それを回避するためにも、制度改革は喫緊の課題と考える。 ○制度自体が複雑であることから、被保険者からの勧奨通知発送後の問い合わせも他の申請と比較し膨大であり、後期高齢者医療業務全体を圧迫している。 ○被保険者自身が内容を理解した上で申請行為を行うことが難しく、被保険者にとっても大きな負担となっている。 ○当市においても、共同提案団体と同様に、被保険者の申請忘れや申請遅れが生じていることから被保険者に不利益が生じている。加えて、年度切り替えに際しての課税所得の確認作業に多くの時間を費やし、事務負担感が大きいことから、制度改革の必要があると考える。 ○収入調査の際に、確定申告書の写しに所得額のみが記載されたものもあり、収入額について税務署へ問合せの権限付与が必要になると思われる。また、3割負担を選択され、1割負担を拒否される方についての意思確認や申出制度の新設が必要になると考える。 ○該当する被保険者の収入状況を調べ、該当者に区分負担申請にかかる勧奨通知を送り、申請を受け、証の差し替えを行っている。既に該当者として把握していることから、上記のように勧奨通知を送り、申請を受け付ける作業は事務の増加を招く。今後、団塊の世代が後期高齢者医療制度に加入し、事務量の増加も想定されることから、さらなる事務負担が増すと考える。 ○均等割にかかる軽減は自動で適用するなど、申請を待たずに被保険者に利益をもたらす制度運用も行われていることと比較しても、この制度の申請行為が高齢な被保険者の負担となっている。 ○当該申請の適用は、申請日の翌月からになるため、失念などで申請遅れがあつた場合は、被保険者が本来受けられる負担区分の始まりが遅れ、不利益を生じさせる。 ○都道府県を越えて住所異動があつた際も申請不要で負担割合を適用できるようにできれば、新たに居住するようになった市町村で再度申請する必要がなくなり、被保険者の利便性の向上に繋がると考える。 ○新しい被保険者証を送付する際には、当市では3,000人以上の確認を1週間程度で行う必要があり、迅速かつ正確な対応を維持することが既に困難になっている。今後団塊の世代が後期高齢者となり、対象者が増加することにより事務負担も増加することが予想され、このままでは申請勧奨の遺漏や誤りにより被保険者に対して不利益を生じる可能性があり、それを回避するためにも、事務負担の低減は喫緊の課題と考える。 ○被保険者は高齢であり、申請行為の負担が相対的に大きい。後期高齢者医療制度において申請行為を不要としている他の業務と比較し、被保険者にとって大きな負担となっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>患者負担割合に係る現役並み所得者(3割負担)の判定は、原則、課税所得を基準として行っているが、税法上の控除により、給与収入・年金収入ともに有するモデル世帯に比べ、実際の収入額が少ないにもかかわらず課税所得が基準を超えるケースが存在する。このようなケースを救済するため、収入が一定額未満である場合にはその旨申請すれば一般所得者(1割負担)とする基準収入額適用申請の仕組みを設けている。</p> <p>基準収入を公簿等だけで確認することができるのは、居住する市町村の税務システムで、地方税では本来必要のない収入情報を独自に管理している場合に限られる。国としては、こうした独自の仕様を前提とせず、被保険者からの申請に基づいて基準収入の把握を行うこととしている。</p> <p>この取扱いを見直すに当たっては、各保険者において法令で含めることとしている収入金額をシステム等により把握できるのかを確認する必要がありと考えており、当該確認結果を踏まえて、必要な対応を検討してまいりたい。</p>	<p>この制度自体が広く知られておらず、さらに複雑な判定方法であることから被保険者自身で適切な時期に申請を行うことは、ほぼ不可能と考える。申請を単に待つことは行政の在り方として問題があり、該当者に勧奨を行うことは必須の事務と考え、当市では勧奨を行っている。該当者を特定するのに必要な収入情報は住民税担当課からの情報や1月1日時点の住所地へのマイナンバー照会、保険税(料)用の申告書等により全て把握している。本人からの申請がなくても市で判定ができるにもかかわらず、申請を必要とすることは事務の無駄であり、また高齢者に申請を行わせることそのものや、申請の遅れ等により一般所得の自己負担割合が適用されないといった被保険者への不利益を生む原因となっている。一方で、市区町村によっては収入情報を基に該当者の把握を行っていない場合も考えられるため、このような市区町村においては従来通りの申請での収入把握とし、収入を把握しており勧奨を行っている団体では既に得られている収入情報によって適用を可能とするような改正も考えられる。今後、高齢者人口の増加、後期高齢者医療の負担割合2割の導入に伴う事務量の増加も見込まれるため、事務の効率化は喫緊の課題であり、令和4年度当初からの導入に向けて早急な対応をお願いしたい。</p>	<p>【海老名市】 各保険者において法令で含めることとしている収入金額をシステム等により把握できるのか否かが異なることは承知しているが、先行して、把握できる市町村において、申請を必須としないような改正を行っていただければ、負担割合の変更の方法は各市町村の事情に合わせた運用に変更することができると考えます。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
48	大府市	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きの簡素化	「印鑑等届出書」については、押印廃止につき、「氏名等届出書」に改められるが、改正後の様式が「償還金支払場所」、「記名者住所」、「記名者氏名」を記載するものとなる場合は、請求書との記載と重複することとなるため、請求書との一本化を求める。また、前回受給者と同順位の別の者が請求する場合、「戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍」が必要となるが、本戸籍は主に戦没者の死亡当時の除籍謄本であり、請求者によって変動する可能性が低いいため、省略を求める。	戦後76年が経過し、請求者の多くが高齢者である。請求にあたり、重複した記載内容(氏名、住所)があるため、申請者の負担となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、弔慰金請求に限らず、多くの窓口業務が簡素化し、短時間で完了されることが求められる。戸籍の取得については、居住地に本籍がある場合は、弔慰金担当者が戸籍窓口につなぎ、補助することが可能だが、他県等の場合は郵便申請となり、申請者の大きな負担となる。	申請等の手続きが簡素化することにより、申請者の負担軽減及び記入誤りの減少が見込まれる。また、市町村担当者の窓口業務の短縮や記入項目の確認箇所の減少により、事務軽減が図られる。進達や裁定の時間が短縮され、迅速な国債交付が見込まれる。	財務省、厚生労働省	前橋市、富山市、福井市、佐久市、西尾市、稲沢市、滋賀県、京都市、豊中市、枚方市、寝屋川市、広島市、松山市、久留米市、宮崎市	<p>○請求者の多くが高齢者であり、ケースによっては多数の戸籍を用意する必要があるため、請求受付には相当の程度の時間を要している。昨今の新型コロナウイルス感染症の影響下では、この受付時間の長さは感染症予防上重大な懸念がある。</p> <p>○請求者の高齢化に伴い、手続きや説明に時間を要している。重複部分の一本化は窓口業務の短縮につながり、請求者の負担を軽減できる。当市も戸籍の取得については、本籍が他県等の場合に郵便申請することが多く、請求者の負担となっているところがある。</p> <p>○「印鑑等届出書」と「請求書」の記載内容が同一であることの確認及び異なっていた場合の対応に手間を要していることから、請求書との一本化は有益であると考え。ただし、「印鑑等届出書」改め「氏名等届出書」は、財務省で使用するものであるため、そのために、請求書を審査庁等でコピーするような事務負担が生じないことが一本化の前提である。</p> <p>○書類の送付先が異なっている(裁定都道府県と償還金支払場所等)ため難しいかもしれないが、関係機関と調整のうえ統一化が可能ならば、請求者・担当者双方の負担軽減になる。</p> <p>○弔慰金の請求者の多くは高齢者であり、請求書等必要書類への記載や戸籍等添付書類の準備が負担となっている。また、戸籍の取得については、居住地に本籍がある場合は、弔慰金担当者が戸籍窓口につなぐなどの支援が可能であるが、他県等の場合は郵送請求となるため、大きな負担となっている。</p> <p>○請求者はほぼ76歳以上の高齢者であり、請求者の負担軽減、また、手続きが困難であることで請求をあきらめる方がいないよう、手続きの簡素化が求められる。特に、戸籍関係書類の取得については、他県等に本籍がある場合は郵便申請等となり、高齢の請求者にとって多大なる負担となっている。前回請求者と同一人物が請求する場合は、戸籍抄本の提出を求めるのではなく住民票での確認とするなどの請求手続きの簡素化が必要であると考え。これらの手続きの改善については、実際多くの市民の声も寄せられている。</p> <p>○国の通知では次回の特別弔慰金から印鑑等届出書が氏名等届出書に変更されるようであるが、請求者の負担軽減からは省略が望ましい。現在、印鑑等届出書が財務事務所、日本銀行代理店、償還金支払場所(郵便局)の順に送付されているため、これらの機関で不都合がなければ問題はない。</p> <p>○申請手続きの簡素化については合意する。ただし、現在の業務運用における、「印鑑等届出書」・「請求書」については、紙運用自体を抜本的に見直さない限り、提案の成果は限定的なものになると思慮される。重複記載については、前回受給者限定とはなるが、受付市区町村にて、前回請求情報が印字出力されるだけでも、請求者の手間は省けるのではないか。</p> <p>○請求書の記載誤りや必要書類の不足等が多発しており、そのたびに電話等で問い合わせを行っているため、事務が煩雑になっている。また、必要な戸籍の取得方法がわからない請求者への個別対応にもかかわらず、請求手続きの簡素化が必要であると考え。</p> <p>○当市においても、記入項目が少なくなると請求者から意見をもらうことがある。また、本人の手が不自由で上手に字が書けない場面も散見されたため、書類の一本化をはじめとした、手続きの簡素化は必要と考えている。しかしながら、国と郵便局の2か所に書類を提出している現状の制度では、書類を1つにしてしまうと一方は写しを取得するという状況が生まれるため、そういった課題をクリアする方法を検討する必要がある。戸籍を郵送で取得する場合に、手間がかかり請求者の負担となっていることは感じられるため、できるだけ少ない資料で手続きできるようにする必要があると考える。ただし、戸籍を確認しなければ、市の担当者が請求権の有無を判断できず、進達しても書類の補正になる可能性が高くなるため、戸籍の確認方法を、本人からの提供に頼らないようなシステムに変更するか、個人番号を利用したコンビニ等での取得方法をより簡易化するように改良すべきと考えている。</p> <p>○提案内容と同様の請求があり、請求者に必要書類の提出を求めた際に、理解を得られにくいことがあったことから、見直しが必要とされれば、請求者の負担軽減につながると考えられる。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【財務省】 請求書には、氏名等届出書の記載事項の他に「戦没者等にかかる情報」、「請求者の生年月日」等を記載することとなっている。 提案通り、「氏名等届出書」について、請求書と一本化した場合、請求書(写し)が償還金支払場所等で保管されることとなり、償還金支払場所である金融機関は、不要な個人情報を保持することとなるため、当該取扱いの実現は困難。 一方、従来から厚生労働省に提案しているとおり、厚生労働省及び裁定都道府県で使用している援護システムでは、氏名等届出書の記載事項(氏名、住所、償還金支払場所、記号、額面金額等)の情報を保有していると考えられるところ、裁定都道府県において、当該システムを用いること等により氏名等届出書を作成するという取扱いに変更すれば、請求者の負担軽減、記入誤りの減少、市町村担当者の窓口業務の短縮・記入項目の確認箇所の減少が図られるものと考えている。 なお、特別弔慰金について、第11回特別弔慰金は、「印鑑等届出書」による手続きであり、「氏名等届出書」は、第11回特別弔慰金の後続銘柄から使用されることとなるため、今回の提案に厚生労働省が対応可能であれば、第11回特別弔慰金の後続銘柄から変更することになると考えている。</p> <p>【厚生労働省】 請求書には、氏名等届出書の記載事項の他に「戦没者等にかかる情報」、「請求者の生年月日」等を記載することとなっている。 氏名等届出書について、請求書と一本化した場合、請求書(写し)が償還金支払場所等で保管されることとなり、償還金支払場所である金融機関は、不要な個人情報を保持することとなるため、当該取扱いの実現は困難。 また、特別弔慰金は、戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年、70周年といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表すため、一定範囲の遺族(子、兄弟姉妹等)の先順位者1名に対して支給するものであり、従来より戸籍により支給順位の確認を行っている。前回受給者とは別の同順位者からの請求の際に、「戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍」(以下「戸籍」という。)の省略を認めると、 ① 前回受給者が提出した戸籍のみでは、戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者(同順位者)の続柄を確認できない場合がある(※)こと、 (※)請求者が、戦没者等の死亡当時、改氏婚をしており戦没者等及び前回受給者と別戸籍になっていた場合など ② また、確認できる場合でも、都道府県において前回受給者が過去に提出した戸籍の調査等を行うのに労力を要する場合がある(※)こと (※)前回受給者が特別弔慰金を継続的に支給されていた者で、当該者が戸籍を提出したのは当初請求時(場合によっては制度創設時である昭和40年)のみである場合など から、現在は、同順位者からの戸籍の提出を求める形としているところ。 他方で、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の平成27年の改正法案に対する附帯決議(参議院厚生労働委員会)において、「特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、手続きの簡素化に努める」べきとされていることも踏まえ、氏名等届出書の取扱を含め、請求手続の簡素化についても戦後80周年を迎える令和7年に向け検討してまいりたい。</p>	<p>本提案の目的は、請求者の高齢化に伴う請求負担の軽減である。不要な個人情報の保持については、書類に工夫を講じて解決するよう検討いただきたい。例としては、①請求書の記入後に氏名等届出書に必要な部分のみ写しをとり、氏名等届出書を作成する。②重複する箇所について複写式の書類とする。③財務省からの第1次回答のとおり、裁定都道府県が援護システムを利用して、氏名等届出書を作成する。等の方法が考えられる。 「戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍」(以下「戸籍」という。)の省略については、ご回答のとおり、前回請求者と別戸籍となることが想定される。しかし、当市(8月2日時点)での301件の請求のうち、前回請求者と異なる者からの請求は27件で、全ての戸籍に戦没者等、前回請求者、今回請求者が同一戸籍内に記載されていた。このことから、戦没者等及び前回請求者と別戸籍になることは極めて稀だと考えられ、市町村で過去の提出戸籍で確認できない場合や、戦没者等の死亡時に別戸籍であった申告がされた場合等に限り提出を求めるとし、原則省略としていただきたい。進達後に都道府県で過去の提出戸籍で確認できない場合は、市町村から請求者へ戸籍の提出を求めらることで、受給権の有無を確認できると考えられる。 また、過去の提出戸籍の調査については、電子管理等を推進し、検索の効率化を図ることで都道府県の労力を軽減することも可能と考えられる。 他都道府県の戸籍を郵便請求する手間から請求を諦める請求者がいるなかで、高齢化する請求者の労力を軽減し、より多くの戦没者等の遺族に弔慰を示すために本提案について検討いただきたい。</p>	<p>【広島市】 氏名等届出書については、遺族の高齢化等を踏まえた手続きの簡素化の観点から、財務省提案のとおり、援護システムにより出力する取扱いとすることが適当と考える。 戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍についても、厚生労働省回答の課題はあるが、一度、都道府県が戦没者等の死亡当時の戸籍を調査し、特別弔慰金受給の遺族の範囲を援護システムで管理すれば、請求者や今後請求が見込まれる遺族の負担(手続き、経費、時間)の削減となるほか、特別弔慰金の受付及び戸籍の交付を行う市町村の負担も削減されることから、改めて検討されたい。 なお、改氏婚等で戦没者等の死亡当時の戸籍で遺族と確認できない者については、確認に必要な戸籍の提出を求めると規定することで懸念は解決されるものと考えている。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
49	大府市	税務署からの住民税課税情報等の照会対応に係る事務負担の軽減	税務署からの住民税課税情報等の照会を、地方公共団体に負担をかけた方法として頂きたい。例えば、情報提供ネットワークシステムや国税連携システムなどを活用した照会など、地方公共団体が対応に時間をとられないような方法を検討いただきたい。	現在、税務署からの住民税課税情報等の照会は電話、窓口への来庁及び郵送で行われており、市町村の住民税担当窓口において、その照会回答の対応に多くの時間を費やされ、通常業務を行う時間が奪われ対応に苦慮している。具体的には、年間に100件以上の問い合わせがあり、1件に15分程度かかるとして、人口約9万人の当市において、総合計年間1,500分程度費やしている。	税務署からの照会対応に要する時間を削減することで、その時間を住民への窓口対応等に充てることができ、市民サービスの向上につながる。	デジタル庁、総務省、財務省	前橋市、千葉市、船橋市、八王子市、川崎市、山梨県、長野県、御殿場市、豊橋市、半田市、知多市、名張市、京都市、岸和田市、枚方市、八尾市、山鹿市、中津市、宮崎市	<p>○当市でも税務署からの照会が年間100件以上(電話照会含む。)あり、その対応に負担を感じている。特に、電話照会が多いが、電話では対応に時間がかかる上、伝達ミス等が発生する可能性が書面等での対応より多いという不安もある。</p> <p>郵送による照会は日数がかかるため、電話照会を多用されているものと思われるが、電子的な照会手段が整備されれば時間短縮及び正確性の向上に資するものと考えられる。</p> <p>○当市では、税務署からの照会が年間150件以上あり、同様に照会対応の時間が削減できれば他の業務に充てることができ、市民サービスの向上に繋がることから賛同する。</p> <p>○国税局・税務署からの文書による照会はほぼ毎日のように発生しており、照会年分(年度)についても通常直近3～6年分を照会してくる場合が多く、世帯状況や勤務先その他、課税資料の写しを求めてくることもあり、国保・介護等の照会と比べて1件あたりの対応に相応の時間と事務量を要している。情報連携システムや国税連携システムの活用等により、課題も多いと思うが地方公共団体側にも負担がかからないような照会方法を検討して頂きたい。</p> <p>【令和2年度の国税局・税務署からの文書照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税通則法第74条の12:約260件 ・国税徴収法第146条の2:約230件 <p>合計約490件…1件あたりの照会に要する時間はおよそ15～30分程度で、二重確認を行っているので実際には30～60分程度かかることもある。国保・介護等照会にかかる1件あたりの所要時間は概ね3分(二重確認を行っても6分)程度である。</p> <p>○当市でも年間100件ほどの照会があり、照会対応に時間を要するため提案内容に賛同します。</p> <p>○税務署からの課税に関する照会については、確定申告提出時に源泉徴収票の添付義務を無くした結果、所得控除内容が不明であるため、その所得控除内容に対して市町村への問い合わせが増加している。</p> <p>また、所得控除内容が不明である確定申告書が課税資料で市民税を賦課する際、所得控除内容が不明であることから、控除内容を確認するために納税義務者へお知らせを発送し、所得控除内容を確認後、賦課するなど業務量が増加している。</p> <p>○当市においても、紙ベースの紹介のみで100件を超える照会があり、加えて電話等での紹介もあるので調査等には相当な時間を費やしている。他市町村からの同様の調査も膨大な量となっているため、税務署の調査に係る事務負担を軽減できれば市民サービスの向上及び時間外勤務を減らすことにも繋がる。</p> <p>○当市においても、税務署からの電話や文書による住民税課税情報等の照会回答に多くの時間を費やしている。</p> <p>【令和2年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話での照会:約500件(1件あたり10分程度) 郵送・窓口での照会:175件(1件あたり5分程度) <p>⇒年間約5,875分程度費やしている。</p> <p>○当市においても、年間200件を超える照会を受けており、その対応に多くの時間を費やしている状況である。</p> <p>○税務署からの電話照会と郵送照会はそれぞれ一日2～3件程度あり、負担を感じている。</p> <p>○システムを利用する場合、自動応答が可能である等回答する側の地方公共団体の職員の作業が必要ない作りであることを希望する。</p> <p>○提案市と同様、税務署からの住民税課税情報等の照会は電話及び郵送で行われており、その照会回答に時間を費やされるため苦慮している。</p> <p>具体的には、電話による問い合わせが年間に100件以上(1件に10分程度)、郵送による照会が年間約200件(1件に30分程度)あり、人口約40万人の当市において、年間7,000分程度費やしている。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>税務署等と地方自治体の情報の授受をオンラインで行えば、双方にとって業務の効率化が期待できる一方、相応のシステム投資を要することから、国税当局と地方税当局で調整の上、検討を進めていく。</p>	<p>システム投資について、既存のシステムを活用するなどの工夫を行うことで一定の投資コストの削減が可能であると思われる。また、地方が被っている対応にかかる時間や費用及び税務署での照会手続きにかかる時間や費用などと比較考量すれば、費用対効果の高いものと思われる。国全体で見た行政コストの削減や行政手続きの効率化を考慮いただき、積極的な検討をお願いしたい。また、システム投資を検討する際には地方自治体や税務署の意見を聴取し、より有用な情報がやりとりできる仕組みとなる様に配慮をお願いする。さらに、国の策定する「経済財政運営と改革の基本方針2020」、「成長戦略フォローアップ」、「規制改革推進に関する第1次答申の行政手続コストの削減の行政手続き簡素化の3原則にある行政手続きの電子化の徹底」及びデジタル庁の創設などからもわかるように国や地方の行政手続きの電子化は、国全体の喫緊の課題と捉えられ、今回の提案についてもこれらの課題解決に資するものと考えられる。これらのことを踏まえ積極的な検討をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
50	大府市	食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置の拡充	食品リサイクル法第21条における廃棄物処理法の特例制度では、食品リサイクル法第2条第4項で規定する「食品関連事業者」に対し、廃棄物処理法第7条の規定にかかわらず、一般廃棄物収集運搬許可(荷卸し)に関する許可を不要としているが、現在対象外となっている、(外部業者を入れない)自社運営の食堂や老人ホームの食堂についても特例対象とすること。	【現状】 当市では、バイオマス産業都市構想に基づき、民間事業者が設置したバイオガス発電施設に市内外の食品関連事業者等から食品循環資源(食品残さ)を受入れ、処理している。 一般廃棄物は排出された自治体内での処理が基本とされているが、食品の再生利用に関しては広域的な処理の必要性があることから、一般廃棄物収集運搬業の許可の特例が設けられている。 当該バイオガス発電施設は食品リサイクル法に基づく再生事業者登録がされているため、他の自治体の食品関連事業者から排出された一般廃棄物(食品残さ)の受入れの際に、一般廃棄物収集運搬許可(荷卸し)の許可が不要となる特例が適用されている。 食品関連事業者には、食堂運営を委託された事業者を含むものの、外部委託せず自社で食堂を運営している中小企業や小規模な老人ホームについては対象外となることから、収集運搬事業者に対し、2年に1回一般廃棄物収集運搬業(荷卸し)に係る申請及び許認可手続きが必要となっている。 【支障】 食品リサイクル法において、それらの事業所から出る食品残さのリサイクルは義務付けされていないが、環境意識の高まりや国が進める脱炭素社会の実現に寄与するため、リサイクルしたいというニーズが増えてきており、当市における食品残さの受入れ相談も年間10件から15件程度あり、それに伴う許認可事務の負担が増加している。	特例制度対象外となっている中小企業や小規模な老人ホームを特例対象とすることで、2年に1回必要となる一般廃棄物収集運搬業(荷卸し)に係る申請及び許認可を不要とすることができるため、当該事務手続きの負担軽減を図り、行政の効率化を図ることができる。 また、それら事業所からの一般廃棄物の搬入が促進されることにより、バイオマス資源の利用が促進され、脱炭素社会の実現に寄与することができる。(現在、39業者から年間約200トンの食品残さを受入れしている。)	農林水産省、環境省	盛岡市、川崎市、鎌倉市、西尾市、小牧市、岡山市、宇和島市、熊本市	○市内では、食品残差の受け入れを行ってはおらず、市外への搬出を依頼している。市外に搬出する相談を年20件近く受けていることから、当該事務手続きの負担軽減を図り、行政の効率化を図ることが必要と考える。 ○現在、当市は食品リサイクル施設を有していないため他自治体から食品残渣を受け入れることはできない。また食品残渣を市外搬出している事業者については、当市の一般廃棄物収集運搬業許可を有しており、持ち込み先の許可も有しているため、提案事項についての相談は特にない。しかし、数年後に当市内で食品バイオマス発電施設が完成し、試験運転後可能であれば他自治体の食品残渣の受入れも予定しており、その際提案自治体と同様の課題を抱える可能性がある。 特例措置の拡充については、対象か否かの判断基準の設定をいかに明確化できるかが課題であると考ええる。
51	船橋市、横浜市、三原市	出入国在留管理庁から市区町村への国民健康保険に加入できない者の通知	特定活動の在留資格を持つ外国人で国民健康保険に加入できない者の情報を、出入国在留管理庁より対象者が住民登録をしている市区町村への通知の実施。 現在、令和2年4月7日付け事務連絡厚生労働省保険局国民健康保険課通知に基づき、出入国在留管理庁から国保中央会及び国保連合会を経由して各市町村へシステムにて外国人情報が提供されているが、その情報について、今回の対象者情報を追加することを想定。	当市国民健康保険加入者である外国人のうち、在留資格が特定活動(医療を受ける活動)である者がいたため、実態調査及び対象者のパスポートの確認を行い、当該者の資格喪失処理を行った。当該者は住民登録時には「技術・人文知識・国際業務」の在留資格であったため国民健康保険に加入していたものの、後日、医療機関からの情報提供により在留資格が特定活動(医療を受ける活動)に変更となっていたことが判明した。在留資格が医療滞在である場合には国民健康保険に加入することができない。しかしながら、住民登録がなされたまま在留資格が特定活動(医療を受ける活動等)へ変更された者については、本人からの届出がない限り市町村では変更後の在留資格を把握することができない。判明した際には多額の医療費(総額約188万円)が発生していた。	国民健康保険適用除外対象者を市区町村が把握することで、国保の誤加入、被保険者証の誤使用、不当利得の防止、医療費の適正化に繋がる。また、外国人は国民健康保険加入手続きの際にパスポートを持参しないケースがある。この場合、パスポートを再度持参しなければ加入手続きができないため、本人の利便性にも繋がる。	法務省、厚生労働省	北海道、盛岡市、須賀川市、東海村、松戸市、荒川区、神奈川県、川崎市、相模原市、海老名市、長野県、三島市、津島市、京都市、大阪市、鳥取県、広島市、高松市、宇和島市、長崎市、宮崎市	○在留資格が特定活動の場合、指定書により内容を確認する必要がある。住民登録時にパスポートを持参していればよいが、持参していないことが多い。そのため、後日、指定書の提出を本人に求めることになるが、なかなか提出されず、提出までに時間を要することから、事務処理の負担となっている。また、医療目的であることが確認できなかった場合、多額の医療費が発生することになる。事実判明に伴い、資格を喪失させたとしても、出国してしまった場合は、不当利得を回収することも困難となる。そのためにも、制度改正は必要であると考える。 ○本人からの届出ありきの制度となっているので、そこを改正する必要がある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>食品関連事業者は、その事業活動に伴い多量かつ継続的に食品廃棄物を排出しており、食品廃棄物等の発生の抑制及び再生利用への最大限の努力が求められます。このため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律において、食品関連事業者に対し、再生利用等の実施目標の達成と取組に当たっての基準の遵守を求め、多量発生事業者等に対しては、取組が不十分な場合は国が勧告や命令等を行うといった規制措置を講じています。こういった規制措置とあわせて、このような措置の対象となっている食品関連事業者の再生利用の実施を確保できるよう運搬の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等が設けられています。</p> <p>一方で、自社で運営している食堂や学校給食の施設は、福利厚生の一環で行われており、事業性が乏しいため、食品関連事業者と同様に食品廃棄物等の発生の抑制及び再生利用の取組を求めることは適切ではなく、食品関連事業者を含むことは適当ではありません。このため、これらの事業者が再生利用を実施する際に、運搬の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等の対象とすることは困難ですが、これらの事業者の食品廃棄の実態を把握しつつ、食品関連事業者の対象範囲について、継続的に検討してまいります。</p>	<p>2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すためには、ありとあらゆる手段を用いた取組を進めることが重要だと考える。また、「エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)」では、「食品廃棄物などのバイオマスの利用の導入を進める」とされており、現在検討が進められている次期エネルギー基本計画(素案)においても再生可能エネルギー導入量について、さらなる上積みが見込まれていると承知している。</p> <p>そのため、事業活動に伴い排出される事業系一般廃棄物のうち、福利厚生の一環で行われていると考えられる自社運営の食堂や小規模な老人ホームの食堂から排出される食品廃棄物であっても、「食品廃棄物等の発生の抑制及び再生利用の取組を行う」のは社会的責務であり、積極的に再生利用を促すことが必要と考える。</p> <p>については、廃棄物処理法第7条第1項に基づく市町村長の許可を受けず、一般廃棄物の収集運搬を業として行うことができる特例の範囲を拡大することにより、食品廃棄物の再生利用がさらに進むよう、速やかにご検討をお願いしたい。あわせて、具体的な検討スケジュールについて、ご教示いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、食品関連事業者の対象範囲の検討にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨を鑑み、生活環境や公衆衛生保全のための規制の観点と、事務手続きの簡略化という特例の観点の双方が十分配慮されるよう求める。</p>
<p>令和2年4月以降、特定技能外国人の国民健康保険加入促進の観点から、出入国在留管理庁から市町村へ特定技能外国人に係る身分事項等の情報提供を行っているところであるが、国民健康保険法第113条の2第1項において、市町村が官公署に報告を求めることができる対象として「被保険者資格の取得及び喪失に関する事項」が規定されていることも踏まえ、提案の実現可能性について、関係府省と検討を進めてまいります。</p>	<p>提案の実現に前向きな回答をいただき、感謝を申し上げます。</p> <p>現行制度では被保険者資格の喪失について、本人の届出による把握に依存しているため、本人が被保険者証を使用してしまい不当利得が発生する事例や本人が出国している場合には不当利得が回収困難となる等の課題が生じており、国民健康保険に加入できない者について市区町村へ通知することを求めるものである。</p> <p>市区町村においては、特定活動にかかる指定書の確認事務や実態調査等の事務が必要になっているが、提案の実現による当該事務の効率化や、本人がパスポートを持参のうえ届出することが不要となるという利便性向上の観点からも、関係府省間での検討・調整を早急に行い、令和4年度から情報提供をしていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 円滑な事務運営のため提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
52	津久見市 【重点11】	薬剤師法に基づく調剤制限等の規制緩和	へき地におけるオンライン診療において、一定の要件を満たした場合、診療所の薬を患者に提供できるよう規制を緩和する。	当市の離島部の診療所については、診療所の院長、看護師などが週4日、本土より定期船で通い、島在住の看護師を含めた体制で診療を行っている。荒天等において、医師が渡島できないときの診療体制を確保するため、令和2年10月より、本土の当市内の病院からオンライン診療が出来るよう、市が情報通信機器の整備を行い、当該診療所で運用を開始した。しかしながら、医師が本土の当市内の病院からオンライン診療を実施することになるため、当該診療所に医師が不在となり、薬剤師法第19条(調剤)及び第22条(調剤の場所)による制限のため診療所に在庫している薬剤を患者に提供できない事案が発生している。	オンライン診療で診療所内に医師が不在の場合でも、診療所内に在庫している薬剤の提供が可能になれば、薬剤を配送する時間と配送経費の削減が可能になり、離島等のへき地住民の利便性向上、負担軽減及び医療の確保を図ることができる。また、オンライン服薬指導との併用へと発展できれば、へき地であっても医師・薬剤師双方から遅れなく医療サービスを受けることが可能になる。オンライン診療時でも、当該診療所に看護師が常駐していれば、医師又は薬剤師が映像を介して看護師に指示を行い、薬剤の最終的な確認を行えば差し支えないのではと考えている。なお、安全性の確保及び看護師の負担軽減のため、提供できる薬の種類や、特例の適用の範囲は限定すべきと考える。新型コロナウイルス感染拡大防止や、台風等の自然災害が物流に与える影響を回避する点からも、オンライン診療のさらなる活用と普及が期待される。へき地における医療機能を維持するためには、自然災害や人員不足等、多くのリスクを抱えていることも事実であり、特例的に規制緩和をいただくことで、より柔軟な対応が可能となる。	厚生労働省	高松市、高知県、大分県、宮崎県	○当県ではオンライン診療の導入促進に向け、よりの確な診断が可能となるよう、電子版かかりつけ連携手帳と連動したアプリの開発を進めており、制度の普及・促進に資する規制緩和については大いに賛同するところである。
53	吉岡町、 洪川市、 安中市、 みどり市、 榛東村、 神流町、 甘楽町、 長野原町、 草津町、 高山村、 川場村、 昭和村、 みなかみ町、 玉村町、 千代田町、 邑楽町	DV等支援措置の延長に係る申出手続きの簡素化及びDV等支援措置期間の延長	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」(以下「DV等支援措置」という。)における延長の申出手続きに関して、申出者が行う警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等(以下「相談機関等」という。)及び市町村窓口への出頭による本人確認の省略並びにDV等支援措置期間を1年を超えて設定することを可能とすること。	【支障事例】 DV等支援措置の期間は1年となっており、DV等支援措置の対象者が当該措置の延長の申出を行う場合、1年ごとに初回と同様の手続きが求められ、相談機関等及び市町村の窓口に出頭し本人確認を受ける必要がある。窓口への出頭が必要なため、市町村窓口でDV等支援措置の延長の申出を行ったのにも関わらず、相談機関等に相談に行かなかったことで、やむを得ずDV等支援措置が終了に至ったケースがある。 【制度改正の必要性】 DV等支援措置の期間は、初回又は延長の手続きであるか否かを問わず1年となっているが、特に延長手続きを行う対象者については、初回の手続き時と比べて対象者の環境が大きく変化することは少ないと考えられ、1年ごとにDV等支援措置の延長の申出を行わなければならないことについては、当町職員だけでなくDV等支援措置対象者等からも柔軟な対応を可能にすることを求める声がある。また、DV等支援措置の延長の申出者は、加害者が訪れる可能性のある窓口へ延長のたびに足を運ばなければならないため、出頭を伴う手続きは被害者にとっては精神的な負担であり危険を伴うものとなっている。DV等支援措置の延長の申出のたびに窓口に出頭しなければならないことについても、当町職員だけでなくDV等支援措置対象者等からも利便性の高い手続となるよう見直しを求める声がある。 【懸念の解消策】 DV等支援措置の対象者が延長の申出を行う場合、本人確認は初回の申出時に行っていることから、出頭による本人確認の方法を緩和し、相談機関等及び市町村において初回で控えた相談や申出の内容で本人を特定する電話受付や本人確認書類同封による郵送等での延長手続きを可能とする。また、延長の手続きは初回の手続き時と比べてDV等支援措置対象者の環境が大きく変化することは少ないと考えられることから、当該対象者が延長の申出をする際に、例えば3年を超えない範囲で対象者の希望により支援措置期間を選択できるようにするなど柔軟な対応を可能とする。	DV等支援措置対象者が市町村窓口に出頭することによる加害者からの追跡のリスクや精神的負担を減らすことができる。また、延長の手続きが簡略化されることで、DV等支援措置対象者の負担軽減に加え、市町村の受付事務の負担軽減も見込める。さらに、DV等支援措置の延長切れを防止することができ、被害者への切れ目のない支援につながる。	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	旭川市、中標津町、盛岡市、いわき市、桐生市、川口市、練馬区、長野県、佐久市、知多市、田原市、和泉市、兵庫県、吉野川市、香川県、宇和島市、久留米市、大村市、延岡市	○当市においても、申出者が相談機関へ出頭ができず、支援措置を終了するケースが発生している。引き続き支援が必要な場合は、相談機関へ出頭なく、本人から状況や必要性の聞き取りなどにより延長の申出が行えるよう事務の見直しを求める。 ○支援措置の件数は増加傾向にあり、限られた担当者的人数では管理しきれなくなる可能性もある。制度を簡素化することで、支援者の情報を少ない人数で守ることにつながる。 ○DV加害者からの暴力等の恐怖によって外出することができないために継続支援を受けられない場合があり、被害者救済の観点から制度改正等の要望を受けるケースが多くある。 ○支援措置対象者にとって延長手続きが負担となり、支援措置が終了となるケースが多くみられる。手続きの簡略化により、支援が必要な対象者の負担が減ることが期待される。 ○市町村窓口での延長申出の際に郵送で受付することについては、申出者の負担軽減につながることから賛同する。 ○申出者からの電話では延長希望の旨が確認できたものの、体調が優れない等の理由により、相談機関や市役所に来ることができず、延長の申出をすることができなかったケースが数回あった。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>調剤は、専門的な薬学的知見を有する薬剤師が、実際の医薬品の品質や、その種類等に間違いがないことを直接確認しながら取り揃えや計量、混合等の調製を行う必要があるため、薬剤師法第19条において、薬剤師でない者が調剤してはならないとされている。また、同条ただし書きにおいて、一定の条件下で、例外的に医師が自己の処方箋により自ら調剤するときはこの限りではないとされている。本件においては、離島部の診療所において医師が自己の処方箋により自ら調剤を行う必要があり、看護師が当該診療所で調剤を行うことはできない。</p> <p>このような離島等の医薬品供給体制は、地域の薬剤師会等の協力により、医師が不在の間、当該診療所に薬剤師を派遣するなどの対応をまず検討することが重要であり、大分県の薬務主管課や大分県薬剤師会等と相談しながら進めていくことが適当と考える。</p> <p>例えば、医師が不在の当該診療所に来所した患者に対し、本土の医療機関から、当該診療所に従事する医師がオンライン診療を行う場合において、その医師の処方に基づき、当該診療所に薬剤師を従事させ、当該薬剤師が調剤して患者に薬剤を交付することは可能である。また、その医師の処方箋により薬局においてオンライン服薬指導を行い、調剤された薬剤を、当該患者の居宅等に配送することも可能である。この場合において、一定の条件の下で、当該薬剤をドローンを用いて配送することも可能である。(参考:「ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて」(令和3年6月22日付け薬生総発第0622第2号・医政総発0622第3号))</p>	<p>医師等が映像を介して看護師に指示を行い、患者に提供できる薬剤については、PTPシート又はこれに準ずるもので包装されたままの医薬品を想定している。また、映像を介して、医薬品の種類や品名、個数など必要量を取り揃え、確認できる薬剤のみを想定しており、医薬品を直接計量、混合する行為などは想定していない。また、当該診療所に従事する看護師においては、院内における医薬品の在庫状況等精通している。</p> <p>よって、医師等による映像を介して看護師への指示等、調剤した薬剤の最終的な確認をすることにより、処方箋に基づいて調剤した薬剤の品質等に影響がなく、結果として調剤した薬剤を服用する患者に危害の及ぶことがなく安全性が担保されるため、看護師による薬剤の提供を可能とすべきである。</p> <p>また、本提案は、平時においても薬剤師のいない離島等のへき地において、荒天等により船便が運航できない場合をはじめ、夜間、緊急を要する場合等、医療提供に支障が生じた際の対応を求めるものである。離島の天候は突如変化し、想像を超えた波高、強風に見舞われるため、事前に本土から薬剤師を派遣することやドローンを活用した配送などでは解決は見込めない。</p> <p>また、ご指摘の関係機関との連携については、大分県薬剤師会と協議を行っており、薬剤師会の全国組織等を通じて、へき地住民の医療確保のため、本規制緩和の実現に向けた取り組みを進めていくことなど、協力の了承をいただいている。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>DV等支援措置については、被害者に係るDV等被害の状況がケースごとにさまざまに変化し得ることから、期間を1年と定め、申出があれば状況を確認して延長することとしている。</p> <p>支援措置の期間については、DV等被害者の申出に基づき、住民基本台帳法で認められている住民票の写し等の交付制度の特例的な取扱いを行うものであることから、一定の期間を区切って、虚偽の申出を防ぐため、対面の本人確認を行った上で状況等を確認し、適切に対応していくことが必要と考えており、現時点では支援措置期間の長期化や本人確認等のあり方の見直しについては、慎重な対応が必要なものと考えている。</p>	<p>関係府省からの第1次回答において、被害状況がケースごとにさまざまに変化し得ることから、期間を1年と定めていることが示されているが、実際には、DV等被害者の置かれた状況に変化が起こることはほとんどなく、継続して支援を必要とする者が多いため、期間を1年とする合理的な理由はないと考える。</p> <p>また、初回の申出では、被害者を出頭させて本人確認をすることの必要性はあると考えられるが、既に支援措置の特例を受ける申出者及び加害者を含む第三者が虚偽に延長を申し出る利益はなく、延長する者に出頭することを求めてまで本人確認をする必要性は低いと考える。むしろ、延長の意思があっても、相談機関等や市町村窓口を訪れることができないために、延長手続ができず支援措置が失効している事例が、追加共同提案団体からも示されているように全国的に存在していることを踏まえると、延長手続の簡素化を実現する意義は大きい。</p> <p>DV等支援措置の期間の延長や、本人確認書類の郵送、マイナンバーカードの活用等を可能とする延長手続の「出頭」要件の見直しにより、延長手続にかかる申出者の負担軽減が図れるため、支援措置制度の充実につながると考える。繰り返しとなるが、支援措置の特例を受ける申出者や関係機関の双方にとって、現行制度の見直しによる負担軽減の意義は大きいため、本提案内容の実現を強く要望する。</p>	<p>【和泉市】 回答にある通りの原則的な対応を行っているが、DV被害により精神疾患等がある支援措置対象者もいらっしゃるため、日常生活に支障を来す方の場合には、支援措置の継続性について、一定の配慮が必要であると考えている。</p> <p>実際に制度に対する要望を直接いただいた事もあり、被害者が継続を希望されたとしても手続きに来庁できない場合の救済措置は必要であると考えております。</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
55	前橋市	「国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件」(平成12年4月13日付建設省告示第1171号)に基づき、都道府県は同告示に定める補助金等のうち、市町村(地方自治法第252条の19に規定する指定都市を除く。)に対するものについて、補助金等の交付に関する事務の一部(交付申請書の受理、審査、現地調査等)を行っている。これにより、市が国土交通省に対して補助金等の交付申請等を行うこととする場合、指定都市と同様、地方整備局等に対して交付申請等を行うことができるよう地方整備局等及び都道府県が行っている国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の対象とする地方公共団体について見直すこと。	中核市が国土交通省所管の補助金等(社会資本整備総合交付金においては中核市が単独で社会資本総合整備計画を策定しているものに限る)の知事が行うこととなる場合、指定都市と同様、地方整備局等に対して交付申請等を行うことができるよう地方整備局等及び都道府県が行っている国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の対象とする地方公共団体について見直すこと。	「国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件」(平成12年4月13日付建設省告示第1171号)に基づき、都道府県は同告示に定める補助金等のうち、市町村(地方自治法第252条の19に規定する指定都市を除く。)に対するものについて、補助金等の交付に関する事務の一部(交付申請書の受理、審査、現地調査等)を行っている。これにより、市が国土交通省に対して補助金等の交付申請等を行うこととする場合、指定都市と同様、地方整備局等に対して交付申請等を行うことができるよう地方整備局等及び都道府県が行っている国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の対象とする地方公共団体について見直すこと。 このように中核市においては一部の事務手続きに関して指定都市と同様な権限移譲がされており、認可等に係る行政能力が十分に備わっているにもかかわらず、補助金等の交付申請等においては、指定都市と制度上手続きが異なるため、一体的かつ効率的な手続きが行えないといった支障が生じている。 また、現行制度においては、地方整備局等によるヒアリングに、事業に直接的に関与していないために事業内容を十分に把握していない都道府県側で対応することとなるため、直接市が対応する場合であれば必要がない説明準備資料の作成を求められる等の負担が生じている。 さらに、補助事業の運用等に関して、都道府県を通じて地方整備局等に質疑を行っているが、回答が得られるまでに時間を要したり、質疑内容が十分に伝達されないなどの支障も生じている。	指定都市では、平成13年5月8日付け国土交通省告示第853号「国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖繩総合事務局長に委任した件」により、地方整備局等に対して直接的に補助金等の交付申請等を行っている。 指定都市と同様に都市計画決定や事業の施行認可等の権限を有する中核市においても地方整備局等に対して直接的に補助金等の交付申請等を行うことで、補助金等における事務手続きが効率的に進められることとなり国、県、市それぞれの事務負担の軽減を図ることができる。さらに事務手続きの効率化により、事業施行者である民間事業者等側の手続き等に係る負担軽減や期間短縮による経費削減にも繋がり、こうした手続きの迅速化によって事業採算性が向上するなど、事業全体としても大きな効果が得られるものとなる。	国土交通省	長野県、寝屋川市、長崎県、鹿児島市	○当市においても、市が単独で策定した「社会資本総合整備計画」等に基づく交付金の交付申請等を行う際に、県経由で実施する必要があり、県・市の双方に負担(市側：県に説明する負担、県側：市の申請内容を理解し、地方整備局等に説明する負担)が生じ、事務効率の低下につながっていることから、市区町村が単独で施行している交付金事業においては、交付に関する事務を国(地方整備局)と直接的に行うことにより、地方自治体の事務軽減や情報伝達の円滑化が期待できる。 ○補助事業の執行にあたって、運用等で質疑がある場合に県を通じて地方整備局や本省に問い合わせてもらっているが、回答が得られるまでに時間を要したり、質疑の内容が十分に伝わっていないと思われる事例があった。補助金等の交付に関する事務の一部が中核市に権限移譲されれば、質疑等による時間が短縮され、補助事業全体がスムーズに進むと考える。 ○【具体的な支障事例】 ・内示を受けた直後(4月上旬)に県への実施認可ヒアリングが2回(本庁道路維持課及び地域振興局)行われ、資料作成やヒアリングに関する事務負担が大きい。 【その他権限委譲によるメリット】 ・現在、システム(SCMS)での手続き(交付申請、変更交付申請、整備計画の変更等)において、本省の決裁完了までにかなりの時間を要しているが、決裁ルートから県が外れることで、決裁完了までの時間を短縮できる。 ・補助事業に係る手続きを国と行うことで、事業に関する考え方について、国と直接協議できる。
56	砥部町、松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松野町、愛南町	マイナンバーカードの交付が認められるケースの拡充	学業や仕事が多忙であることや、施設には入所していないものの高齢であることにより本人が役所窓口に来庁することが困難な場合においても、代理人へのマイナンバーカードの交付を可能とする。 また、申請者が仕事や学業の都合で、住民票を移さずに県外で生活しているような場合の代理交付時における、本人確認の簡素化を求める。	マイナンバーカードは、原則必ず本人が来庁しなければ、交付ができないことになっている。代理人への交付も可能ではあるが、病气、身体の障害等のやむを得ない理由があるときに限られており、仕事や学業が多忙であることや、高齢で外出が難しいという理由での代理人への交付は不可のため、住民に対する説明に苦慮している。申請者本人が平日日中の受け取りが困難な場合に対応するため、平日の夜間や休日の窓口開庁を実施しているが、仕事や学業、部活動等を理由に本人がマイナンバーカードの受け取りのために来庁することが困難なケースがあり、必ずしも夜間開庁や休日開庁で本人が受け取りに来庁できるとは限らない。また、高齢者については、施設に入所していないものの、在宅療養や在宅介護を利用している方で外出することが困難なケースもあり、家族が代理でマイナンバーカードを受け取ることはできないかという相談をいただいているが、申請者が施設入所者であることが代理人への交付の条件になっているため、交付に際して申請者本人やそのご家族に多大な負担を強いっている。 代理交付の際の本人確認書類については、申請者の顔写真付きの本人確認書類が必須となる。15歳未満の者と入院・入所中の者の場合は「顔写真証明書」という制度が設けられたが、それ以外の者は対象となっていない。本人が遠方にいる場合、顔写真付きの本人確認書類の原本(例えば免許証、学生証)を預かることができないケース(免許証、学生証が本人の手元にないと運転できない等生活に支障が出るため)が多々あり、マイナンバーカード受取りをやるなど交付手続きに支障が出ている。マイナンバーカードの交付の前提として本人確認は重要であると考えられるため、現在の方法を原則とした上で、例えば、県外の大学に通う大学生の場合や、22歳までの扶養親族に該当する場合等範囲は限定した上で、本人確認の簡素化を検討してほしい。	学業・仕事・高齢者等で本人受け取りが困難なケースについて、柔軟な対応ができるようになることで、住民の負担軽減とともに、マイナンバーカードの交付率の上昇にも繋がる。	総務省	札幌市、旭川市、中標津町、盛岡市、多賀城市、秋田市、郡山市、東海村、桐生市、千葉市、柏市、横浜市、相模原市、横須賀市、山梨県、長野県、中野市、高山市、掛川市、豊田市、田原市、豊中市、枚方市、和泉市、たつの市、吉野川市、高知県、大牟田市、志免町、宮崎県、宮崎市、延岡市、鹿児島県	○マイナンバーカードの代理受領については、要望、苦情等毎日多数寄せられており、対応に苦慮している状況である。 ○本人受取が困難なケース(寝たきり高齢者等)については、「本人限定受取郵便」でカード送付する仕組みを設けないと、交付率100%は目指せないので、併せて制度改正していただきたい。 ○当団体内市町村においても、同様の意見があるだけでなく、当団体(市町村課)においても、住民から同様の意見を頂戴している。 ○令和2年12月28日付で総務省自治行政局長より通知の『個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について(通知)』により交付に関し緩和されていますが、交付困難なケースもまだあります。本人確認は厳格に保持しながら交付基準が明確に判断できる方法等が示される事は必要と考えます。 ○高齢者については、施設に入所していないものの、在宅療養や在宅介護を利用している方で外出することが困難なケースもあるが、要介護度▲以上が「身体の障害等のやむを得ない理由がある」対象となるなどの明確な基準がないため、判断に苦慮する例も多い。また、このようなケースでは、施設に入所していないため、入院・入所中の者の場合に本人確認書類として認められる「顔写真証明書」を使用することができない。同一世帯の者や介護等を行う者による確認が可能となるよう検討してほしい。 15歳未満の者の場合、親権者が申請するという制度設計のため、離婚等の結果、親権者と別居し、親権者ではない親と同居する者や、親ではなく祖父母などと同居する者については申請・受領できないという課題がある。このようなケースでも申請・受領が可能となるよう、同一世帯で監護している者についても申請・受領可能とするよう制度変更を検討してほしい。 ○仕事や学業が多忙であることや高齢で外出が難しいという理由での代理人への交付は不可のため、住民に対する説明に苦慮している。 ○学業や仕事が多忙な人が事前に問い合わせることなく、交付通知書の委任状で代理交付が可能と思いがちで、説明を十分に記載する必要があると思われる。併せて、交付通知書の持ち物等の案内も充実させられるため、窓口で必要書類が足りず、申請者に家に取りに戻ってもらうといった苦情に繋がりがかねないケースを削減できると思われる。 ○代理人受け取りの要件が厳しいことで、窓口での住民対応が非常に困難となることが多い。特に、高齢者で、在宅介護や在宅療養となっている方が顔写真付きの本人確認書類を持っていない場合、受け取りは現実的ではないため、交付率を上げるためには、条件の緩和が必要である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>国土交通省における補助金等の事務委任については、補助金等適正化法令の成立以降、地方分権一括法の施行も踏まえながら、補助事業等や補助金等適正化法の規定に基づく補助金等交付事務の過程において次々と生起する量質ともに複雑多様な事務に適切に対応するため、国土交通省の各機関及び都道府県へ事務の委任を行うことにより、適切かつ円滑な事務処理を行ってきているところ。</p> <p>当該提案の「制度改正による効果」には、「国、県、市それぞれの事務負担の軽減を図ることができる」とされているが、提案されている見直しを行った場合、現状の国の人員・体制に鑑みれば補助金等に関する事務の適切な執行に支障を来すおそれがある。</p> <p>社会資本整備総合交付金に関するものについては、従来事業別に行ってきた個別補助金を一本化し、複数事業をまとめた整備計画の策定や複数の地方公共団体による整備計画の策定、計画内での交付金の流用を可能にする等、地方公共団体の自由度を高め、事業の効率化を図ることを目的としたものである。</p> <p>仮に本提案を受け入れた場合、交付金制度の趣旨に反し、整備計画の過度な細分化を招き、地域一体の効率的・効果的な社会資本の整備が困難になる。また、中核市へ権限委譲が行われている事業については地方整備局等が交付申請の審査等を行い、その他事業を都道府県が交付申請の審査等を行うこととなり、事務手続きの複雑化も想定される。</p> <p>さらに、補助事業等の執行段階でやむを得ない事象により予算の過不足等が生じた場合、都道府県が管内市町村と予算執行状況を調整し、限りある補助金等予算の効率的な執行をされているところ、本提案を受け入れた場合には、効率的な補助金等予算の執行に懸念が生じることにもなる。</p> <p>以上のことから、本提案については、国と都道府県間の相当量の業務比率を変更することにより、その他の補助事業等や補助金等交付事務に係る手続きの複雑化及び国の事務負担の増加が懸念され、補助金等に関する事務の適切な執行に支障を来すおそれがあることから対応は困難である。</p>	<p>補助金等交付事務において、国から地方公共団体へ事業毎の質疑等が頻繁に寄せられており、現行でも国は一定の確認作業を行っていると思慮され、提案が受け入れられた場合でも、国の事務に与える影響は少ないと考える。</p> <p>社会資本整備総合交付金に関しては、複数の地方公共団体による整備計画の策定、計画内での交付金の流用が可能であることは承知しているが、本提案は中核市において複数の地方公共団体による整備計画の策定を否定するものではなく、単独で整備計画を策定するか都道府県を主体とする整備計画に事業を位置付けるか等に関しては、中核市が必要に応じて判断するものであり、既に政令市や政令市を除く幾つかの市町で地域性に応じて独自の整備方針により計画を策定していることを踏まえれば、整備計画の過度な細分化を助長するようなものではないと考える。</p> <p>また、「具体的な支障事例」で述べている「権限移譲」に関しては、中核市が政令市と同様に十分な行政能力を有していることを説明する事例に過ぎず、御指摘の「中核市へ権限委譲が行われている事業については…、その他事業を都道府県が交付申請の審査等を行うこととなり」は誤解である。</p> <p>全ての地方公共団体は、国から御指導等をいただきながら補助金等の適切かつ効率的な執行に日々努めているところ、不測の事態が起きた場合の予算調整に関しても、年2回行われる実計変更の機会を捉えて補助金等の過不足等の調整を行っており、可能な限り不用額が生じないよう努力している。</p> <p>以上を踏まえ、中核市に発生している事務負担及びその行政能力を考慮いただき、中核市における補助金等交付事務の制度の見直しについて前向きにご検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえ、課題等を整理の上、手挙げ方式による検討を求める。</p>
<p>マイナンバーカードの交付にあたっては、不正取得等を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て交付することを原則としているところ。その上で、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、例外的に代理交付も認めているところ。</p> <p>また、代理交付の際の本人確認書類については、昨年12月に個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平成27年9月29日総行中第137号総務省自治行政局長通知)を改正し、交付申請者が長期で入院している者や介護施設等に入所している者である場合は、病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類を利用しての本人確認を認めることとするなど拡充を図ったところであるが、在宅介護を受けている者の取扱いについても、御意見を踏まえ、検討を進めてまいりたい。</p> <p>なお、日中の来庁が難しい方に対する交付促進のため、土日・夜間開庁の拡大や、学校などに市区町村職員が出張して申請を受け付け後日カードを郵送する「出張申請受付方式」による交付については、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象としており、積極的に活用されたい。</p>	<p>日中の来庁が難しい方への交付促進のため日曜日や平日夜間開庁を実施しているが、平日日中に代理受領が出来ないかと苦情が寄せられている。その都度、代理人への交付は病気、身体障害等のやむを得ない場合に限られている旨を説明しているが、理解を得られず苦慮している。仕事や学業、部活動等を優先し、夜間開庁や休日開庁で本人が受取りに来庁できるとは限らない。受取りだけは本人が来庁するよう説明するが理解が得られず、申請取消しに発展するケースもある。</p> <p>また、独自施策として通知用ハガキに「原則、代理人の受取はできませんので、必ずご本人が来庁してください。」と記載し送付しているが、代理人しか来庁しないことも多い。</p> <p>在宅介護の方に限らず、高齢で外出が負担になる方への交付につなげていない。今後、マイナンバーカード未作成の後期高齢者を対象に再度申請書が発送されるため、高齢者の申請の増加が予測される。その対策として出張申請受付方式もあるが、申請時来庁方式の処理でさえ苦慮しており、出張申請受付方式を導入する余力がない(申請時来庁方式で申請しているが、郵便局からの不在通知の確認漏れにより受取りが出来ず返送されることが多い)。</p> <p>そこで、学業や仕事が多忙であることや施設には入所していないもの高齢であることにより本人の来庁が困難な場合にも代理人への交付を可能としていただきたい。</p> <p>また、近年交付申請者数が増加傾向にあり、効率よく交付を進めるためにも、申請者が15歳未満や入院・入所中の場合の本人確認制度である「顔写真証明書」と同様、それ以外の者においても、扶養親族等に範囲を限定した上で、本人確認の簡素化を検討していただきたい。</p>	<p>【和泉市】 在宅介護者については、是非前向きに検討をお願いいたします。</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
57	砥部町、宇和島市、新居浜市、大洲市、東温市、上島町、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録されていない外国に住所を有する者への在外投票に係る取扱いの適正化	在外選挙人名簿から抹消された者が誤って投票することがないように制度の改正等を求める。	在外選挙人として登録のある者が、帰国し、当町に住基登録した後4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消した。しかし、その後すぐに、在外選挙人証を返却しないまま出国した。当町選管は、抹消後、速やかに外務省に在外選挙人名簿の抹消を通知した。しかし、未だに本人は選挙権が抹消された事実を知らないまま、在外公館で在外投票を続けており、選挙の度に投票用紙が送致されてくる。本件について、総務省に確認を取ったが、在外公館では名簿登録の確認までは行っておらず、在外選挙人証を所持して投票できるとのことであった。当町選管では在外選挙人名簿未登録者のため受理ができず、外務省に返送しても受理できないと差し戻されている。	在外公館で投票をする際、有権者の確認をするか、外務省等から本人に連絡を取る手段を検討してもらえれば貴重な1票を無効にすることがなくなる。また、在外公館から送付される無効な投票用紙の処理に係る地方公共団体の事務の合理化に資する。	総務省、外務省	函館市、苫小牧市、川越市、相模原市、長野県、稲沢市、京都府、枚方市、富田林市、広島市、徳島市、吉野川市、大村市、熊本市、宮崎市	○当市においても同様のケースが発生しており、在外選挙人証の返納についての周知を拡充していただきたい。
58	豊橋市	児童手当交付金の実績報告における精算手続の簡素化	児童手当交付金の実績報告における精算手続について、現状の子ども・子育て支援勘定業務関連システム(以下、システム)により出力される帳票結果をそのまま活用できず、内閣府より発出された事務連絡に基づき、別途追加交付額、返還額を手計算により算出している。このような状況を改善するため、例えば、実績報告様式(様式12)において、児童手当の追加交付額と返還額(事業主拠出分)、児童手当の追加交付額と返還額(国庫財源分)、特例給付の追加交付額と返還額がそれぞれ算出された形で出力される等の手続の簡素化を求める。	毎年7月に、内閣府が指定するシステムを活用し、前年度分の児童手当について実績報告を行っている。出力される帳票の合計欄には、児童手当及び特例給付の過不足が相殺された形で追加交付額または返還額が算出されるが、実際には、児童手当の追加交付額と返還額(事業主拠出分)、児童手当の追加交付額と返還額(国庫財源分)、特例給付の追加交付額と返還額について、それぞれを分けた形で報告することが求められている。そのため、システムによる出力結果を基に、各区分の追加交付及び返還額を別途算出する必要があり、その事務に相当な時間を要するとともに、追加交付及び返還額について誤りが発生しやすい状況となっている。	児童手当交付金の実績報告における精算手続の簡素化を図ることができれば、地方においてはシステム外での計算の作業がなくなり、国においても地方への計算方法の周知の手間が省ける点で双方の事務負担が軽減される。また、システム外での計算作業による追加交付額及び返還額の誤算の発生も防ぐことができる。	内閣府	ひたちなか市、富津市、鳥取県、岡山県、山陽小野田市、香川県、宇和島市、高知県、大牟田市、宮崎県	○当市においても提案自治体と同意見であり、事務に相当な労力を要しており、手計算によるミスのあるため、システムで処理が完結するよう改善を求めます。 ○当市においても同様に、各区分の追加交付及び返還額の算出に多くの時間を費やしている状況にあり、何らかの改善策を講じるべきと考えている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>在外公館では在外選挙人名簿そのものを備えているわけではないが、一時帰国等により在外選挙人名簿から登録抹消された在外選挙人を把握した場合には、失効した在外選挙人証の返納、在外選挙人の再登録申請につき周知を行っている。より一層の周知を徹底したい。</p>	<p>周知徹底をされるとのことですが、本提案に係る事案においては、当町は公職選挙法第30条の11第2号の規定により登録を抹消し、公職選挙法施行令第23条の14第1項の規定により、抹消の通知を外務省経由で領事官へ通知しております。同項では、領事官は本人へ抹消の通知をすることとなっております、第1次回答にあるとおり周知を徹底したとしても、当町のような事例はなくなると考えます。</p> <p>公職選挙法施行令第65条の3第1項の規定においても、有効、無効にかかわらず、在外選挙人証と旅券等を在外公館で提示し、在外投票ができることから、周知徹底だけの対応では不十分と考えます。</p> <p>第1次回答において、「在外公館では在外選挙人名簿そのものを備えているわけではない」とされていますが、それに代わるものとして在外選挙人証等受渡簿があり、公職選挙法施行令第23条の10の規定により、抹消通知を受け取った時点で、該当者を削除しているはずで、各地の在外公館で、この在外選挙人証等受渡簿を確認・共有することなどにより、在外選挙人名簿を見ずとも、在外選挙人証の有効・無効の確認を行えば、投票を受け付けずに済み、在外選挙人証の再申請の案内も可能と思われま。</p> <p>また、在外選挙人証等受渡簿の確認・共有が困難であれば、現行法において規定のない「抹消の本人通知」を、公職選挙法施行令第23条の14に、領事館が選挙人名簿から抹消された者に対して通知をする規定を設けるなど、制度改正も必要ではないでしょうか。</p> <p>いずれにせよ、現在の取扱いは、選挙権を失った選挙人に対しては十分とは言えず、周知徹底をされる対応についても、選挙人任せの対応であるように思います。</p> <p>貴重な1票が無駄に取り扱われないために、在外選挙の取扱いについて今一度再考をお願いします。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>現在、受給者が被用者であり、かつ児童が3歳に満たない場合に限り、当該児童に係る児童手当の財源に事業主拠出金が充てられている。</p> <p>また、児童手当の支給要件には所得制限を設けているが、当分の間、所得制限を超えていることにより児童手当が支給されない者に対しては、児童1人当たり月額5,000円の特例給付の支給を行っている。</p> <p>国の交付金の実績報告については、システムにより手続の簡素化を図っているところであるが、追加交付額及び返還額の算出に当たっては、児童手当及び特例給付を明確に区分し、さらに児童手当の内訳として事業主拠出金財源分及び国庫財源分を明確に区分する必要があることから、システムにより出力されない場合の算出方法について具体例とともに示しているところである。</p> <p>更なる簡素化について、システム改修を行った場合の影響等を踏まえ、今後検討する予定である。</p>	<p>具体例により算出方法をお示しいただいているところではあります。例えば児童手当返還、特例給付追加交付となった場合、システムで計算された帳票の出力数値を具体例の算出方法により別途計算するなど、別管理をする必要があり、手続きの簡素化を図るシステムにもかかわらず、作業が煩雑となっています。また、返還に至るまで市での補正予算計上時に誤りがないよう数回、帳票内の数値を再確認している状況であり、そもそもシステムにおいて計算が可能であれば、このようなミスが生じうる状況にはならないものと考えます。</p> <p>回答にございます「更なる簡素化」について、内閣府においてシステム改修を行った場合の各自治体の入力作業については影響がないものと想定されます。また、実績報告の出力帳票において児童手当区分と特例給付区分及びその財源についてそれぞれ返還又は追加交付の額が表示されることにより、内閣府も各自治体も確認が容易になる(内閣府からの具体例の例示書類も不要になる)ものと考えます。</p> <p>つきましては、令和4年度から大幅に児童手当制度が改正されることを機に、児童手当区分と特例給付区分及びその財源についてそれぞれ返還または追加交付の額が表示されるようなシステム改修について前向きなご検討をお願いします。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
59	豊橋市	公職選挙法施行令に基づく投票管理者等の告示事項の見直し	投票管理者及び職務代理人を選任した場合の告示事項から「住所」を削る又は「住所」を「住所の市区町村まで」若しくは「住所の町字まで」と改める。	公職選挙法施行令第25条において、投票管理者又はその職務代理人を選任した場合は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない旨規定されている。当該住所及び氏名を告示する趣旨は、その職務の重要性に鑑み、広く投票人に周知し、投票所において公正な投票を確保しようとするものと承知している。しかしながら、当該告示後に、不審者が投票管理者の自宅の玄関まで押し掛けるという投票管理者のプライバシーが侵害される事例が発生しており、その不安から投票管理者等の選任を断られるケースが増えており、投票管理者等の確保が難しくなっている。また、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)にて、投票管理者等の選任要件が緩和された趣旨から住所を告示することの有益性は乏しくなっているものと考えられる。他方、候補者の立候補の届出があった旨の告示事項については、令和2年7月17日付け総行管第205号総務省自治行政局選挙部長通知にて、取扱いを見直す旨の技術的助言がなされたところであり、住所については、「住所の市区町村まで又は町字まで」とすることが適当とされた。以上から、投票管理者等の告示事項についても、投票管理者等の確保、プライバシーの保護などの観点から告示事項を改められたい。	投票管理者の選任を断られることが減り、投票管理者としての適任者の確保につながる。また、投票管理者のプライバシーの保護にもつながる。	総務省	函館市、苫小牧市、白鷹町、川越市、相模原市、横須賀市、長野県、浜松市、稲沢市、田原市、京都府、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、広島市、徳島市、吉野川市、宇和島市、大村市、熊本市、中津市、宮崎市	○当日投票所の投票管理者に個人的な興味を持ち、説明を求めるといふ名目で執拗に接触を迫る選挙人が現れた。この案件は行政対象暴力案件として対応した。投票管理者の住所は告示事項であるため、従事者の安全を守ることができない。また、不安から選任に難色を示すケースも発生している。 ○プライバシー保護の観点から投票管理者の住所について詳細まで告示すべきではないと考える。 ○公職選挙法施行令第81条の選挙長若しくは選挙分会長又はその職務代理人に対して同様の問題意識を持っている。
60	豊橋市	公職選挙法第113条第3項ただし書きに定める通知期限の見直し	公職選挙法第113条第3項のただし書きにおいて、各号の区分による選挙の期日の告示があった後に(市町村の選挙は告示の前日10日以内に)欠員が生じた旨の通知を選管が受けたときは、いわゆる便乗補欠選挙を行わないとされているが、市町村の選挙では親選挙の告示日の11日前までに、その他の選挙では親選挙の公示(告示)の前までに欠員通知を受けた場合は、便乗補欠選挙を執行する必要がある。しかし、上述の通知期限の間際で欠員通知を受けた場合、選挙執行に支障を来すおそれが強いため、相当程度の期間の延長を求める。	市長選挙の際、便乗補欠選挙の要件である「告示の前日10日」の期限間際に市議が辞職し立候補することを想定し、投票用紙の調製、選挙人名簿の調製、入場券の発送、ポスター掲示場の設置、従事者確保、啓発関係物資調達などを各部署及び各関係者と調整したが、物品調達については、納期の過密さから難色を示す業者がほとんどであるなど、選挙を適正に実施できない可能性があることがわかった。また参議院議員や都道府県議会議員の選挙については、親選挙の期日の公示(告示)前に欠員が生じれば便乗補欠選挙を行うこととなるが、その場合、前述の市町村の選挙以上に便乗補欠選挙の通知期限から選挙までの日数が短く、便乗補欠選挙を執行することが、さらに難しくなると考える。現行の公職選挙法第113条第3項ただし書きの通知期限については、昭和37年に改正されたものであるが、改正時から比べると、平成15年に期日前投票制度が導入されるなど選挙制度は大きく変わっており、現行法は現実にそぐわないものとなっている。	選挙の準備期間を確保でき、選挙を適正に実施できるようになる。	総務省	函館市、苫小牧市、白鷹町、川越市、東京都、川崎市、相模原市、横須賀市、浜松市、稲沢市、田原市、京都府、枚方市、富田林市、岡山市、広島市、徳島市、吉野川市、大村市、熊本市、中津市、宮崎市、延岡市	○当団体の6割を超える自治体で提案事由と同じ状況が発生し得る。 ○実際に提案事例の状況となった場合に10日間程度で掲示場設置や物品の調達等を行うことになった場合、現実的に厳しいと思われる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>投票管理者は投票に関する事務を担任する重要な選挙執行機関であることから告示することとしているところ、住所を全て告示することにより投票管理者の確保に支障を来すおそれがあるとの御指摘を踏まえ、選挙の公正性の確保にも配慮しつつ、告示事項の見直しについて検討を行うこととした。</p>	<p>投票管理者等の住所に関する告示事項を見直すことと選挙の公正性の確保との関連性は判然としないが、いわゆる住所要件がなくなった投票管理者等の住所を告示することの有益性は乏しくなっている。また、候補者の立候補届出に係る告示事項については、プライバシーの観点などから立候補に支障を来すおそれがあることを理由に見直しがされていることから、投票管理者等についてもそれに倣って見直されるべきものとする。</p> <p>現に、告示された住所を悪用して投票管理者等のプライバシーが侵害される事例は、本市のみならず追加共同提案団体からも支障事例として示されているとおり他団体においても発生しており、また投票管理者自身のみならず、その家族等も憂慮してしまう事例が発生していること、そして、投票管理者等の確保に懸念が生じている現状は、投票所数の減少につながる一要因になりうるなど投票環境の向上に逆行するおそれがあることから、告示事項の見直しは喫緊の課題である。</p> <p>以上のことから、可及的速やかに措置を講じていただきたく、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>市町村の議会の議員の便乗選挙については、選挙執行に際しての選挙管理委員会の準備期間を考慮して、当該市町村の他の選挙の期日の告示の日前10日より前に欠員が生じた際に行うこととしている。便乗選挙の規定を改正することについては、代表者を選ぶ機会に関する事柄であるとともに、長年定着してきた地方選挙の仕組みを変えることになり、各方面に大きな影響を与えることとなるため、各党各会派をはじめ、幅広い観点からの議論が必要な問題であると考えている。</p>	<p>選挙執行に際しての選挙管理委員会の準備期間を考慮して「告示の日前10日」としているとのことだが、選挙執行のための準備は、法定のものだけでも数多く、かつ外注しないと整わないものも多いなど、現行の準備期間は現実的なものではないと考える。また、長年定着してきた地方選挙の仕組みとあるが、通知期限寸前に欠員が生じるケースは稀であり、そのことは長年国・地方においても特段考慮されていなかったものと思料される。本提案であげている事例は、一般的な便乗補欠選挙に対するものではなく、過去事例が少ないと思われるが、具体的な支障事例に記載しているとおりに本市において実際に起こり得たケースについての問題点を指摘しているものであり、決して定着している仕組みそのものを見直しを求めるものではない。</p> <p>そもそも本提案における求める措置の選挙の種類は、地方選挙に限るものではなく、公職選挙法第113条第3項の対象となる選挙全般であり、参議院比例代表選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙も対象である。それらの選挙は、法定受託事務として地方自治法にあるとおり、本来は国において適正な処理を特に確保する必要があるものである。また、市町村の選挙の場合と異なり、参議院比例代表選出議員の選挙や都道府県議会議員の選挙については、通知期限の寸前で欠員通知を受けた場合は、「告示の日前10日」の準備期間すらないため、さらに当該選挙が適正に執行できない可能性が高い。</p> <p>上述のとおり過去事例は多くないかもしれないが、多くの追加共同提案団体が同様の問題意識を強く持っており、現実的に選挙が実施できないという支障が起こりうる制度であることは明白であるため、各党各会派の議論を待つだけでなく、総務省としても、地方の問題意識を共有し、必要な検討を速やかに行っていただきたい。</p>	<p>【東京都】 都内の自治体からは、実際に提案事例の状況となった場合に10日間程度でポスター掲示場の設置や物品の調達は現実的に厳しいとの相談を受けている。統一選挙からはずれ、長と議員の選挙が別日程で行う自治体が増えている現状を踏まえ、再考をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
61	三重県	市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正	農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、同条に規定する異議申出又は審査申立(以下、「異議申出等」)があった場合には、市町村長が必要と認める異議申出等と関係がない土地に係る農用地利用計画の変更については、手続を進め変更を完了することが可能となるよう制度の改正を求める。	農用地利用計画は市全域で一つを作成しているが、異議申出等があった場合、市全域に係る計画の変更案全体について変更手続が停止してしまうため、当該異議申出等と関係ないと考えられる土地についても、農用地区域から除外されるか否か等が確定せず、その土地の開発が遅れるなどの影響が発生するケースが毎年数件程度発生している(当県では、異議申出後の審査申立に係る手続を約170日間待つようやく変更計画を決定できたケースがあった)。例えば、土地Aについて農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するとして農用地区域から除外しようとする場合に、当該土地Aから遠く離れた土地Bの所有者から自身の土地について農用地区域から除外すべきであるとの異議申出があったときに、土地Bが農用地区域から除外されるか否かは、土地Aの同項各号への該当性に影響しない可能性がある。このような場合、異議申出等を受けた結論が出るまで、土地Aに関する変更手続を停止させる必要性はないと考えられる。したがって、土地Aのような土地についてその後開発が予定されている場合などは、異議申出等の手続と切り離して農用地利用計画の変更を行うことを可能とすることを求めたい。なお、異議申出等に関する手続は並行して実施し、仮に上記土地Bについて農用地区域から除外する場合には、その後改めて農用地利用計画を変更すれば実質的な支障は生じないと考えられる。県は農用地利用計画の作成・変更の協議を受ける立場ではあるが、現在の仕組みは住民の円滑な取引活動の妨げになると考えられ、実際に農用地利用計画の変更が停滞していることについて利害関係者や住民からの問合せへの対応に追われることもあった。	真に緊急性がある開発案件を有する個人や法人の日常生活や企業活動を円滑に推進することが可能となり、個人、ひいては地域の経済活動を推進することが期待できる。	農林水産省	川崎市、長野県、津市、名張市、京都市、延岡市、小林市	○【支障事例】当市では農業振興地域整備計画の農用地区域について、2月・8月の年2回変更要望を受け付け、必要かつ適当と判断したものについて変更を行っている。平成30年2月に市外の業者から変更要望の提出があったが、事前の窓口来庁時から変更の法的要件を満たさないため変更しない旨を伝えていた案件であり、再検討の上改めて変更を行わない旨通知し、他の変更要望7件について変更手続きを進めた。その後当該業者が地権者の代理人として、変更されないことを不当として異議申出、審査申立を行い、県の裁決を経て当初計画通りの7件の変更が完了したのは平成31年4月であり、本件と全く無関係の市内他地区7カ所の一般住宅の敷地拡張や商業施設開発が約半年遅れる形となった。なお、当該業者は当市窓口で「変更しなければ異議申出、審査申立を行う。他市では2年程かかった事例があり、その間変更手続きが止まり市の担当者は大変だったようだ」との発言があった。○当県においても提案県と同様に支障事例が生じている。同一農業振興地域内(同一市町村内)とはいっても異議申出対象の土地から離れた地域の事業についても、一律に6か月遅れてしまうため、事業者にとって事業着手が遅れるという支障が生じている。また、異議申出者にとっても自身の異議申出により、異議申出に直接関係のない案件にも支障が出てしまうことは、異議申出をしにくくなっていると考えられる。
64	岐阜県、郡山市	月途中での入退園等に係る施設等利用費の日割り計算の簡素化	月途中での入退園等における施設等利用費の日割り計算について、計算過程での端数分の取扱いや開所日数の算出方法を見直す等の事務の簡素化を求める。現行制度で明確になっていない日割り計算で発生する10円未満の端数分の取扱いについては、例えば、端数分は市町村が負担する等、取扱いの明確化を求める。また、施設等利用費の日割り計算は、「その月の開所日数」を用いて算出するが、当該日数は各施設で異なるため、例えば施設型給付費の様に、「その月の開所日数」を25日と設定する等、統一的な考え方を求める。	施設等利用費については、月途中での入退園や、保護者が市町村をまたいで住所を変更した場合などは、日割りにより給付することが求められているが、その際の施設等利用費の算出方法は、非常に煩雑であり、施設及び市町村において、事務負担となっている。特に、月途中に保護者が市町村をまたいで住所を変更した場合や新制度未移行幼稚園に転園した場合、日割り計算において発生する10円未満の端数は切り捨てることになっており、切り捨てられた端数分は、施設等利用費を得られないため、新制度未移行幼稚園が保護者に対し請求するか、当該園が端数分を負担することとしている。多くの園は保護者に端数分を請求しているため、保護者に対する請求業務が新たに発生しているが、一方で、園が端数分を負担することとした場合、園に負担が生じることとなる。また、施設等利用費における日割り計算(利用開始の場合)は、「2.57万円(上限)×認定起算日最初の利用日以降のその月の開所日数÷その月の開所日数」で算出することとされているが、「その月の開所日数」が新制度未移行幼稚園ごとに異なるため、園と市町村間において、開所日数の確認が負担となっている。	市町村が端数分を負担することで、施設から保護者に対する端数分の請求事務が不要となり、施設における事務負担が軽減される。また、保護者による端数分の負担がなくなる。さらに、日割り計算における開所日数の考え方について、統一的な見解が示されることにより、施設及び市町村における事務負担が軽減される。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、仙台市、須賀川市、富津市、川崎市、長野県、中野市、大垣市、岐南町、豊田市、吹田市、広島市	○開所日数の数え方が明確にされていないことによる市町村間での認識のずれや、日割り計算の10円未満の端数処理による10円の減収により、施設が見込む25,700円×人数の収入との誤差が生じ、施設における会計上の支障も生じている。○月途中での市外への転出、市外からの転入があった場合には、その都度相手方の自治体と協議し、日割りするか、月単位で負担するかを決定しており、事務負担となっている。そのため取扱いの統一化を求める。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>市町村農業振興地域整備計画の農用地利用計画に係る異議申出に対する市町村の決定及び審査申立てに対する都道府県の裁決までに通常要する期間については、各地方公共団体において標準的な期間を定め、迅速な処理につなげていただくよう、努めていただくこととしている。</p> <p>引き続き、各地方公共団体において迅速な処理をお願いしたい。</p> <p>なお、1つの農用地利用計画に対して同時期に提起される修正案については、相互に影響を及ぼす可能性が否定できないことから、分割して処理を行うことは適当ではないと考える。</p>	<p>「相互に影響を及ぼす」のは、例えば、市町村が農振法第13条第2項各号に該当し農用地区域から除外しようとする土地Aがあり、当該土地Aの除外に対する異議申出が同時期に出た場合等の限られた場合と考えられる。その場合、異議申出に関係しない土地の農用地利用計画を先行して変更し、土地Aは異議申出等の手続き終了後に必要に応じて変更すればよいと考える。</p> <p>実際、当県で過去3年間に異議申出等があった案件のほとんどは、市の決定や県の裁決内容によって、他の除外案件等に影響を与えるものではなく、その点は地方公共団体が判断することとすればよいのではないかと。</p> <p>また、異議申出及び審査申立てについては、行政不服審査法の再調査の請求又は審査請求の手続を準用することになっている。農用地利用計画は、一定の地域内の土地利用について一体的に定めるものであるにも関わらず、個別の「処分」に対する不服審査手続を定めた行政不服審査法を準用することで、一部の土地に関する手続の遅滞が計画の変更全体に波及するという弊害が生じている。</p> <p>制度改正によって、個人や法人の日常生活や企業活動を円滑に推進することが可能となるため、前向きに検討いただきたい。</p> <p>なお、「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル(審査庁・審理員編)」(令和3年5月、総務省行政管理局)では、弁明書や反論書の提出期間について「例えば、2～3週間程度の期間を設定することが考えられる」とされている。当該期間を適用し、さらに当該提出書類の内容確認や口頭意見陳述等の手続も行った場合には、法定の60日以内の裁決は非常に困難である。</p>	<p>【津市】</p> <p>1つの農用地利用計画に対して同時期に提起される修正案が相互に影響を及ぼすことも考えられるが、提案団体の主張にもあるように、異議申出の対象地における変更手続きと当該地以外の土地における変更手続きを分割することで同時期に提起される修正案が相互に及ぼす影響は排除されることから支障は生じない。</p> <p>また、農用地利用計画に係る異議申出に対する市町村の決定及び当該決定に対する審査申立てに対する都道府県の裁決までに通常要する期間を定め、迅速な処理を行った場合であっても、通常要する期間の短縮には限界があり、異議申出の対象地以外の土地に係る変更手続きを進めることができない。</p> <p>さらに、除外予定地における農用地等以外の用途に供するための円滑な土地利用や、編入予定地における圃場整備事業や日本型直接支払制度等の農用地区域内農地を事業要件とするような農業振興施策の活用をも妨げることとなる。</p> <p>このため、異議申出等の手続きに影響の受けない土地については、先行して変更できる手続きが可能となるよう、制度を見直していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>農業振興地域整備計画の変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p>
<p>ご提案の日割り計算に関しては、昨年度、新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の当該月の施設等利用給付の支給について、関係市町村間で調整があった場合には、日割り計算をせずに、いずれかの市町村がまとめて支給する運用(以下、「月割り」という。)を可能としたところであり、この場合には月割りを活用することも可能である。</p> <p>日割り計算による施設等利用費の取扱いについては、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化から開始されたもので、幼児教育・保育の無償化に係る市町村実務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー)における検討を経て、現行の取扱いとなっている。</p> <p>月の途中で特定子ども・子育て支援の利用の開始や終了又は利用する施設等の変更等の事由があった場合における施設等利用費の算出方法は、その月の開所日数を基礎とした日割りによって計算することし、日割り計算によって算出された支給上限額と実利用料を比較し、いずれか低い方の金額を支給額としている。その際、支給上限額は10円未満の端数は切り捨てとし、実利用料は、実額(10円未満の端数の切り捨てなし)としている。</p> <p>今回、10円未満の端数分の負担に係る提案については、ご提案の趣旨を踏まえ、幼児教育・保育の無償化に係る市町村実務を検討する会議において検討する予定である。</p> <p>また、施設等利用費は、認可外保育施設や、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)(以下、「施設等」という。)など、必ずしも継続的な在園関係を前提としない施設等も対象としているため、これらの施設等までも対象とした統一的な日数を設定することは困難であるが、例えば一定の施設類型に限って標準日数を設定することが可能かどうか等についても、併せて検討する予定である。</p>	<p>現在、施設等利用費の日割り計算において発生する10円未満の端数分は、新制度未移行幼稚園が保護者から徴収、又は新制度未移行幼稚園での負担となっている。保護者から10円未満の端数分を徴収する場合、徴収にかかる事務が負担となっており、また、新制度未移行幼稚園で負担する場合は、当該幼稚園に金銭的な負担が生じることになり、新制度未移行幼稚園において、10円未満が切り捨てられることへの不満があがっているところである。</p> <p>このため、日割り計算において発生する10円未満の端数分は市町村が負担することを、1次回答で示された幼児教育・保育の無償化に係る市町村実務を検討する会議において検討いただきたい。市町村が負担することにより、施設から保護者に対する端数分の請求事務が不要となり、事務負担の軽減が期待できる。</p> <p>新制度未移行幼稚園の開所日数については、関係市町村間での確認・調整が事務の負担となっているため、施設型給付費と同様に標準日数を設定することをぜひ検討願いたい。標準日数が設定されれば、市町村の事務負担の軽減、や、新制度未移行幼稚園への遅滞ない施設等利用費の支払いにつながり、当該幼稚園は円滑に運営することができる。</p> <p>上記について、早急に対応願いたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
65	岐阜県 【重点16】	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止	「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止を求める。都道府県分別収集促進計画は各市町村が策定する分別収集計画のデータを取りまとめている部分がほとんどであるため、計画の策定ではなく、市町村分別収集計画のデータを都道府県のホームページ上で公開することに留める等、事務の簡略化を求める。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第9条に基づき、3年ごとに5年を1期とする分別収集促進計画の策定が義務付けられている。しかしながら、一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であり、都道府県が一般家庭から排出される容器包装廃棄物の収集に関する事務はない。都道府県分別収集促進計画は市町村分別収集計画に記載された数字の集計が大部分となっている。従って、計画策定までは不要であり、市町村分別収集計画のデータを取りまとめ、ホームページ上で公開することによる等、事務の簡略化を図ることで、計画策定にかかる都道府県の事務負担が軽減される。また、再商品化義務量の算定、容器包装廃棄物の排出抑制等に係る取り組み、広域的処理の促進、市町村間の広域連携等の調整機能や分別収集の意義に関する知識の普及等に関しては、「都道府県分別収集促進計画」の策定とは無関係に実施可能と考えられることから、都道府県が計画を作成しなくても目的は達成できる。	「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けを廃止することで、計画策定にかかる都道府県職員の業務量が削減できる。	環境省	茨城県、群馬県、石川県、下呂市、静岡県、西尾市、小牧市、岡山県、山口県、徳島県、大分県、沖縄県	○一般廃棄物の処理に関しては市町村の自治事務であり、分別収集促進のために県が市町村に対してできるのは技術的助言に過ぎない。この助言等を含む市町村に対する一般廃棄物に係る県の関わり等については、「都道府県廃棄物処理計画」で示すことが可能である。実質的に、市町村の計画の数値を積算するだけであり、5年計画でありながら3年ごとに作成することになっており負担が大きい。 ○当市における一般廃棄物処理関係の計画は、都道府県が策定する廃棄物処理計画を上位計画として「一般廃棄物処理基本計画」及び「一般廃棄物処理実施計画」を策定している。この計画により、当市の一般廃棄物を計画的に処理できているため、都道府県分別収集促進計画が無くても支障がないと考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>容器包装再商品化法に基づく「都道府県分別収集促進計画」は、都道府県内の市町村における容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集量の拡大のために市町村相互間の取組や広域的な取組を計画的に進めていただくものであり、現に、効率的な分別収集方法や収集体制を確立するための広域化への支援、市町村ごとの取組の分析及び働きかけを計画に盛り込む都道府県も存在する。</p> <p>さらに、本年6月に成立したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、容器包装のみならず、プラスチック資源の分別回収及び再商品化を促進するため、容器包装再商品化法ルートを活用した再商品化を可能にするとともに、市町村が単独で又は共同して実施する再商品化計画の認定制度を創設。今後、都道府県が「都道府県分別収集促進計画」に基づき行う広域的調整や市町村への援助は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を踏まえたものになることが期待され、「都道府県分別収集促進計画」はその重要性が増す。</p> <p>なお、廃棄物処理法に基づく「都道府県廃棄物処理計画」の中に「都道府県分別収集促進計画」を一体として位置づけるなど、計画策定事務を簡略化していただくことは差し支えない。</p>	<p>容器包装再商品化法第9条第2項第1から3号は市町村分別収集計画と整合が求められる県の区域内の容器包装廃棄物等の排出見込量等を計画に掲げる事項として定めている一方、同項第4号の分別収集等の知識普及や市町村相互間の情報交換の促進(以下「知識普及等」という。)は、地域の実情に応じて都道府県が検討して定める内容であり、両者の性質は異なると考えられる。</p> <p>このため、提案のとおり、排出見込量等(法第9条第2項第1～3号)については、都道府県が集計・とりまとめを行い国に報告することにより、また、知識普及等(法第9条第2項第4号)については、都道府県廃棄物処理計画に記載しその実施を担保することにより、国の政策目的は実現できると考えられ、都道府県分別収集促進計画の策定の義務付けという手法に限る必要はないと考える。</p> <p>また、第4号の知識普及等については、新たに制定されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る市町村への技術的援助も含めて、都道府県廃棄物処理計画に位置づけて、全体として中長期的に市町村と連携して取り組むこととすることが適当と考える。なお、その取扱いにおいては、都道府県廃棄物処理計画の計画期間は各々任意に設定されていることを踏まえ、改定頻度を規定せず、都道府県がそれぞれ設定している廃棄物処理計画の計画期間に合わせることも適当である。</p>	<p>【徳島県】</p> <p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律については、現在、制度設計が進められていると存じますが、容り法との関連を明確にし、市町村等の負担増加につながる業務量の増加がないように配慮いただきたい。</p> <p>3年ごとの計画作成が、容り協への委託量把握のために必要であるならば、数値のみの報告等に簡素化し、計画自体の策定は本来の5年ごととするなど、目的と手段について再度検討を行っていただき、事務負担の軽減について配慮いただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
67	福岡県、九州地方知事会、宮城県、新潟県、岐阜県、岡山県	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合におけるセーフティネット保証4号の指定期間の見直し	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合、危機関連保証の指定期間中は全国の中小企業者において被害が生じているとみなし、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間とする。	今回、セーフティネット保証4号の指定事由は危機関連保証(指定期間原則1年)と同じ令和2年新型コロナウイルス感染症となっている。セーフティネット保証4号の指定期間は原則3か月であるため、指定期間終了前に毎回都道府県がセーフティネット保証4号の延長調査を行っている。延長調査の都度、都道府県の事務作業または県内市町村ヒアリング等行うため、事務負担が大きく、また危機関連保証の指定期間中は指定事由が継続していると考えられるため調査の必要性も低い。 新型コロナウイルス感染症のような全国的危機災害時にはセーフティネット保証4号判断は早急に求められることから、危機関連保証が発動中はセーフティネット保証4号の指定期間も同一とされたい。	3か月ごとの指定期間の延長調査におけるヒアリングや取りまとめといった地方公共団体の事務負担の軽減。 事業者にとって3か月ごとの延長に対する心理的不安の解消。	経済産業省	盛岡市、秋田県、いわき市、茨城県、ひたちなか市、栃木県、埼玉県、川崎市、山梨県、長野県、郡上市、京都府、高槻市、兵庫県、徳島県、香川県、宮崎県、小林市、沖縄県	<p>○当県は市町村数が多く、延長調査の際には事業者・商工会等へヒアリング作業を行っているため、各市町村の事務作業が大きな負担となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響による県内経済の状況が3か月で大きく変化することは考えにくい。調査の必要性が低い。指定期間が3か月と短期間であること及び指定延長の正式な告示が延長当日の発表となることから、当初指定期間中に申し込みのあった事業者に対し、市町村や金融機関が指定延長されず認定ができない可能性がある旨を説明しなければならず、対応に苦慮する事例が発生している。</p> <p>○延長調査については都道府県が行うため、直接的な事務負担が大きくなることはないが、セーフティネット保証4号については、発動中の危機関連保証の指定期間と同一にすることにより、事業者に対して制度説明を簡略化することができる。</p> <p>○3か月ごとに期間延長の判断を迎えることがないため、事業者の心理的負担の解消に寄与する。また、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間となれば、事業者にとってわかりやすい仕組みとなる。期間終了前になると、事業者や金融機関から県・市町・保証協会に、期間延長の有無に関する問い合わせが多数寄せられている。これは、国からの期間延長の公表が、延長期間終了直前であることが原因となっている。現在、セーフティネット保証5号と危機関連保証の指定期間末日は同一となっているが、セーフティネット保証4号だけ異なっているため、事業者からわかりにくいとの声もある。</p> <p>○セーフティネット4号の指定期間の延長が直前まで判明しないことから、期間の終期が近づくと、中小企業者、金融機関及び税理士事務所等から申請期限に関する問い合わせが集中し、通常業務に影響が出ている。特に、指定期間の終期間際の2～3週間においては、指定期間終了を想定した事業者による認定申請が集中する一方で、指定期間の延長が判明すると申請予約のキャンセルが多く発生することから、緊急性の低い予備の認定申請で事務負担が増加しているといえる。また、指定期間が3か月ごとに更新となるため、申請業務に対応するための臨時職員を短期で雇用せざるを得ないことから、職員等の配置や受付場所の確保に大変苦労している。</p> <p>○提案に対して、概ね賛同するが、今回のコロナ禍では、感染状況が自治体によって著しく異なり、それに伴って経済の回復状況にも大きな違いが出る可能性が高い。そのため、危機関連保証の発動には基本的にはセーフティネット保証4号と危機関連保証の指定期間は同一としつつも、危機関連保証の指定期間終了後の4号の終期については、各自治体の裁量の余地を残すべきと見られる。</p> <p>○3か月毎の延長調査の都度、セーフティ保証の認定状況や県内企業の現況をヒアリング・とりまとめの上報告しており、事務負担は大きい。一方で、危機関連保証が発動していることから、新型コロナウイルス感染症による県内企業の厳しい状況は3か月単位ではほとんど変化がなく、調査の必要性は低いものと思われる。</p> <p>○3か月ごとに実施されるセーフティネット4号認定の指定期間の延長調査は、事務作業及びヒアリング等の実施により市町村の事務負担は大きい。また指定期間が短いことにより、当該認定書を取得して融資を利用する事業者側の心理的負担にもなっている。セーフティネット4号と危機関連保証の指定理由が同じである場合、危機関連保証の指定期間中は指定事由が継続していると考えられ、延長調査の必要性は低く、危機関連保証と同期間としても差し支えないと思われる。</p> <p>○当県においても、セーフティネット保証4号の指定期間終了前の3か月毎に県内各市町あて状況調査を実施しており、市町における事業者へのヒアリング調査に係る負担、及び当県の取りまとめに係る事務負担は大きい。また、セーフティネット保証4号の3か月毎の指定期間延長と連動し、県独自で創設しているコロナ対策資金の融資実行期限延長についてもその都度検討していることから、危機関連保証発動中はセーフティネット保証4号の指定期間も同一としていただく等、ある程度幅を持たせて期間を設定いただけるとありがたい。</p> <p>○当県においても、セーフティネット保証4号の延長調査の都度、調査に係る事務作業があり負担となっている。また、危機関連保証の指定期間とセーフティネット4号の指定期間を同一とすることにより、事業者、金融機関の延長の不安感が解消するとともに、制度運営がし易くなる。と考える。</p> <p>○3か月ごとに指定期間の延長調査を各市町村や保証協会に対して行っているが、当県は市町村数が多いことから、照会及び取りまとめといった事務が負担になっている。</p> <p>○セーフティネット保証4号や危機関連保証の指定期間終了間近となると、指定期間が延長されないか金融機関や事業者から問合せが複数あり、延長の発表がぎりぎりであることから確定的な回答ができず迷惑をかけている。延長調査の際、業種毎の保証承諾実績や資金需要について回答を求められており、資金需要があることは明白であるにもかかわらず、都度ヒアリングを行い、各団体に事務の手間をかせせている。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>セーフティネット保証4号は、災害その他突発的に生じた事由を受け特定の地域において発動するものであり、指定期間は原則として3か月間。特段の必要がある場合に都道府県からの要請を受け、延長しているもの。一方、危機関連保証は、東日本大震災やリーマンショックといった危機時に全国を対象に発動するものであり、指定期間は原則として1年以内。信用の収縮の状況を勘案し経済産業大臣が必要と認めた際には、1年を限り延長するもの。</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染症によりセーフティネット保証4号が全都道府県にて発動しているとともに、危機関連保証も発動しているところではあるが、上記のとおり両制度はその趣旨や目的が異なる。セーフティネット保証4号の指定期間を、危機関連保証の指定期間と同一とすることは、制度趣旨・目的に反すると考えている。</p> <p>なお、例えば独立行政法人中小企業基盤整備機構の資金繰りDI(季節調整値)は、令和2年4-6月:▲47.7、令和2年7-9月:▲23.6、令和2年10-12月:▲19.6、令和3年1-3月:▲20.6、令和3年4-6月:▲18.4と回復傾向にある。こうした足元の経済状況等を踏まえれば、引き続き3か月ごとにセーフティネット保証4号の延長可否に係る調査・判断を行なうことは、現況に則した必要な支援を実施するという観点から適当だと考えている。</p>	<p>令和3年度も令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が継続的に発動していることから、3か月単位で業況が良くなることは考えにくく、延長調査の必要性は低いと考えられる。</p> <p>セーフティネット保証4号と危機関連保証の指定期間が異なっているため、事業者や金融機関から「指定期間が異なっているため分かりにくい」という声もある。また3か月ごとの指定期間の終期間際に、事業者や金融機関から指定期間延長に関する問い合わせが多くあり、現時点での運用のままだと事業者の心理的負担になっている事がわかる。</p> <p>市町村と都道府県は通常業務や認定申請業務でひっ迫している中、3か月ごとに市町村は中小企業者へのヒアリングと取りまとめと都道府県への報告、都道府県は3か月ごとに市町村へのヒアリング依頼と調査票の作成と国への報告等延長調査の負担が大きい。自治体と事業者の負担や将来の事を想定した場合、新型コロナウイルス感染症という同じ事由でセーフティネット保証4号と危機関連保証が発動した際は同一期間にすることが適当と考える。</p>	<p>【秋田県】</p> <p>セーフティネット保証4号、危機関連保証はご指摘のとおりその趣旨や目的が異なるがどちらも感染症の拡大への対応を想定したものはなかったもの。セーフティネット保証4号は主に自然災害等に対応するためのものであるので災害発生から復旧の程度を勘案し3ヶ月と比較的短期間に期間を区切った指定であるのに対し、危機関連保証はリーマンショック等のように全国規模、世界規模の危機を想定したものであるため1年(延長1年)という期間を初めから設定している。一般の感染症の拡大は明らかに世界規模の”危機”と言えるものであることから、あえてセーフティネット保証4号も発動するのであれば指定期間等において危機関連保証と同列の扱いに変更する方が実態に即していると考えます。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
68	長崎県、九州地方知事会 【重点8】	臨床研修を行うための基準(入院患者実数年間3,000名以上等)における知事の裁量権拡大	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)第2の5(1)エの基準に係る都道府県知事の裁量権の拡大(二次医療圏内に基幹型臨床研修病院がない場合)に限り、入院患者実数の基準を撤廃又は緩和すること。また、基準の緩和等が困難である場合は、当該通知が地方自治法に基づく技術的助言であり、当該基準を参酌して地方の実情に応じた指定を行うことが可能であることを明確化すること。)	当県は8つの二次医療圏(うち4医療圏が離島)を有し、医師偏在の解消に向けて県内すべての二次医療圏に基幹型臨床研修病院を置くことを検討している。現在、県内7医療圏には基幹型臨床研修病院があるものの、1医療圏については医療の中心となる病院の入院患者実数が3,000名以下であることから、基幹型臨床研修病院の指定実現が困難な状況となっている。	県内すべての二次医療圏に基幹型臨床研修病院を置くことができ、離島等の医師が少ない地域で勤務する研修医数が増加することで、医師偏在の解消につながるが期待される。(具体的には、離島中核病院の常勤医の負担軽減、研修医が離島へき地病院の常勤医となる可能性、病院全体の活性化等)なお、基準の緩和にあたっては、一律に緩和するのではなく、例えば、二次医療圏内に基幹型臨床研修病院がない場合などに限定することが考えられる。	厚生労働省	山梨県、兵庫県、高知県、宮崎県、沖縄県	○提案の内容は、離島地域の二次医療圏における研修医の確保の一環としての効果が期待できる施策である。当県でも基幹型研修病院のない二次医療圏があり、制度的に活用の可能性はある。
69	長崎県、九州地方知事会	国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局からの情報提供方法等の見直し	国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱について(令和2年3月25日 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)による地方厚生局からの情報提供方法等の見直し(①地方厚生局から権限移譲に係る行政文書の移管、もしくは、メールでの文書提供を認めること。②都道府県から地方厚生局へのメールでの文書提出を認めること。)	医師臨床研修事務の一部について令和2年4月より厚生労働省から都道府県に対して権限移譲がなされているが、左記事務連絡により、次のような状況となっている。 ①地方厚生局から権限移譲前の文書の移管がなされないことから、地方厚生局が処理してきた臨床研修病院指定等にかかる従前の取扱を確認するための関係文書を入手するまでに一定の時間を要している。 この点において、左記事務連絡において地方厚生局が保管する権限移譲前文書について、写し等を請求する場合には、予め複写用CD-R等を地方厚生局へ郵送する必要があり、県へ電子メールでの提供が認められていないため、移譲された指定事務にかかる確認作業等を完了させるまでにさらに時間を要している。 なお、左記事務連絡において、地方厚生局から電子ファイルへの複写による移譲前の文書提供を受ける際のCD-R等電磁記録媒体や郵送料は都道府県が負担することとなっており、文書移管及び電子メールでの文書提供がなされればこうした費用も削減可能である。 ②権限移譲された臨床研修病院の指定事務等について、地方自治法第245の4(技術的助言のための必要な資料の提出)に基づき関係文書等を地方厚生局に提出することが求められているが、上記と同様に電子メールでの提出が認められないため提出に時間を要し、複写用CD-R等の電磁記録媒体や郵送料について都道府県の費用負担が発生している。	①文書の移管もしくはメールでの情報提供がなされた場合、都道府県における確認作業を早期に実施することが可能となることで事務を迅速かつ円滑に進めることができる。 ②都道府県から地方厚生局へ情報提供する際メールでの情報提供が可能となれば、迅速な情報提供が可能となる。	厚生労働省	岩手県、山梨県、長野県、兵庫県、高知県、福岡県、宮崎県、沖縄県	○①医師臨床研修事務を実施するに当たって、これまで地方厚生局で行ってきた業務内容を知り、統一感を持った適正な事務処理が必要があることから、文書の移管を強く求める。なお、文書の移管が難しければ、権限を移譲する側の責任において、文書の写しの提供を求める。 ○①左記事例と同様に、事案が生じた場合、文書移管もしくはメールでの情報提供がないため、確認作業等に時間を要し、県の費用負担も生じると考える。②左記事例と同様に、文書提出に時間を要し、郵送料について県の費用負担が発生している。 ○②権限移譲により臨床研修病院からの提出が紙媒体となり、国への提出の際にCD-Rに変換することとなったことにより、移譲前と比較して一連の作業効率が落ちている状況にある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地域に配慮した臨床研修を行い、かつ全国的な臨床研修の質を確保するため、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)第3の2(2)において、当面の取扱いとして、「都道府県知事は、新たに基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院が、前述第二の5(1)エの基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない場合でも、入院患者の数が年間2,700人以上である場合には、個別の実地調査等を行い、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができることなど、良質な研修についての評価を含め、指定の可否を判断するものであること」としている。</p> <p>なお、基幹型臨床研修病院の指定を行わなくとも協力型臨床研修病院が当該医療圏に所在する場合、別の基幹型臨床研修病院が作成する臨床研修プログラムにおいて当該医療圏に配慮したプログラムを作成することにより、その地域で研修医を確保することが可能であり、協力型臨床研修病院の指定においては、入院患者数の要件はないため、そのような取組も検討いただきたい。</p>	<p>臨床研修病院の指定権限が委譲される際、そのメリットとして、厚生労働省から、都道府県が目指す医療提供体制の構築が可能となること、都道府県が病院ごとの定員を定めることにより、地方の研修医が増加することなどがあるとの説明を受けた。当県では、医学生の様々なニーズに合わせた多様な研修先を確保するため、県内すべての二次医療圏に基幹型臨床研修病院を置き、医学生に対して多くの選択肢を示すことで、地方の研修医を増加させたいと考えており、国からの権限移譲の趣旨を実現するためにこそ、基準の緩和等が必要である。</p> <p>具体的には、第1次回答にある通知第3の2(2)の内容は承知しているが、県内1医療圏の医療の中心となる病院の入院患者実数が2,700人未満であり、同項を適用した指定はできない。入院患者実数が2,700人未満であっても、当該病院は、それ以外の基準は満たしている、もしくは、当該病院等の努力で基準を満たすことができ、実地調査等で必要な改善指導等を行うことで、十分な質の臨床研修が行えると考えているが、入院患者実数の基準のみが指定を阻害している。このため、当該通知が技術的助言であり、当該通知によらずとも地域の実情に応じた指定が可能であることを明確にいただき、地方公共団体が通知によらない指定を行うことをためらわないようにしていただきたい。また、二次医療圏内に基幹型臨床研修病院がない場合に限り、通知に記載されている入院患者実数の基準を撤廃又は緩和していただきたい。</p> <p>なお、協力型臨床研修病院の指定について、取組は進めているが、協力型臨床研修病院では研修医の採用活動ができないこと等の理由により、支障が解決されないと考える。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 臨床研修病院の指定は自治事務であり、当該事務に関する通知等は技術的助言であるため、指定に当たっての具体的な基準は地域の実情に応じて都道府県が判断できることを明確化すること。</p>
<p>「国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱いについて」(令和2年3月25日付厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)における地方厚生局からの情報提供方法について、既存の方法の他、通信環境も考慮の上、①地方厚生局から権限移譲に係る行政文書のメールでの文書提供②都道府県から地方厚生局へのメールでの文書提供が行えるよう拡大する。</p>	<p>情報提供方法について、「①地方厚生局から権限移譲に係る行政文書のメールでの文書提供②都道府県から地方厚生局へのメールでの文書提供が行えるように拡大する」との前向きなご回答をいただき、感謝する。今後、早急に取扱いが変更となる旨の通知を发出していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
70	大分県、九州地方知事会	河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画の作成に関する規制緩和	河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位を単一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とする。	近年、頻発・激甚化する豪雨に対し、河川整備を行う場合は河川整備基本方針及び河川整備計画を策定する必要がある。平成9年に法改正され、河川整備基本方針及び河川整備計画が位置づけられた。平成25年の法改正では洪水や高潮に加え、津波災害も位置づけられた。しかし、河川整備を進める上で必要となる河川整備基本方針は水系毎の策定が基本となっており、1級水系に比べ2級水系は水系数が多く、策定が進んでいない状況である。2級水系は1級水系と比べて比較的小規模な河川が多いが、1級水系同様に水系毎の策定が基本となっていることから、策定にあたっては、人員・予算措置が同様に必要となっている。優先順位をつけて進めているところではあるが、人員・予算措置が難しい状況であり、被災した場合は、河川整備着手に向けて、早急に河川整備方針及び河川整備計画を策定する必要が生じる。この為、降雨や流況、地形状況等が類似した水系については、複数の水系をまとめた圏域を策定単位とすることが出来るようにお願いしたい。 ・2級水系の河川整備基本方針策定割合 722/2711＝26.6% ・2級水系の河川整備計画策定割合 606/2711＝22.4% ※国土交通省HPより(令和2年1月1日時点)	河川整備方針、河川整備計画の策定により、河川整備の計画的な実施が可能となる。事前防災の観点からも具体的な整備の姿がどのようになるのかを関係地域に明らかにできる。河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に対する人員負担、予算負担の軽減。	国土交通省	茨城県、香川県、宮崎県	○近年、気候変動による災害の激甚化、頻発化に対し、流域治水対策を進めるためには、河川整備基本方針及び河川整備計画を水系毎に策定する必要があるが、1級水系に比べ2級水系は水系数が多く策定が進んでいない状況である。また、当県では、南海トラフを震源とする地震・津波対策を河道拡幅などの治水対策に先行して進めている状況にあるが、当該河川に地震・津波対策を実施する場合も同様に、河川整備方針及び河川整備計画を策定する必要がある。加えて、人員・予算措置が難しい状況にあるほか、県土面積が狭く、各水系が近接して河口に到達し、浸水区域が重複する河川があることなどから、近接する水系で共通して取組みを実施する場合もある。ついては、これらの状況を踏まえ、複数の水系をまとめた圏域を策定単位としたり、地震・津波対策に特化して計画を策定することができるようお願いしたい。 ○河川整備基本方針及び河川整備計画の策定が進んでいないのは、人員面や予算面で各水系ごとに複数策定すること自体が難しいからである。流域面積が小さく、降雨や流況、地形状況等が類似した水系の場合には、複数水系又は圏域で河川整備基本方針及び河川整備計画を策定した場合、共通する項目や記載を整理できるようになるため、地方公共団体の限られた人員や予算で効率的に策定することが可能となる。これにより、全国的に急務となっている当該方針及び計画の策定の早期実現が可能となると考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>河川整備基本方針で定めるべき事項については、各水系の流域面積、流路延長のみならず、氾濫区域の人口、資産、土地利用形態、上下流及び河川の整備状況等が異なることから、各水系それぞれ定める必要があると考えている。</p> <p>なお、河川整備計画の策定単位については、一連の河川整備の効果が発現する単位として、一級河川の指定区間は水系ごと又は本川及び一次支川の流域ごと、二級河川は概ね水系ごとを基本としている。ただし、河川の状況に応じて、この単位によらないことができ、一つの水系内で同じ圏域にある複数の河川をまとめて対象とし、河川整備計画が策定されている場合などがある。</p> <p>一方、降雨や流況、地形状況等が類似しているか否かに依らず、複数の水系を複数の計画として、まとめて相談いただくことは問題がなく、計画策定の準備が整えば、まとめて同意申請等の手続きを行っていただくことも問題ない。</p> <p>いずれにしても、河川整備基本方針や河川整備計画の策定やその手続きの労力が少なくなるよう、国土交通省としても協力していきたい。</p> <p>また、河川管理は、公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的としており、地震・津波だけではなく、洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川の適正な利用や流水の正常な機能を維持し、河川環境の整備と保全を図るものである。よって、これらの目的を達成するため、河川整備基本方針は、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めており、地震・津波に特化した計画として定めるべきではないと考える。</p> <p>河川整備計画については、河川整備基本方針に基づき、20～30年程度の河川整備の目標等を定めており、当該期間において河川で行う河川整備(河川工事や河川の維持)のうち、地震・津波に関する対策を中心に行う場合には、地震・津波に特化した河川整備計画を定めることは可能と考える。</p>	<p>河川整備基本方針について、流域面積が大きい1級河川(1級河川水系の平均流域面積約2,208km²)では、上下流のみならず、右支川、左支川でも様々な河川特性や氾濫区域の状況が異なっているにもかかわらず、一つの方針として策定をおこなっている。それを鑑みると、流域面積が小さい2級河川(2級河川水系の平均流域面積約40km²)においても複数の水系もしくは圏域単位で方針を作成しても問題はな</p> <p>いと考える。</p> <p>降雨や流況、地形状況等が類似した水系の場合には、河川整備基本方針で定めることが想定されている事項のうち、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項(施行令第10条第2号)や河川環境の整備と保全に関する事項(施行令第10条第3号)に関して、記載内容が重複することがあり、その場合には一つの河川整備基本方針として記載をまとめた方が効率的と考える。</p> <p>河川整備基本方針について複数の水系や圏域で策定を可能とすることで、共通する項目や記載を整理できるようになるため、事務手続の負担軽減や策定委託費用などの削減が可能となる。また河川整備基本方針の策定が進むことで河川整備計画の策定も可能となる。</p> <p>被災した場合の早期復旧に向けた負担軽減や策定における人員・予算措置が厳しい状況をご理解いただき、効率的かつ早期の河川整備基本方針・河川整備計画の策定のためにご協力をお願いする。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>法定受託事務であっても、その目的を達成するために必要な最小限度の義務付け・枠付けでなければならない。</p> <p>このことから、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位に関する義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、地域の実情に合った策定単位となるよう見直すべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
71	山口県、九州地方知事会、中国地方知事会	循環型社会形成推進交付金の事務の簡素化	国の予算区分毎に別葉で作成することとされている循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書のうち、当初分及び本省繰越分等の同時期に内示される予算については、内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等で、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにすること。	循環型社会形成推進交付金は、事業実施主体である市町村が交付申請書や実績報告書を作成し、県が審査の上、国に提出しているが、国の予算は複数に分かれており、これらの書類について、予算区分毎に別葉で作成することが求められている。このうち、例えば当初分及び本省繰越分の予算については、同時期に交付申請を行うにもかかわらず、これらの内示を受けた市町村は、予算区分が異なるため、2倍の書類を作成しなければならない。また、年度間調整の結果、翌年度以降、交付金の交付決定を受けずに事業を実施した市町村は、県に実績報告書を提出する必要があり、報告単位が細分化されたことで、報告漏れを防ぐための確認作業が煩雑化している。一方、各予算区分の内容に応じた適切な予算執行や、執行額(交付決定額、確定額、繰越額等)の確認など、現行の取扱いの趣旨も理解できる。そこで、例えば事業実施主体毎に申請書や報告書をまとめ、事業主体名や計画期間など共通する記載項目を統合するとともに、金額など予算区分毎に必要な情報は内訳を記載することで、事務の簡素化と適切な予算執行を両立できると考える。	交付申請書及び実績報告書の枚数や記載項目数が減少することで、県及び市町村における書類作成や確認に係る業務の合理化が図られる。	環境省	青森県、盛岡市、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、伊勢崎市、千葉市、石川県、長野県、豊橋市、岡山市、広島県、徳島県、徳島市、高松市、大牟田市、朝倉市、宮崎県	<p>○当市では、現在施設整備に関する計画支援事業(エネルギー回収型廃棄物処理施設整備)及び、浄化槽設置整備事業(環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業)を実施しており、交付金が当年度予算と繰越分に配分された場合、申請書、実績報告書作成等、事務処理量が増え、大きな負担となっている。今後、施設整備が本格化する中、交付金の確保は欠かすことはできず、この提案が措置されることにより、事務手続きの簡素化・効率化が図られ、円滑な事業進捗が実施できると考える。</p> <p>○浄化槽設置整備事業の交付申請書及び実績報告書の記載方法について、設置基数や事業進捗率等の情報を摘要欄に記載するよう環境省浄化槽推進室から指示されているが、記載を求められている情報が多く、加えて記載方法が明確でないため、間違いが頻発しているため、必要な情報を入力する箇所を指定したり、エクセル上の自動計算で書類が完成できるような、記載間違いを未然に防ぐ様式への変更を検討いただきたい。</p> <p>○予算区分が分かれて交付を受けた場合、予算区分毎に事業費を按分し作成することとなり、非常に煩雑となる。提案のように事務手続きが見直しできれば、効率化が期待できる。</p> <p>○当市でも予算区分ごとの事務が発生している。浄化槽設置に対する交付金の事務が年度区分によって分けられてしまうことで、設置基数の振り分け方を間違えると交付率が変わったり交付漏れが発生する可能性も考えられるため改善を願いたい。</p> <p>○交付申請を予定しており、申請の負担が軽減されることにより事業の円滑な実施につながることを期待される。</p> <p>○当県においても、廃棄物処理施設整備事業又は浄化槽整備事業に複数の予算区分で循環交付金が配分された事業主体が存在し、予算区分毎に同一の申請・報告様式を複数提出する事務処理が事業主体の負担になっていると感じている。また、同一事業の進捗率を予算区分毎に算出している現状では、事業全体の進捗が複数の報告様式を合算しないと把握できない。申請書や報告書が予算区分で分割されないようになれば、事務の効率化と適切な事業の進捗管理に資すると考える。</p>
72	山口県、九州地方知事会、中国地方知事会	送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを捕獲許可の見直し	電気事業法に基づき、送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とすること。	送電施設等にカラスが営巣した場合、停電の恐れがあることから、電気事業者は、巣の除去作業を行っている。(電気事業法第26条の2において「一般送配電事業者は、事故により電気の供給に支障が生ずる場合に備え、その支障を速やかに除去するために必要な対策を講じておかなければならない。」と定められている。) 巣の中にカラスのヒナや卵がある場合、電気事業者は、鳥獣保護管理法第9条に基づく許可を受けなければならない。電気事業者は、全ての作業従事者について、住所や氏名、生年月日等を記載した申請書を県に提出する必要があり、書類作成に係る負担が大きい。また、申請は営巣時期前に集中するため、県は、短期間で膨大な許可書を交付しなければならず(令和2年度:628件)、事務処理に時間を要している。一方、鳥獣保護管理法第9条第3項に基づく捕獲許可の審査基準に照らしても、以下の理由から、提案のとおり許可を不要としても同法の目的に支障はないと思料される。 ①許可を不要とする巣(電気の安定供給に支障を及ぼす巣)は外形上明らかであり、これまでどおり許可が必要な巣(樹上の巣等)とは区別できること。 ②電気の安定供給に支障を及ぼす巣を全て除去したとしてもカラスの保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。 ③カラスは特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣ではないこと。 ④手取りによる捕獲であれば住民の安全の確保等に支障を及ぼす恐れはないこと。	申請及び許可に係る手続きが不要となることで、電気事業者及び県の事務負担が軽減されるとともに、緊急時においても迅速な除去作業が可能となり、電力の安定供給に資する。	環境省	秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、静岡県、豊橋市、草津市、島根県、岡山市、熊本市、宮崎県	<p>○当市でも、毎年電力会社より巣の撤去に関する問い合わせがあるが、現行の許可制度により、巣の中にカラスのヒナや卵がある場合はもちろんのこと、それらが確認できない場合も、方が一のことを考慮し、許可申請書を提出するよう案内している。そのため、今回の措置を講じていただければ、電気事業者の負担軽減になり、電力の安定供給にも繋がることを期待できる。</p> <p>○提案団体と同様の事例により事務的な負担が生じている。 ※電気事業者から同目的で電柱上に営巣するカラス類のヒナ及び卵について、手捕りによる捕獲の申請事例あり。 …実績 令和2年度:213件、令和元年度:204件 また、鉄道事業者についても、列車の安定輸送や電力供給上の事故防止等の目的で、電柱上に営巣するカラス類のヒナ及び卵について、手捕りによる捕獲の申請事例があることから、電気事業者と同様に取り扱われたい。 …実績 令和2年度:84件、令和元年度:84件 ○営巣について、電気事業者からの捕獲許可事例はないものの、電線及び電柱に留まるカラスの糞被害による苦情・相談があり、今後、同様の問題に発展することが想定される。 ○当市においても、令和2年度に電気事業者延べ423人に許可証を発行しており、電気事業者及び当市ともに申請や許可に係る事務が煩雑になっている。制度改正を行うことで、緊急時においても迅速な除去作業が可能となることから、有効と考える。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>ご提案を踏まえ、循環型社会形成推進交付金の交付申請書・実績報告書については内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等により、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにマニュアル等の見直しを行うこととする。</p>	<p>本交付金事務を円滑に実施する観点から、令和3年度内にマニュアル等の見直しを行い、令和4年度より見直し後の様式による申請等を行えるように対応をお願いしたい。</p>	<p>【栃木県】 実施主体毎にまとめて交付申請書・実績報告書が作れるようになることはありがたいが、浄化槽設置整備事業の場合、一つの様式に環境配慮事業と通常事業の両方をまとめることに現在苦慮している。様式やマニュアルを見直すにあたっては、摘要欄を極力使うことなく指定されたセルに値を入力するだけで書類が完成するような、作成が容易にできる様式を導入していただきたい。 【大牟田市】 申請に要する負担が軽減されることにより事業の円滑な実施につながることを期待される。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第8条に基づき、鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等をしてはならないとされている。ただし、同法9条第1項に基づき許可を受けて鳥獣の捕獲等又は卵の採取を行う場合にはこの限りではないとされている。また、同条13項に基づき、許可に係る捕獲等の結果は環境大臣又は都道府県知事に報告しなければならないこととされており、この報告等に基づき、当該鳥獣の生息状況等を把握し、鳥獣保護管理法に基づく保護及び管理に必要な施策を実施している。</p> <p>今回御提案の「送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とする」との措置を実施した場合、カラスの生息状況等の重要な情報である捕獲状況等の実態把握が困難になり、鳥獣保護管理法に基づく適正なカラスの保護及び管理に支障を及ぼすおそれがあると考えられ、今回の提案に基づく措置を受け入れることは適当ではないと考える。</p> <p>また、支障がない理由として4つの理由が掲げられているが、以下の点から今次措置の理由には当たらないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可不要とする巣が外形上判断できるかどうかは、鳥獣の保護及び管理に支障がないとの理由と無関係であること。 ・電気の安定供給に支障を及ぼす巣を全て除去したとしてもカラスの保護及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがないとの論拠がないこと。 ・特定希少鳥獣管理計画は、法第7条4に基づき環境大臣が定める「特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地が拡大している希少鳥獣がある場合において（中略）当該希少鳥獣の管理に関する計画」であり、カラスが特定希少鳥獣ではないことを理由として許可を不要とするという今回の措置とは無関係であること。 	<p>本提案は、電気の供給に支障を及ぼすカラスの巣の除去を目的とした作業において、巣の中に卵・ヒナがあった場合に、やむを得ず行う採取・捕獲に関するものであり、カラス自体を積極的に捕獲するものではないため、カラスの保護及び管理という政策目的に与える影響は限定的と考える。</p> <p>第1次回答において、「『送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とする』との措置を実施した場合、生息状況等の重要な情報である捕獲状況等の実態把握が困難になり」とされているが、上記のことからすれば、本提案に係る捕獲状況等の実態把握を行う必要性は低いものとする。（鳥獣関係統計の有害鳥獣捕獲や狩猟の実績により十分把握できると考える。）</p> <p>仮に必要性があったとしても、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する「許可」の趣旨は、公益上の必要がある時は捕獲を認めるものであり、捕獲が許可の範囲内で行われたことを確認するための報告により得られる捕獲数の情報を生息状況等の把握に活用していることをもって「許可」手続きが引き続き必要である理由にはならないものとする。</p> <p>加えて、鳥獣保護管理法第13条により、農林業の事業活動に伴いやむを得ずモグラ及びネズミを捕獲する場合は、許可は不要となっており、電気事業に伴いやむを得ずカラスの卵及びヒナを除去する場合の許可を不要とすることができない合理的な理由を示していただきたい。</p> <p>なお、お示した4つの理由は、鳥獣保護管理法第9条第3項を踏まえ、以下の点を検討したものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①電気事業法に基づき送電施設等に営巣したカラスの卵・ヒナを手取りにより採取・捕獲するための捕獲許可申請があった場合、法第9条第3項各号に該当し不許可とすることはないため、許可制度により事前審査を行う必要性が低いこと。 ②本提案の対象は明確に線引きが可能のため、制度改革後に誤って許可を得ずに対象外のカラスや他の鳥類の卵・ヒナを捕獲するといった悪影響が生じるおそれがないこと。 <p>捕獲許可手続きに毎年、大量の申請を処理しなければならないと多大な事務負担が生じていること、本提案によるカラスの保護及び管理への影響が限定的であることをご理解いただくことにより、前向きな検討をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
73	山口県、九州地方知事会	認可地縁団体の合併に係る手続きの簡素化	認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法に規定するなどした上で、吸収される側の団体は合併の決議のみとする(財産を吸収する側に引き継ぐことで、清算や残余財産の処分手続きを不要とするなど、可能な限り認可地縁団体や市町村にとって負担の少ない手続きとすること。	【支障事例】住民の減少や高齢化が進む中、将来にわたって自治会活動を継続していくため、近隣の自治会との合併を行う動きが見られる。しかしながら、地方自治法には、認可地縁団体の合併に係る手続きが定められていないことから、当該団体をついにまとめるためには、少なくとも吸収される側の団体は、解散手続きを行う必要がある。 【制度改革の必要性】認可地縁団体が合併する場合における吸収される側の団体においては、実際には解散しないにもかかわらず、清算手続きや残余財産の処分などの事務を行わなければならない、人材不足等により単体での活動が困難な状況となっている当該団体にとって、合併を進める上での課題となっている。加えて、債権申出の催告に当たり、3回の公告手続きに十数万円の費用が必要となるなど、財政的な負担も大きい。一方、事務を所管する市町村においても、認可地縁団体の解散に係る告示業務などの事務負担の軽減が図られるとともに、高齢化等による後継者・担い手不足に悩む自治会等の解消や自治会活動の維持・継続につながることを期待される。 【懸念の解消策】このため、他の法律(会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、特定非営利活動促進法)で法人の合併に係る手続きが定められていることも踏まえ、認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法に規定するなどした上で、その手続きについては、可能な限り当該団体や市町村の負担軽減を図る内容とする必要がある。また、地方自治法第260条の2第4項では、新たに設立する認可地縁団体を前提に、その区域は、「相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。」とされているが、それぞれ従前から存続している当該団体の合併においては、実態に合わない要件であることから、併せてその規定を見直すことが適当である。	認可地縁団体や市町村の負担が軽減されることで、当該団体同士の合併が促進され、自治会活動の維持・継続につながる。	総務省	旭川市、盛岡市、前橋市、春日部市、川崎市、相模原市、長野県、豊橋市、西尾市、田原市、八尾市、徳島市、宇和島市、久留米市、大村市、宮崎県、延岡市、鹿児島県、沖縄県	○現時点では、認可地縁団体の合併の相談を受けたことはないが、今後は自治会活動維持のため、合併の必要性が出てくるのが想定される。そのため、自治会の合併に係る手続きの簡素化は必要と考える。 ○自治会加入率が低下していく中、将来にわたって自治会活動を継続していくため、近隣の自治会との合併を行う可能性があるため今回の制度改革は必要である。 ○当県内の自治体において、同様の支障事例があり、県としても改正を望む。 ○今後、人口減少によって地域によっては起きうる問題と考える。
75	岡山市 【重点32】	地方版総合戦略における数値目標やKPIの設定の不要化	地方版総合戦略において、数値目標やKPIの設定を求めないよう、「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き」の改訂を行う(「4. 数値目標・重要業績評価指標(KPI)の設定」、「6. 総合計画等と地方版総合戦略との関係」等)	地方創生推進交付金の申請に当たっては、「地方版総合戦略」、「地域再生計画」及び「事業実施計画」の3つの計画等を策定する必要があり、地方自治体における事務負担が過重となっている。特に、地方版総合戦略については、まち・ひと・しごと創生法でその目標等を定めることが明記されているものの、重要業績評価指標(KPI)を記載することまでは法定されていない。 このため、いわゆる「総合計画」において、人口減少克服・地方創生という目的が明確であれば、数値目標やKPIが記載されていなくとも総合計画を地方版総合戦略とみなし、同戦略の策定を省略することで、事務負担が軽減される。また、数値目標やKPIを設定するために、現状分析や今後の動向を分析することが必要となり、外部の専門家に調査分析を依頼する必要があるなど、時間・経費・労力が必要となり、このことも自治体の負担になっている。	類似の計画を作成する必要がなくなることで、地方自治体における過重な事務負担が解消されることにより、地方創生をはじめ真に必要な業務に注力することができる。	内閣官房、内閣府	佐倉市、柏市、横浜市、川崎市、浜松市、名古屋市、半田市、田原市、京都府、京都市、羽曳野市、高松市、高知市、延岡市	○当市においても、地方創生推進交付金の申請における計画等の策定が負担となっており、総合計画を地方版総合戦略とみなすことができれば事務負担の軽減につながる。地方版総合戦略と総合計画を一体化しやすいよう、地方版総合戦略のKPIの設定方法や効果検証の方法についても併せて見直しをしていただきたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>認可地縁団体の合併に関する規定の創設やその他の手続きの簡素化等について検討する場合には、関係する制度との比較等を行う必要があると考えているところ、今後、本提案を含め、どのような対応が可能か検討したい。</p>	<p>認可地縁団体制度は、地域の自主的・自律的な共同活動を行う重要な地縁型組織であって、組織の現況を活かした活動の制約要因にならない簡便な法人制度であることから、認可地縁団体の合併手続きについても更なる簡素化が図られる必要がある。このことにより、認可地縁団体の負担軽減や活動維持・継続等が期待されることから、是非とも早期の実現に向けてご検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【回答】 ご提案の趣旨を踏まえ、PDCAサイクルにおける重要業績評価指標(KPI)の活用状況等について調査を実施した上で、その調査結果を基に、重要業績評価指標(KPI)を設定する単位の在り方等、手引きの改定の要否について令和3年度中に検討し、結論を得る。 地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(以下「手引き」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づき、地方公共団体の参考となるよう留意すべき事項を示しているものであり、策定・効果検証に当たっては、地方公共団体において、技術的な助言として活用いただいていると認識している。 なお、数値目標の不要化については、定性的な目標を定めることができるよう手引きに記載していることから、適切ではなく対応は困難である。</p> <p>【理由】 「次期「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について(通知)」(令和元年12月20日付閣副第769号・府地創第118号)等において、「本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものである」と明記しており、あくまで技術的な助言として行っているものである。 (※技術的な助言とは、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができることとされているものである。) 効果的なPDCAサイクルに基づく効果検証の実践においては、重要行政評価指標(KPI)の設定は必要であると考えているが、地方版総合戦略が第1期の開始から約7年が経過している状況を踏まえると、手引きの在り方を見直すことも考えられる。</p>	<p>提案の趣旨を踏まえて調査をし、「重要業績評価指標(KPI)を設定する単位の在り方等、手引きの改定の要否について令和3年度中に検討」していただけるとの回答であり、制度改正につながるよう、検討をお願いします。 なお、回答の中で、地方版総合戦略の策定・効果検証に当たり、「手引き」は、「地方公共団体において、技術的な助言として活用いただいていると認識」しているとのことであるが、表現上は助言であり、手引きにより義務付けられていないとしても、国の交付金を受ける前提となる地方版総合戦略の策定にあたって、国の示す「手引き」に従わざるを得ない実態があるというのが自治体としての認識である。 最後に、「数値目標の不要化」について、数値目標や重要業績評価指標(KPI)を定めるよう手引きに記載していることを削除するなどの改訂を求めているが、数値目標等については、当市において、別途設定するなどにより、効果検証など実施可能と考える。</p>	<p>【名古屋市】 地方自治体における事務負担が過重となっている状況を踏まえ、地方版総合戦略と総合計画の一体化のしやすさや、地方版総合戦略のKPIの設定方法、効果検証の方法等についてしっかりと調査をしたうえで検討を進めていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
84	関西広域連合	専門職大学の設置に係る認可基準の緩和	地方の実情に応じた既存ストックの活用などを可能とするため、専門職大学設置基準について立地自治体(都道府県又は市町村)との協定による緩和を求める。	地方の各主体による高等教育機関の誘致や設置の取組がある一方で、専門職大学設置希望者からは、設置基準が一律に学問研究の色彩の強い「大学」と同様の内容となり、ハードルが高いとの声もある。設置基準で必要な体育館や図書館などについて、「特別の事情かつ研究に支障がなければこの限りでない」ともされるなど、裁量により明確な基準が示されていないことから、誘致や設置に係るハードルも実質的に高くなっている。地方では、人口構造の変化により、不要となった社会教育施設等の有効活用が求められており、また、自治体においては、これらの施設を有効に活用したいと考えているにもかかわらず、専門職大学設置基準により、地域ストックの有効活用が行えないことから、設置基準の緩和が必要である。	人口減少により社会教育施設等の維持も負担となることから、このような施設や人材を学校法人と共用する自治体との協定があれば、専用・専任として認めることで、地域ストックの有効活用や地方での継続的な高等教育機会の確保につながる。また、地方への専門職大学の設置が促進されることにより、職業人材の定着が見込まれることから、地方からの人口流出の抑制につながる。	文部科学省	沖縄県	-
87	関西広域連合 【重点34】	中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定権限及び経営力向上計画に係る認定権限の移譲	中小企業が策定する本業の成長に関する経営力向上計画について、事業分野別指針の策定及び同計画の認定に関する権限の広域連合への移譲を求める。	事業者が作成する経営力向上計画に係る事業分野別指針については、国が全国一律に策定しており、地域の特性を考慮するものとなっておらず、地方の人材の受け皿となる中小企業の経営力強化が効果的に図られていない。中小企業の本業の成長は、地方の雇用や人口移動に密接に関連しており、地方が主体となって事業分野別指針を策定し、経営力向上計画の認定を行う必要があるが、東京圏に次ぐ大都市圏である関西圏では、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている。関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通の事業分野別指針を策定することが可能であり、事業分野別指針の策定権限移譲の受け皿として適切である。あわせて、経営力向上計画の認定を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。なお、平成29年に事業分野別指針策定は国(主務大臣)が行うものとしつつ経営力向上計画の認定権限の都道府県知事への移譲を求める提案がなされているが、今回の提案は事業分野別指針策定権限と経営力向上計画認定権限の一体的な移譲を求めるものであること、移譲を求める先が都道府県ではなく、複数の府県・指定都市が加入し、区域に関西圏を包含する当広域連合であることから、平成29年の提案とは趣旨が異なるものである。	広域連合に移譲する事により、全国一律の指針ではなく、地域自らが特徴を踏まえた中小企業の経営力強化に資する指針の効果的な策定等が可能となり、人材の受け皿となる地方の中小企業の体力強化が図られる。また、複数府県に跨るものの経営革新計画の承認権限の広域連合への移譲と合わせることで、地域での一体的・総合的な事務執行が可能となり、事業者等の利便性の向上が図られる。	警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	-	-

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>専門職大学の設置について、現状において、「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について(通知)」(平成29年9月21日付事務次官通知)において、「体育館等の代替措置については、やむを得ず公共又は民間の運動施設を学生の利用に供する場合においても、当該専門職大学等に修学する学生の特性に応じて、学生が希望する球技等の様々な運動ができるよう配慮すること。」と示しているとおり、地方公共団体等大学以外の施設を活用することなど、自己所有に限定することのない柔軟な対応が可能となっている。</p> <p>文部科学省では、今後とも、事務相談を行うなど、こうした柔軟・弾力的な取扱いについて、地方の具体的な状況に寄り添い、対応して参りたい。</p>	<p>図書館などの校舎等施設に関して自己所有の例外を認める場合については、平成29年9月21日付事務次官通知において、「特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるとき」と抽象的に記載されているのみであり、具体的な取扱いが示されていない。</p> <p>関西広域連合の構成団体である府県・指定都市では、公共施設等総合管理計画において、利用ニーズが低下した既存施設について、民間事業者等の多様な主体と連携しつつ、他施設との複合化・多機能化による有効活用を掲げており、地方公共団体と大学との連携の可能性が高まりつつある。</p> <p>このような点を踏まえ、専門職大学の校地、校舎等の施設及び設備等について、立地自治体(都道府県又は市町村)との協定により、地方の個別事情に応じて既存ストックを柔軟に有効活用できるよう設置基準を緩和し、その旨がわかるよう具体的な取扱いとして通知等で明確にしていきたい。</p>	—	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、全国の中小企業等の経営力向上の支援を目的として、平成28年7月より制度を開始した。仮に事業分野別指針の策定や経営力向上計画の審査・認定に係る権限を貴連合に移譲する場合、制度の対象が貴連合に所属する2府6県4市の中小企業等に限られることから、本制度を全国で統一的に運用し、全国の中小企業等の経営の向上を図ることが困難となるおそれがある。</p> <p>また、事業分野別指針の策定や、当該指針を踏まえて作成される経営力向上計画の審査・認定を国で実施すべき理由については、以下のとおりである。</p> <p>・事業分野別指針については、①事業環境の変化(景気回復により高付加価値な商品の需要が高まり、これまでの低コスト化から高付加価値化に商品構成や商品の内容を変化させる必要が生じた等)やその他の事情(政府としての政策的優先順位の変更等)により当該業種において取り組むべき経営力向上の内容に変化があった場合に変更するものとしていること、②関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会附帯決議(第190回国会閣法第46号 附帯決議)でも求められたことから、全国レベルで事業環境や政策状況の変化を把握でき、事業分野ごとの汎用的な知見を有する各事業所管大臣が策定することが適当である。</p> <p>・経営力向上計画については、上述のとおり最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが国会附帯決議で求められており、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があることから、国が計画を直接審査・認定することが適当である。</p>	<p>本提案の主旨は、中小企業等経営強化法の現行の運用スキームを前提としつつ、中小企業等が、地域の特性にも配慮された事業分野別指針を参照しながら経営力向上計画を策定できるようにすることにより、地域の中小企業等の経営力向上につなげようとするもの。</p> <p>また、制度開始5年経過後も未だに事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、関西経済の強みを伸ばしたり、弱みを補ったりできる事業分野を中心に事業分野別指針を新たに策定し、当該事業者団体、経営革新等支援機関等と協力して当該事業を営む中小企業等に経営力向上計画の策定を促すことにより、本制度を活用する中小企業等の増加を図ることができると考える。なお、事業分野別指針が策定されていない分野でも、基本方針に適合すれば、経営力向上計画の認定は可能であるが、中小企業等の経営力を向上させ更なる成長を促すという目的を達成するためには、事業分野に特化した指針に照らして適切な経営力向上計画を作成し、実行することが、より効果的であると認識している。</p> <p>権限移譲後は、国会附帯決議に鑑み、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供しつづけられるよう、国において現に行われている関係府省間及び各府省の本府省・地方支分部局間の連携と同様に、関西の中小企業等の生産性向上に関する最新の取組事例等の一次情報、関西地域の事業環境の変化等を速やかに把握して国と情報共有するとともに、国から他地域の一次情報、全国的な政策状況の変化等の情報提供を受けるなど、国との積極的な連携に努めていく。</p> <p>経営力向上計画の審査・認定については、事務を担うために必要となる体制を確保しつつ、当広域連合が事業分野別指針の策定と一体的に運用することにより、関西地域におけるPDCAサイクルの実効性を確立できる。あわせて、上記の国との情報共有により、関西地域のためのみならず、全国の中小企業等の経営力向上への寄与に資することも可能。</p> <p>以上を踏まえれば、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定等に関する事務・権限を当広域連合に移譲することにより、中小企業者等の更なる経営力向上に向け、地域での一体的・総合的な対応が図られ、「中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資する」(同法第1条)ことのできるものと考えており、是非とも前向きにご検討いただきたい。</p>	—	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
88	関西広域連合	女性活躍推進法における一般事業主行動計画に係る状況把握事項及び定量的な目標設定事項について地域の特性を踏まえた設定を可能とすること等	一般事業主が作成する女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画について、状況把握事項及び定量的な目標設定事項を条例などで定めることができるようにすることにより、地域の特性を踏まえた当該事項の設定を可能とするとともに、優れた取組を行う一般事業主の認定等に関する権限を広域連合に移譲することを求める。	全国的に女性の就業率は上昇傾向にあるものの、関西における女性の就業率は全国平均を下回り、東京圏への人口移動が続いている現況において、女性活躍推進法に基づき一般事業主が策定する一般事業主行動計画の実効性を高める必要があるが、同計画策定指針並びに同計画において達成しようとする「女性の職業生活における活躍に関する状況」に関する把握事項及び定量的な目標設定事項については、国が厚生労働省令及び事業主行動計画策定指針で全国一律に策定している。一方、各職種の割合(関西においては建設業、製造業、運搬業等が多い)や、女性の職業生活における活躍に関する状況(女性の管理職に占める割合等)は地域により異なっているが、現行上、地方がこれらの特性を考慮した目標事項を設定することができず、地方の人材の受け皿となる中小企業等における女性活躍の推進が効果的に図られていない。なお、都道府県が推進計画を策定する仕組みもあるが、これは都道府県の女性活躍の推進に関する施策についての計画であり、一般事業主行動計画の内容を規定するものではない。また、関係機関により構成される協議会の枠組みもあるが、あくまで情報を共有し協議する機関であり、一般事業主行動計画策定指針の策定や優れた取組を行う一般事業主の認定に関する権限がない。都道府県ではなく当広域連合に権限移譲を求めることについては、関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、東京圏に次ぐ大都市圏であり、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている関西圏を包含し、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通で目標事項を設定することが可能であり、権限移譲の受け皿として適切である。あわせて、優れた取組を行う一般事業主の認定等を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。	「女性の職業生活における活躍に関する状況」に関する把握事項等を条例などで定めることができるようにするとともに、優れた取組を行う一般事業主の認定権限等を広域連合に移譲することにより、全国一律ではなく、地域の特性を踏まえた目標事項を含めた一般事業主行動計画の策定が可能となることから、地域における女性の活躍を効果的に促すことが可能となり、地方への人材の定着も見込まれる。	内閣府、厚生労働省	-	-
89	岸和田市	代理申請等が困難な者に対する個人番号カード交付に係る対応方法及び判断基準の明確化	来庁ができず代理人の指定もできない者、認知症や障害等により暗証番号の設定をはじめ意思表示ができない者に対する個人番号カード交付に係る対応方法・判断基準の明確化。 このうち意思表示ができない者に関しては、例えば、認知症や一定の要介護認定を受けた者等については、カードの代理申請、電子証明書を含めた暗証番号の設定及び受取ができるような制度改正をしていただきたい。	個人番号カードの交付には本人もしくは本人の指定する者が出頭のうえ暗証番号を設定することが必要であり、またカードの利活用には電子証明書の発行が必須である。しかし、身体が不自由で出頭できず、かつ身寄りないため代理出頭を指定する者がいない者や暗証番号の設定等の意思を示すことができない者に対して交付する方法がないという問題がある。 代理出頭を指定する者がいない者に対する交付に関しては、政府が掲げる「令和4年度末にほとんどの住民がカードを所持する」という計画を踏まえると、本人の居所へ訪問し本人確認を行うといった対応は、現実的でなく実施は困難という現状がある。 意思表示をできない者に対する交付に関しては、国からは、認知症の方等の交付申請の意思の有効性を判断する一律の基準はなく、市町村において交付すべきか否かを判断していただく、といった内容が示されているのみである。また、認知症や障害はあるが成年被後見人に至らないケースが数多く存在し、家族もしくは親族等が代理で申請したが、暗証番号を自身で設定できないため結果的に交付できないケースが発生している。	現行では申請さえできない者、カードが発行されているにもかかわらず交付できない者に対して一定の救済措置につながることとなり、トラブルも減少する。	総務省	旭川市、中標津町、多賀城市、秋田市、東海村、桐生市、相模原市、横須賀市、山梨県、長野県、中野市、高山市、豊橋市、田原市、枚方市、宇和島市、高知県、大牟田市、志免町、大村市、熊本市、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、沖縄県	○当市においても、認知症や療育手帳保持者などマイナンバーカードの申請意思が確認できないが、成年被後見人ではない方の対応に苦慮している。国はマイナンバーカードを申請することばかり宣伝しているが、本人の意思が必要だということが最初に周知されないため、家族等が申請した場合、いざ交付の段階になって「そんなことは聞いていない、受け取れないなら最初から手間をかけて申請しなかった。」と言われることが多々ある。また、代理交付にしても、障害の程度など明確な基準がないため、その都度担当の判断となっており、事務の煩雑や地域間の不公平につながっていると感じる。 ○令和2年12月28日付で総務省自治行政局長より通知の『個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について(通知)』により交付に関し緩和されていますが、交付困難なケースもまだあります。本人確認は厳格に保持しながら交付基準が明確に判断できる方法等が示される事は必要と考えます。 ○現行制度では、意思表示ができない者のマイナンバーカードや電子証明書の手続きを代理人が行いやすくしてしまうことは、悪用の危険性があるのではないかとと思われる。しかし、代理交付に対する判断基準が明確ではないことから、申請者との間でトラブルになることも少なくなく、市町村によって取扱いに差異が生じている状況と思われる。例えば、身体障害者であれば何の障害で、何級からが該当するであるとか、精神や知的障害者は来庁困難には該当しない等の基準を国に示していただきたい。 ○同様の事例は、当県市町村においても生じており、市町村により、認知症や精神障害等、意思表示ができない者に対する個人番号カード交付に係る対応方法・判断は異なっている。認知症や精神障害を患う者の親族および扶養者への説明に苦慮している市町村もあり、マイナンバーカードに係る住民サービスを受けられないことになると、平等性を保てない恐れがあることから、統一的な基準等は必要であると考え。 ○出頭が困難である理由を証明できない場合は、職員の訪問による状況確認等による運用で対応しているが、より一層の判断基準の明確化を求めたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>○一般事業主行動計画に係る状況把握事項及び目標設定事項の設定及び事業主行動計画策定指針の策定について 女性活躍推進法(以下「法」という。)において、一般事業主行動計画(以下「計画」という。)の策定における状況把握・目標設定に係る法規制は、各事業主が自社の女性活躍に関する状況に応じて目標を設定し、課題に取り組んでいくという仕組みであるが、これは、事業主の負担を考慮しつつ、事業主に業種等により多様なそれぞれの状況を把握し、課題分析の結果を踏まえ各社の課題の解決を図るために相応しい目標を設定してもらうことを両立するためのものであり、上乘せ規制を認めることは適当でなく、また、当該義務の履行に係る留意点等を定める事業主行動計画策定指針として別の内容を地方独自に定めることも適当でない。なお、現在、状況把握項目として、4の基礎項目及び20の選択把握項目を設けており、各業種の特性を勘案した状況把握項目及び目標設定項目を設定することは十分に可能である。</p> <p>なお、都道府県推進計画等に地域の特色を踏まえた目標を定めることや、協議会において地域の目標を示すことにより、前述の法規制の範囲内で、地域として事業主に働きかけることは可能であると考えられる。また、法律上に規定があるのは都道府県・市町村であるが、広域連合が自主的に計画を立てる等の対応も妨げるものではない。</p> <p>○一般事業主の認定について えるほしの認定制度は、行動計画を策定した事業主が、女性の活躍推進に関する取組を進めるためのインセンティブとして、取組の実施により一定水準以上の成果を上げた場合に行政庁による認定及びマークの付与(表示独占)を与えるもの。統一的な基準で評価することにより、求職者や取引先等に対して、女性の活躍推進に関する取組の状況が優良であることを明確化し、認定を受けた企業における優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる制度であるため、国が全国統一の基準で認定を行う必要がある。</p> <p>また、現在も、えるほしとは別に、都道府県が独自の取組として地域の特色を踏まえた認定基準を設け、女性活躍を推進することは可能であり、広域連合が同様に独自の取組を行うことも可能である。例えば、現在も岩手県や山梨県で独自の認定制度を設けている例がある。</p>	<p>本提案の主旨は、女性活躍推進法の現行の運用スキームを前提としつつ、一般事業主による一般事業主行動計画の策定に当たっては、地域の特性に配慮された状況把握事項及び目標設定事項を選択肢に加えることを可能にしようとするものであり、事業主に過重な負担を強いることを意図するものではない。事業主行動計画策定指針の策定についても、国が定めた指針に準拠しつつ、選択肢に加えた事項に関する留意点等を定めることを想定している。</p> <p>この一般事業主行動計画の策定は、都道府県推進計画、協議会等による働きかけと異なり、法令に基づく策定義務又は策定努力義務を伴う政策手段である。女性の就業率が現に低い地域において、この政策手段を活用し、主体的に状況把握事項を追加して一般事業主行動計画の策定を促進することは、同法の趣旨である女性活躍の迅速かつ重点的な推進に資するものと考えられる。</p> <p>一般事業主の認定については、事務を担うために必要となる体制を確保しつつ、当広域連合が事業主行動計画策定指針の策定と一体的に運用することにより、関西地域におけるPDCAサイクルの実効性を確立できるものと考えられる。この認定基準に関しては国の取扱いに準拠することを事業主に想定しているが、当広域連合で状況把握事項を追加する場合に、当該事項を認定基準に含めるか否かについては、その都度国と協議していきたい。</p> <p>一般事業主行動計画に係る状況把握事項及び定量的な目標設定事項について地域の特性を踏まえた設定を可能とするとともに、一般事業主の認定等に関する権限を当広域連合に移譲することにより、地域における女性活躍を効果的に推進できるものと考えており、是非とも前向きにご検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>マイナンバーカードの交付にあたっては、不正取得等を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て交付することを原則としているが、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、例外的に代理交付も認めているところ。</p> <p>また、認知症や障害のある方については、申請者の御事情に応じて状況は様々であると考えられることから一律に判断基準をお示しすることは困難であるが、知的・発達障害者に対してマイナンバーカードを交付する際の留意事項について(令和3年6月30日総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室事務連絡)において、交付申請者が保佐開始又は補助開始の審判を受けていること(すなわち被保佐人又は被補助人であること)が確認された場合等における対応方法についてお示ししているところである。</p> <p>電子証明書の暗証番号については、マイナンバーカードを本人確認書類として対面で利用する場合は、暗証番号のみならず、券面や写真の確認を必ず行うのに対し、電子申請等において電子証明書を利用する場合は、暗証番号のみで本人確認を行うことになるため、公的個人認証サービスの信頼性を維持する観点から、代理人による電子証明書の暗証番号の設定を認めることは適当ではない。</p> <p>ただし、暗証番号の設定が困難な利用者に対してはタッチパネルの操作を支援し、やむを得ない場合は代行することは差し支えないと考えている。</p>	<p>認知症等で意思表示ができない者等の多数は法定後見制度を未利用である。</p> <p>令和3年6月30日付総務省マイナンバー制度支援室事務連絡では、「3(略)交付申請者自身で暗証番号を設定することが困難と認められる場合は、介助者がその支援を行うことも差し支えない」とあり、一次回答では「設定が困難な利用者に対して、タッチパネルの操作を支援し、やむを得ない場合は代行することは差し支えない」とあるが、「支援」「代行」に「暗証番号の考察、決定、意思表示」が含まれるかどうか、また、支援の具体的な内容をご教示いただきたい。</p> <p>本市としては、すべての住民がマイナンバーカードを所持するためには「保佐開始または補助開始の審判を受けておらず、支援を経てもなお、暗証番号を自身で考察・決定し、意思表示することができない者」の存在を前提として、そのような住民もカードを受け取れる仕組みが必要と考える。</p> <p>そのために、市町村により判断基準に差異が生じることのないよう、「保佐開始または補助開始の審判を受けておらず、事例で示す支援を経てもなお、暗証番号を自身で考察・決定し、意思表示することができない者」に対してもスムーズに交付できる仕組み・手続きをお示しいただきたい。</p> <p>なお、示すことが不可能である場合は、「『支援』には暗証番号を代理で考察し決定し設定することは含まれないこと」及び「マイナンバーカードを交付することはできない具体的なケース」を明確に示されたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
90	長崎市	電子化文書の原本性の担保に係る法整備等	電子化した行政文書の原本性を担保できる法整備又は技術的指針等の策定を求めるもの。	行政事務のデジタル化を進めるにあたって、文書の電子化(取得文書の電子化を含む)の取組みは必須と考えるが、電子化した文書、特に市民等から提出された押印付の文書の電子化(基本的にはスキヤニングのうえPDF化)にあたっては、電子化後のデータの原本性の確保に課題があり、電子化の支障となっている。この点、民間においては、e-文書法、電子帳簿保存法により、領収書等の押印付文書であっても、所定の要件を満たす場合は、原紙を廃棄しても、原本は当該書類を電子化した保存データであることが法令により担保されている。一方で、行政文書の保存に関しては特段の規定がなく、電子文書の原本性を認めた裁判例もない状況では、少なくとも押印のある文書については、後日原本性に係る争訟になった際の証拠書類として裁判所から原本の提出を求められる可能性が否定できず、そのため廃棄できず保存しなければならない状況である。	電子化された行政文書を正本・原本として扱うことで、原紙(押印された申請書等の紙文書)の保管スペースが削減できる。さらに、原本の提出が求められた場合、検索時間が短縮され、行政事務の効率化に資する。	内閣府、総務省	ひたちなか市、前橋市、川崎市、横須賀市、新潟県、富山県、浜松市、豊田市、小牧市、京都市、東大阪市、兵庫県、広島市、防府市、徳島県、徳島市、高松市、宇和島市、熊本市、宮崎県、宮崎市、小林市、沖縄県	<p>○当市では、文書の保管スペースが少なく、スペース確保に苦慮している現状にある。電子化された行政文書を正本・原本として扱うことができれば、原紙を廃棄し、その分保管スペースを削減することができるため、制度改革が必要だと考える。</p> <p>○当市では、現状の運用のままでは、数年後に行政文書の保管スペースが無くなることが予測されることから、文書の電子化の取組は必須であると考えている。</p> <p>○当市においても、公文書の電子化を進めるに当たり原本性の問題が課題となっている。全国的な統一の基準が示されていない中では、相手方の押印や署名等がある紙原本について、電子決裁文書と同一の保存年限を取らざるを得ず、電子決裁文書と別に紙原本を保存することにより書庫の狭あい化を招くなどの課題を抱えている。加えて、内閣府大臣官房公文書管理課から発出された令和3年3月26日付け事務連絡では、「様々なフォーマットで作成された文書の長期的あるいは恒久的な保存方策については、重要な課題であると認識しており、公文書管理委員会で検討していく。」とされており、現段階では、どのフォーマットによる保存が適切であるか等についての具体的な基準が示されるには至っていないところである。当市では、公文書管理にPDF以外の電子文書ハンドリングソフトを利用しているため、今後の現用文書や歴史的公文書等の在り方を検討するに当たっては、「電子化された公文書の保存フォーマット」について、早急に全国的な統一基準を示した上で、その選択肢が無用に狭まることのないよう要望する。</p> <p>○当県では、令和4年4月から公文書管理システムを導入することとしており、庁内意思決定(決裁)の電子化とともに紙文書の電子化を推進したいと考えているが、電子化した行政文書の原本性が担保されていない状況では、紙文書で提出された文書も電子データとともに保存しなければならない。紙文書の電子化の推進に当たり支障になると考える。</p> <p>○紙の行政文書であれば、経年劣化のため永久的保存が不可能であるが、電子化された行政文書であれば、永久的保存が可能となるので、歴史的公文書の保存に資する。</p> <p>○令和3年3月25日付で内閣府大臣官房公文書管理課より、「紙媒体を電子媒体に変換する場合の扱い、行政文書ファイルが紙媒体と電子媒体で混在する場合の管理の手順等」が示されており、電子行政文書化の紙媒体の文書の扱いについても示されている。当市では、国の「書面規制、押印、対面規制の見直し」の動きを踏まえて、押印廃止の取組みを進めており、その1つとして、令和3年3月31日付で公文書管理規程を改正し、紙文書の電子文書化に関する規定を新たに追加したところである。今後、電子文書化した後の紙文書の保管に関する簿冊を新たに設定するとともに、適正な管理に向けて市全体に周知を徹底する必要があると考えている。法令等で押印が必要とされている契約書等の文書の取扱いについては、電子文書化した場合でも原本性確保の観点から、紙文書を保存せざるを得ず、電子文書化への課題と捉えている。また、地方自治体全体の取組を促すためには、「地方公共団地における押印見直しマニュアル」と同様、紙文書の電子文書化に関する指針等の作成も必要である。</p> <p>○電子化後のデータの原本性の確保に課題があり、電子化の支障となっている。</p> <p>○当市においても、書類の保管スペースは年々逼迫してきていることから、電子化した行政文書の原本性に関する技術的指針等が示されることは、問題の解決につながると考えられる。</p> <p>○検索性等の事務効率化を図るための行政事務のデジタル化促進及びひっ迫する文書保存場所の課題解消に当たり、文書の電子化を進めていきたいと考えているが、電子化後のデータの原本性の確保に課題があり、電子文書の原本性が示されない限り紙原本を保存し続けなければならないことから、電子化の支障となっている。</p> <p>○申請書や契約書など押印のある保存すべき文書が大量にあるため、書庫スペースの確保が問題となっている。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【内閣府回答】 民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、「裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。」とされており、訴訟における原本の取扱いに関して、内閣府において法令等により担保することは困難である。 (※電子的管理に関する内閣総理大臣決定に基づき、内閣府が行った通知に沿って適切に媒体変換された行政文書については、行政機関においては、正本として扱ってよく、紙媒体の書面に記載された事項と同一であると推定することになると考えている。) <民事訴訟規則> (文書の提出等の方法) 第百四十三条 文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある謄本でしなければならない。 2 裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。 【総務省回答】 内閣府において法務省その他の関係機関と協議の上、整理していただく必要があるものと考えており、その内容を踏まえ適切に対応してまいりたい。</p>	<p>内閣府の第1次回答において、「民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、『裁判所は、(略)原本の提出を命じ(略)ることができる。』とされており、訴訟における原本の取扱いに関して、内閣府において法令等により担保することは困難である。」とされているが、訴訟においては、押印等がなされた文書(原本)だけでは文書の真正性は担保されないとされており、本市としては、訴訟における原本の取扱いについて法整備を求めているわけではない。 e-文書法及び電子帳簿保存法においては、民間における領収書等の押印付文書について、所定の要件を満たす場合は、紙文書の保存に代えてデータでの保存ができることになっており、データの真正性が担保される。 提案の趣旨としては、地方公共団体が保有する行政文書においても、これと同様に、押印等がなされた文書を電子化するにあたり、電子化後のデータの真正性が担保されるための要件整備を求めているものである。 この点、令和3年3月25日付け内閣府大臣官房公文書管理課通知において、国の行政機関向けには紙媒体を電子媒体に変換する場合の留意点や電子化後の紙媒体の取扱い、さらに押印等がなされた行政文書を電子媒体にする場合の取扱いについても一定程度示されており、基本的には提案内容の趣旨と合致するものだが、地方公共団体向けに、データのフォーマットの指定など、より具体的な要件を定めていただく必要があると考えており、法整備又はマニュアル若しくは技術的な助言などで示していただきたい。</p>	<p>【川崎市】 「内閣府において法令等により担保することは困難である。」との回答であるが、そのような取扱いとなれば、当初記載させていただいた支障事例のとおり原本の保管を行わざるを得なくなり、電子化の推進に支障が出ることとなる。民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、「裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。」と規定されているのであれば「原本の提出」を「原本又は正本の提出」への法改正の働き掛けを含め、改めることを要望する。 【東大阪市】 民事訴訟法施行規則第143条第2項は、民間の文書についても適用されると考えられますが、民間においてはe-文書法、電子帳簿保存法が整備されるのと比較して、行政文書に限り、同様の法令により原本性を担保する整備ができない理由が不明確です。 また、訴訟における原本の取扱いにつき内閣府において法令等により担保することが困難とのことですが、一方で内閣府の通知において行政文書を媒体変換する管理手順を示し、電子化した文書を原本と同一であると推定するとしておられます。推定するとされ、その取扱いに至った見解を示していただきたい。 さらに、地方自治体に対しても技術的助言として基準を示していただくことで、自治体での紙媒体文書の電子化及びその保存について全国的に統一感のある取扱いが可能となり、推定にも一定の効果が見込まれることから、技術的指針の作成等を求めます。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
91	長崎市	障害支援区分の認定調査における面接方法の規制緩和	障害支援区分の認定を行うための、障害者等又は障害児の保護者に対する認定調査について、対面方式の面接に限らず、一定の基準を設けるなどした上でオンライン方式により実施できるよう、コロナ禍における臨時的な規制緩和を求める。 【基準例】 ・面会規制により認定調査ができない施設等の入所者であること ・一定の知見を有する医師・看護師等が認定調査に同席すること ・認定調査員の指示・指導の下、申請者の心身の状況を確認すること ・障害支援区分認定審査会資料にオンラインで調査を実施したことが分かるように記載すること など	障害者総合支援法に基づく、障害支援区分の認定のための認定調査は、市町村職員等の認定調査員が実施することとされており、対面方式による面接で実施される。新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いとして、対面方式による面接が困難な場合について、12ヶ月以内の区分認定の有効期間延長が可能とされているが、新規及び区分変更申請の場合は本人等への面接を実施する必要がある。昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、特に病院や障害者支援施設またはグループホームでは、一般的には厳しい面会規制を設けており、障害支援区分認定調査のための認定調査員による面接に応じてもらえないことがあり、認定調査が実施できなければ支給決定ができないため、申請者の希望に沿った迅速なサービス利用開始ができないことがある。具体例では、更新時期で状態の悪化がみられる障害者のサービス支給量の見直しが必要だったが、施設側の面会規制により対面による認定調査ができなかったことから区分の見直しが行えず、現状の区分により有効期間を12ヶ月延長せざるを得なかった事例があった。また、住民への直接的な支障ではないが、12ヶ月延長により一旦は翌年度に調査及び関連事務を繰越すことができるものの、繰越された年度では元々の見込み量に繰越し分が加わることとなり、認定調査員等の職員体制確保が非常に困難になる。	オンライン方式が可能となった場合は、面会規制を設けている病院や障害者支援施設等に入所する申請者に対して、確実に認定調査を行うことが出来ることから、申請者の希望に沿ったサービスの利用が可能となるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した、安全安心な市民サービスの提供に寄与する。また、調査対象者が暮らす施設等は遠方の場合もあるため、職員の移動時間や事務費の削減効果も考えられる。	厚生労働省	札幌市、苫小牧市、仙台市、水戸市、前橋市、江戸川区、小平市、川崎市、相模原市、長野県、佐久市、三島市、豊田市、西尾市、小牧市、稲沢市、京都市、寝屋川市、岡山県、広島市、徳島市、松山市、高知県、五島市、熊本市、宮崎市、延岡市、小林市	<p>○認定調査は、対面方式にて実施しているところであるが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により訪問調査への対応が困難な事例があった。当市は離島であることで、居住地特例などに伴う、島外での訪問調査を行わなければならない場合が多い。医療体制が脆弱な当市にとっては、島外からのウイルスの持ち込みが島内での感染拡大に繋がりより慎重な行動が求められることから、心的負担が大きい。オンライン調査が可能となった場合は、受入施設側、調査職員、双方が安心して調査できるとともに、適切なサービス利用に繋がるものと考えられる。</p> <p>○当市においては、施設側の面会規制により、新規及び区分変更の認定調査が実施できない事例はない。しかし、昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当市の病院や障がい者支援施設またはグループホームでも、一般的には厳しい面会規制を設けている。そのため今後、本人の意向に反し、障がい支援区分認定調査のための認定調査員による面接に応じてもらえないことが想定される。認定調査が実施できなければ支給決定ができないため、申請者の意向に沿った迅速なサービス利用開始ができなくなる。よって、障がい支援区分の認定調査における面接方法の規制緩和は、調査時に本人の生活状況を映像等で確認できることを条件とした上で、必要であると考えられる。また、住民への直接的な支障ではないが、12ヶ月延長により一旦は翌年度に調査及び関連事務を繰越すことができるものの、繰越された年度では元々の見込み量に繰越し分が加わることとなり、認定調査員等の職員体制確保が非常に困難になる。</p> <p>○昨年度新型コロナウイルスの影響により、障害支援区分の更新を迎える方のうち、遠方の施設、病院に入所、入院中の方の認定調査を殆ど実施することができず、区分認定の有効期間を延長せざるを得なかった。認定調査を実施できなかった理由として、緊急事態宣言等により、出張を控えたこと、施設、病院側の面会規制である。今年度に入り、出張が可能となったが、施設によっては引き続き他県からの来所者を受け入れられない施設があり、特に感染者が多い地域からの調査については、施設、病院側も慎重にならざるを得ず、調査する側も感染拡大を懸念しながら実施している。今後も事態が継続するのであれば、臨時的な認定の有効期間延長により、毎年度区分更新を迎える方の数が増えいき、然るべき時期に利用者の状態変化を捉えることができなくなると同時に、在宅利用者の認定調査にも支障をきたす恐れがある。対面での調査が、利用者がおかれている環境、心身の状況を把握するためには有効であることは明白だが、オンライン上で質問に受け答えができる方等、対象を限定してでも、オンラインでの認定調査が可能となれば、適時利用者の状況把握が行え、必要なサービス提供、援護が可能となる。また通常の更新時期に入院入所利用者の認定調査が滞りなく行うことが可能になることから、年間の認定調査スケジュールが立てやすくなり、認定調査全体が円滑に進む。更に平時においても、オンライン形式の認定調査導入は、デジタル社会の推進のためにも必要であり、また、事務の効率化が図られることにより、認定調査員、施設、病院双方の負担軽減にもつながることが考えられる。</p> <p>○当市においても、新型コロナ感染防止の観点から、面会に応じてもらえない事例があり、現状の区分により、有効期間を12か月延長する事例が生じている。そのため、翌年度に繰越し分の認定調査等の事務負担が加わることとなり、認定調査員等の職員体制確保が非常に困難になることが想定される。</p> <p>○新型コロナウイルスの発生に伴い、病院や療養介護施設における対面調査ができない事例が発生している。また、在宅の方でも感染が怖いので家族以外の者と会いたくないといった理由で障害認定調査員の訪問を断られるケースがあった。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いとして、対面方式による面接が困難な場合について、12ヶ月以内の区分認定の有効期間延長が可能とされているが、新規及び区分変更申請の場合は本人等への面接を実施する必要がある。昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、特に病院や障害者支援施設またはグループホームでは、一般的には厳しい面会規制を設けており、障害支援区分認定調査のための認定調査員による面接に応じてもらえないことがあり、認定調査が実施できなければ支給決定ができないため、申請者の希望に沿った迅速なサービス利用開始ができないことがある。具体例では、更新時期で状態の悪化がみられる障害者のサービス支給量の見直しが必要だったが、施設側の面会規制により対面による認定調査ができなかったことから区分の見直しが行えず、現状の区分により有効期間を12ヶ月延長せざるを得なかった事例があった。また、住民への直接的な支障ではないが、12ヶ月延長により一旦は翌年度に調査及び関連事務を繰越すことができるものの、繰越された年度では元々の見込み量に繰越し分が加わることとなり、認定調査員等の職員体制確保が非常に困難になる。</p> <p>○指定発達支援医療機関に入院中の障害児が18歳に到達するため調査が必要だが、当該医療機関では面会を禁止しており、更に調査対象者は意思疎通が難しいという状況においては、対面調査について職員の理解を得ることが難しい。また、理解を得て対面での調査を実施したとしても、万が一調査員がコロナウイルスに感染していた場合に責任を問われることになりかねない。</p> <p>○病院に入院中の者が退院と同時にサービスを利用するために認定調査を必要としているが、病院内で対面調査を行うための条件として抗原検査を事前に行うことを病院から示された。公費あるいは調査対象者の負担によるPCR検査を行うことができなかったため、やむを得ず退院後に調査を行った。本来、延長の取扱いは一時的な措置であったものと考えるが、実際には認定期間の延長の取扱い開始から既に1年以上が経過し再延長・再々延長を行うケースも出てきている。新規・区分変更についてはもとより、更新の場合であっても認定調査を行うことの意義を考慮すると、何度も延長を行うのではなく、たとえオンライン等であったとしても認定調査を行うことが望ましいものと考えられる。</p> <p>○当市においても、コロナウイルス感染症流行のため施設や病院で認定調査を受け入れを停止している結果、区分更新の延長を継続している対象者が多数おり、事務に支障が出ている。御提案のとおり、オンライン方式での認定調査が可能となれば、確実に認定調査が行えることに繋がると考える。また、コロナ禍終了後も、遠隔地の施設等の認定調査については恒常的にオンライン方式での調査を認めてもらえると、移動時間や事務費の軽減が図れると考える。</p> <p>○調査対象者が暮らす施設等が遠方の場合もあり、調査のための職員の移動時間や事務費が当市においても課題となっている。</p> <p>○当県は、県独自の感染防止対策として、障がい者施設等の面会制限を県民に要請することがあるため、当県においても提案自治体と同様の相談が複数寄せられており、現状の区分のまま12か月延長するよりも、オンライン面談により利用者の現状に合わせた区分に見直すことの方が、より適切なサービス提供につながると考えられる。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>障害支援区分の認定に係る調査は、現在、調査対象者の心身の状況について認定調査員により対面で調査を行うこととしている。この調査をオンラインで行うことについては、オンラインで調査対象者の心身の状況を確認することとした場合の障害特性や個性に応じた対応の可否や、調査の安全性の観点等を踏まえた上で、どのような方策が可能か検討する。</p>	<p>対面による障害支援区分認定調査(以下「認定調査」という。)ができない状況では、速やかにサービス提供を行う必要がある新規申請対象者に対して遅延が生じるとともに、更新申請においては代替措置として障害支援区分の有効期間を最大12ヶ月間延長することが認められているものの、再延長、再々延長となると対象者の心身状態に大きな変化が起こり得る可能性があり、本来、必要とするサービスを提供できないまま数年間を過ぎざるを得ない事態が想定される。令和3年1月29日付厚生労働省老健局老人保健課からの通知により、介護保険法に基づく要介護認定においては、臨時的措置として医師や看護師等が調査へ同席するなど、一定の条件に基づきオンライン調査が認められており、既に当市の介護保険担当部署では問題なく実施している。障害者に対しても、障害の特性や疾病の状況など個別性に配慮した認定調査を行う必要があり、調査の項目によっては実際に体の部位を動かす行為を行ってもらうなど安全性にも配慮が必要となるため、要介護認定の場合と同様に施設の医師や看護師、ヘルパー等がオンラインによる認定調査に同席することで、対面による認定調査と遜色ない十分な安全性が確保できると考えている。新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない中で、障害特性等に配慮した適切なサービス提供を速やかに行うために臨時的な措置として規制緩和を求めているものであり、早急な検討をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 障害支援区分の認定調査における面接方法については、オンライン方式を可能とするなど規制を緩和すること。 なお、障害者総合支援法に基づく申請及び調査方法については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
92	愛知県	「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)」で実施する事業のうち、都道府県負担のない「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」、「認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援」、「認定こども園等への円滑な移行のための準備支援」及び「園務改善のためのICT化支援」を国から事業者への直接補助とすること。 ※都道府県における予算計上手続きを不要とすることを求める提案であって、窓口機能は引き続き都道府県が担うことを想定しており、都道府県の関与なく事業を実施することを要望するものではない。	「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)」で実施する事業のうち、都道府県負担のない「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」、「認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援」、「認定こども園等への円滑な移行のための準備支援」及び「園務改善のためのICT化支援」を国から事業者への直接補助とすること。 ※都道府県における予算計上手続きを不要とすることを求める提案であって、窓口機能は引き続き都道府県が担うことを想定しており、都道府県の関与なく事業を実施することを要望するものではない。	教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)交付要綱第3条第1項において、交付対象は「認定こども園等における教育支援体制を整備する事業を都道府県が実施するために必要な経費」と定められており、都道府県を通じて事業者に補助する仕組みとなっている。上記のことから、都道府県は事業者から交付金の活用希望を把握した上で必要と見込まれる額を当初予算に計上しているが、都道府県の負担を要しないものであるため、都道府県での予算計上の必要性が乏しい一方で、事務作業の負担が大きい。 また現行制度では、仮に各事業者からの申請額が予算額を上回った場合には年度途中で補正予算の計上が必要となり、さらに事務手続きが嵩むだけでなく、事業者への承認の遅れにつながり、本事業を活用した施設等の環境整備等が滞るおそれがある。	都道府県における事務手続きが軽減されるほか、都道府県の予算規模や予算編製のタイミングにかかわらず、事業者に対し必要な補助を行うことが可能となり、事業者としても本事業を活用した円滑な環境整備等が可能となる。	文部科学省	富山県、長野県、大阪府、高知県、長崎県、鹿児島県	-
94	愛知県	下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知の手續に関し、運用上、地方公共団体が作成し、国土交通大臣に提出している書類について簡素化を求める。	下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知の手續に関し、運用上、地方公共団体が作成し、国土交通大臣に提出している書類について簡素化を求める。	下水道に関する事業計画の策定又は変更の際には下水道管理者は国土交通大臣に協議又は届出をしなければならない。このとき、国土交通大臣は、原則として環境大臣に意見聴取又は通知をすることとなるが、そのために必要な資料については、運用上、下水道管理者である地方公共団体に作成が求められているのが実情である。 特に、「事業計画の内容資料」、「終末処理場におけるし尿投入計画表」及び「し尿処理及び汚泥処分全体計画表」は、国土交通大臣との協議で必要とされていないにもかかわらず、地方公共団体に作成が求められており、事務負担が発生している。 なお、上記資料を意見聴取において不要としなければ、実質的に地方公共団体に資料の作成が求められる現状は変わらないと思われるため、意見聴取に必要な書類自体を簡素化する必要があるものと考えられる。	下水道に関する事業計画の策定・変更の手續の簡素化により、地方公共団体の事務負担の軽減及び行政の効率化に資する。	国土交通省、環境省	仙台市、茨城県、千葉県、浜松市、名古屋市、田原市、徳島県、熊本市、沖縄県	○環境大臣への意見聴取及び通知の手續に必要な資料については、「下水道」に関する記載事項は少なく、特に「し尿処理」に関する記載内容が大半のため、各自治体のし尿処理担当部局との記載内容に関する調整に事務負担が生じることから、可能な範囲で簡素化を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>教育支援体制整備事業費交付金は、認定こども園の設置の促進を目的とし、都道府県が主体となって実施する事業に対しその経費の一部を補助することを前提としており、都道府県負担の有無に関わらず国から事業者への直接補助とすることは困難である。なお、昨年度については、新型コロナウイルス感染症への対応のため、緊急やむを得ないタイミングでの要綱改正となったところであるが、今後は要綱改正など、都道府県の予算措置に関わる情報について可能な限り早期かつ正確に示すなど、円滑な事業執行に向けて対応していきたい。</p>	<p>今回の提案は、県が窓口機能を引き続き行うことを前提に、予算の一部を直接補助化することを求めるものである。「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)」で実施する事業のうち、都道府県の負担のない「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」等、4つの事業については、国から都道府県に交付される予算を、都道府県を通じ事業者へ補助するスキームとなっているが、都道府県が一旦予算計上をする理由が乏しいため、都道府県を通さず国から事業者への直接補助とすることを検討いただきたい。一方、都道府県が経費の一部を補助する事業については、制度の変更を求めるものではない。「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)」として一括りであるものの、内訳の事業はそれぞれ独立しているため、直接補助と都道府県を通じた補助が混在することに問題はないと考える。</p> <p>さらに、管内の認定こども園及び幼稚園に対する窓口機能は引き続き都道府県が行うことを鑑みると、事務負担の面で、国から事業者への直接補助化が実現困難であるとは思われない。</p> <p>なお、要綱改正等の早期提示は、ぜひ取り組んでいただきたいが、その場合であっても、現行のスキームのままでは都道府県における所要額の予算措置が必要であることに変わりはなく、議会日程等の関係から円滑な事業執行への抜本的な解決とはならないと考える。</p> <p>文部科学省が所管する私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)では既に、都道府県は窓口として残しつつ、学校法人に対して国から直接補助するスキームが整っているが、教育支援体制整備事業費交付金においても同様の手法が取れないか。</p>	—	<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。</p>
<p>環境大臣への意見聴取では、保健衛生上の観点から、し尿等の処理状況、産業廃棄物たる下水汚泥の処理状況、下水道の普及に伴う浄化槽の整備状況の3点について主に確認を行っており、これらの確認事項は国土交通大臣との協議で求めている資料のみでは確認できない。</p> <p>下水道事業計画の変更は、し尿の処理にも影響を及ぼすと考えられ、下水道部局とし尿処理担当部局の調整は必要なものと認識しているが、意見聴取及び通知に必要としている資料の内容の簡素化については検討を進めてまいりたい。</p>	<p>保健衛生上の観点からするし尿の処理状況の確認は、下水道へ接続されるまでの間に、し尿処理施設に改築工事があると浄化センターで本来処理すべき能力分もし尿処理施設で余分に改築するおそれがあり、その重複投資を避けることを目的としていると考えられる。現状、し尿処理施設の改築の有無に関係なく同一の資料を作成しているが、改築の有無により資料を分け、改築がない場合は一部の資料を省略するなど、地方公共団体の負担が軽減されるよう、事務の簡素化等を検討して頂きたい。</p> <p>また、流域別下水道整備総合計画が定められている地域における下水道事業計画策定の場合、国土交通大臣は環境大臣の意見を聴取する必要はなく通知にとどまる。現状、通知の際にも意見聴取の際と同一の資料を作成しているが、地方公共団体から環境大臣に意見を聴取するものではなくかつ本来国土交通省において行う通知であるため、地方公共団体においての資料作成を不要とすることを検討して頂きたい。</p>	—	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
95	愛知県、標津町	国土利用計画法に基づく土地売買等届出制度における届出書類の簡素化	国土利用計画法第23条に基づく土地売買等届出について、地方公共団体及び届出者双方の事務負担軽減の観点から、「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については提出を不要とすることを求める。 また、土地売買等届出書の記載事項のうち、「土地に関する事項」については「契約書のとおり」のみ記載し、具体的な内容の記載の省略を可能にし、一団の土地において複数の契約を締結した場合に記載内容が重複する場合には、「契約書1～〇のとおり」等として届出書を一葉にまとめることを可能とすることを求める。	国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地売買等届出書については、複数の図面を提出することや、契約書の写しに記載された内容と同じ内容を届出書に記載すること、一団の土地の場合について契約書ごとの届出書の作成等が求められている。「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については、「縮尺五千分の一以上の図面」や「土地の形状を明らかにした図面」等の他の書類により内容が確認できるため特段必要としておらず、また提出漏れがあった場合には、書類の督促といった事務負担が生じている。また、契約書と同じ内容が届出書に記載されることにより、突合作業や、契約書と届出書の内容に齟齬がある場合には、契約書の内容に即した記載を行うよう指導する等の事務負担が発生している。さらに、一団の土地の売買等の際、記載内容や用意する書類の簡素化を図ることで、複数案件の処理にかかる負担の軽減効果が見込まれる。総じて、必要以上の書類提出が求められ、そのことが届出遅延の要因にもなっており、当県では令和2年において1,518件のうち約2割が遅延となっている状況で、遅延違反者に対する注意喚起の事務が生じている。このように地方公共団体及び届出者双方に負担が生じていることから、書類の簡素化を求めたい。なお、一部県内外の市町村からも、同様の問題意識があると聞いている。	国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地売買等届出書の簡素化を図ることで、地方公共団体の事務負担が軽減されるとともに本来の制度趣旨である土地の利用目的の審査に注力することができる。また、事務処理期間の短縮化や届出者に必要以上の書類等を求めないことにより、届出遅延となる案件の減少が期待され、地方公共団体及び届出者の事務負担の事務負担が軽減される。	国土交通省	川崎市、上越市、石川県、山梨県、長野県、掛川市、半田市、小牧市、亀山市、城陽市、長岡京市、生駒市、広島市、徳島県、徳島市、松山市、今治市、高知市、大村市、宇土市	○「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については、他の添付書類が揃っているのであれば位置を特定できるため、提出を不要とすることに賛同いたします。 また、土地売買等届出書の記載事項のうち、「土地に関する事項」について「契約書のとおり」と記載すること及び記載内容が重複する場合に届出書を一葉にまとめることを可能にすることについては、ほとんどの申請において補正が必要となっていることから、事務負担軽減の効果が期待できるため賛同いたします。 ○当県においても、書類不備による督促や一団の土地の場合について契約書ごとに届出書を作成することに伴う事務負担が生じているため、書類の簡素化を図るなど、現行制度を見直してほしい。 ○当県においても、届出遅延が一定割合生じており、地方公共団体及び届出者の負担軽減につながる本提案に賛同したい。 ○当市においても、提出書類不備等による書類の督促といった事務負担が生じている。 ○届出書と契約書の相違に伴い届出書の訂正を申請者に求めたが、なかなか行えなかったため(遠隔地、忙しい等)、届出から3週間以内の回答に時間的余裕がない状況となった。届出書の添付書類や記載内容の簡素化は必要と考える。 ○具体的な支障事例と同様で、契約書と届出書に齟齬がある場合、再度内容確認を行うため、書類審査の処理遅延や事務処理負担が増大している。 ○当市においても、一団の土地において複数の契約を締結した届出があるが、契約毎の届出書作成を求めており、当市及び届出者双方に相当量の事務負担が生じている。 そのため、一団の土地に関する複数契約の届出書の簡素化の必要性はあると考える。 但し、一団の土地における複数契約の届出の簡素化は、届出期限についてもまとめるという誤解を生じさせかねないため、各契約が届出期限(14日以内)を経過しないよう併せて周知することも必要であると考え。 ○国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地売買届出書については、記載事項が多岐にわたること等から、記載内容の確認や届出者への修正指示等、過大な事務負担が生じている。
96	群馬県、茨城県、新潟県、長野県	土地改良事業関係補助事業における繰越分及び国庫債務負担行為分に係る事業完了後の実績報告書の提出期限の見直し	全額概算払いを受けた土地改良事業関係補助事業の繰越分及び国庫債務負担行為分に係る補助事業完了後の実績報告書の提出期限について、交付規則及び交付要綱に基づき、通常分と同様に6月10日とするよう見直しを求める。	土地改良事業関係補助事業に係る実績報告書(繰越分、国庫債務負担行為分)の提出期限について、交付規則及び交付要綱上、全額概算払の場合は6月10日となっているにもかかわらず、地方農政局から示されている「補助金交付事務必携(農業農村整備事業等)」では翌年度の4月10日とされている。そのため、年度末に事業が完了した場合は短期間で実績報告書を作成する必要があり、特にここ数年は、年末に編成される国の補正予算を活用しての事業件数が多く、国の補正予算については全地区繰越をして事業を実施しているため、事業完了が翌年度の年度末となるといったことから、4月10日までに実績報告書を提出するには、非常に短期間での処理を求められており、過度な負担が生じている。	全額概算払いの場合は、実績報告書の提出段階において額に大きな変動もなく、精算の結果返納等が生じることもないことから、実績報告書の提出期限を6月10日にしたとしても特段問題もなく、逆に6月10日までとすることで、その他の事務に対応することが可能となり、都道府県の事務負担を軽減できる。	農林水産省	富山県、大阪府、延岡市	○年末に編成される国の補正予算を活用した事業が多く、また、国の補正予算については全地区繰越している。多くの事業完了が翌年度の年度末となることから、4月10日までに実績報告書を提出することは非常に短期間での処理となり、また定期異動時期と重なることから過度な負担が生じている。
97	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、川崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、神流町、下仁田町、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、邑楽町	予防接種を行う医師についての公告の廃止	予防接種法施行令第4条を改正し、予防接種を行う医師の氏名等の公告を廃止すること	市町村長等が行う予防接種について、協力する旨を承諾した医師が予防接種を行う場合、当該予防接種を行う医師について、その氏名及び予防接種を行う主たる場所を公告するものとされており(予防接種法施行令第4条第1項)、また、公告した事項に変更等があった場合は速やかにその旨を公告しなければならない(同条第2項)とされている。しかし、病院の人事異動等により予防接種を行う医師は頻りに変わるため、予防接種を行う医師に係る公告の事務について、手間が生じている。また、医師の氏名の公告は、必ずしもリアルタイムで更新できるものではないため(医療機関→市町村→県という流れで公告依頼が来るためタイムラグが生まれる)、古い情報が被接種者に伝わり混乱を招くおそれがある。以上を踏まえ、施行令第4条に基づく予防接種を行う医師の氏名等の公告を廃止することにより、事務負担を軽減いただきたい。なお、被接種者にとっては、施行令第5条及び第6条により、どこの医療機関で予防接種を受けられるかが分かれば十分であり、医師の氏名を公告する意義は乏しく、仮に医師の氏名等の公告を廃止しても、被接種者に支障は生じないと考える。	都道府県、市町村及び医療機関の事務負担を軽減できる。	厚生労働省	札幌市、旭川市、神奈川県、川崎市、京都市、八尾市、高松市、宇和島市、高知県、福岡県、大村市、熊本市	○被接種者にとっては、どこの医療機関で予防接種を受けられるかが分かれば十分であり、医師の氏名を公告する意義は乏しく、仮に医師の氏名等の公告を廃止しても、被接種者に支障は生じないと考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」は、届出に係る土地の全体の位置を確認するとともに、土地の利用目的が土地利用基本計画(縮尺五万分の一の地形図上で記したもの)等に適合していることを求めており、利用目的審査を円滑に実施するために必要です。</p> <p>また、「土地に関する事項」は、契約書の記載事項と内容を確認するとともに、都道府県等の利用目的審査を円滑に実施するため、土地売買等届出書に簡潔に記載していただくことが望ましいと考えております。</p> <p>さらに、一団の土地において複数の契約を締結した場合には、ご提案の趣旨を踏まえ、届出書を一葉にまとめることで、事務を担っている地方公共団体に周知します。</p>	<p>「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については、他の添付書類が揃っているのであれば位置は特定可能である。当県ではGISにて土地利用基本計画にかかる各地域及び個別法の各規制地域を地図に落とし込んでおり、そちらで確認できるため、特段「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」は必要としていないことから見直しを検討していただきたい。</p> <p>また、「土地に関する事項」の簡潔に記載することが利用目的審査を円滑に進めるうえで望ましいとのことではあるが、届出書本書への記載の有無に関係なく、当然、契約書の確認は行っており、かつ契約書に記載すべき事項と考えられるため、あえて届出書本書への転記を求めることで、届出書と契約書の記載内容に齟齬がないかの確認及び書類不備への指摘という別の事務負担が生じている。</p> <p>以上のことから、届出書へ記載を求めることが円滑な利用目的審査の実施には繋がっておらず逆に阻害していることから見直しを検討していただきたい。</p> <p>なお、一団の土地における複数契約を一葉にまとめることへの御理解については感謝申し上げます。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>補助金に係る実績報告書の提出については、補助金適正化法第14条及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)に基づき、補助事業等の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金等の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出することとしているが、全額前金払又は概算払をした場合については、補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の6月10日までとしている。</p> <p>このため、提案のあった支障事例において、予算を翌年度に繰越し、予算成立年度の翌年度に交付決定を行った上で、全額前金払または概算払を行った事業については、実績報告書の提出は6月10日までとして差し支えない。</p> <p>なお、一部の地方農政局において事業者に対し、繰越事業について予算成立年度の翌年度に交付決定を行っていたものも含めすべからず4月10日までに実績報告書の提出を求めるといった指導を行っていたことが判明したため、今回の提案を踏まえ、地方農政局で作成した「補助金交付事務必携(農業農村整備事業等)」については、上記法令等にのっとりわかりやすく注釈を追加することとし、併せて実績報告書の提出時期について改めて関係者へ周知することとしたい。</p>	<p>予算成立年度の翌年度に交付決定が行われた事業についてはお示しいただいているが、予算成立年度に交付決定が行われ、予算成立年度の翌年度末に完了した事業についても、全額概算払した場合は実績報告書の提出期限を6月10日としてもよいのか。</p> <p>農政局からは6月10日ではなく4月10日を提出期限にされていることから、同じ全額概算払であるにもかかわらず報告期日が違うことで、都道府県の事務に負担が生じており、予算成立年度に交付決定が行われ、予算成立年度の翌年度末に完了した事業についても、実績報告書の提出期限を6月10日としていただき、令和2年度予算分から適用していただきたい。</p> <p>また、土地改良事業関係補助金交付要綱に基づく事業だけでなく、他の補助金交付要綱に基づく補助事業(土地改良関係施設補助金、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金、農地耕作条件改善事業交付金、農地防災事業等補助金、農地等に係る災害復旧事業費補助金等)についても提出期限を6月10日としていただき、併せて実績報告書の提出期限を改めて周知していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは同条第3項に基づく予防接種は、市町村長または都道府県知事(以下「市町村長等」という。)が行うものであるが、接種の実施に当たり、予防接種法施行令第4条第1項に基づき、市町村長等の要請に応じて予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うことも可能となっており、その場合は、当該医師の氏名等について公告することとされている。</p> <p>被接種者にとっては、本公告が、法令に基づき、実施主体である市町村長等から適切に要請され承諾のあった医師であることの確認を行う唯一の方法であるとともに、同一医療機関に複数の医師がいる場合等において、承諾した医師のみが接種を行うことを公にすることから、予防接種法施行令第4条第1項に基づく医師の氏名等の公告は必要である。</p> <p>なお、予防接種法第5条第1項に基づく定期接種は実施主体が市町村長となることから、公告も市町村長が行うこととなるため、都道府県知事による公告は不要である。</p>	<p>被接種者の立場に立って考えると、どこで予防接種を受けられるのか、という場所さえ分かれば、当然に適切に市町村等から要請され承諾のあった医師(以下、「承諾医師」という。)から予防接種を受けられるものと思われるので、場所が分かれば十分であり、医師の氏名の公告により被接種者が大きな利益を享受するとは考えがたい。</p> <p>また、承諾医師による予防接種を徹底するのであれば、被接種者に承諾医師の確認を委ねるのではなく、承諾医師及びその属する医療機関に対し、「承諾医師による接種」を行うよう注意喚起すれば足りる。</p> <p>さらに、医師の氏名を公告することにより被接種者が受ける利益よりも、氏名の公告が必ずしもリアルタイムで更新できるものではないことから、被接種者に古い情報が伝わるおそれがあるという不利益の方が大きいと思われる。</p> <p>公告に係る自治体職員の事務負担と被接種者が受ける利益の均衡が取れているとは言えず、業務効率化・自治体職員の負担軽減の観点から医師の氏名等の公告の廃止について柔軟に御検討願いたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 予防接種を行う医師の氏名等の公告については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
98	群馬県、福島県、茨城県 【重点18】	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	大気汚染防止法等でも、自主測定実施の義務づけはあるが、本法のみ結果の報告義務があり、事業者の負担となっている。都道府県にて集計及び公表することは形式的な事務に留まり、関与する実益が無く、自主測定結果の取りまとめ、公表資料の作成等作業が職員の負担となっている。自主測定結果の報告義務が、今後も国民に対する情報提供として必要であれば、国が進めている事務手続き電子化の一環で、PRTR法のように電子で直接国に報告し、だれでも容易に確認できるシステムとして欲しい。	都道府県及び事業者の事務負担を軽減できる。	環境省	青森県、宮城県、山形市、豊田市、寝屋川市、大分県、宮崎県	○都道府県及び事業者双方の事務負担を軽減するためには、報告・公表規定自体をなくすことが望ましい。
99	明石市	届出様式等における性別記載欄の削除	法令等によって定められた各種届出様式等について、性別記載欄の削除を求める	【提案に至った背景】 当市は、昨年度に市が規定する様式のうち業務上性別を記載することが必要ないと判断した届出様式等から性別記載欄を削除した。しかし、当市が取り扱う届出様式等の中には国の規定に基づき性別記載欄を設けているものもあり、その中には業務上性別を記載することが必要か疑問のあるものもあった(以下参照)。 【支障事例】 性的マイノリティの方にとって、性自認と一致しない性別を選択することや、戸籍上の性別と見た目の性別が異なるために厳格な本人確認をされることは、強い心理的負担となっている。また、抵抗感から行政手続き自体をためらうことにも繋がっている。当市市民の声としても、様式上で男女いずれかの性別を選択することを苦痛に感じている旨の相談を受ける事例が多々ある。なお、性自認に関する相談等を行うこと自体が心理的負担・苦痛等を伴うため、当事者が声を上げ辛いという状況を鑑みると、実際はより多くの市民が同様の悩みを抱えていることが想定される。 【措置を求める届出様式等】 法令等に基づき性別記載欄のある届出様式等のうち、以下の届出様式等について左記の措置を求める。 市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用(・標準負担額減額)認定証、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)、小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書、年金手帳再交付申請書、経営所得安定対策等交付金交付申請書、農業者年金農業者高齢年金裁定請求書、新農業者年金農業者高齢年金裁定請求書、借地権申告書、権利変動届出書	各種届出様式等から性別記載欄を削除することにより、性的マイノリティの方にとっての各種行政手続における心理的負担を軽減することができ、行政サービスや支援の積極的な利用を促し、ひいては誰もが性別に関わりなく自分らしく生きることができる社会の実現に寄与する。	総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省	前橋市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、福井市、山梨県、長野県、半田市、西尾市、枚方市、西宮市、鳥取県、高松市、宇和島市、熊本市、宮崎市、延岡市	○県内においては、性的マイノリティの方の人権に配慮する観点から、各種届出様式等における性別記載欄の見直しを実施した自治体がある。当市においても、事務レベルではあるが、各種届出様式等における性別記載欄の見直しについて、検討している。法令等で定められている届出様式等については、市に様式変更の裁量がないため、性別記載欄の削除の対象外とせざるを得ない。本件提案において指定されている届出様式等については、早期に性別記載欄の削除を実現するとともに、これら以外の届出様式等についても、当該業務上性別記載の必要性が認められないものについては、性別記載欄の削除を行う必要性があるものとする。 ○平成30年度に実施した性的少数者当事者の意見交換会でも「アンケートであれば自分で思っている性別に丸をするが、公的な書類では私文書偽造に該当するのではと迷ってしまう」「何のために性別記載が必要なのか根拠がほしい」など、性別欄に関する不安の声をいただいております。性別欄が不必要と思われる申請書等に関しては法改正を行う必要があると思われる。また、職員向けにアンケートを実施した際には「市民の方から性別欄の記入を拒否された」「市民の方から性別欄(男・女)の「・」に○をしてよいか申し出があった」など、対応に苦慮する場面も生じている。当市では市の総合計画に基づき性別欄削除の基本方針を定めており、個人の性的指向・性自認を理由とする差別や偏見の解消を図るため、毎年度庁内照会を行い、市が発行する申請書・通知書の性別欄削除について必要性を検討し、不必要と判断できる場合は削除を行っている。当市では、年1、2回ほど、市のパートナーシップ宣誓制度利用者と意見交換会を設けているが、その中でも性別欄削除に関する意見をいただいている。 ○当市においては、性的マイノリティの当事者から直接多くの御意見をいただいているわけではないが、自身の性自認と一致しない性別を様式上で選択することや、戸籍上の性別と見た目の性別が異なるために厳格な本人確認をされること等について、当事者が苦痛に感じている可能性が非常に高いことは、想像に容易い。また、不必要にも関わらず、男女のみを前提とした性別記載欄への記入を求めることは、性別が男女のみしかないという無意識の浸透に繋がりが、性の多様性に関する社会的な理解促進の妨げとなる可能性がある。 ○平成29年度に申請書・証明書の性別表記について調査を行い、性的マイノリティに配慮し、標記の見直しを庁内に呼びかけてきた。3年間の呼びかけで108件の見直しが見直しができたものの、当初から見直し不可との回答があるものがあり、その中には法律上の制限によるものが見受けられた。 ○当市が規定する届出書については性別の記載を削除したが、国の規定に基づいた届出書は性別の項目が残ったままとなっており、トラブルになるケースがある。 ○当市においても提案団体同様に市で定めている様式のうち、業務上性別を記載する必要がないと判断したものに関しては、性別記載欄を削除したが、法令等によって定められた様式は、変更ができないため性別記載欄を残したままであるのが現状である。性的マイノリティの方の配慮をするのならば、市で定めている様式だけでなく法令等に基づく様式についても性別記載欄の有無を統一する必要がある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>事業者による測定結果の都道府県等への報告及び都道府県等(都道府県及びダイオキシン対策特別措置法施行令において定める市。以下同じ。)による公表は、事業者による排出抑制の実施のインセンティブを与えるとともに、施設周辺住民の安心を確保するためにも、継続して実施する必要があると考えている。また、都道府県等は、事業者からの測定結果の報告を基に、事業者による測定が実施されていない、測定結果が都道府県等へ報告されていない又は測定結果が排出基準を超過しているといった事業者に対して指導を行っている。令和元年度には、稼働している大気基準適用施設(6,680施設)のうち、未測定・未報告が503施設、排出基準超過が52施設あり、稼働している水質基準適用事業場(522事業場)のうち、未測定・未報告が23事業場、排出基準超過が1事業場あったところ。このような状況を踏まえると、引き続き、ダイオキシン対策に取り組む必要性は高く、当該報告・公表を廃止すべきではないと考えている。また、事業者からの測定結果の報告先については、事業者による測定の未実施、都道府県等への未報告又は排出基準超過に対して適切な指導が実施できるよう、同法に基づく指導監督権限を有する都道府県等とすることが適切と考えられる。</p> <p>その上で、地方公共団体が行う事務の効率化・負担軽減は重要であると考えており、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月18日)及び「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」(平成30年6月18日)に基づき、現在国において測定結果の報告に関する電子システム構築について、令和6年度運用開始を目指し検討を進めているところ。これにより、都道府県等の測定結果の受付、測定結果の公表及び立入検査に係る負担軽減並びに事業者の測定結果の報告に係る負担軽減が図れると考えている。</p>	<p>ダイオキシン類の排出量は平成9年と比較して99%減少し、全国的に環境基準も十分達成している。法に基づき定められた削減計画(我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画)において定められた目標量も十分達成している(H24.8策定目標量176g-TEQ/年:令和元年度101g-TEQ/年)。</p> <p>また、法施行後、適切な施設の維持管理の指導等が行われたことに加え、特定施設数が減少し、施設周辺住民からの苦情もなく、環境基準が達成されている状況であり、安心が十分確保されていると考えられる。</p> <p>今後も、ダイオキシン類対策に取り組むことは必要と考えられるが、定期的な立入検査により、未測定や基準超過の状況を把握することは十分可能である。</p> <p>そのため、都道府県等への自主測定結果の報告を求めている他の公害法令と同様、ダイオキシン類についても、都道府県等が自主測定結果の報告受理・公表に関与しないとしても支障はないと考えられる。</p> <p>なお、国において今後も、ダイオキシン類の自主測定結果の収集が必要であれば、構築を検討されている電子システムでは、スマートフォン等でも利用できるようなアクセシビリティが高いシステムとしていただくとともに、報告項目数の絞り込みや共通様式の取り込み機能、施行状況調査機能等を設けることで都道府県等及び事業者に対し可能な限り簡便で分かりやすいシステムとしていただきたい。</p> <p>また、電子システムにより、いつでもどこでもだれでも測定結果を容易に閲覧することが可能となれば、遅くともそれ以降は、都道府県等による測定結果の公表の義務付け事務に係る法律上の規定を存置する必要性はないのではないか。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>○概要</p> <p>ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式については、地方税法の規定に基づき、当該申告特例の求めを行う者の氏名、住所、性別及び生年月日を記載することとされている。</p> <p>ご提案の内容については、ご指摘のとおり対応することも含め、令和4年度税制改正において議論の上、検討してまいりたい。</p> <p>国民健康保険関連の2証、介護保険関連の4証に係る性別表記については、事務連絡において「やむを得ない理由があると保険者が判断した場合は、裏面を含む証全体として、戸籍上の性別が保険医療機関等で容易に確認できるよう配慮すれば、保険者の判断によって性別の表記方法を工夫しても差し支えない」旨などお示しており、各保険者の判断で適切に運用していただくこととしている。</p> <p>小慢関連の2書類については、令和3年7月にとりまとめられた関係審議会による意見書において、「医療費助成の申請書類等への「性別」の記載については、廃止することが適当であるとされたことを踏まえ、省令・通知改正等を進める予定である。</p> <p>年金手帳再交付申請書については、令和4年4月1日に国民年金手帳に関する規定が廃止されることに伴い、同日以降、国民年金手帳に代えて作成及び交付される基礎年金番号通知書に係る再交付申請においては「性別」の記載は要しないこととする。</p> <p>経営所得安定対策等交付金交付申請書においては、電話による本人確認の機会もあり、その際の申請者の本人確認事項の一つとして性別記載欄を活用しているところであるが、令和4年度から性別記載欄は削除する方向で検討してまいりたい。</p> <p>農業者年金関連の2裁定請求書について、新農業者年金は積立方式であり、年金額の算定は、平均余命の違いにより男女別々に行っていることから、裁定請求書へ男女の明記が必要。旧農業者年金は、賦課方式であり、制度上、男女による差がないため、性別欄において男女の選択肢をなくすなどを検討してまいりたい。</p> <p>土地区画整理法施行規則に基づく借地権申告書及び権利変動届出書においては、土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿の作成にあたり、借地権者の性別を把握する趣旨から性別欄を設けているところであるが、ご提案も踏まえ、今後、対応の検討を進めてまいりたい。(別紙あり)</p>	<p>ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式は、氏名や住所、生年月日を記載し、申告特例申請書は個人番号も記載するため個人の特定は容易であることから、性別記載欄は不要である。</p> <p>医療や介護では、性別に由来する特有の疾患や診療行為等があるため、被保険者証に性別を記載する代わりに表記方法を工夫することには有効な手段である。このたび見直しを提案する認定証等は、被保険者証に添えて医療機関等の窓口に提出する書類であり、性別確認は可能である。また、認定証等を提示した者が当該被保険者であることは、被保険者番号や氏名、生年月日等によって確認でき、性別記載欄は不要である。</p> <p>小慢関連の2書類については、令和3年7月に取りまとめられた意見書のとおり、早期実現に向けた着実な取組をお願いしたい。</p> <p>年金手帳再交付申請書及び経営所得安定対策等交付金交付申請書は、ご回答のとおり着実な取組をお願いしたい。</p> <p>旧農業者年金は、業務上性別を把握する必要がなく、裁定請求書に記載する記号番号や氏名、住所、生年月日によって本人確認が可能であり、性別記載欄は不要である。新農業者年金は、加入時に提出する加入申込書等で性別を把握できるため、裁定請求書に性別記載欄は不要である。</p> <p>区画整理関連2様式について、土地区画整理法第74条に基づき、施行者等は登記所や官公署長に対し、無償で必要な簿書の閲覧や謄写、その謄本等の交付を求めることができ、住民票の写しの交付により選挙人名簿の作成は可能であり、性別記載欄は不要である。</p>	<p>【福井市】 今回提案の【措置を求める届出様式等】に限定することなく、業務上性別記載の必要性が認められないものについては、性別記載欄の削除を行うなどの全省的な対応が必要と考える。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 本提案の実現に向けて必要な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
100	伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、甘楽町、長野原町、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、千代田町、邑楽町	国民健康保険税の賦課に必要となる租税特別措置法第25条適用者情報に関する税務署から市町村への情報提供	国民健康保険税賦課に必要となるため、地方税法第20条の11に基づき、市町村が税務署に対し、関係資料の閲覧等の協力要請を行った場合に、特別措置法第25条適用者情報については、適用者リスト等による情報提供に協力するよう、事務連絡等によって周知を図る。 ※情報提供の仕組みは必ずしも国税連携システムのデータ提供に限らずともよく、税務署で備える台帳の整備や補充資料の提供等により市町村が所得把握をしやすくすることを求めるもの。	租税特別措置法第25条に基づく肉用牛の売却による農業所得の課税の特例により、所得税及び市町村民税は肉用牛の売却に伴う所得が免税となるものの、国民健康保険税に関しては当該免税措置の対象とならない。したがって、国民健康保険税の賦課に際しては、免税前の所得を把握する必要がある(市町村民税においても均等割の判定には免税前の所得が基準となる)。 市町村は、①e-Taxにより申告のあった者については確定申告書のほか、青色申告決算書(農業所得用)等の添付書類、②紙媒体により申告のあった者については確定申告書のみを確認できるが、租税特別措置法第25条の適用があったにもかかわらず、申告書への記載が漏れている事例(②のうち、確定申告書B第一表の④に「免」と記載のないもの及び第二表の特例条文等欄に「措法25条」と記載のないもの)が、当市ほか共同提案団体でも見受けられ、国民健康保険税の課税漏れや遡及課税が発生する要因となっている。 免税前の所得については、国民健康保険税の適正課税だけでなく、介護保険料の算定にも必要となることから、租税特別措置法適用者の確実な把握が求められる。 ※当市においては、確定申告書B第一表農業収入・所得欄に数字があるもの(令和3年1,568件)を確認し、肉用牛所得がある場合は、確定申告書B第一表④に「免」と記載のあるもの、第二表の特例適用条文欄に「措法25条」と記載のあるもの、前年の確定申告において、肉用牛免税・免税外所得があったもの等について、税務署に赴き、肉用牛の売却による所得の税額計算書、収支内訳書等を謄写し把握しているが、把握に係る事務が膨大となっている(令和3年35件)。 (参考)当市で発生した遡及課税状況(要因:確定申告書の記載漏れ) ・平成30年度処理 2件(平成28年度分、平成29年度分) ・令和元年度処理 1件(平成30年度分) ・令和2年度処理 2件(平成30年度分、令和元年度分)	租税特別措置法第25条により免税となった肉用牛の売却所得がある者を正確に把握することができることから、課税漏れや遡及課税等を防ぐことができる等、国民健康保険税の適正な賦課を行うことができる。 国税連携システムで把握できない情報について、別途税務署に赴き閲覧等を行う事務負担が大幅に軽減される。 【求める措置の具体的内容の補足】 (国税連携システムに係るデータ連携書類の拡大(規制緩和)を求めることは、過去令和元年No.113で既に議論済みと承知している。本件については、データでの閲覧を規制されている紙媒体での確定申告に係る添付資料に基づく情報(特措法適用者情報)について、国税連携システムによらずに情報提供を可能にする(または可能であることを明確にし、協力要請に応じることを改めて周知する)よう求める提案である。)	総務省、財務省、厚生労働省	盛岡市、海老名市、山梨県、長野県、京都府、高松市、久留米市、長崎市、山鹿市、宮崎市	○当市では、申告書に「第25条」や「免」の表記がなければ、25条を適用していないものとし課税を行っている。しかし、e-Tax以外の申告書については職員が一件一件表記がないか確認しなければならず、確実性に欠けた状況である。農政担当部局の協力のもと、牛農家の一覧と免牛所得の申告者を照らし合わせるなど、改善を検討しているが、時間がかかる作業であり、毎年の当初賦課業務のルーティンに組み込めていない。 ○所得を正確に把握することで適正な国民健康保険料の賦課ができる。
101	秋田県、岩手県、宮城県	公益認定等総合情報システム(PICTIS)における入力方法等の見直しを通じた事務負担軽減	PICTISの入力にあたって、会計システム等との連携など、過年度数値や決算書数値を法人(公益法人及び移行法人)が直接入力することなく自動転記される仕組みに見直していただきたい。 上記が難しい場合は、ガイドに従い決算書数値等を入力することで様式に反映されるような(源泉徴収票の数値入力による所得税確定申告のような)仕様にしていきたい。 上記2点が難しい場合は、Excel様式を改善し、過年度数値等が自動反映され、条件付き書式等により自動移行値であることを確認できるようにしていきたい。 その他、入力事項の簡素化、入力事項の転記の容易化など、事務負担軽減策を講じていただきたい。	PICTISは内閣府主導の下、全国の都道府県が導入しているシステムであり、システム上で法人からの公益認定申請・事業報告書等を受け付け、行政庁が審査を行っている。システムはExcelの様式に入力したものをアップロードする形態であるが、直接入力する箇所が多いため、入力誤りが多数生じており、行政庁の審査に要する時間が膨大なものとなっている。 具体的には、 ・公益目的支出計画実施報告書別紙2の計画の額及び過年度の実績額 ・事業報告書別表A(1)[収支相償]における剰余金の額 ・別表C(2)[控除対象財産]における過年度帳簿価額 ・別表H(1)[公益目的財産残額]における前事業年度の末日の公益目的増減差額 等については、過年度数値をそのまま反映すべき欄であるにもかかわらず、自動で引用されず直接入力であることから、入力誤りが多発しており、行政庁における過年度数値との突合、補正依頼等に要する事務負担が大きくなっている。 また、これ以外の欄についても、基本的に決算書の数値をそのまま反映すべきものが多いが、その入力欄が多いため、法人側の入力や担当者が交代した際の引き継ぎ、行政庁側の確認作業に係る負担が大きくなっている。 システムにおいては、データ流用機能の利用により過去に提出した報告等の情報を流用したオフライン様式をダウンロードすることもできるとされているが、年度の更新に伴う数値の移行は行われず、法人の担当者は手動で数値を移行しなければならないことから、入力誤りが生じる可能性があるため、結局、行政庁における過年度数値等との突合が必要となり、事務負担は解消されない。 入力値に誤りがあった場合、行政庁では修正ができず、必ず法人に補正依頼することが必要となるため、修正作業も大きな負担である。 法人数及び年間の取扱件数は、当県においては約140であり、全国では約13,000となるが、その全ての報告について、限られた人員で膨大な確認・修正作業を行わなければならない、大変な事務負担となっている。	過年度数値や決算書数値等が自動転記され、直接入力する必要がなくなることにより、法人担当者的入力負担が大きく軽減される。また、行政庁が確認すべき項目が大幅に削減され、事務の円滑化が図られる。	内閣府	茨城県、栃木県、神奈川県、徳島県、宮崎県、沖縄県	○最低限の仕様として、前年度の報告書様式の数値を転記する欄は、前年度提出様式から自動的に転記された状態から入力開始できるよう改修すべきと考える。 ○提案のとおり自動転記される仕組み等が採用されると、法人の入力作業や行政庁の審査作業の効率化が見込まれ、また、法人の入力誤り等も減少することが見込まれる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>e-Tax以外の紙媒体で提出のあった申告書について、既に地方公共団体側で当該特例の適用者を把握することができる以下の仕組みが整備されているため、対応しない。</p> <p>税務署では提出のあった申告書をデータ入力する前に、肉用牛の売却に関する特例適用者については、申告書第1表の右下にある税務署整理欄の「H」欄に「1」又は「3」と補完記入することとしている。申告書のイメージデータは地方公共団体にデータ連携しており、申告書イメージデータの税務署整理欄「H」欄を確認することで、当該特例適用の有無を税務署に赴くことなく確認することが可能である。</p>	<p>第1次回答を踏まえ、申告書第1表右下税務署整理欄の補完記入について、当市の過去3年分の紙媒体で提出のあった申告書のうち、租税特別措置法第25条適用者の申告書について、H欄を確認したところ、補完記入漏れが見受けられ、その中には、「〇免」及び「措法第25条」の記入が漏れていて、かつ、H欄が記入されていないものも見受けられた。このような状況では課税漏れや遡及課税はならず、適正な課税につながらない(補足資料参照)。</p> <p>また、何より特例適用者を正確に把握するための確認作業は膨大で大変苦慮している。税務署から提供された申告書第1表農業収入・所得欄に数字があるものの中から「〇免」及び「措法第25条」の記載のあるものを確認するほか、記入漏れに備えて、前年申告で免税となった者等についても「肉用牛の売却による所得の税額計算書」もしくは「収支内訳書」の確認に必ず税務署へ赴いている。そこまで努めていても「〇免」及び「措法第25条」の記入が漏れている特例適用者を把握しきれない事を制度上の問題と認識している。</p> <p>次に、第1次回答中「当該特例適用の有無を税務署に赴くことなく確認することが可能である。」とのことだが、現状、紙媒体で確定申告書の提出を行った者については、このデータ連携で課税に必要な情報をすべて確認することができないため、「税額計算書」等の確認に必ず税務署へ赴くこととなり、当初課税時の事務の負担となっている。</p> <p>第1次回答において、「e-Tax以外の紙媒体で提出のあった申告書について、既に地方公共団体側で当該特例の適用者を把握することができる(略)仕組みが整備されているため、対応しない。」とされているが、以上の状況を十分に勘案していただいた上で、地方税法第20条の11(事業者等への協力要請)に基づき、市町村から税務署に協力要請があった場合には、租税特別措置法第25条適用者については、関係資料の閲覧だけでなく、一覧表等による情報提供に協力するよう周知徹底することを求めるものである。</p> <p>適正な国民健康保険税の課税及び市町村の事務負担軽減のため、引き続きご検討をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p>
<p>公益認定等総合情報システムは、現在、更改時期を迎えているため、御要望については次期システムの構想の中で検討していきたい。ただし、御要望の実現に当たっては以下のような技術的な課題、昨今の厳しい財政事情に留意が必要と史料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該システムには、申請・届出様式に過去の任意の申請・届出情報を転記する機能(以下、「既存データ流用」という。)を備えているが、既存データ流用に用いる情報は前年度の情報とは限らないため、流用元及び流用先の年度を考慮した処理が必要となる。 ・過去の申請情報に年度や年号、年月日の誤りが多いため、正常に転記されない場合が想定される。また、この場合は過誤が原因であるため、法人にはシステムの問題にしか見えず、余計な混乱が生じるおそれがある。 ・事業年度を変更する法人もあり、同年度の申請情報が複数存在することになり、複雑な例外処理及び履歴管理が必要となる。 <p>以上の状況から、実現に当たっては相応の費用が新たに発生することも想定されるため、現在、都道府県には当該システムの運用経費を分担いただいているが、場合により本要望に掛かる開発経費についても所管法人数に応じて各都道府県に分担をいただくことも含め、都道府県と相談しつつ検討を進めることとしたい。</p>	<p>システムの更改時期をお示しいただきたい。更改時期が近い場合、提案内容については、更改の際に対応願いたい。また、その際は都道府県にも意見を聴取し、十分に意見が反映されるようご配慮いただきたい。</p> <p>なお、技術的な課題として挙げられた事項は、あくまで現行システムにおいて生じている課題であり、仕様の変更により解消できるものであると考える。</p> <p>「既存データ流用に用いる情報は前年度の情報とは限らないため、流用元及び流用先の年度を考慮した処理が必要」という点については、事業報告を一事業年度につき一件しか登録できない仕様とし、最新年度分のみ流用可とすれば、複雑な処理は必要ないものと思われる。</p> <p>また、「過去の申請情報に年度や年号、年月日の誤りが多いため、正常に転記されない場合が想定される。また、この場合は過誤が原因であるため、法人にはシステムの問題にしか見えず、余計な混乱が生じるおそれがある。」という点については、そもそも年度等を誤ったまま入力できるのは、システムの瑕疵であり修正すべき点であると考えられる。</p> <p>「事業年度を変更する法人もあり、同年度の申請情報が複数存在することになり、複雑な例外処理及び履歴管理が必要となる」という点については、様々な対応策が考えられるが、事業年度変更後、最初の報告のみ流用の対象外とすることも方法として考えられる。事業年度変更の件数はそれほど多くないため、その案件のみであれば、入力・チェック対象としても大きな事務負担にはならないと考える。</p> <p>また、システム改修による対応と併せて、条件付書式の工夫や入力事項の簡素化、転記の容易化などによる事務負担軽減策についてもご検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
102	秋田県、青森県 【重点20】	と畜場法第14条に規定される検査におけると畜検査員が行う検査の一部簡略化	と畜場法第14条に規定される検査について、食鳥処理法第15条第7項に規定される検査方法と同様の仕組みを制度化し、自治体が選択的に導入できるようにすること。例えば、と畜場法第10条に規定される作業衛生責任者など、と畜検査員以外の一定の知見を有する者が内臓や枝肉等の異常の確認を行った場合には、と畜検査員が行う検査の一部を簡略化できるようにすること。	と畜場法第14条に規定される、と畜検査に従事するとと畜検査員については、都道府県及び保健所設置市の職員である獣医師でなければならないこととされている(同法第19条)。当県では、これまで、獣医師の待遇改善や奨学金制度の導入により毎年1人程度の獣医師を採用できていた。しかし、獣医系大学の県出身学生の減少、他県との競合等により、ここ数年は採用できておらず、また大量採用した世代が定年退職を迎えていることもあり、慢性的な獣医師不足に陥っている。当県所管のと畜場は1施設であるが、1日約500頭のと畜検査を行っており、各種検査の実施のため12名の獣医師の配置が最低限必要であるところ、令和2年度の配置は10名であり、これを下回っているため、出張や会議、研修、休暇等、他の業務等への対応が日常的に困難な状況となっている。当該と畜場において作業衛生責任者は現在6人配置されているが、作業衛生責任者は獣医師に比較し確保しやすく、検査に必要な知見を一定程度有しているため、と畜検査員がと畜場内で行っていると畜検査の一部(内臓検査、枝肉検査)について、作業衛生責任者において異常の確認を行い、異常があった場合にと畜検査員に報告する等、検査の簡略化が可能になれば、獣医師不足が深刻化する自治体のと畜検査が円滑化する。なお、食鳥処理法では、獣医師である食鳥検査員が行う食鳥検査について、食鳥処理衛生管理者において異常を確認し、検査を簡略化できる規定がある(同法第15条)。	獣医師職員が不足している中において、と畜検査員不足による検査等体制確保に係る懸念を緩和することができる。	厚生労働省	-	○当県のと畜検査頭数は、年間100万頭を超えている。しかし、当県の公務員獣医師数は年々減少し、平成20年度と比較して、令和3年度は36名減少している。また、と畜場の衛生管理については、と畜検査員による外部検証が新たな業務として加わる等、今後も獣医師の不足が継続することが予測される。当県のと畜検査員は、従前から1人当たりの検査頭数が多い状況が続いており、と畜検査員の高齢化も相まって、職員の疲労感は計り知れないため、検査員の負担が軽減されることを望むものである。
103	秋田県、横手市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、美郷町、羽後町、川越市、長野県	社会資本整備総合交付金システムによる申請等に係る事務手続きの簡素化等	社会資本整備総合交付金の申請等に係る事務全般については、平成30年度からシステム運用が開始され、令和元年度から本格運用されているが、システム外で別途従来様式の書類での提出が求められているほか、システムの不備等(数値入力の不備等に係る作業負担が大きい、軽微な修正が困難である、マニュアルが不十分である等)が非常に多く、申請等に係る事務に当たり多大な時間を要しているため、事務手続きの大幅な簡素化及びシステムに係る問い合わせへの円滑な対応等を求める。	申請から交付までシステムで行うことが可能となったにもかかわらず、地方整備局からは、令和3年度予算要望に関し、全ての事業について、システムとは別に従来様式(Excel)での書類提出を二重に求められた。また、システム内での主な流れは、全市町村入力が入力した後、県が承認し、県の各事業課が入力した上で国土交通省各地域整備局が承認し本省承認となるが、国の承認作業の段階で市町村への入力修正指示があった場合、一連の流れを全て遡る必要があり、この過程で入力済みの一部数字が消えるため再入力を要し、修正に直接関係のない事業課がシステム処理を求められるなど複雑な流れになっており、膨大な時間と人員が割かれている。また、申請等に係る手続きについては国から短い期限を設定されているため、期限までの作業が非常に厳しく、時間外や土日での作業を余儀なくされている。さらに、システムのマニュアルについては、文字等が不鮮明な箇所が多く、地方公共団体の担当者が変わる度に不備が生じやすい状況になっている。なお、システムの不明点については、過去の全国の照会に対する回答をまとめた表(問合せ管理簿)を参照するよう指導されているが、掲載数が膨大で(令和3年2月末現在1,990件)、解決策を確認する作業自体が負担となっている。加えて、市町村からもシステムの操作等の問い合わせがあるが、電話等即時に対応可能な国への問い合わせ先がなく、所定様式によるメールでの質問を促すことしかできないため、国からの回答があるまでの数日間は市町村においても事務が停滞する。市町村からの質問についてはまずは各県で対応することとされているが、マニュアル等が不十分な状況で都道府県に対して市町村への対応も求められており、過大な事務負担が生じている。	申請等に係る手続きについては、システムに係る事務の簡素化されることで、地方公共団体において大幅な事務負担の軽減が図られ、効率的な運用が可能となる。	国土交通省	秋田市、郡山市、茨城県、ひたちなか市、高崎市、横須賀市、福井県、山梨県、諏訪市、掛川市、寝屋川市、広島市、徳島市、高知県、福岡県、朝倉市、大分県、延岡市、沖縄県	○市町村入力においてシステム上で窓口担当と基幹事業担当が分かれていることで、入力や修正等の処理が複雑で時間を要している。またマニュアルについては、左記にあるように不十分な状況であり、担当が変わるたびにミスや混乱が生じている。○システムの動作が遅く入力に時間がかかってしまう。日付の入力方法やシステム全体の処理速度向上など、システムの改良をお願いしたい。○システム入力をするにあたり、システム上にあるマニュアルを参照して作業を進めている。マニュアルには解釈・手順が不明(省略されている等)な箇所があるため、マニュアルの手順を理解する時間と入力作業に係る時間とで大幅な時間を割く必要がある。担当者が変わった場合等、システムでの入力作業に不慣れな職員でも手順が理解しやすい、見やすいマニュアルへの改正を求める。○登録後に修正が発生した場合、調書を再度入力する必要があるため、修正時の作業軽減を検討してほしい。○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)は非常に複雑で担当者用マニュアルが十分に整備されておらず、システムの不備も多く、申請に係る事務等において具体例にあるような支障が発生している。○社会資本整備総合交付金システムについて、次年度予算要望をする際に、従来様式(エクセル等)に加えシステム入力をする必要があり、作業負担が増えている状況となっている。また、提出月日が各事業により異なるため作業日程の調整が必要となる。さらに、入力修正等の指示が有った場合は、市全体の要望を再入力したり、修正に直接関係のない事業課がシステム処理を求められたりするなど事務量が増える結果となっている。○①CSVでのデータ出力に関して、国の決裁が完了しないと案件が抽出されない。各所属の提出状況等の執行管理に活用できるべく、確認中案件も抽出できると執行管理に役立つ。○②マニュアルが非常にわかりづらく、国からの修正指示に対しシステム上の対応方法を検索することに時間を要する。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>と畜検査は、獣畜の疾病や異常を、獣医学的知識でもって判定し、食用不可として排除するための検査であり、各検査は、いずれも獣医学の専門知識をもった獣医師が望診、触診、解剖等により行う。近年のとさつ頭数に大きな変化はなく、と畜検査員数も横ばいとなっており、獣医師による検査の実施を取り巻く状況に大きな変化は生じていない。</p> <p>また、獣医師国家試験合格者は毎年1,000名程度と横ばいで、獣医師の供給状況が急に悪化した状況は認められない。</p> <p>従って、と畜場の作業衛生責任者にとたい等の異常の有無の確認を行わせることによりと畜検査を簡略化させる明確な必要性は生じていないと認識している。</p> <p>米国及びEUでは、牛及び豚の検査にと畜場の従業員が補助できる規定を置いておらず、輸出協議において我が国のと畜検査制度が輸出先国の制度と同等であることの確認が行われていることにも留意する必要がある。</p> <p>食鳥検査とと畜検査はいずれも獣医師である検査員が行うこととしているが、食鳥検査については、食鳥のとたいが小さく、とたいの内外側面や内臓の状態を一度に確認でき、異常の有無の判断が比較的容易であることや、食用不適となる病変があれば一羽全体などの廃棄により病変部位の排除が容易である等の食鳥処理の特徴を踏まえ、食鳥処理衛生管理者による、とたいの色、形、大きさ、もろさなどの大まかな確認で、異常のある個体を排除することを可能としている。</p> <p>なお、この確認により、と殺後検査が一部簡略される場合であっても、最終的な検査及びその結果の判断は獣医師である検査員が行うため、食鳥肉の安全性は確保される。</p> <p>一方、牛や豚は、</p> <p>①食鳥と比べて高齢で後天的要素の影響を受けやすく、様々な飼養管理下で育てられた動物が搬入されるため、疾病や異常の出現が個体ごとに様々であり、</p> <p>②ある部位の疾病や異常から、他の部位への波及を想定して検査する必要があるが、とたいが大きく内臓、枝肉等の状況を一度に確認することが困難であり、</p> <p>③食用不適となる病変があれば、当該病変部位を除去して廃棄し、その他は食用とするのが一般的であるため、当該病変部位の範囲の判断が必要となる</p> <p>こと等から、獣医師が専門的知識を用いてあらゆる疾病等の可能性を想定して個体ごとの詳細な確認を行った上で、必要に応じて精密な検査を行う必要があり、食鳥検査と同様の仕組みを制度化することは難しいと考えている。(別紙あり)</p>	<p>近年のとさつ頭数やと畜検査員数を見ても、獣医師による検査の実施を取り巻く状況に大きな変化は生じていないとの御指摘ですが、農林水産省が行っている獣医師法第22条に基づく届出状況の調査結果を見ますと、当県同様獣医師数の減少が見られる地域があります。</p> <p>また、都道府県に勤務する公衆衛生獣医師の高齢化が進んでおり、平均年齢を平成24年と平成30年で比較しますと、45.8歳から46.7歳へ増加しています。当県においても、公衆衛生勤務獣医師の半分以上が50歳代であり、今後5年間で9名が定年退職を迎えるなど、慢性的な獣医師不足に陥っています。</p> <p>さらに、令和2年度に全国公衆衛生獣医師協議会が実施した採用状況調査においても、首都圏等の大都市圏や政令指定都市に応募が集中している傾向が見られています。当県では平成22年度から獣医系大学生への奨学金貸与等の獣医師確保対策を講じておりますが、令和元年度及び2年度において獣医師を採用することができませんでした。</p> <p>外部検証や輸出肉に係る衛生証明など、と畜検査に係る業務は年々増加しており、地方における獣医師職員の減少傾向や高齢化を鑑みますと、すべての業務をと畜検査員が行う現行制度は、近い将来、地方において破綻するおそれがあると考えています。</p> <p>今回、一定の安全性を担保できる案として「と畜検査の簡略化」を提案させていただきましたが、貴省におかれましても、改めて地方の現状を分析していただき、今後のと畜検査制度のあり方について御検討くださるとともに、地方における獣医師確保に係る課題に対して、国として何らかの対策を示していただくようお願いいたします。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 公衆衛生行政を担う公務員獣医師の確保困難が深刻化している現状を踏まえ、安全性を確保した上で獣医師不足の地域でも検査負担が軽減されるような仕組みの検討を求める。</p>
<p>社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行っているところですが、その他の機能の改修・拡充等についても検討を進めてまいります。</p>	<p>支障事例を詳細にお示したところであるが、各事例に対する具体的な改善策や期限が示されていないため、提案事項にある支障事例が速やかに解消されるよう、項目別にいつまでどのように改善するのか具体的かつ計画性のある回答をいただきたい。</p> <p>また、SCMSの機能改修の問題だけではなく、SCMSでの申請手続きと従来様式での提出を求められている予算要望手続きについては、二重業務となっているため、令和4年度予算要望までに解消されることを希望する。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
105	千葉県	共有地代表者制における選任方法の改善	土地改良事業の事業主体である地方公共団体や土地改良区等は、事業の実施にあたり、土地の所有者等から同意を徴集しなければならないが、共有地等における同意の徴集については、共有地等について共有者のうちから代表者1人を選任し、行うものとされている。この代表者の選任手続については、法令や通知等において明確にされていないことから、その明確化を求める。特に、話し合いによる選任が困難な場合でも円滑に選任することができるよう、多様な選任手続を認めつつ、その方法を明確化することを求めたい。	地方公共団体は、土地改良事業の事業主体として、事業の実施にあたり土地の所有者等から同意を徴集しなければならないほか、土地改良区等が行う事業についても、同意の徴集方法等について行政指導を行っている。共有地等については、共有者から選出された代表者1人が同意等の意思表示を行うこととされているが、代表者の選任手続については、国が作成した未定稿の問一答において、共有者全員の話し合いによって選任を行うことを基本とするとともに、例外として共有者の一部の所在が不明な場合等には、共有者の「人数」及び共有物の「持分」のいずれにおいても過半を満たす者による選任であれば代表者として認めるなどと示されるにとどまっている。例えば、親族関係にない共有地について、さらに相続が発生した場合、人数が多く、居住地も遠方な者が含まれ、面識のない者を対象とした話し合いによる選任手続は困難であることから、例外を適用して多様な選任方法が認められる必要があると考えているが、当該問一答においては、選任手続の例外を適用することができる場合(共有者が行方不明の場合、選任後の共有者の死亡の場合、面識がなく等の理由により話し合いの場の設定が困難な場合、話し合いは行ったが少数の反対により合意に至らなかった場合等)が明らかでなく、また、選任方法についても限られた記載しかない。また、未定稿の文書にのみ準拠するだけでは、土地改良区等に対し行政指導をする立場としては、適切な助言をすることができないとともに、事業主体としても同意取得やひいては土地改良事業の完成に支障を来すおそれがある。そこで、共有地の状況がまちまちである中、共有者全員の話し合いが困難な場合に、多様な選任方法をとることができるよう、当該困難な場合やその場合の選任方法を具体的に正式な通知等で幅広く明確化することを求める。	通知で例外適用できる場合や他の選任方法を明確化することにより、未定稿の問一答に頼らざるを得ない現状の法的不安定性を解消することができ、財産権の尊重、事業に対する訴訟リスクの軽減等に資するほか、土地改良区等に対する行政指導にも資する。	農林水産省	茨城県、滋賀県、京都市、大阪市、熊本府、熊本市、宮崎県、延岡市	○以下について当県も同様の支障あり。 ・未定稿の文書にのみ準拠するだけでは、土地改良区等に対し行政指導をする立場としては、適切な助言をすることができないとともに、事業主体としても同意取得やひいては土地改良事業の完成に支障を来すおそれがある。 ・未定稿の問一答に頼らざるを得ない現状の法的不安定性を解消する。 ○相続に伴う共有者が存在する共有地が増加するなか運用が進んでおらず、事業に同意する共有者の意思が同意率に反映できずにいる。正式な通知等によって明確化することで更なる周知を図り運用に繋げたい。 ○当団体においても、土地改良法手続きの同意徴収の厳格化を図っており、共有地の権利者からの同意徴収には苦慮している。基本は、全員同意とするものの、同意が得られない場合も想定されるため、本提案内容は必要。 ○提案県と同様の事例が発生しているため提案の主旨や必要性には賛同するが、換地等伴う場合は財産権そのものに対する特例を求めることとなるので、通知等による明確化ではなく法令改正等を求める必要があるのではないかと考える。 ○共有地の代表者制は、事業を円滑に実施できるよう導入されたものであるが、共有者が50人以上存在する、共有者が遠方におり連絡しても返信がない、共有者同士の仲違いにより選任が進まないことが実務上多々起こっている。今後、相続等による共有地の増加が懸念される中でも土地改良事業を実施できるように多様な選任方法のほか、幅広い同意徴収方法を求めたい。 ○具体的に選任方法を明確化することで、円滑な代表者選任方法の運用が期待できる。 特に迅速な事業実施を求められる防災事業においては、共有者全員の話し合いが困難な場合の選任方法が具体的に通知等により明確化されることで、円滑な同意取得等につながるものと考えられる。
106	熊本市 【重点30】	下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し	公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積の範囲が狭小であるとき等は、下水道法施行令第5条の2で定める軽微な変更該当するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とするように事務の簡素化を求める。仮に、現在でも国土交通大臣への協議等が不要な場合は、その旨を明確化することを求める。	当市が管理する公共下水道の事業計画(以下「下水道事業計画」という。)の予定処理区域(約10,000ha)に隣接する住宅地があり、その住民から当市の公共下水道へ接続したいとの申出があったことを受け、下水道事業計画を変更して予定処理区域を0.4ha拡大し、管渠布設を行った。本事例においては、予定処理区域の変更として下水道法施行令第5条の2第1号に該当すると考え、下水道法第4条第6項で準用する同条第2項に基づき国土交通大臣との協議を行い、その手続に約1.5か月の時間を要した。予定処理区域の面積を数ha程度拡大や縮小することは、下水道事業計画の大きな変更ではなく国土交通大臣との協議等を行う必要性はないと考えられるが、予定処理区域の面積の変更の場合は一律に協議が必要とされているため、職員にとって大きな負担となっているだけでなく、公共下水道の早期整備を望む市民にとっても支障が生じている。下水道事業計画の変更に係る国土交通大臣の関与については、過去の地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、認可から同意のない協議とされているが、本事例のように他の市町村と接しない土地を予定処理区域に加える場合など関係地方公共団体との利害調整が発生しない場合には協議等も不要とし、手続きの簡素化を図ることが可能と考える。したがって、このような予定処理区域の面積の変更については軽微な変更と整理し、事務を簡素化すべきである。	下水道事業計画の変更手続を簡素化することで、下水道管理者の事務負担を軽減するとともに、下水道工事への早期着手が可能になり、住民サービスの向上につながる。	国土交通省、環境省	仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、富山市、福井市、名古屋市、稲沢市、原田市、京都市、広島市、徳島県	○当市では、宅地・事業地等の建設に伴い、下水道事業計画(以下「事業計画」という。)の変更を毎年行っている状況である。当市の事業計画の変更は県の協議で完了するものの、期間は3か月程度要しており、早期整備を望む市民への支障、及び職員の事務負担になっている。現在の下水道法施行令第5条の2では、一律に「予定処理区域の変更」を伴うものは事業計画の変更となっているが、軽易な変更内容を明確に定めていただき、微小な区域の変更は事業計画の変更を要しないなど、手続きの簡素化をすべきである。 ○本件と同様に重要な変更として規定されている国土交通省令で定める主要な管渠の配置について、道路の改良工事に伴い配置が変更となる際にも配置が局所的ではないことから変更の対象となり、図書の作成に費用を要したことに合わせ、手続きに時間を要し、道路の改良工事に影響を及ぼす形となった。そのため、局所的ではないものの同一道路内における配置変更は軽微な変更であると考えられるため、大幅な変更とならないものについては重要な変更とは該当しないよう範囲の見直しをお願いしたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>共有地の代表者の選任については、平成29年の改正により、「それぞれ共有者の全員によって代表者を選任する。」と規定している(法第113条の2第4項)。</p> <p>また、平成31年には、代表者の選任方法の改善として、「共有地の「人数」の過半を占め、かつ、共有物に係る「持分」の過半を有する共有者によって選任された代表者も認める。」ことを一問一答により、明確化しており、これ以外の選出方法の場合では、他に優位な者が選任される可能性があることから、代表者として認めることは適当でない。</p> <p>御提案にある具体的な支障とされている内容(共有者が行方不明の場合、代表者選任後の共有者死亡の場合、話し合いは行われたが少数の反対により合意に至らなかった場合)については、不在者財産管理人制度を活用する等し、共有者間の合意を得ることを引き続きお願いしたい。</p> <p>なお、本件にかかる支援については、引き続き検討してまいりたい。さらに、今後も現場の声を踏まえながら「共有地の代表制についての一問一答」の未定稿を削除し農水省のホームページに掲載することで、事業主体や国民に広く周知を行い、土地改良事業における同意取得や事業の完了に支障がないよう取り組みたい。</p>	<p>未定稿である「共有地の代表制についての一問一答」が、定稿のものとして今後農林水産省のホームページに掲載されれば、農林水産省の公式見解として共有地の関係者にも周知が可能となり、共有者の早期合意形成が見込まれるため、早期に掲載を進めていただきたい。</p> <p>本提案では、どのような場合に、「共有者の「人数」の過半を占め、かつ、共有物に係る「持分」の過半を有する共有者によって選任された代表者」とする選任方法をとって良いか、その例外を適用できる場合についての明確化も求めている。貴省からの回答はなかったが、例外を適用できる場合について、何ら制限はないということよいか。また、例外となる選任方法について、共有物に係る「持分」の過半を有する共有者によって選任されれば共有物の権利との関係では足りるので、共有者の人数の過半を満たす必要はないのではないかと。共有地の代表者の選任に当たっては、共有者が所在不明等で代表者が選任できない場合、不在者財産管理人制度(以下、「管理人制度」とする。)を活用すること等の回答をいただいたが、管理人制度を利用するにも一定の手続が必要であることから、更なる事務の煩雑化が懸念される。過去に管理人制度を適用している事例等があればご教示いただきたい。</p> <p>また、未定稿である「共有地の代表制についての一問一答」では、所在不明等により意思が確認できない者がいる場合の対応についての記載があり、これに基づいて実務は進められていることから、この実情を踏まえていただいた上で、管理人制度の活用に関しては、現行の実務に影響がないよう、慎重に検討をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>下水道事業計画に定めるべき事項に係る変更のうち、国土交通大臣又は都道府県知事への協議を要する変更(軽微な変更は該当しないもの)について、下水道法施行令第5条の2各号に整理されている。これは、下水道法施行令第5条の2各号に掲げる変更が、下水道事業を実施するにあたって特に重要となる、下水の放流先に水質等の観点で影響を及ぼすものや私人の利益との調整を図る必要があるものの変更であり、関係自治体、私人等への影響が大きいことから、下水道管理者が当該変更を行う場合には、その妥当性を、下水道整備に関する知見を有する国土交通大臣等が客観的見地から確認する必要があるためである。</p> <p>ご提案に係る予定処理区域については、排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応している必要があり、また、予定処理区域内の私人に対しては、排水設備の設置や使用料の負担等、種々の義務又は制限が課されることから、予定処理区域の変更は、その程度に関わらず、私人等への影響が大きい。</p> <p>そのため、下水道管理者が予定処理区域の変更を行うにあたっては、変更する予定処理区域の面積等に関わらず、国土交通大臣又は都道府県知事への協議に係らしめ、国土交通大臣等が当該変更の妥当性を確認する必要がある。</p>	<p>当市事例(A=0.4ha)については、計画汚水量の増加が極めて少ないことから、排水施設及び終末処理場の配置及び処理能力を変更する必要はなく、下水道管理者である市町村が判断することが可能である。</p> <p>また、整備予定区域に隣接した限定的な区域であり、当該区域内の住民の方々に対して下水道供用開始後の「下水道への接続義務」、「受益者負担金」、「下水道使用料」等について説明を行ない、了承いただいた上ででの区域の変更であることから、国土交通大臣等による確認は不要であると考えます。</p> <p>当市事例の様に追加する予定処理区域が限定的で、その他の区域と明確に分離され、かつ、私権の制限に対し十分な理解を得られる予定処理区域の境界を変更する場合、国土交通大臣への協議等が求められることは非効率的であり、軽微な変更として整理できるよう引き続き検討していただきたい。</p>	<p>【富山市】 主要な管渠の配置については、下水道以外の他事業(道路改良)による同一道路内での変更の際には、放流先の水質等や私人の利益とは無関係であり、重要な変更には該当しないように考えられるため、改めての関係府省からの回答を求めたい。</p>	<p>【全国知事会】 公共下水道事業計画の変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
108	熊本市	放課後児童健全育成事業における徴収金収納事務の私人委託	放課後児童健全育成事業における公立公営の放課後児童クラブに係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令第158条を改正し当該徴収金の歳入区分を私人委託可能な項目として加える、又は児童福祉法等の個別法令に私人委託を可能とするよう定めるなど、当該徴収金の収納事務について私人に委託することを可能にすることを求める。	地方自治法第243条において、法律又は地方自治法施行令に特別の定めがある場合に限り、公金の徴収若しくは収納事務を私人に委託することができることとされている。これを受けて、地方自治法施行令第158条第1項において、私人に徴収や収納事務を委託できる歳入区分が列挙されており、使用料や手数料については私人委託が可能とされているが、負担金については列挙されておらず、私人委託が認められていない。放課後児童健全育成事業の徴収金については、児童福祉法上、私人委託が認められておらず、また、当市では、当該徴収金を「負担金」としているため、私人委託が可能な歳入区分には当たらない。したがって、当該事業については、地方自治法第243条により私人への委託が制限されることとなり、当該徴収金は現金納付又は口座振替での納付に限られている。放課後健全育成事業は、就労支援を目的とする事業であり、利用者の多くは仕事のため日中に銀行等で納付を行うことが困難であることが多く、決済のキャッシュレス化が進む中、コンビニエンスストア等の銀行窓口以外での納付を希望する声が多く寄せられている。	様々な納付方法を選択できるようになることで、利用者の利便性が高まることに加え、徴収金の納付率の向上にもつながると考えられる。	総務省、厚生労働省	ひたちなか市、豊橋市、豊中市、広島市、小林市	<p>○当市においても、児童クラブ利用料については、諸収入としているため、地方自治法施行令第158条第1項において列挙されている歳入区分に該当せず、私人委託が認められない。今後、キャッシュレス化が進む中で、様々な納付方法が認められれば、利用者の利便性の向上を図ることができ、また、現在支援員が行っている収納業務の負担軽減も併せて進めることができる。</p> <p>○放課後児童クラブを利用する保護者には、口座振替による納付を依頼しているが、口座振替が未登録の者や滞納者は納付書での支払いとなる。放課後児童クラブを利用する保護者の多くは、日中就労していることから、銀行窓口で納付を行うのは困難であり、コンビニエンスストア等の納付方法を希望する意見が多くある。納付を銀行窓口に限ることで、利便性が悪く、滞納する者も一定数いることから、利用料の収納率にも影響がある。</p> <p>○コンビニエンスストア等の銀行窓口以外での納付ができないため、仕事で銀行に行く時間がない家庭の利用料納付が遅れている。</p> <p>○当市においても同様に「負担金」として徴収しているため、納付率向上が課題となっている中で、納付書による支払いが指定金融機関に限られることから、利用者から支払いが困難である旨の意見が一定数ある。</p> <p>○当市でも、当該徴収金を「負担金」としているため、私人委託が可能な歳入区分には当たらず、当該事業については、地方自治法第243条により私人への委託が制限されることとなり、当該徴収金は納付書納付又は口座振替での納付に限られている。放課後健全育成事業は、就労支援を目的とする事業であり、利用者の多くは仕事のため日中に銀行等で納付を行うことが困難であることが多く、決済のキャッシュレス化が進む中、コンビニエンスストア等の銀行窓口以外での納付を希望する声も多い。納付方法が広がることで、利用者の利便性が高まることに加え、納付率の向上、滞納額の縮減にもつながると考えられる。</p> <p>○当市では、当該徴収金を「分担金及び負担金」としているため、私人委託が可能な歳入区分に当たらない。したがって、口座振替または現金納付に限定されている。放課後健全育成事業の利用者からは、口座振替の手続きが間に合わず、納付書を送付し、銀行にて納付する手続きに、コンビニエンスストア等の納付を望む声は多い。民間の習い事や塾などは、コンビニエンスストア等の銀行以外での納付が一般的である。</p> <p>○放課後児童健全育成事業は、就労支援を目的とする事業であり、利用者の多くは仕事のため日中に銀行等で納付を行うことが困難である。様々な納付方法を選択できるようになることで、利用者の利便性が高まることに加え、徴収金の納付率の向上にもつながると考えられる。</p> <p>○当市では、現在、長期休業中における延長利用について利用料を徴収しているが、歳入を「雑入」としているため、私人への収納委託(コンビニ収納)ができず、金融機関での窓口納付又は口座振替での徴収に限られている。この度の提案が実現すれば、当市においても私人への収納委託(コンビニ収納)ができるようになり、収納率の向上にもつながる。また、放課後児童クラブの利用者の多くは、日中就労等しており、金融機関での納付が困難であるため、コンビニエンスストア等での納付が可能となれば、利用者の利便性が向上する。</p>
110	横須賀市 【重点23】	区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲	軽易な区域区分の変更(変更する面積が一定規模以下で、他市町村との境界に近接しないもの等)に関する都市計画の決定権限を、中核市へ移譲することを求める。	区域区分に関する都市計画の決定権限は都道府県にあるが、当市のある都道府県の区域区分変更の基準では、原則として大規模な区域区分の変更や、人口増加につながるような市街地の拡張を認める方針となっている。一方、当市が希望している小規模な市街化区域の拡大については、区域区分の変更が認められないケースがある。具体的には、区域区分の境界において、現在市街化区域側に生産工場が、市街化調整区域側に駐車場として利用している敷地があるところ、工場増築のため、当該敷地を市街化区域に編入することを事業者から求められている。編入する面積は約2,000㎡程度であり、山林に囲まれ、人家も隣接していない区域であることから、周囲の居住環境への影響はほとんどなく、無秩序に市街地を拡張するものでもないことを踏まえ、市内経済の活性化等の観点から、当市としては要望どおり編入することが適切と考えている。都道府県の基準は、上記のような小規模な工業専用地域の拡大のような事例に対応しておらず、過去の区域区分の見直し時に都市計画変更要望を提出しても、このような区域区分の変更は認められなかった。また、小規模な住宅地の拡張など区域区分の変更が認められるケースがあるが、その場合でも、都道府県の区域区分の見直しスケジュールに合わせなければならないため、スピード感を持って住民からの要望の応えることが難しい。中核市は、人口・産業とそれに伴う都市的土地利用や公共施設整備が集中しており、相対する自然環境の保全に係る判断と相まって、制度創設から約20年が経過する都市計画区域マスタープランに基づいて区域区分の変更に係る判断を行う事務執行能力が十分にあると考える。地域の実情に合わせて円滑に街づくりを進めることを可能とするため、少なくとも、一定の面積以下で、他市町村との境界に近接しない区域区分の変更(既存家屋がある集落の市街化区域への編入、市街化調整区域が隣接した区域の工業系施設拡張や新規建築に伴う市街化区域への編入等)については、都道府県全域の都市計画の方針に影響を及ぼさない軽易なものととらえ、中核市に権限移譲を行うことを求める。	住民からの要望や提案に対して、中核市が地域の実情に合わせて主体的に判断することが可能となり、円滑に調整が進むとともに、区域区分の変更と併せて市決定権限の用途地域の変更も行う際に、関係部局との事前協議や調整、都市計画手続を効率的に行うことができる。	国土交通省	川口市、久留米市	○都市計画の人口フレームが当該自治体の土地利用政策の枠桎となっている。また、都道府県の権限であるため、都市自治体の状況を考慮した対応が十分でない。県の運用方針が合わず、別な手法を用いて土地利用を行った例がある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【総務省】 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の徴収金が、現行の地方自治法第243条及び同法施行令第158条に基づきその徴収又は収納の事務を私人に委託することができる歳入に該当するかどうかについて、まず、児童福祉法及び放課後児童健全育成事業を所管する厚生労働省において明確化すべきものとする。</p> <p>その上で、地方自治法第243条は公金の取扱上の責任の明確化と公正の確保の観点から原則として私人の公金取扱いを制限している規定であるが、「法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合」については例外が認められるものであり、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業における徴収金について、仮に同事業の実施主体である地方公共団体から私人への徴収委託を可能とするべきというニーズがあるのであれば、第一義的には同法及び同事業を所管する厚生労働省において検討すべきものとする。</p> <p>なお、総務省としては、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)」に基づき、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討することとしているが、その検討においても放課後児童健全育成事業の徴収金の取扱いについては、同事業の所管省庁である厚生労働省においてこの徴収金の性質を明確化して頂くことが必要であるとする。</p> <p>【厚労省回答】 現在、総務省において、負担金、分担金等について、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)」に基づき、「負担金、分担金等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討」されているものと承知しており、厚生労働省としては、それと別途に、放課後児童健全育成事業の利用料について検討することは考えていない。</p> <p>また、放課後児童健全育成事業の利用料を徴収している場合において、コンビニエンスストア納付等を可能にしている地方公共団体の例もあることから、そのような事例も参考にさせていただきつつ、放課後児童健全育成事業の利用料について私人にその徴収又は収納を委託することができる歳入科目として計上することも可能であると考えられることから、必要に応じて検討いただきたい。</p>	<p>第1次回答において示された「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)」に基づき、負担金、分担金等について私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入としての検討にあたって、当市において放課後児童健全育成事業の徴収金の歳入科目として整理している『負担金』についても、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができるよう迅速な対応を求める。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、都市計画区域マスタープランに基づき、当該都市計画区域内における人口や産業の将来の見通し、市街地の拡大可能性、公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を総合的に勘案して定められるものであり、変更区域の面積の大きさや他市町村との境界に近接する等に関わらず、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることが適切である。</p> <p>また、現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができること(法15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること(法18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保している。</p> <p>なお、「具体的な支障事例」に記載されている開発については、都市計画法第34条第10号、第11号、第12号、第14号などの規定を活用し、許可権者である中核市の判断で、許可することが可能である。</p>	<p>都市計画運用指針でも、都市計画の決定等にあたっては市町村が中心的な主体となるべきであり、市町村の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ都道府県が決定するものとされており、その観点から事務遂行能力の高い指定都市は区域区分の決定権限を持っています。</p> <p>区域区分の変更内容は多岐にわたり、市街化区域に新市街地として大きい面積の区域を編入するものから道路等の整備により境界を数m移動する小規模な面積の変更等様々な性質のものがありますが、変更内容によっては広域的に影響が生じるのか疑問に思うものもあり、その全てを「広域的な観点から定めることが適切」とする考え方はあまりにも形式的です。</p> <p>また、ご指摘の通り現行制度においても市町村の意向を反映させることが可能となっていますが、都道府県が実情に即してきめ細やかに対応することは無理があることから、実際には市町村の意向が通らず支障が生じている現状があるため、大きい面積の区域を編入するものについては、都道府県全体の人口や産業の将来の見通し等を勘案し広域的な観点から都道府県が定めることが妥当だと考えますが、広域的な影響を及ぼすとは思えない面積の小さい局所的な案件は、よりきめ細やかに公共施設の整備状況等の実情を総合的に勘案できる中核市が区域区分の変更をすることが望ましいと考えます。</p> <p>なお、同法第34条には、市街化調整区域内で広い区域等を指定することにより、開発許可による土地利用が可能となる規定がありますが、提示した「具体的な支障事例」は、同条の運用にはなじまず、区域区分の変更により対応すべきと考えられる案件です。</p> <p>こうした区域区分の変更に関する権限移譲を求める中核市の意見を国土交通省で把握した上で、前向きな検討を求めたいと考えます。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 都市計画における区域区分の設定権限については、地方分権推進委員会第一次勧告を踏まえ、引き続き都道府県の事務・権限とするべきである。</p>